

児玉町文化財調査報告書 第26集

将監塚東・平塚・藤塚遺跡

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書21

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

児玉町文化財調査報告書 第26集

しょう げん づか ひがし ひら つか ふじ づか い せき
将監塚東・平塚・藤塚遺跡
— 縄紋時代編 —

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書21

1 9 9 7

埼玉県児玉郡児玉町教育委員会

序

近年の青森県三内丸山遺跡等の相次ぐ発掘調査の成果によって、「縄文時代観が変わった」と声高に叫ばれています。しかし、変わったのは自然と共に生きたとされる「縄文時代観」の側ばかりではないでしょう。「自然と人間との共存」という意識は、近年とみに注目されていますが、このような今日の意識の変化を考えるならば、「縄文時代観の変化」とは、ひとつ彼らに対する知識の変化によるばかりではなく、我々の自然観や歴史観そのものの変化を伴うものであると考えることもできるでしょう。

縄文時代には、自然の恵みを受け共に生きることが必要でした。無秩序な乱獲は自らの生を縮めるものだったと考えてよいでしょう。食糧や材料は、必要以上に手許に置くのではなく、自然を管理し自然の中にそのままの形で蓄える術を心得ていたのです。不必要なものは採取せず、必要のなくなったものは自然に帰す。彼らの生活の痕跡からは、そういう生態的な循環に参与した姿を垣間見ることができるでしょう。言い換えれば、自然と人間との共存が縄文時代の生活の基礎となっていたのです。また彼らは、食糧はもとより貴重な石材も分け合うことによって争いを避け、助け合うことによってお互いの大切さを確認するという知恵を持っていたことが推定されています。

今日、自然と人間との共存が叫ばれ、リサイクルという言葉も日常的な用語になりつつあります。私たちは、この地域で自然と共に生き、相互に力を合わせて生きた縄文人に学ぶことが今こそ必要なのかも知れません。歴史は、教科書や書物で学ぶことももちろん大切ですが、地域の歴史をお年寄りや先輩たちから学び共に学ぼうとすることはもとより、歴史の中で築き上げられた英知を埋もれた歴史の中から学びとることもまた、二十一世紀を支える生涯学習のひとつのあり方ではなかろうかと思われま

す。このささやかな報告書は、文化財の保護と活用にとっての第一歩であるに過ぎませんが、町民の皆様をはじめ教育・研究にたずさわる皆様のご参考となりえるならば幸いです。このたびこの発掘調査報告書が刊行できましたことは、町民の皆様や埼玉県本庄土地改良事務所をはじめ多くの関係諸機関ならびに関係各位のご協力の賜と深く感謝いたします。私どもも「児玉町を愛する人間の育成」を教育目標の一つに掲げ、文化財を活用しつつ生涯学習の普及に努めて参る所存ですので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

平成9年2月14日

児玉町教育委員会
教育長 富 丘 文 雄

例 言

- 1、本書は、埼玉県児玉郡児玉町大字下真下字北原、同字今井境ほかに所在する将監塚東遺跡、平塚遺跡、藤塚遺跡等の発掘調査報告書である。
- 2、発掘調査は、県営圃場整備事業（児玉北部地区）に先立つ町内遺跡群保存事業として、昭和62年度から平成3年度に児玉町教育委員会が実施したものである。
- 3、発掘調査および整理・報告書に要した経費は、町費・国庫補助金・県費補助金（埼玉県教育委員会）および委託金（埼玉県）である。
- 4、本書は、県営圃場整備事業（児玉北部地区）関連の町内遺跡保存事業のうち平成3年度発掘調査および縄紋時代の資料を報告するものであり、縄紋時代以降の時期その他については既刊の児玉町文化財調査報告書を参照されたい。
- 5、本報告に関わる発掘調査の担当は、鈴木徳雄・徳山寿樹があたった。また、編集については整理参加者の協力を得て鈴木が行い、執筆分担については各文末に記した。
- 6、発掘調査及び本書作成にあたって下記の方々や機関から御助言・御協力を賜った。（順不同、敬称略）

赤熊 浩一、飯塚 博和、池田 敏宏、石岡 憲雄、市川 修、犬木 努、
江原 英、大倉 潤、太田 博之、大塚 達朗、大屋 道則、岡本 幸男、
金子 彰男、小宮山克己、坂本 和俊、佐々木藤雄、笹森 健一、篠崎 潔、
外尾 常人、大工原 豊、高橋 一夫、高村 敏則、田村 公夫、田村 誠、
千装 智、千野 裕道、利根川章彦、永井 智教、中村 倉司、長滝 歳康、
長谷川 勇、早坂 廣人、林 謙作、平田 重之、増田 一裕、丸山 修、
丸山 陽一、宮本 直樹、矢内 勲、弓 明義、山川 守男、山口 逸弘、
埼玉県教育局文化財保護課、児玉郡市文化財担当者会、東海大学考古学研究会
- 7、本書作成の主な作業分担は、次のとおりである。

接合・復元（新井千都子、倉林八重子、白石敏子、中原好子、野沢公代、林 和代）
拓本・断面（赤堀俊子、新井栄子、根岸富士江、逸見百合子、福島礼子、倉林常子）
土器実測（松澤浩一：将監塚東・平塚遺跡／藤田正美：藤塚遺跡）
遺構原図操作（徳山寿樹、新井嘉人）
トレース（福島礼子、藤田正美）
遺物写真（鈴木徳雄、松澤浩一）
その他の作業（田口照代、佐藤博之、井口泰基、白崎智隆）

発掘調査の組織

平成3年度（発掘調査）

調査主体 児玉町教育委員会

事務局 児玉町教育委員会社会教育課

	社会教育課	課長	吉川	豊
		課長補佐	前川	由雄
		主任	金子	幸弘
		主事	渋谷	路子
		主事	恋河内	昭彦
担当者		主任	鈴木	徳雄
		主事	徳山	寿樹
調査員補			尾内	俊彦

平成8年度（整理・報告）

調査主体 児玉町教育委員会

事務局 児玉町教育委員会社会教育課

	社会教育課	課長	大塚	勳
		課長補佐	関根	安男
	社会教育係	係長	田島	賢二
		主任	倉林	美恵子
	文化財係	主事	恋河内	昭彦
担当者	文化財係	係長	鈴木	徳雄
		主事	徳山	寿樹
		主事	大熊	季広
調査員			尾内	俊彦
補助員			佐藤	博之

目 次

序

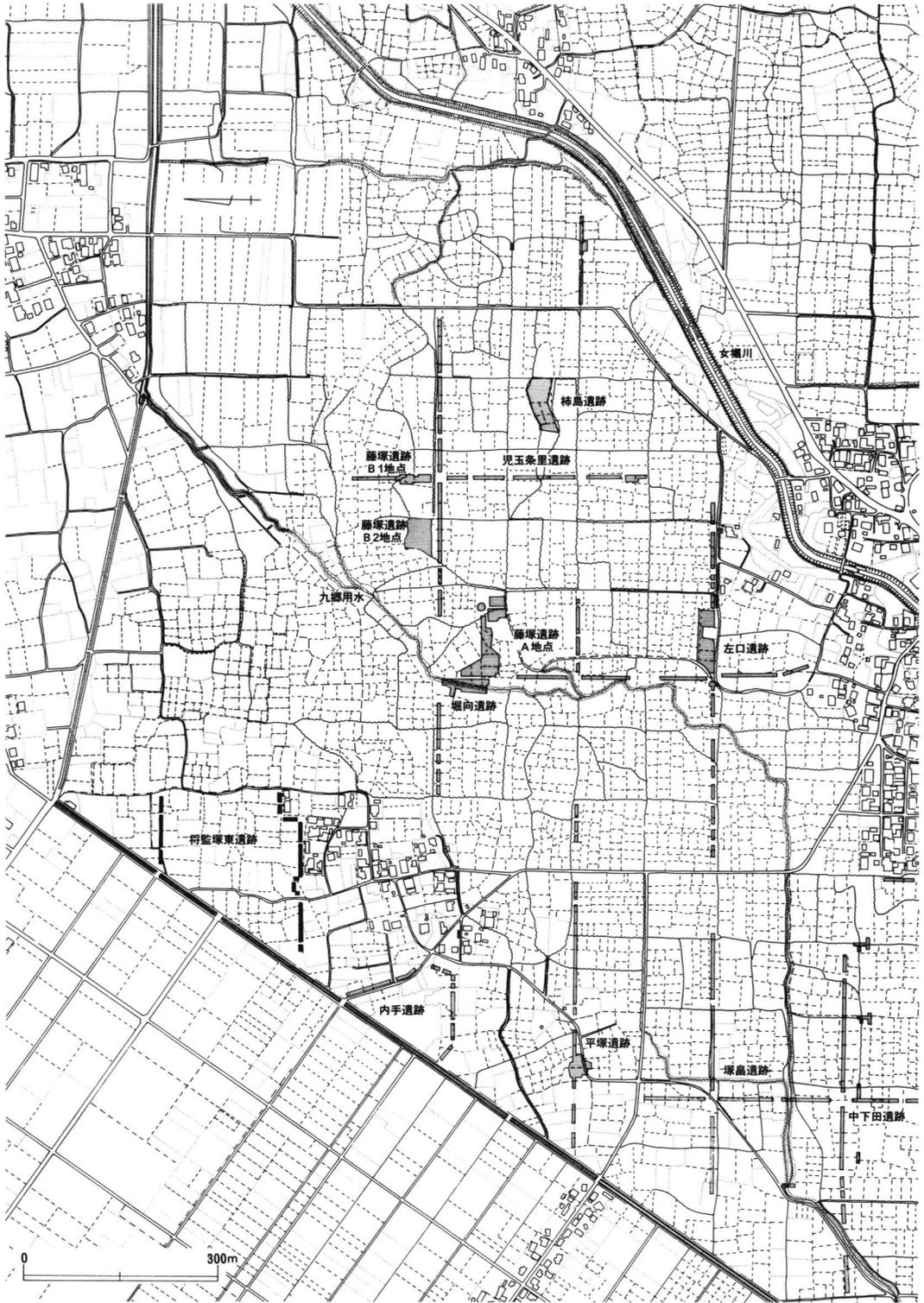
例 言

目 次

第Ⅰ章	発掘調査に至る経過	1
第Ⅱ章	遺跡の地理的・歴史的環境	3
第Ⅲ章	将監塚東遺跡の調査	7
	1. 遺跡の概要	
	2. 遺構の概要	
	3. 遺物の概要	
第Ⅳ章	平塚遺跡の調査	26
	1. 遺跡の概要	
	2. 遺構の概要	
	3. 遺物の概要	
第Ⅴ章	藤塚・堀向遺跡の調査	45
	1. 遺跡の概要	
	2. 遺構の概要	
	3. 遺物の概要	
第Ⅵ章	児玉郡における縄紋集落の占地と居住形態	97
	1. 前・中期の遺跡占地と環境	
	2. 中期遺跡の占地と集落の変化	
	3. 中期以後の遺跡群の変化	

参考文献

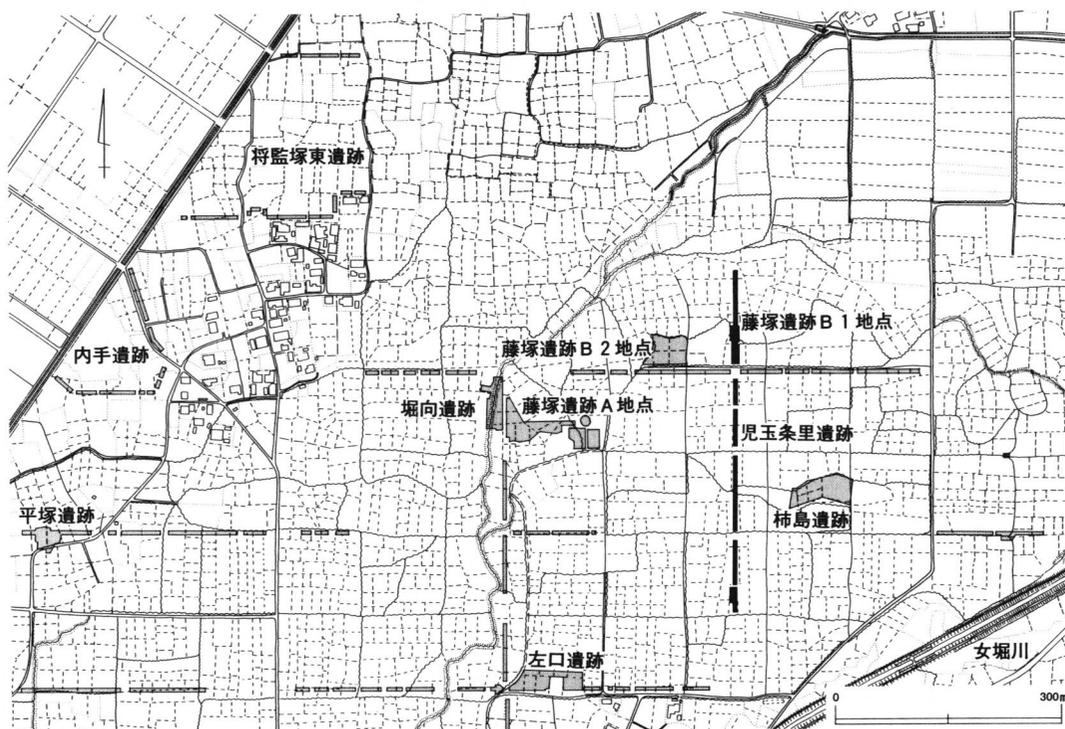
写真図版



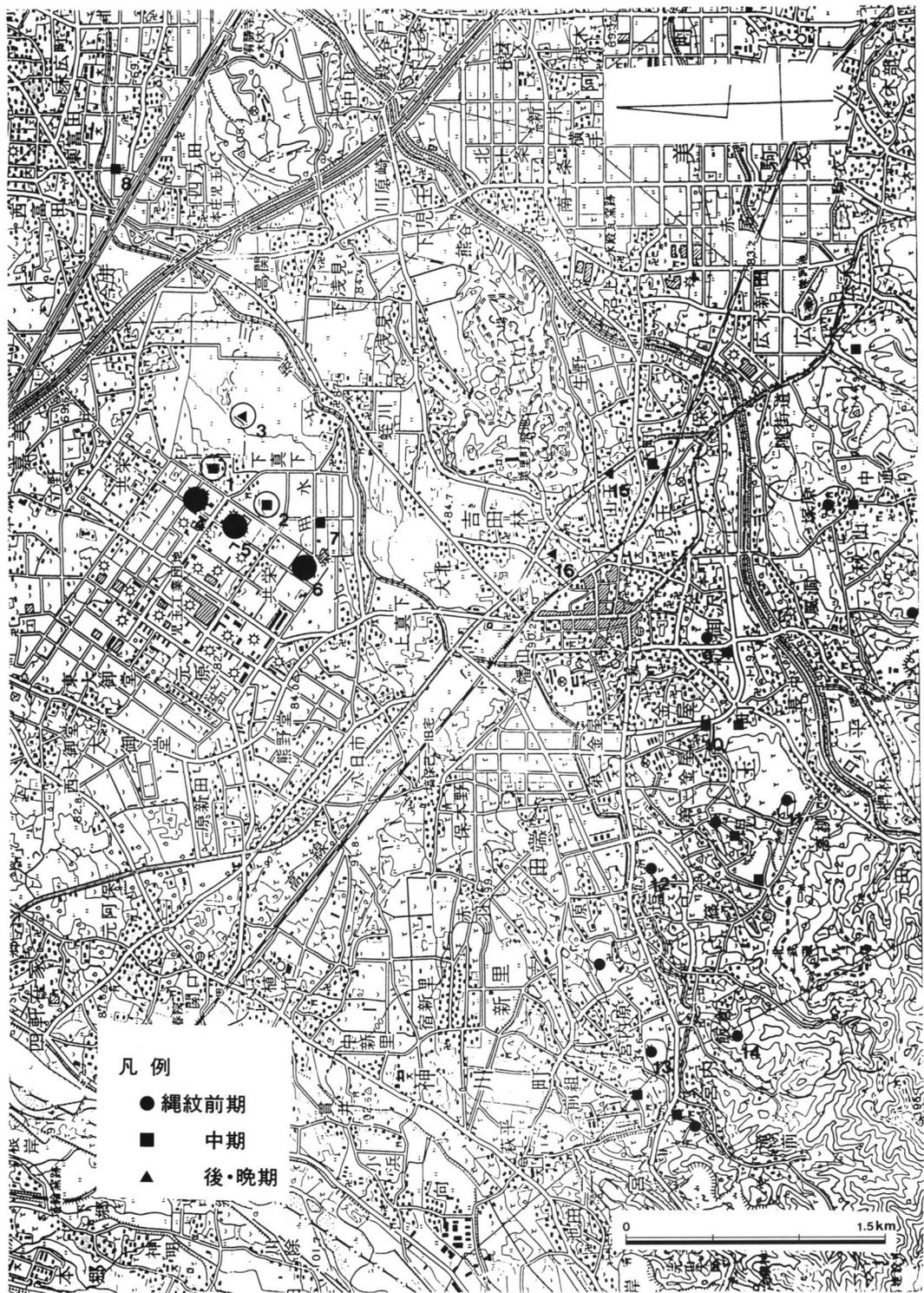
第1図 兒玉北部地区発掘調査位置図

第Ⅰ章 発掘調査の経緯

本報告にかかわる発掘調査は、平成3年度の県営圃場整備事業（児玉北部地区）に先立つ埋蔵文化財保存事業として実施したものである。平成3年度事業については、上記の事前協議に基づき埼玉県教育局文化財保護課、県耕地課、本庄土地改良事務所及び町教育委員会が平成2年12月に打ち合わせ会議を行った。この結果平成3年度工区のうち、今回報告の将監塚東遺跡（No54-022）の現状変更される区域について発掘調査による記録保存の措置をとることになった。児玉町教育委員会より平成3年6月3日付児教社第77号で発掘調査通知を埼玉県教育委員会に提出した。文化庁からは平成3年10月11日付3委保記第5-4621号をもって発掘調査通知書の受理について通知があった。一方、平成3年5月28日付本地第325号で埼玉県本庄土地改良事務所長より埋蔵文化財発掘の通知が提出され、平成3年9月4日付で教文第3-187号周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等についての通知があった。現地発掘調査の実施期間は、平成3年7月10日から平成4年1月31日迄でありその後残務整理等を実施した。なお、平塚遺跡あるいは藤塚遺跡、堀向遺跡については、既刊の児玉町文化財調査報告16集(1994) および18集(1995) を参照されたい。（事務局）



第2図 関連遺跡調査位置図



第3図 周辺の主要縄紋遺跡

第Ⅱ章 遺跡の地理的・歴史的環境

1. 地理的環境

報告する遺跡の所在する児玉町は、埼玉県北部に位置し、町域の南東側は上武山地、北西側は関東平野西端を構成する扇状地が展開している。遺跡は市街の北東約3 km、関越自動車道本庄児玉インターチェンジから西に約4 kmの耕作地帯の直中に位置している。

児玉地域の地形

遺跡の周辺は、群馬県と埼玉県を境する神流川によって形成された洪積扇状地である本庄台地が展開している。本庄台地は、八王子-高崎構造線上の断層崖を境に上武山地と接し、三波川系結晶片岩帯に相当する上武山地を水源とする女堀川（金鑽川・赤根川水系）によって開析されている。報告にかかる遺跡は、本庄台地面がこの低地帯と接する区域に位置している。遺跡の南側には、女堀川によって開析された低地帯が帯状に展開し、女堀川を挟んだ南側にも自然堤防や後背湿地が展開している。また、これらの低地帯に沿うように第三紀の残丘が点列状に東西に展開し、更に南側には小山川の氾濫原と低地帯が形成されている。言い換えれば、女堀川を挟んで自然堤防・低地・台地が北東方向に向かう地形の勾配に沿って帯状に展開し、さらに南側には点列状の残丘と小山川の低地帯が北東方向に延びる地形であると見做すことができる。

周辺の地形

本報告にかかる遺跡の周辺は、この神流川扇状地である本庄台地と、付近より流れ出る金鑽川・赤根川水系の河川である女堀川によって開析された低地帯が接する区域であり、現状では低地と台地部は明瞭な比高差をもたない。しかし、台地部においては表土層下にローム層が堆積しているのに対し、低地部においては粘質の沖積土が堆積しており縄紋時代には一定の比高差が存在したことが確認される。

No	遺跡名	文献等	No	遺跡名	文献等
1	将監塚東遺跡	本報	9	賀家上遺跡	恋河内, 1990
2	平塚遺跡	〃	10	倉林東遺跡	
3	藤塚遺跡	〃	11	宇留井山遺跡	
4	将監塚遺跡	石塚, 1986	12	塩谷下大塚遺跡	
5	古井戸遺跡	宮井, 1989	13	上の原遺跡	
6	新宮遺跡	恋河内, 1996	14	神明前遺跡	
7	中下田遺跡	鈴木, 1991	15	児玉清水遺跡	
8	前田遺跡	増田, 1989	16	吉田林女池遺跡	

表-1 周辺の主要縄紋時代遺跡

この区域の発掘調査や試掘調査によると、当時の地形は現在の平坦に見える区域においても小支谷や湿地が入り込み、埋没河川なども検出されるなど、複雑な埋没地形が確認されており、このような地形に沿って帯状の生態的環境が展開していたことが予想される。しかし、自然の河川の水量は、扇状地形の特徴を示すこの周辺においては表流水量が少なくその大半が伏流しており、遺跡周囲の低地には小規模な湧水点が存在したことが、小支谷の存在から窺い知ることができる。

報告遺跡の環境

今回の報告にかかる遺跡は、将監塚東遺跡（第Ⅲ章）、平塚遺跡（第Ⅳ章）、藤塚遺跡及び堀向遺跡等（第Ⅴ章）の縄紋時代を中心とする諸遺跡である。将監塚東遺跡〔第3図1〕は、将監塚遺跡の東側に位置し、本庄台地の開析面に臨む区域に相当する。基盤層は粘質のローム土であり、ローム質の基盤層を持つ将監塚遺跡と比べると低地の土壌に幾分類似する。平塚遺跡〔2〕は、古井戸遺跡の南側に相当し、神流川扇状地である本庄台地上の標高80m前後の高燥な平坦面に隣接する小台地上に位置している。本遺跡の、基盤層はローム層であり一部に粘土化が認められ、その下部に粘土層が堆積している。藤塚遺跡〔3〕は、女堀川によって開析された低地内の微高地上に占地し、蛭川埋没河川跡に接する地点に相当している。現状においては周囲との比高差はほとんどなく、西側に緩く傾斜しているが、縄紋期においても周囲との際だった比高差を想定することは難しい。この斜面部を中心に幾分包含層が認められこの区域には細砂礫を含む土層の堆積が認められた。堀向遺跡は、この藤塚遺跡と埋没河川跡を挟んだ西側に位置している。基盤層には粘質のローム土が薄く認められ低位の台地として捉えられる。

2. 歴史的環境

この地域の縄紋時代遺跡は、時期によって様々な占地の傾向と変化が認められる。ここで報告する本庄台地から低地域においては縄紋草創期～前期の遺跡は極めて稀薄であり、安定した生活址を認めることは困難である。ちなみに将監塚遺跡では草創期のものと考えられることのできる有舌尖頭器が検出されており、何らかの活動の痕跡として捉えることができるが、土器やその他の遺物は検出されていない。これらの時期の遺跡は、丘陵部や丘陵に接する台地先端部に小規模な遺跡が検出されており、草創期では宥勝寺北裏遺跡（本庄市、1976・守他、1980）、長沖梅原遺跡（埼玉考古学会、1986）、秋山宿田保遺跡等で爪形紋や縄紋の側面圧痕を伴う土器片が少量ずつ出土している。

縄紋早期

本庄台地面においては、縄紋早期の遺跡も現在までのところ検出されておらず、土器破片等の検出も認められない。この時期においては、城の内遺跡（鈴

木他、1979) が丘陵に接する台地面に占地するのをはじめ、葦池遺跡等の丘陵部、あるいは秋山南飯盛遺跡、塔ノ入遺跡、杉ノ嶺遺跡(註1)など山地内で押型紋土器ないしは沈線紋土器が微量ないしは少量検出されている。また早期後半では、枇杷橋遺跡や長沖古墳群内あるいは秋山中山遺跡等において条痕紋系土器が検出されている。このように早期では占地域が拡大している様子が窺えるが、先のように低台地や低地内には遺物を伴う生活の痕跡を認めることはできない。

縄紋前期

縄紋前期の遺跡においても、本報告の遺跡周辺では多くの地点について比較的広範囲の調査が実施されているが、縄紋前期の遺物については諸磯 a 式が1点検出されているに過ぎない。これに対して丘陵部での遺跡数は爆発的に増加し、宇留井山遺跡 [11]、塩谷下大塚遺跡(恋河内、1990) [12]、神明前遺跡 [14] をはじめ多くの遺跡が確認されている。また、山地内にも遺跡が増加し、秋山中山遺跡(註2)等が確認されている。もちろん今後、低台地や低地域で小規模な遺跡が発見される可能性が皆無ではないが、丘陵部やこれに面する低位の山地内でのこの時期の遺跡の分布状態とは比較にならないほど稀薄である点に変更の余地はないであろう。

縄紋中期

この地域において、縄紋時代遺跡が増加するのは中期中葉以降であり、とりわけその後半期には遺跡の分布が集中して現れる。例えば、将監塚・古井戸遺跡(石塚他、1986)、新宮遺跡(恋河内、1996)、神田遺跡、平塚遺跡(本報告)は、ともに加曾利 E 式期を中心に本報告遺跡の周辺に集中的に形成されている。このうちでも勝坂式終末期頃から形成が開始される、大規模な「環状集落」である将監塚・古井戸遺跡 [4・5] および新宮遺跡 [6] 等が台地上に占地するのに対し、今回報告する平塚遺跡をはじめ中下田遺跡(鈴木、1991) [7] や神田遺跡等の小規模な集落跡は、この「環状集落」周辺の低地部に占地する傾向を認めることができる。この「環状集落」周辺の小規模集落は、「加曾利 E III 式～IV 式」に中心があり、先の将監塚・古井戸遺跡あるいは新宮遺跡の継続期間の後半以降に相当し、集落の解体と拡散の傾向を読み取ることができる。このような傾向は、本庄市前田遺跡(増田、1989)において「加曾利 E III 式」の遺構が検出されていることとも呼応しており、本庄台地周辺のひとつの傾向と考えてよいであろう。また、この時期には丘陵部においても長沖古墳群内の賀家上遺跡 [9] や倉林東遺跡 [10] 等の分布が認められるとともに、橋ノ入遺跡(鈴木、1986)等に見られるように上武山地内にもその分布域を拡大していることに注意すべきであろう。

縄紋後・晩期

後期・晩期においては、前期や中期の遺跡と比較すると、その分布密度は極めて稀薄であるが、丘陵部や台地上ではきわめて小規模な遺跡が点在するのに

対し、旧河川や湧水点に接する低位の台地や低地内の微高地等に住居を伴う集落遺跡が占地していることは注目すべきであろう。ちなみに、今回報告する藤塚遺跡では、前述のように蛭川埋没河川跡に接する低位台地～微高地上に占地し、称名寺式から安行3c式期におよぶ土器群が検出されている。このほかに、縄紋後～晩期の遺跡は、児玉清水遺跡[15]、吉田林女池遺跡[16]が確認されているが、何れも河川に注ぐ湧水付近の支谷に接する地点の占地をとることに注意すべきであろう。また、本庄市古川端遺跡(鈴木、1978)も低地内に占地する遺跡であり、児玉町域の遺跡と同様の占地をとるものと見做してよいであろう。これらの諸遺跡は、継続時期が比較的長期に及ぶが、それぞれ大規模な集落遺跡であると考えすることは困難であり、比較的小規模な集落が継続的に営まれたものであると考えることができる。

児玉町内で確認されているこれ以外の遺跡では、少量の破片が検出されるが、いずれも特定の遺構の検出されない小規模な遺跡が確認されているのみである。また、本庄市域においても雌濠遺跡(本庄市、1986)のように、縄紋後期の土器が微量出土する遺跡が確認されており、この時期の遺跡形態のひとつの特徴として捉えることができるであろう(註3)。

縄紋終末期以後

この地域では、縄紋時代終末期の遺跡は極めて少なく、台地部では児玉清水遺跡、丘陵部では秋山塚原遺跡、山地部では塔ノ入遺跡等で微量の土器破片が散見されるに過ぎない。初期弥生期においてもこの傾向は継続し、この地域に明瞭な集落が形成されるのは中期後半以降である。この地域では弥生後期に入ると遺跡数は増加の傾向をみせるが、これらも丘陵部を中心に小規模な遺跡が点在する状況であり大規模な集落の形成を認めることができない。この地域においては、集落遺跡が急速に増加をみせるのは、低地域の排水や灌漑用水の開鑿が開始される古墳時代前期に入ってからのことである。

註

- (1) 杉ノ嶺遺跡は神泉村遺跡調査会で発掘調査が実施されたものであり、担当者矢内勲氏にご教示を頂戴した。
- (2) 秋山中山遺跡は、児玉町遺跡調査会で調査を実施したものであり、上武山地内の低位の山地平坦面上に占地し、縄紋前期初頭から終末におよぶ住居址が検出されている。
- (3) 縄紋時代を中心とする遺跡の占地等に関わる問題については後論する。

古墳時代以降については既報告等を参照されたい。また、児玉郡市文化財担当者会編(1992)『児玉郡市における埋蔵文化財の成果と概要』を参照されると好便である。

第Ⅲ章 将監塚東遺跡の調査

1. 遺跡の概要

本遺跡は大字下真下字今井境・字中道・字北原に所在しており、本区域は将監塚東遺跡（埼玉県遺跡地図No54-022）に該当している。

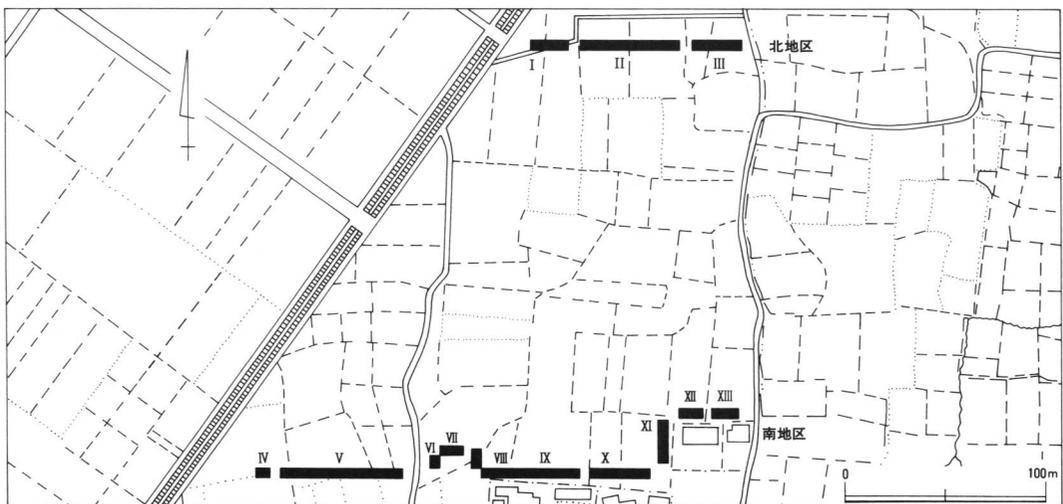
遺跡の立地

遺跡の立地は、概ね標高75mの等高線にあたる本庄台地北東縁にあたっており児玉町最北端に位置する。現状の地形は北東方向に緩やかに傾斜しており隣接している低地との地形的相違は不明瞭である。しかし、土地利用の相違を観ると台地部は桑畑であり低地部は水田というように明瞭な違いを見せている。また、遺跡の東側に隣接している低地部には条里遺構が展開しており、県営圃場整備事業実施以前は、児玉条里（埼玉県遺跡地図No54-285）として現代に条里地割りの形状を留めていた。

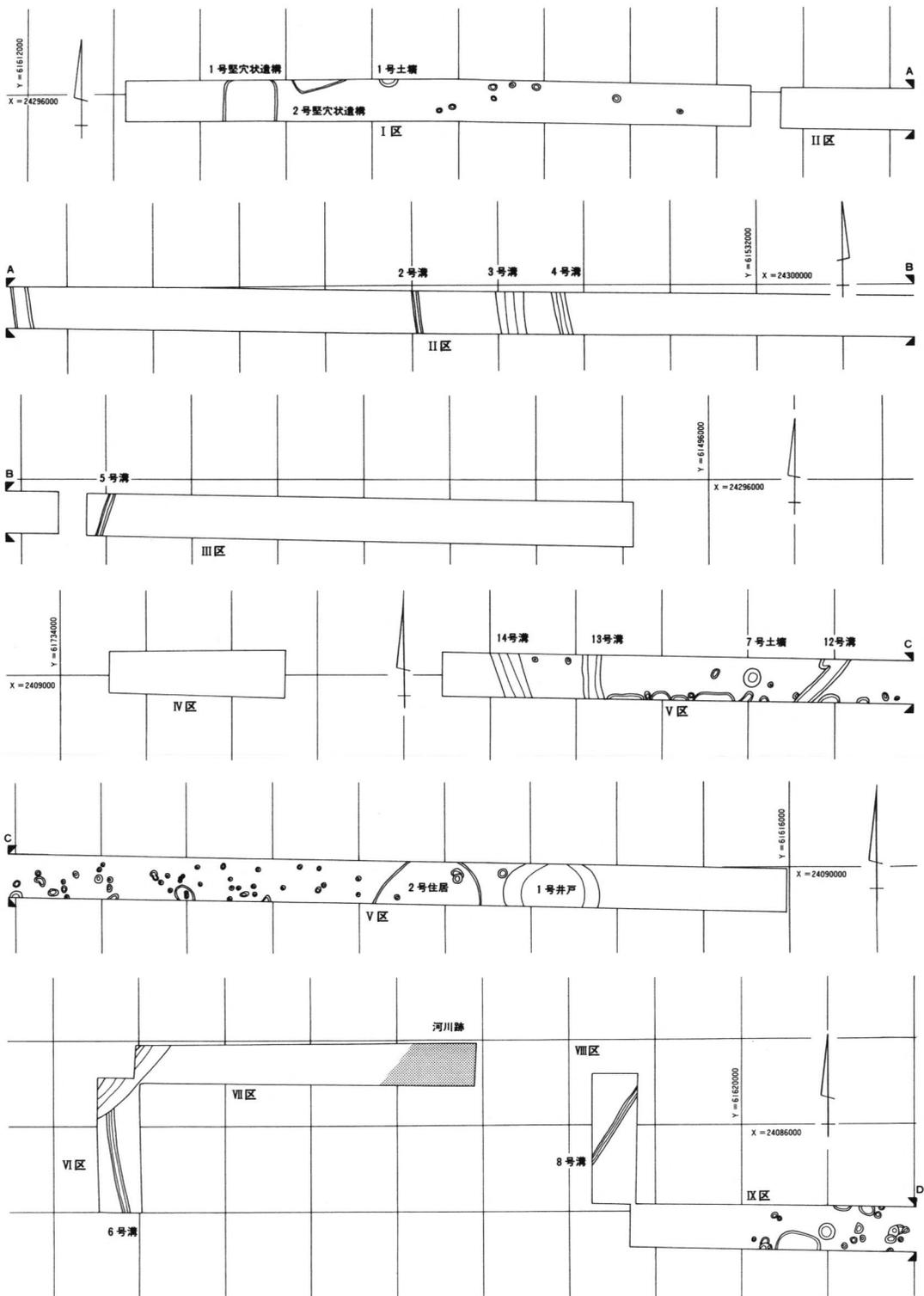
検出された遺構

調査は、平成3年度に実施した。本遺跡からは、縄文時代中期（加曾利EⅢ式期）の竪穴式住居跡2軒及び中世の竪穴状遺構2基、そのほか井戸址1基、溝状遺構14条、道路状遺構1本、土壇7基、河川址等が検出されている。また、これらの遺構からは加曾利EⅢ式・国分式などの土器片や石器が出土している。特に、本遺跡で検出された小規模の縄紋集落は、本遺跡の西側に占地している将監塚・古井戸遺跡で検出された環状集落の生活圏内周縁にあたると推定でき、これらの大規模な環状集落との関係が注目される。

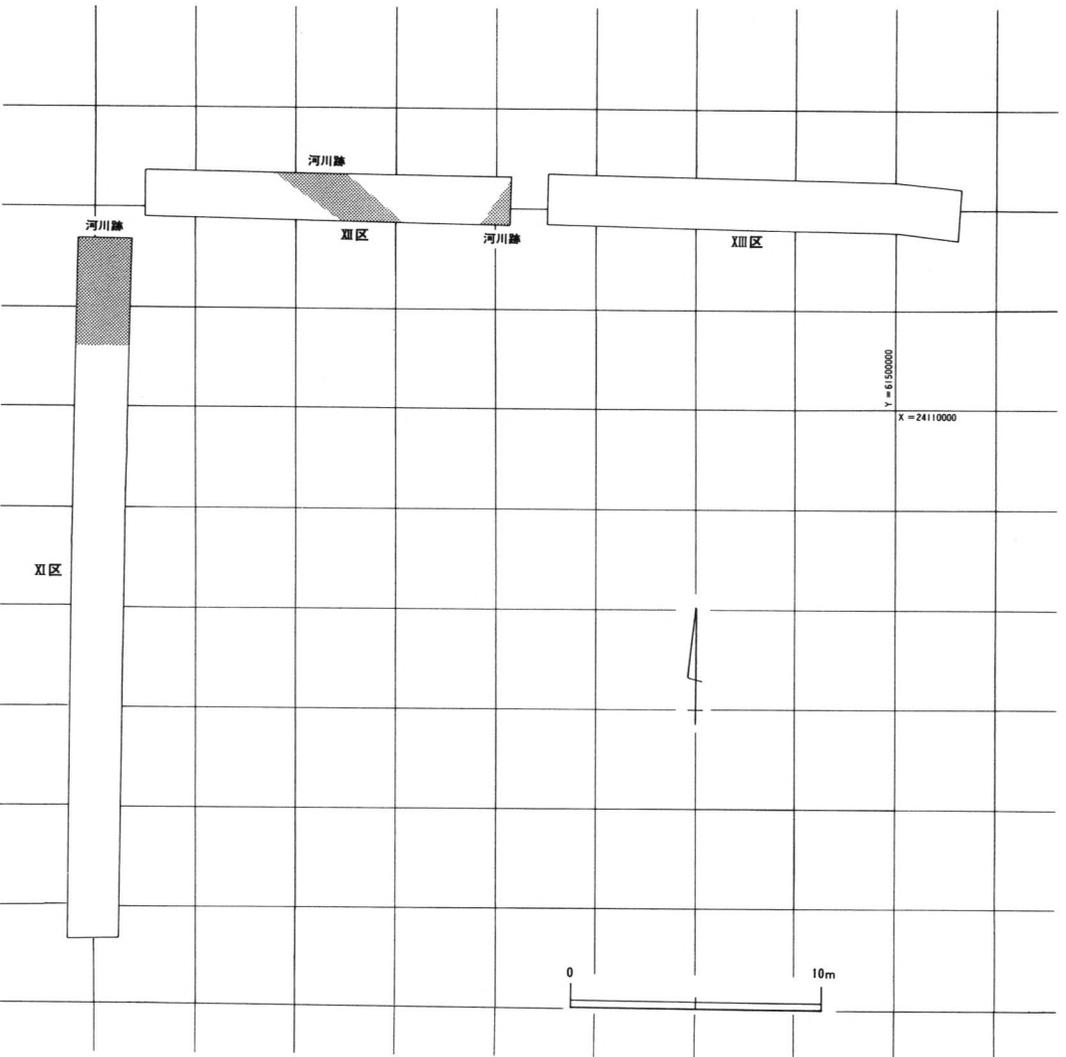
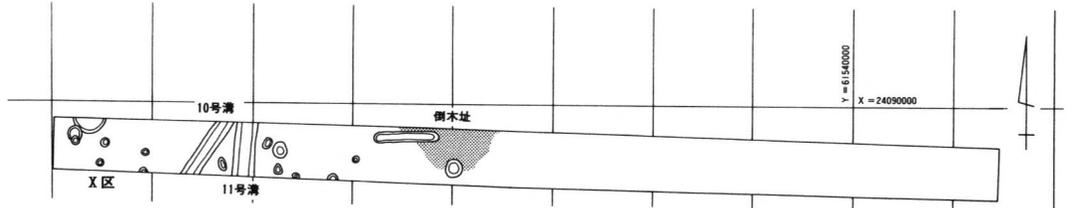
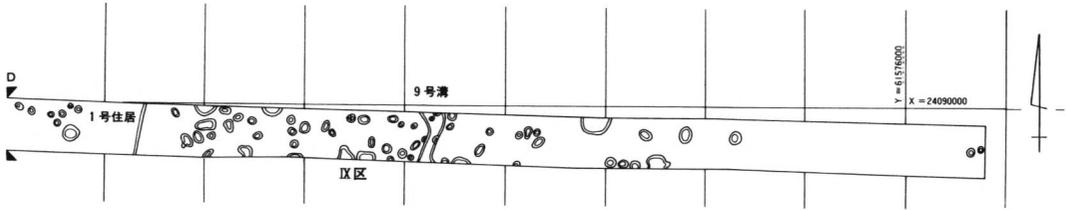
調査区は、遺跡の北側に位置する北地区と北地区より約200m南側に平行に位置する南地区とに別れており、各々新設する水路の西側を起点にして現状の農道や水路を境に東側に隣接する本庄市との市町村境付近までを設定した。また各々の地区を北地区が第Ⅰ区から第Ⅲ区に南地区が第Ⅳ区から第ⅩⅢ区に設定をし、幅2m距離延べ343.3mの686.6㎡について調査を行った。（徳山寿樹）



第4図 将監塚東遺跡調査区配置図



第5図 将監塚東遺跡全測図



基本土層

以下に記述した土層は、本遺跡の第Ⅰ区から第13区にかけての基本土層である。特に、南地区の土層は、河川址があるためかやや砂質であった。

a. 北地区（第Ⅰ区～第Ⅲ区）

- 第Ⅰa層 暗灰褐色土 (As-A)を非常に多く含む。現・近代水田耕作土。
- 第Ⅰb層 明褐色土 (As-A)を非常に多く含む。近代水田耕作土。
- 第Ⅰc層 明褐色土 (As-A)を含まない。近代水田床。
- 第Ⅱ層 暗褐色土 (As-B)を含む。旧表土。
- 第Ⅲ層 褐色土 (As-B)を含まない。若干の鉄分・マンガン粒を含む。第Ⅳ層漸移。
- 第Ⅳ層 暗黄褐色土 黄色粘質土の風化土と鉄分・マンガン粒を非常に多く含む。
- 第Ⅴ層 黒色粘質土 (As-Y.P)を含む。
- 第Ⅵ層 暗黄色土 ローム漸移層
- 第Ⅶ層 黄色土 ローム層

b. 南地区（第Ⅳ区～第Ⅷ区）

- 第Ⅰa層 暗灰色土 しまり、粘性共になし。(As-A)を含む。現・近代耕作土
- 第Ⅰb層 明灰色土 しまり、粘性共になし。(As-A)を非常に多く含む。近代耕作土。
- 第Ⅱa層 明灰色土 しまり、粘性共に強い。(As-A)を含まない。
- 第Ⅱb層 暗灰色土 第Ⅱa層に類似するが、さらに粘性強く土質が細かい。
- 第Ⅲa層 明灰色土 しまり、粘性共に強い。鉄分・マンガン粒を多く含む。
- 第Ⅲb層 明灰褐色土 しまり、粘性共に強い。鉄分・マンガン粒を多く含む。粘質土。
- 第Ⅳ層 黒色土 しまり、粘性共に強い。鉄分・マンガン粒を多く含む。粘質土。
- 第Ⅴ層 黒色土 第Ⅳ層に類似するが、やや砂質であり肌理が荒い。

c. 主な火山灰

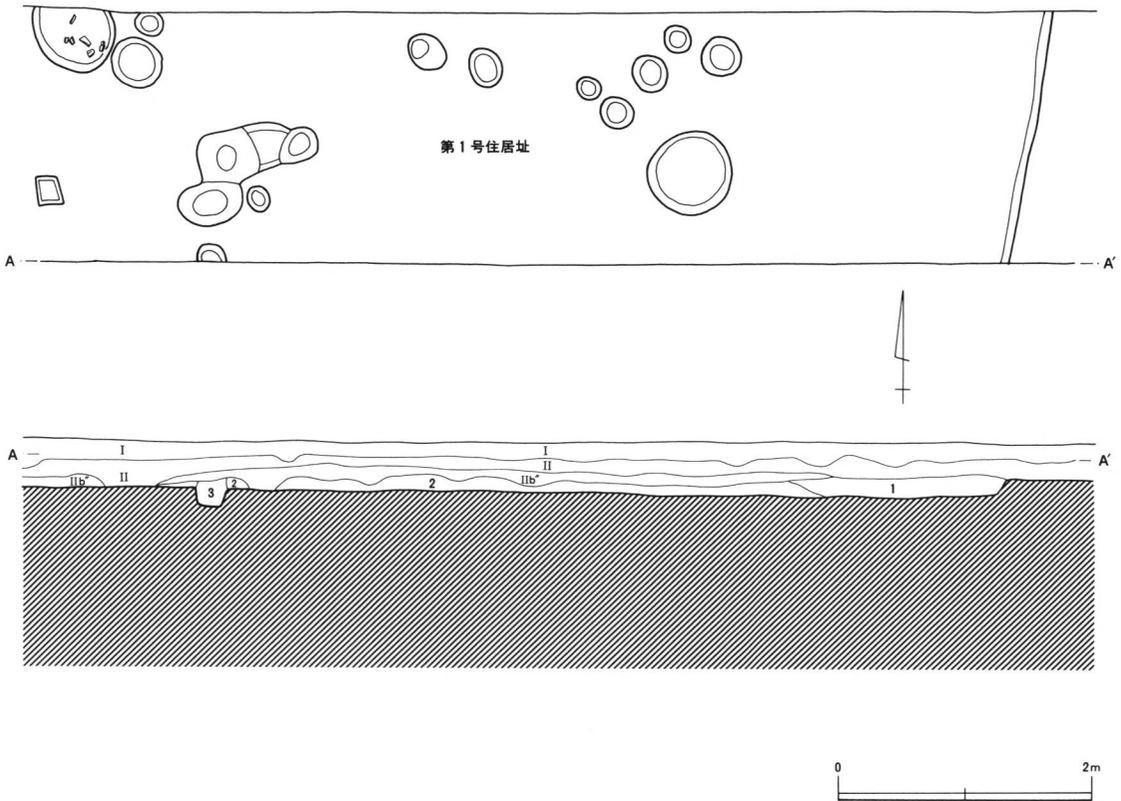
- (As-A) 浅間山系A軽石
- (As-B) 浅間山系B軽石
- (As-Y.P) 浅間一板鼻黄色軽石

2. 遺構の概要

a. 竪穴式住居址

第1号住居址（第6図 図版9・10）

本址は、調査区第Ⅸ区中央やや西側に検出された。北壁、南壁は調査区外に延びているため平面形態、規模共に不明である。また西壁は検出できたが、東壁の立ち上がりは明確ではなく検出できなかった。規模は断面より東西に640cm以上、深さ最大14cmを測る。覆土からは多数の土器片が出土している。出土遺物により縄文時代中期の所産である。



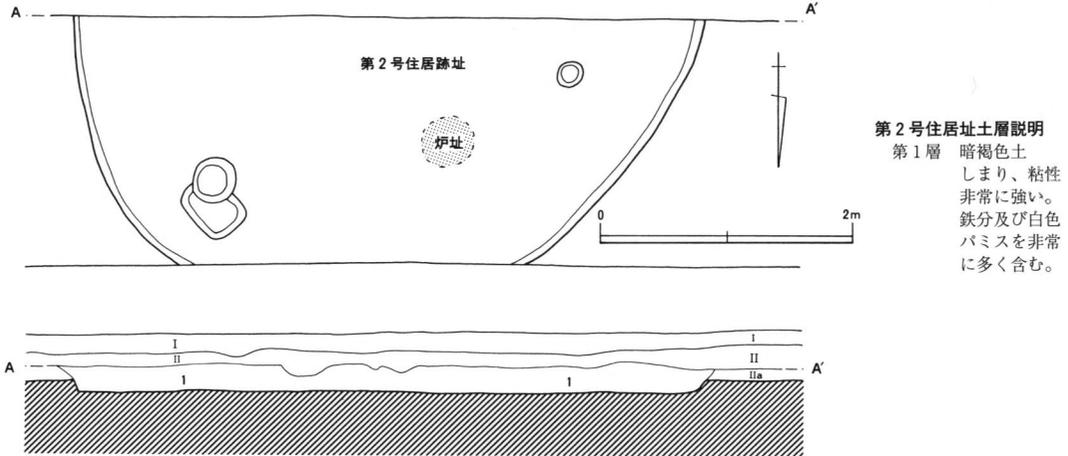
第6図 第1号住居址

第1号住居址土層説明

- | | | |
|---------|------|------------------------------------|
| 第 I 層 | 明灰色土 | しまり、粘性共になし。(As-A) を多く含む。 |
| 第 IIa 層 | 明灰色土 | しまり、粘性共に強い。(As-A) を含まない。 |
| 第 IIb 層 | 明褐色土 | しまり、粘性共になし。砂利を多く含む。 |
| 第 1 層 | 暗褐色土 | しまり、粘性非常に強い。白色パミス及び鉄分を若干含む。 |
| 第 2 層 | 暗褐色土 | しまり、粘性非常に強い。第1層より色調が明るく、鉄分もより多く含む。 |
| 第 3 層 | 暗褐色土 | しまり、粘性非常に強い。白色パミス・第2層ブロックを多く含む。 |

第2号住居址（第7図 図版10）

本址は、調査区第V区東側に検出された。住居の南側約半分と北壁は調査区外に延びているため調査は全体の約4割程度に留まっている。上層部分は後の開墾により破壊されており明確ではないが、断面観察により遺構の深さは、確認面より深さは約20cmを測る。西壁より約170cmの位置に焼土が検出されており炉址であると推定される。出土遺物により縄文時代中期の所産である。

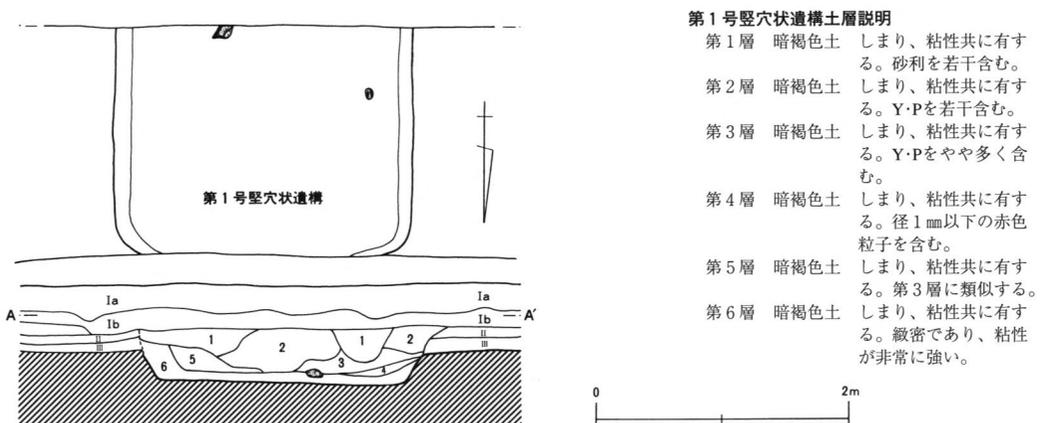


第7図 第2号住居址

b. 竪穴状遺構

第1号竪穴状遺構（第8図 図版11）

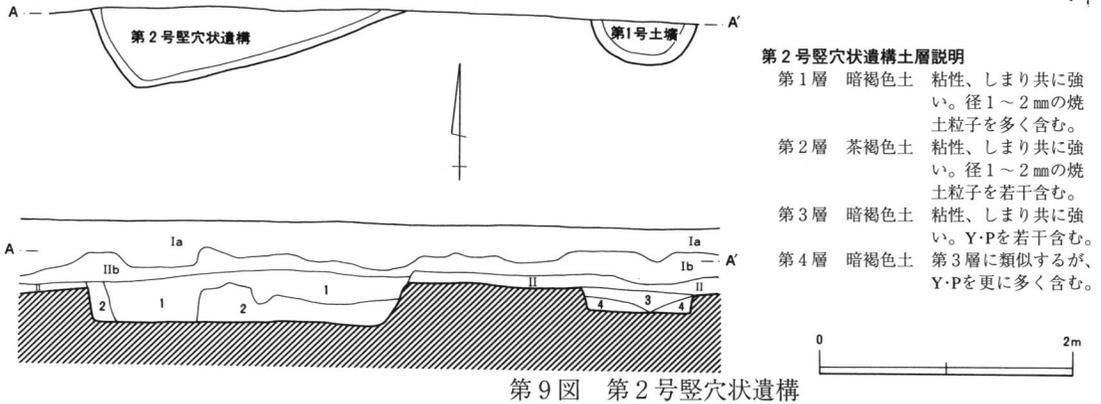
本址は、調査区第I区西側に検出された。平面形態は方形を呈すると推定され、規模は東西に約240cm、基本土層第II層から切り込んでおり深さ42cmを測る。底面は平坦で壁は傾きを持って立ち上がる。覆土中に浅間系B軽石を含んでいることから中世期に比定できるが、竈などの付帯施設は検出できなかった。



第8図 第1号竪穴状遺構

第2号竖穴状遺構 (第9図 図版11)

本址は、調査区第I区西側、第1号竖穴状遺構の東側に検出された。基本土層第II層から切り込んでおり深さは約30cmを測る。底面は平坦で壁は傾きを持って立ち上がる。覆土中に浅間系B軽石を含んでいることから中世期に比定できるが、竈などの付帯施設の検出はなかった。

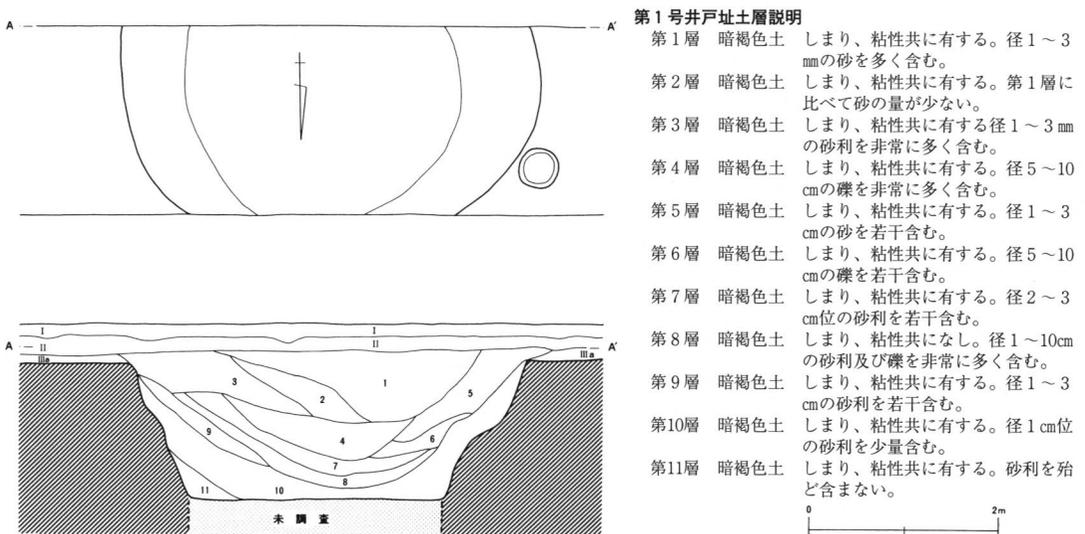


第9図 第2号竖穴状遺構

c. 井戸址

第1号井戸址 (第10図)

本址は、調査区第V区東側、第2号住居址の東側に検出された。平面形態は円形を呈すると推定され、規模は直径約500cmを測る。深さは160cmまで掘り下げたが、それより下は未調査である。壁はほぼ垂直に立ち上がるが、上位約100cm付近で傾きを変えやや緩やかに立ち上がる。覆土の観察により浅間系A軽石以前の所産であると推定される。



第10図 第1号井戸址

d. 土 壙

第1号土壙 (第11図 図版17)

本址は、調査区第I区中央西寄りに検出された。北側半分が調査区外に延びている。平面形態は円形を呈すると推定され、規模は直径約86cm、深さは確認面より約20cmを測る。底面は平坦であり、壁はほぼ垂直に立ち上がる。

第2号土壙 (第11図)

本址は、調査区第X区西端に検出された。遺構の南側約半分が調査区外に延びている。平面形態は円形を呈すると推定され、規模は直径約130cm、深さは約15cmを測る。底面は皿状であり、西壁はほぼ垂直に立ち上がり、東壁はやや傾きを持って立ち上がる。

第3号土壙 (第11図 図版18)

本址は、調査区第IX区中央やや東側に検出された。遺構の北側約半分が調査区外に延びている。平面形態は隅丸方形を呈すると推定され、規模は東西に約130cm、深さは約20cmを測る。底面は平坦であり、壁はほぼ垂直に立ち上がる。南壁付近の覆土中より石が出土している。

第4号土壙 (第11図 図版18)

本址は、調査区第IX区西側に検出された。遺構の北側約半分が調査区外に延びている。平面形態は円形を呈すると推定され、規模は直径約70cm、深さは約20cmを測る。底面は皿状であり、壁は傾きを持って立ち上がる。覆土中から縄紋土器片が数点出土しており、縄文中期の所産である。

第5号土壙 (第11図 図版19)

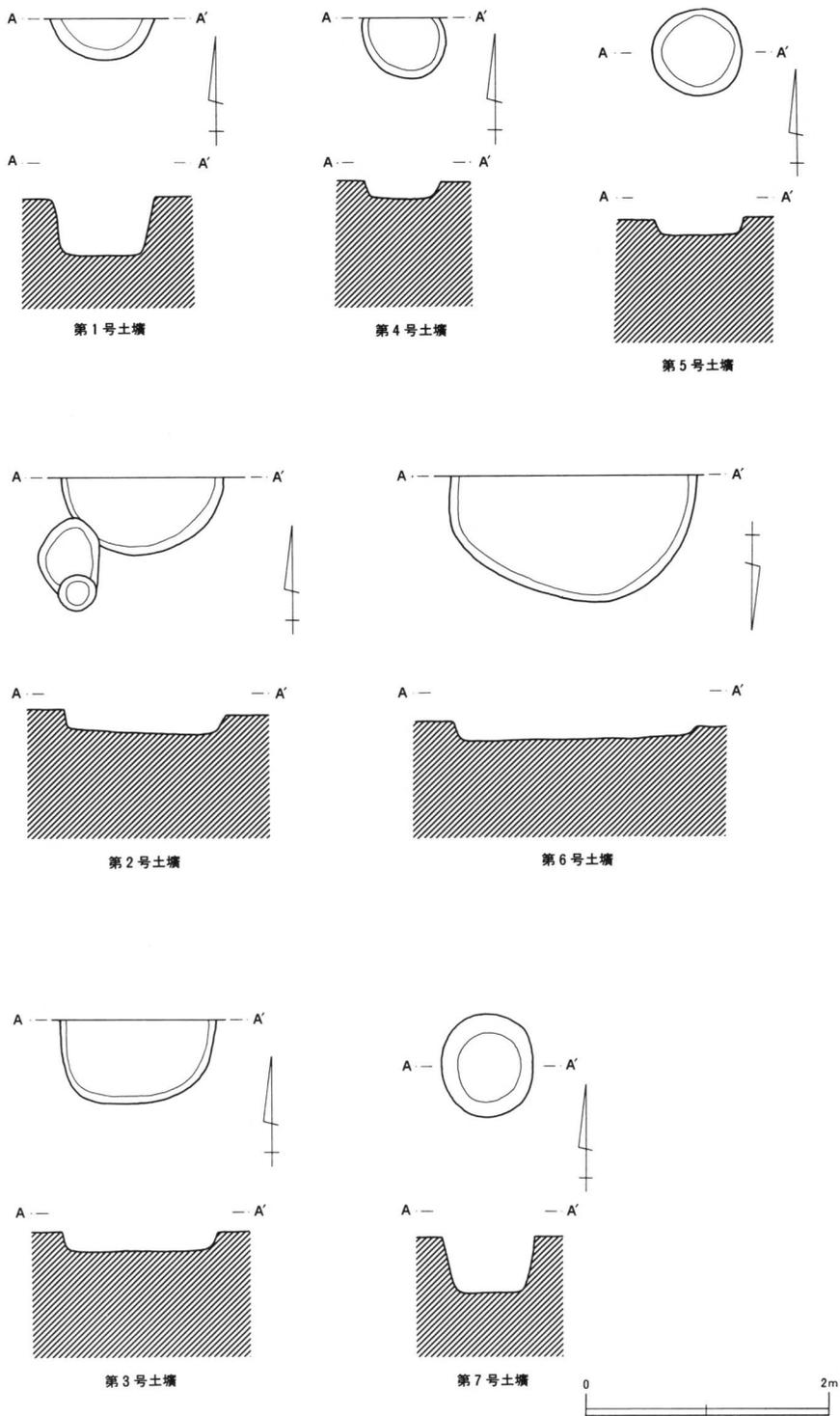
本址は、調査区第IX区西側、第6号土壙の北東側に検出された。平面形態は円形を呈する。規模は直径約70cm、深さは約14cmを測る。底面は皿状を呈し、ゆるやかに立ち上がる。覆土中から縄紋土器片が数点出土しており、縄文中期の所産である。

第6号土壙 (第11図 図版20)

本址は、調査区第IX区西側に検出された。遺構の北側約半分が調査区外に延びている。平面形態は円形を呈すると推定され、規模は直径約200cmを測り、深さは10cmを測る。底面は皿状を呈し、やや西側に傾いている。壁はゆるやかに立ちあがる。第Ⅲa層から切り込んでいる。また覆土中から縄紋土器片が数点出土しており縄文中期の所産である。

第7号土壙 (第11図 図版20)

本址は、調査区第V区西寄り、第12号溝状遺構に西側に検出された。平面形態は楕円形を呈し、規模は長径約90cm、短径約75cmを測り、深さは約44cmを測る。底面は皿状を呈しており、壁は傾きを持って立ち上がる。(徳山寿樹)

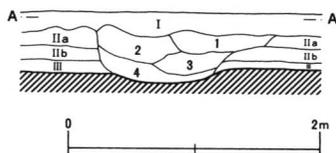


第11图 土 坑

e. 溝状遺構

第1号溝 (第12図)

本址は調査区第Ⅱ区西側に検出された。方向はわずかに東西に傾きをもつがほぼ南北に延びている。規模は幅が約90cm、深さが平均約40cmを測る。底の形態は平坦であり、西壁はほぼ垂直に立ち上がる。東壁は上位で古い攪乱を受けている。覆土に浅間系B軽石を含んでいることから浅間系B軽石降灰以降の所産であると推定される。



第1号溝土層説明

- 第1層 暗褐色土 粘性、しまり共に有する。Y・Pを若干含む。
- 第2層 暗褐色土 粘性、しまり共に有する。Y・Pを多く含む。
- 第3層 暗褐色土 粘性、しまり共に有する。(As-B)を若干含む。
- 第4層 暗褐色土 粘性、しまり共に有する。(As-B)を含む。

第12図 第1号溝土層説明図

第2号溝 (第13図)

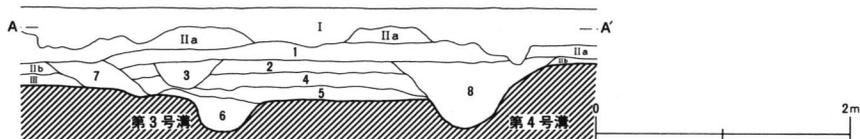
本址は調査区第Ⅱ区ほぼ中央に検出された。方向はわずかに東西に傾きを、持つがほぼ南北に延びている。規模は幅が約24cm、深さが確認面より約7cmを測る。底の形態は平坦であり、壁は垂直に立ち上がる。遺構の断面形はU字形を呈している。



第13図 第2号溝断面図

第3・4号溝 (第14図)

本址は調査区第Ⅱ区中央やや東寄りに検出された。方向はわずかに東西に傾きを持つがほぼ南北に延びている。第3号溝は規模が幅約130cm、深さ60cmを測り底面は凹凸を持ち、壁はゆるやかに立ち上がる。第4号溝は規模が約60cm、深さ約40cmを測り、底面は皿状を呈し、壁はゆるやかに立ち上がる。両溝の間に幅約120cmの硬化面があり、道路状遺構の側溝であると推定できる。



第3・4号溝土層説明

- 第1層 暗褐色土 しまり、粘性が共に強い。白色粒子を若干含む。
- 第2層 暗褐色土 第1層に類似するが色調がやや明るい。
- 第3層 暗褐色土 第1層に類似する。同一層である可能性が高い。
- 第4層 暗褐色土 しまり、粘性共に有し、きめの細かい砂を多く含む。
- 第5層 明灰色砂質土 しまり強く硬質である。砂層であり、少量の砂利を含む。
- 第6層 褐色土 第5層より砂がやや少ない。
- 第7層 明灰色土 しまり、粘性共に有する。若干の砂を含む。
- 第8層 明灰色土 しまり、粘性共に有する。(As-A)を多く含む。

第14図 第3・4号溝土層断面図

第5号溝 (第15図)

本址は調査区第Ⅲ区西端に検出された。方向は北北東から南南西に延びている。規模は幅が約26cm、深さが約10cmを測る。底の形態は平坦であり、壁はゆるやかに立ち上がる。近現代の所産であると推定される。

第6号溝 (第15図)

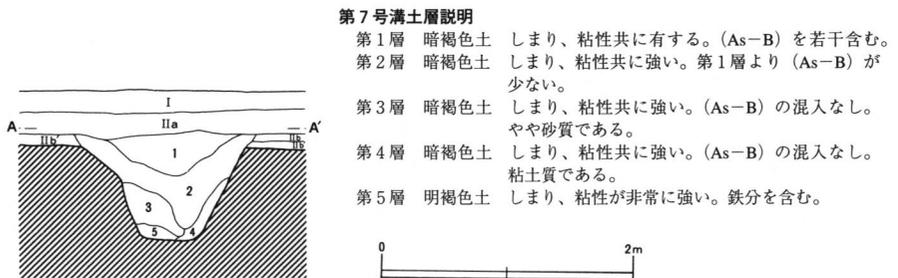
本址は調査区第Ⅵ区の中央を分断する形で検出された。方向は北北東から南南西に延びている。規模は幅が約30cm、深さが約12cmを測る。底の形態は平坦であり、壁は傾きを持って立ち上がる。北側で第7号溝と重複するが第7号溝より北では検出されていない。



第15図 第5・6号溝土層断面図

第7号溝 (第16図)

本址は調査区第Ⅵ区北端から第Ⅶ区西端にかけて検出された。方向は北東から南西に延びている。規模は幅が最大120cm、深さ約85cmを測る。底面は幅40cmを測り、形態は平坦である。北壁は傾きを持って立ち上がり、南壁は中位よりなだらかに立ち上がる。北側では底面が細くなり西側に偏る。



第16図 第7号溝土層断面図

第8号溝 (第17図)

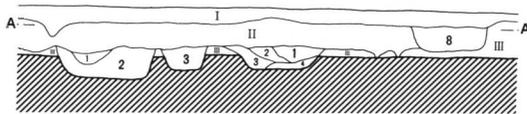
本址は調査区第Ⅷ区中央付近に検出された。方向は北東から南西東に延びている。規模は幅が約28cm、深さが約20cmを測る。底の形態は平坦であり、北東壁は傾きを持って立ち上がり、南西壁はややゆるやかに立ち上がる。



第17図 第8号溝土層断面図

第9号溝 (第18図)

本址は調査区第Ⅸ区の中央に検出された。方向は北北東から南南西に延びている。規模は幅が平均約50cmを測るが平面形態が直線的ではなく幅の揃わない溝である。深さは約20cmを測り、底面の幅が約35cmを測る。底の形態は平坦で、壁はゆるやかに立ち上がる。覆土に炭化粒子、焼土粒子を含んでいることから畑に関連した溝であると推定される。また浅間系B軽石を含んでいることから浅間系B軽石降灰時期またはそれ以降の所産であると推定できる。



第9号溝土層説明

- 第1層 明灰褐色土 しまり、粘性共に強い。白色パミス若干含む。
- 第2層 明灰褐色土 しまり、粘性共に強い。径1mm位の炭化粒子を含む。
- 第3層 明灰褐色土 第6層に類似するが、径1mm位の焼土粒子を含む。
- 第4層 暗褐色土 しまり、粘性共に強い。

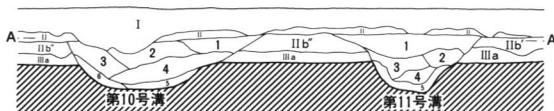
第18図 第9号溝土層断面図

第10号溝 (第19図)

本址は調査区第Ⅹ区西側に検出された。方向は北東から南西に延びている。規模は幅が約52cm、深さは基本土層Ⅱb層から切り込んでおり約50cmを測る。底面は幅約35cmを測り、形態は西側に傾いている。壁はゆるやかに立ち上がり、上位では東壁はなだらかに開く。覆土に浅間系B軽石を含むことから浅間系B軽石降灰以降の所産である。

第11号溝 (第19図)

本址は調査区第Ⅹ区西側、第10号溝の東側に検出された。方向は北から南に延びている。北側調査区外で第10号溝と重複する可能性が高い。規模は幅が約100cm、深さは基本土層第Ⅱb層から切り込んでおり約40cmを測る。底面の幅は約66cmを測り、形態は皿状を呈している。東壁は傾きを持って立ち上がり、西壁は中位よりなだらかに開く。覆土に浅間系B軽石を含むことから浅間系B軽石降灰以降の所産であり、第10号溝と同時期の所産であると考えられる。



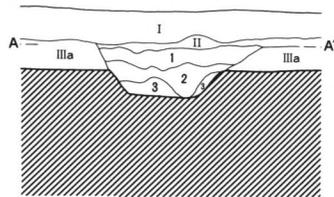
第19図 第10・11号溝土層断面図

第10・11号溝土層説明

- | | | | |
|-----------|--|------------|--|
| 第1層 暗褐色土 | しまり、粘性を有する。(As-B)及び径1mm位の焼土・炭化物粒子を比較的多く含む。 | 第7層 暗茶褐色土 | 第1層に類似するが色調がやや明るい。焼土粒子は含むが炭化粒子は含まない。 |
| 第2層 明灰褐色土 | しまり、粘性非常に強い。(As-B)と白色パミスを若干含む。 | 第8層 暗茶褐色土 | 第2層に類似するが、焼土粒子は含まず色調がやや暗い。 |
| 第3層 明灰褐色土 | 第2層に類似するが(As-B)の含有量が少ない。 | 第9層 暗茶褐色土 | 第3層に類似するが色調がやや明るい。 |
| 第4層 明灰褐色土 | 第3層に類似するが若干の鉄分を含む。 | 第10層 暗茶褐色土 | 第4層に類似するが色調がやや暗い。(As-B)の含有率も第4層に比べて少ない。Ⅲa層の風化土を若干含む。 |
| 第5層 明灰褐色土 | 第4層に類似するがやや砂質である。 | 第11層 暗茶褐色土 | 第5層に類似するが色調がやや明るい。 |
| 第6層 暗茶褐色土 | しまり、粘性有し、径1mmの焼土・炭化物粒子を多く含む。浅間山系(As-B)を含む。 | | |

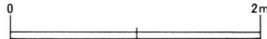
第12号溝 (第20図)

本址は調査区第V区中央西寄りに北側を掘り込みと重複して検出された。方向は北東から南西に延びている。規模は幅が約60cm、深さが約40cmを測る。底面は幅約35cmを測り、形態は平坦である。壁はゆるやかに立ち上がる。覆土に浅間系B軽石を若干含むことから浅間系A軽石降灰以前の所産である。



第12号溝土層説明

- | | | |
|-----|------|--|
| 第1層 | 暗灰色土 | しまり、粘性共に有する。(As-B)を若干含む。 |
| 第2層 | 暗灰色土 | しまり、粘性共に強い。第1層に類似するが色調がやや明るく、径1mm位の焼土粒を若干含む。 |
| 第3層 | 暗灰色土 | しまり、粘性共に強い。第4層風化土を多く含む。 |



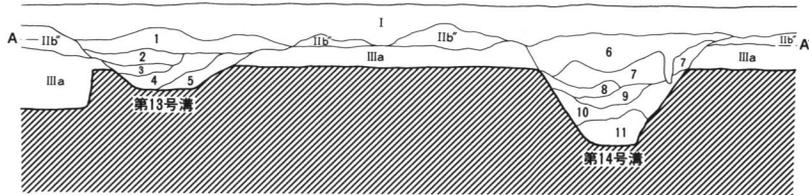
第20図 第12号溝土層断面図

第13号溝 (第21図)

本址は調査区第V区西端付近に検出された。方向はやや北から南に延びている。規模は幅が85cm、深さが50cmを測る。底の形態は浅い皿状を呈しており、壁はゆるやかに立ち上がる。覆土中から国分期の土器片が数点出土していることから、平安時代の所産である。

第14号溝 (第21図)

本址は調査区第V区西側、第14号溝の東側に検出された。方向は北北西から南南東に延びている。規模は幅が約130cm、深さが約94cmを測る。底面は幅約40cmを測り、形態は平坦である。壁はゆるやかに立ち上がる。覆土に浅間系B軽石を若干含むことから浅間系A軽石降灰以前の所産である。(徳山寿樹)



第21図 第13・14号溝土層断面図

第13・14号溝土層説明

- | | | | | | |
|-----|-------|--|------|-------|--|
| 第1層 | 暗褐色土 | しまり、粘性共に有する。(As-B)を多く含む。 | 第8層 | 暗灰褐色土 | しまり、粘性共に有する。第2層に類似するが色調がやや暗く、(As-B)も殆んど含まない。 |
| 第2層 | 暗褐色土 | 第1層に類似するが色調がやや明るく、焼土粒子及び白色バミスを若干含む。 | 第9層 | 暗灰褐色土 | しまり、粘性共に有する。第3層に類似するが色調がやや明るい。 |
| 第3層 | 暗褐色土 | 第2層に類似するが色調がやや暗い。 | 第10層 | 暗灰褐色土 | しまり、粘性共に有する。第4層に類似する色調がやや暗い。 |
| 第4層 | 暗褐色土 | 第3層に類似するが色調はやや明るく、焼土粒子を多く含む。 | 第11層 | 暗灰褐色土 | しまり、粘性共に有する。第5層に類似するが色調がやや明るく、粘性が更に強い。 |
| 第5層 | 暗褐色土 | 第4層に類似。白色バミスを含む。 | | | |
| 第6層 | 暗灰褐色土 | しまり、粘性共に有する。(As-B)を多く含む。 | | | |
| 第7層 | 暗灰褐色土 | しまり、粘性共に有する。第1層に類似するが(As-B)を含む。土質がやや緻密である。 | | | |

3. 遺物の概要

1号住居跡出土土器 [第22・23図]

1から7は加曾利E式系統で、1・2は口縁部、3～7は胴部の破片である。1は突起に刺突を有し、単節縄紋を施紋後、渦巻文を施したものと考えられる。2は、ナデ整形後に浅い沈線文によるモチーフもつ。3・4は幅広の磨消縄紋RLを横位に施紋し、懸垂文が垂下している。5は指ナデ整形後に単節縄紋RLを縦位に施紋し、浅い沈線文を施したもの。6・7は幅広の磨消縄紋RLを施紋し、懸垂文が垂下している。8～10は連弧文系統で、8は口縁部の破片、9・10は胴部の破片で、8・10は連弧文の孤線文が不明瞭である。いずれの土器も単節縄紋LRを施紋した後に、連弧文を施している。11から27は曾利式系統で、11・19～21は口縁部、13～18、22～27は胴部の破片である。11～13は、単節縄紋RLを施紋し、隆帯を貼付した後に、単列の刺突を加えている。14は単節縄紋RL施紋後、横走沈線を有す。15は連「ハ」字状文、16は集合沈線、17・18懸垂文が垂下している。19～21はヨコナデ後に、単節縄紋RLを施紋。22・23は単節縄紋を施紋後、渦巻文を施したもの。24は指ナデ後に連「ハ」紋、25～27はナデ後に、単節縄紋を施したもの。

4号土壙出土土器 [第23図]

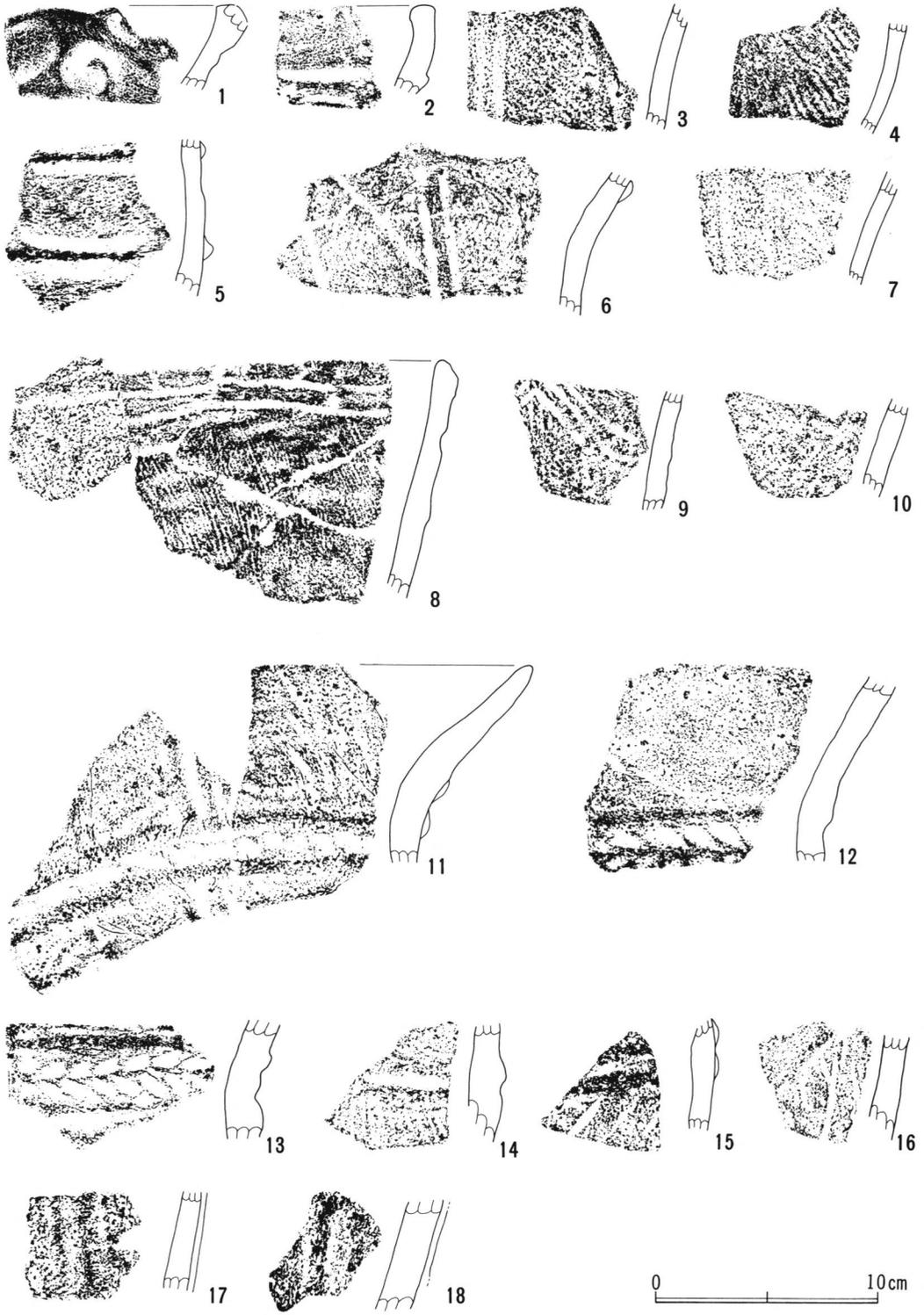
1・2は、口縁部がやや開き底部にかけて直線的に移行する深鉢形の口縁部の破片と思われる。ナデ整形後に、単節縄紋RLを施紋したものである。3・4は胴部の破片である。3はナデ整形後に、単節縄紋RLを施紋した後に横走沈線を施し、刺突を加えたもの。4はナデ整形後に、単節縄紋RLを施紋した後に横走沈線を施したもの。

5号土壙出土土器 [第24図]

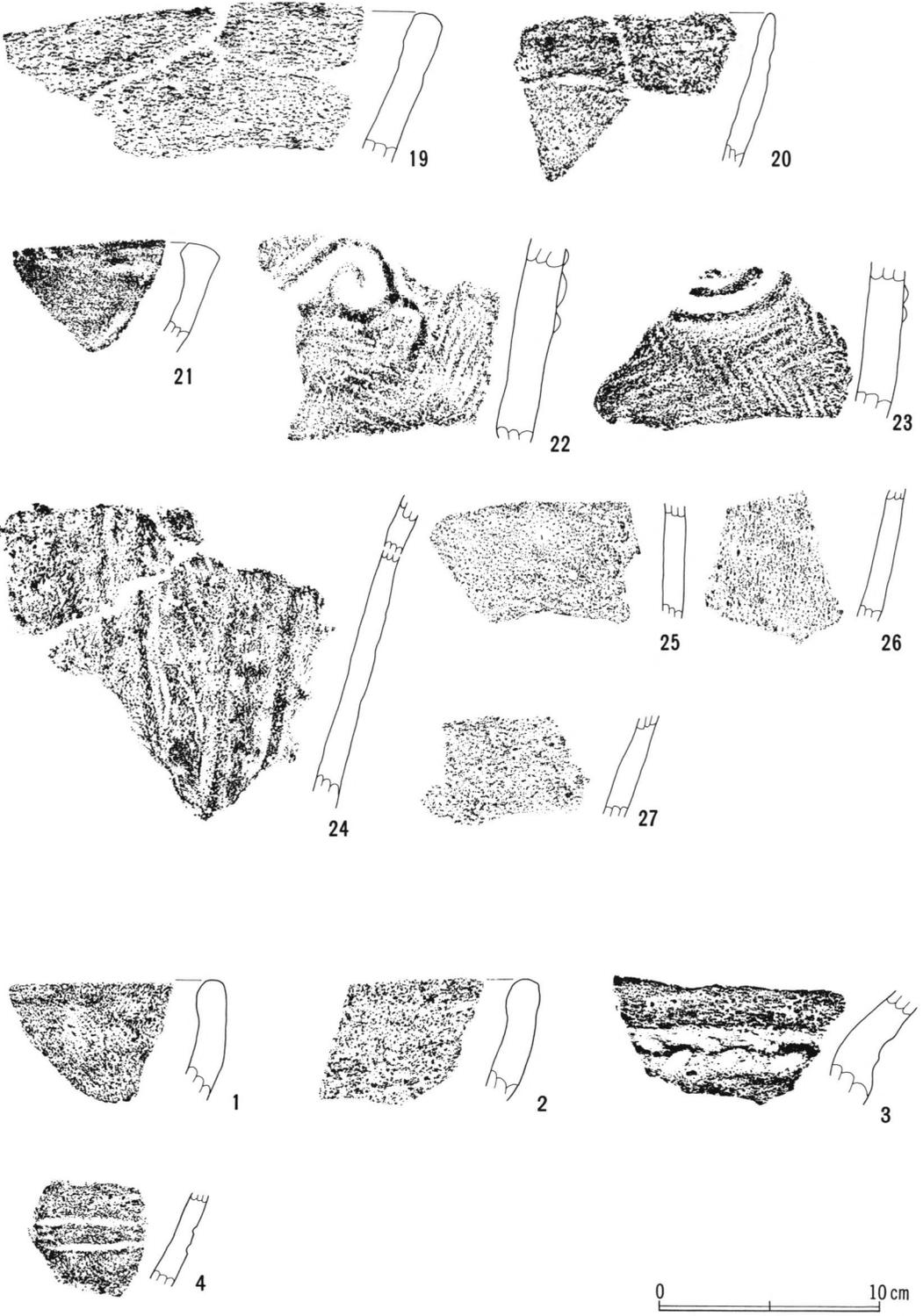
1～5は胴部の破片で、1～3は幅広の磨消縄紋を施紋後に懸垂文が配されるものと思われる。4は磨消縄紋施紋後に横走沈線を配し、区画を持つものと思われる。5は磨消縄紋を施している。

遺構外出土土器 [第24・25図]

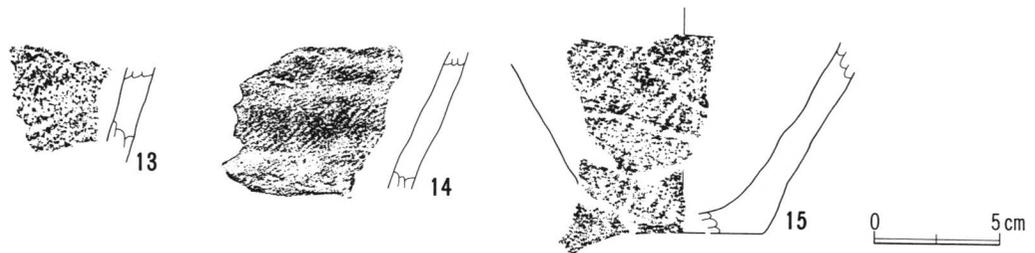
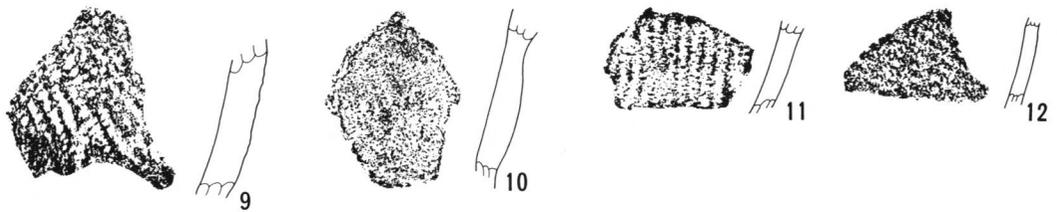
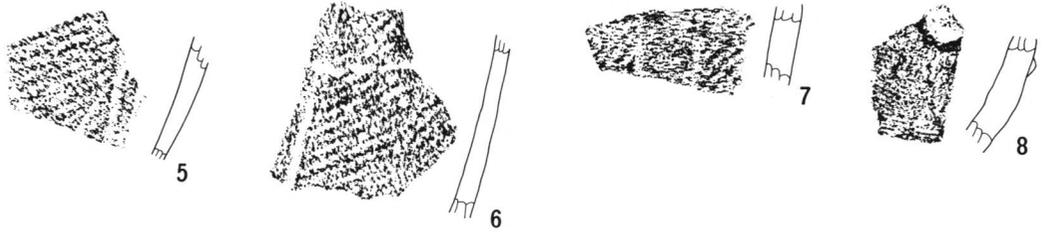
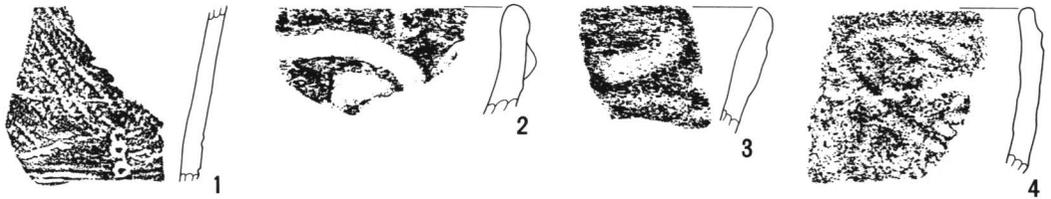
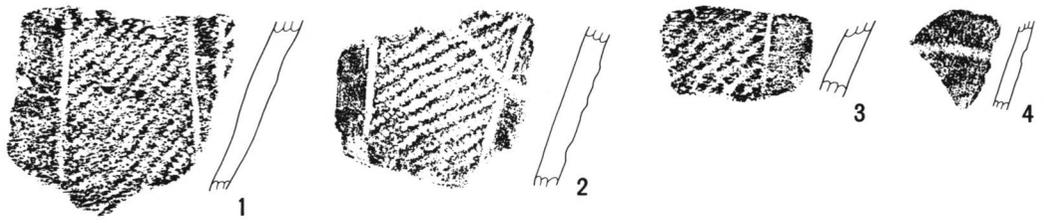
1は、縄紋時代前期の諸磯a式土器である。単節縄紋LR施紋後、集合沈線を配してから、円形刺突を加えている。2～15は加曾利E式系統で、2～4は口縁部で、隆帯による渦文を連結したものと考えられるもので、8は胴部の破片で、縄紋を地紋にして、2～4と同様に、隆帯による渦文を施したものと考



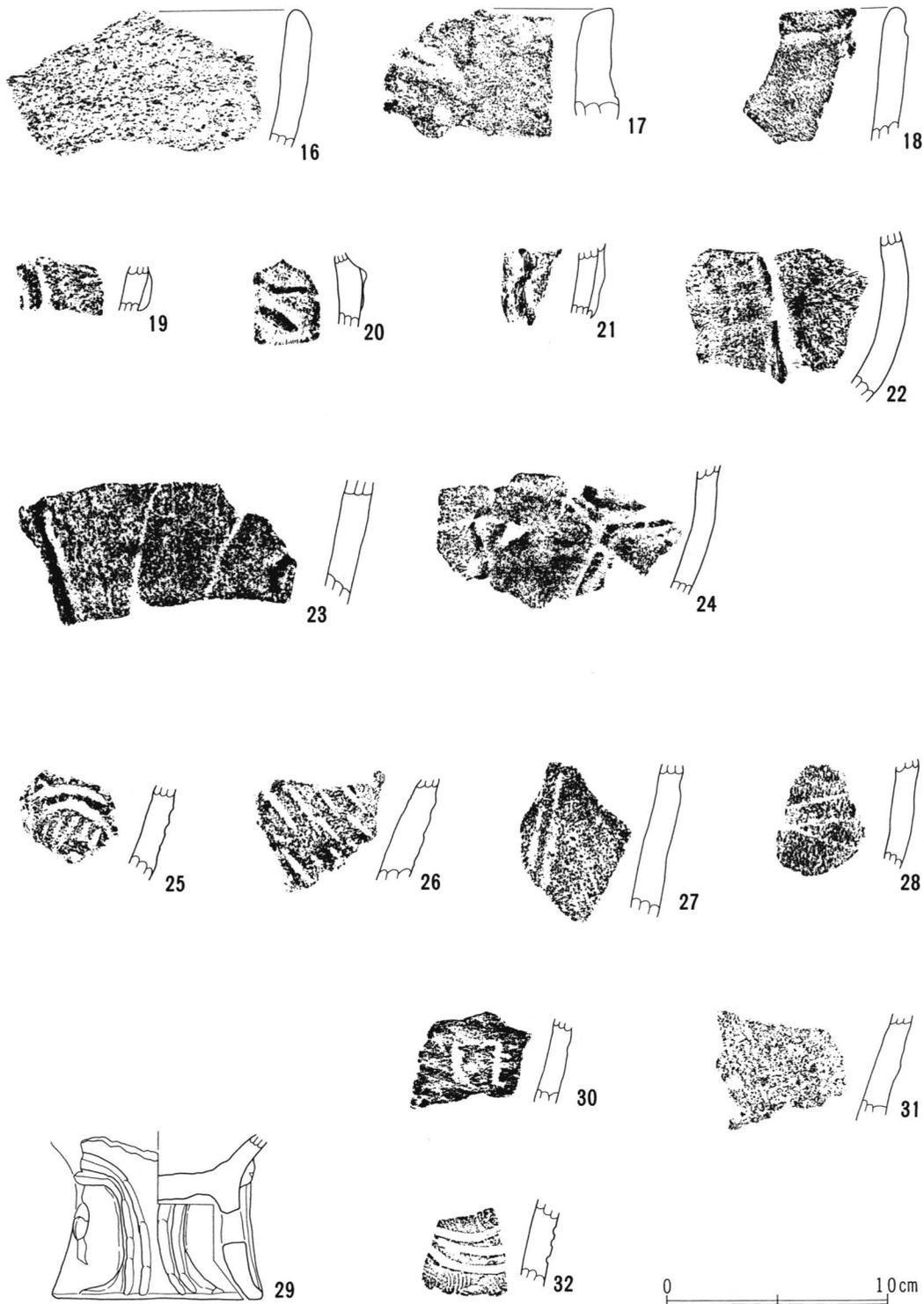
第22図 将監塚東遺跡出土土器(1)



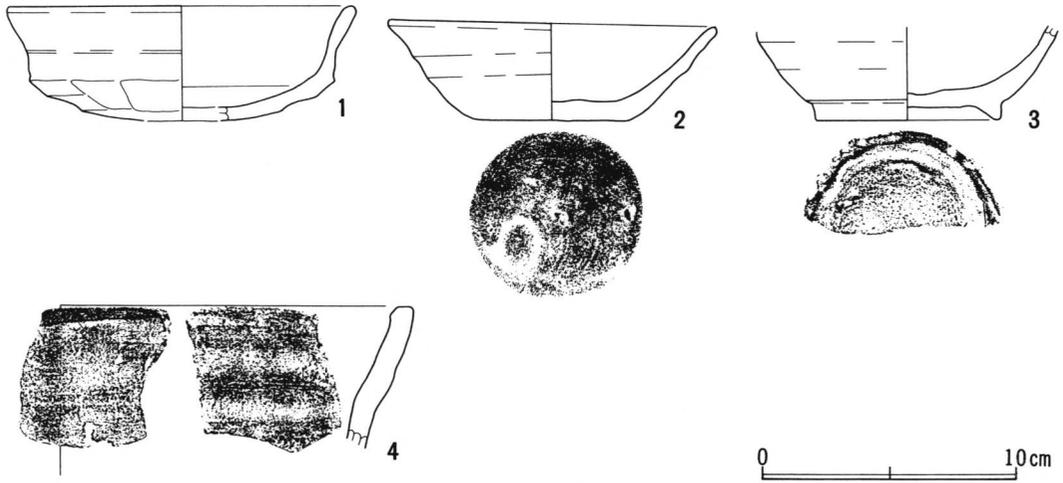
第23图 将監塚東遺跡出土土器(2)



第24图 将監塚東遺跡出土土器(3)



第25図 将監塚東遺跡出土土器(4)



第26図 将監塚東遺跡出土土器(5)

えられる。5～7、幅広の磨消縄紋施紋後に懸垂文が配されるものと思われる。9は単節縄紋LRを縦位に施紋。10は「く」字状に緩くくびれるタイプの破片で、タテナデの後に、単節縄紋RLを施紋している。11は単節縄紋RLを横位に施紋している。12は単節縄紋RLを横位に施紋している。13は単節縄紋RLを縦位に施紋している。14は地紋に磨消縄紋RLを施紋し、指ナデをしている。15は底部の破片である。タテナデの後に、単節縄紋RLを横位に施紋している。16～18は口縁部で、ヨコナデ後に単節縄紋RLを横位に施紋している。19～24は単節縄紋RLを縦位に施紋後に、貼付紋をもつ。25は胴部の破片で、沈線による楕円区画を持つものと思われる。区画内には沈線による充填が行われている。26～28は地紋に単節縄紋RLをもち、沈線による区画を持つもので、区画内には沈線による充填が行われている。29は脚部であろう。逆「U」字状の沈線文を有する。30・31は地紋に単節縄紋RLをもつ。32は地紋に爪形紋を施紋し、3条の沈線を施している。

歴史時代の遺物 [第26図]

第26図1は、鬼高Ⅱ式の坏の破片である。口端部はやや尖り気味で、口唇部がやや内湾する。2は須恵器の坏である。口端部はやや尖り気味で、口唇部はやや内湾する。轆轤成形をされたもので、底部は糸切り。酸化炎焼成のため、器面は土師器のような茶褐色を呈している。胎土には、片岩粒、白色粒、鉄疑似粒を含む。末野産。3は須恵器の坏の破片で高台付で、体部下位はやや直線的に立ち上がるものと考えられる。轆轤成形をされたもので、底部は糸切り、高台は後から貼付。4は焙烙の破片である。瓦質の轆轤成形をされたもので、在地系のものであると思われる。器面には煤が付着している。(松澤浩一)

第Ⅳ章 平塚遺跡の調査

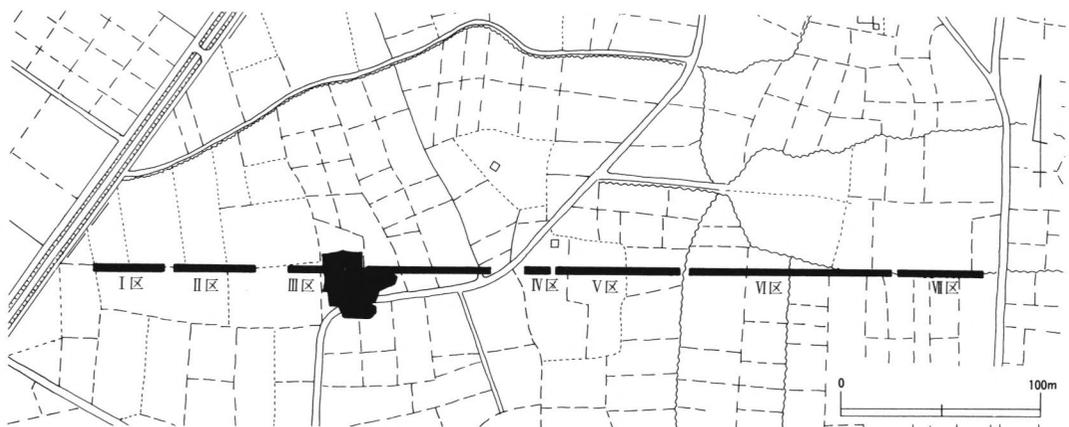
1. 遺跡の概要

本遺跡は、埼玉県遺跡地図（No54-24）に該当し、児玉郡児玉町大字下真下字平塚に所在し、遺跡の所在する小字名から平塚（ひらつか）遺跡と呼称する。遺跡は、本庄台地の縁辺部から低地部にかけての緩斜面上に位置し、特に遺跡の主体を占める区域は、台地縁辺部に相当する微高地上に占地している。現状の地形においては、微高地と台地縁辺部の境界が不明瞭であるが、低地部については発掘調査によると古墳時代以降に埋没した谷戸があり、台地部との比高差が1 m以上あったことが確認されている。

本遺跡からは、今回報告する縄紋時代中期の遺構の他、古墳時代中期（和泉期）の竪穴住居址7軒、土壙10基、垣状遺構等が検出されており、和泉式土器が多数検出されている（徳山他、1994）。

調査区

本遺跡の調査区は、新設する水路の西側を起点にして、既設の農道や水路を境に第Ⅰ区から第Ⅶ区を設定した。調査区域は当初水路によって破壊される幅2 mで発掘調査を実施する計画であったが、表土除去作業の結果、古墳時代中期の住居跡が検出された第Ⅲ区付近の表土が著しく薄いことが判明した。このため、圃場整備工事によって影響が及ぶと考えられる古墳時代等の遺構が確認された範囲についての調査区を一部拡張し発掘調査を実施した。今回報告する縄紋時代中期後半の土壙3基及び複数のピット等の遺構も、この第Ⅲ区の北側から検出されたものである。また、先の埋没谷からも加曽利E式を中心とする縄紋時代中期後半の土器片や短冊形と分銅形の打製石斧等が少量ではあるが検出されている。



第27図 平塚遺跡調査区配置図

2. 遺構の概要

平塚遺跡から検出された縄紋時代の遺構は、加曽利E式期の土壙が2基、ほぼ同時期と思われる土壙1基およびピット等であり、調査区（第Ⅲ区）の北側に偏して発見されている [第31図]。検出された縄紋期の土壙の内、焼土によって被覆されている土壙SK3bと土壙SK3aは、出土遺物や切り合いによって形成の時期や前後関係を把握することができる。また、土壙SK1は縄紋土器の小破片が検出され概ね同時期の遺構と捉えることができる。このほか調査区の北側に遺物包含層が認められており、住居址等の存在も予想することができる。

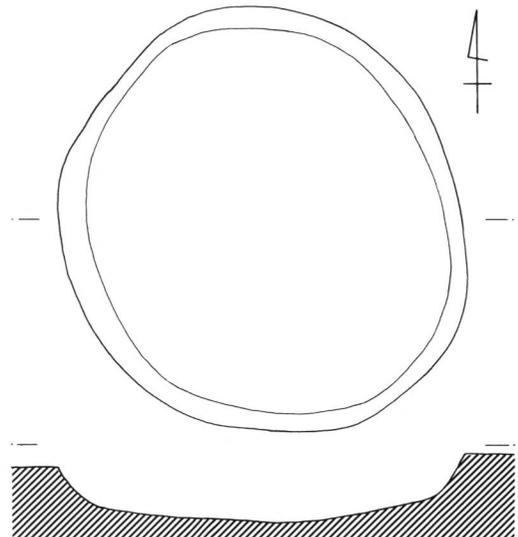
遺跡の占地

本遺跡の占地は、近接する古井戸遺跡との間に緩い谷が認められるところから、景観的には別の遺跡と捉えることができる。しかし、本庄台地面の隣接する支丘上に占地しているところから、本遺跡と古井戸遺跡や将監塚遺跡等と全く別個に考えるべきではないであろう。また、これらの大規模な「環状集落」以外にも、本遺跡の周辺には小規模な遺跡が調査されており、縄紋集落が周密な分布を示す地域であることは本遺跡を考える上で注意しておくべきであろう。

本遺跡の形成された時期は、検出された遺物から「加曽利EⅢ式」～「EⅣ式」を中心とする時期である。しかし、周辺から若干の称名寺式の小破片が採集されていることから、該期以降も稀に利用された地点であることが解る。ともあれ、加曽利E式後半期を中心とする比較的短い期間に利用された遺跡であることは、本遺跡のひとつの特徴であろう。

SK1 [第28図]

本址は、円形のプランを持っており検出面からの深さは15cmと浅く、土層の観察が充分になし得なかったところから遺構内の土層の堆積状態は明らかではない。しかし、覆土の状態や本址の検出された位置が土壙SK3a・SK3b等と近接しているところから、縄紋中期後半の土壙と考えることのできるものである。なお、覆土中から縄紋中期後半と思われる土器の小破片が1点検出されている [第35図34]。



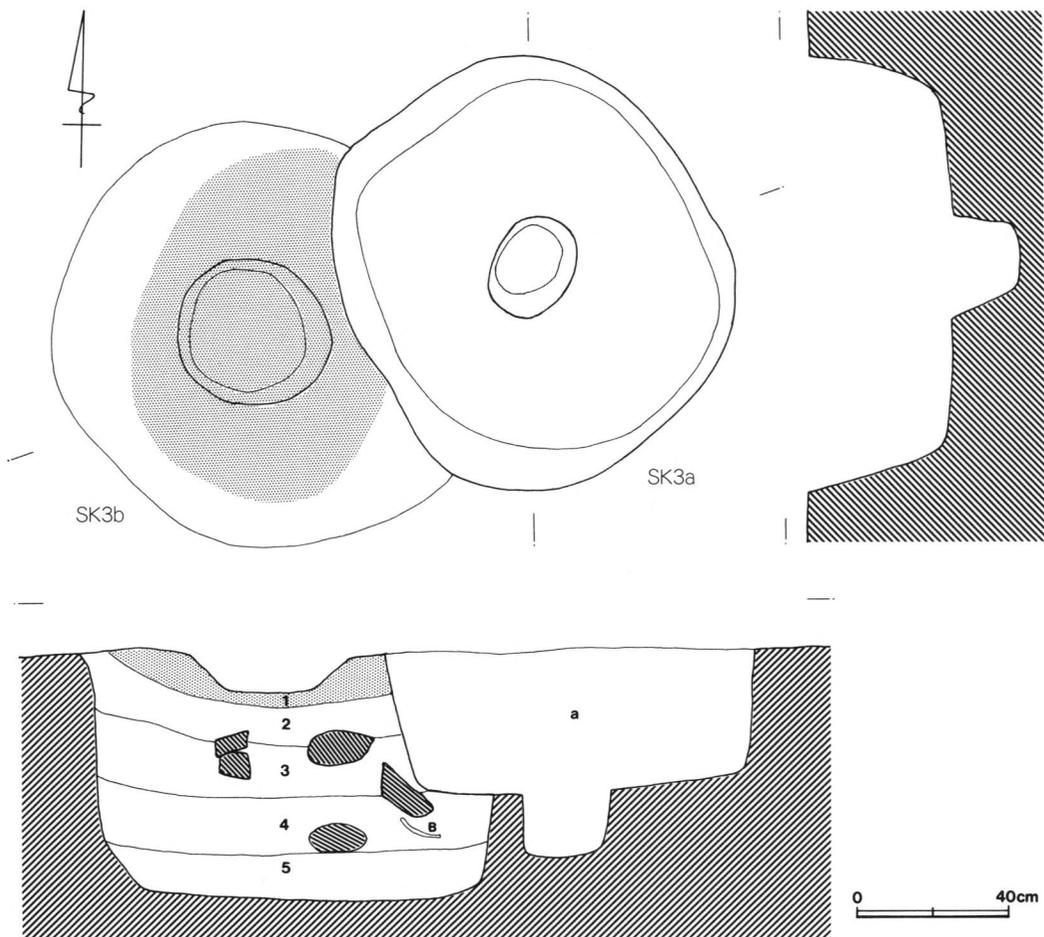
第28図 土壙SK1

SK3a [第29図]

本址は、土壙SK3bを切って構築されており、SK3bより25cm程浅い。また、底面の中央に深さ約20cmのピットを持っている。底面付近には、多量の礫とともに石器類が検出されている。検出された土器は、「加曾利EⅢ式」と「EⅣ式」が混在しているが、「EⅢ式」はSK3bとの重複に伴って混在したものと推定されるところから、本址の時期は「加曾利EⅣ式」の時期に相当するものと考えることができる。また、石器は完存する磨石が1点出土しているほか、破損後に凹石に転用した石棒や石皿の破片、打製石斧の破片など欠損品が検出されていることは本址の性格を考える上で注目しておくべきかも知れない。

土層説明

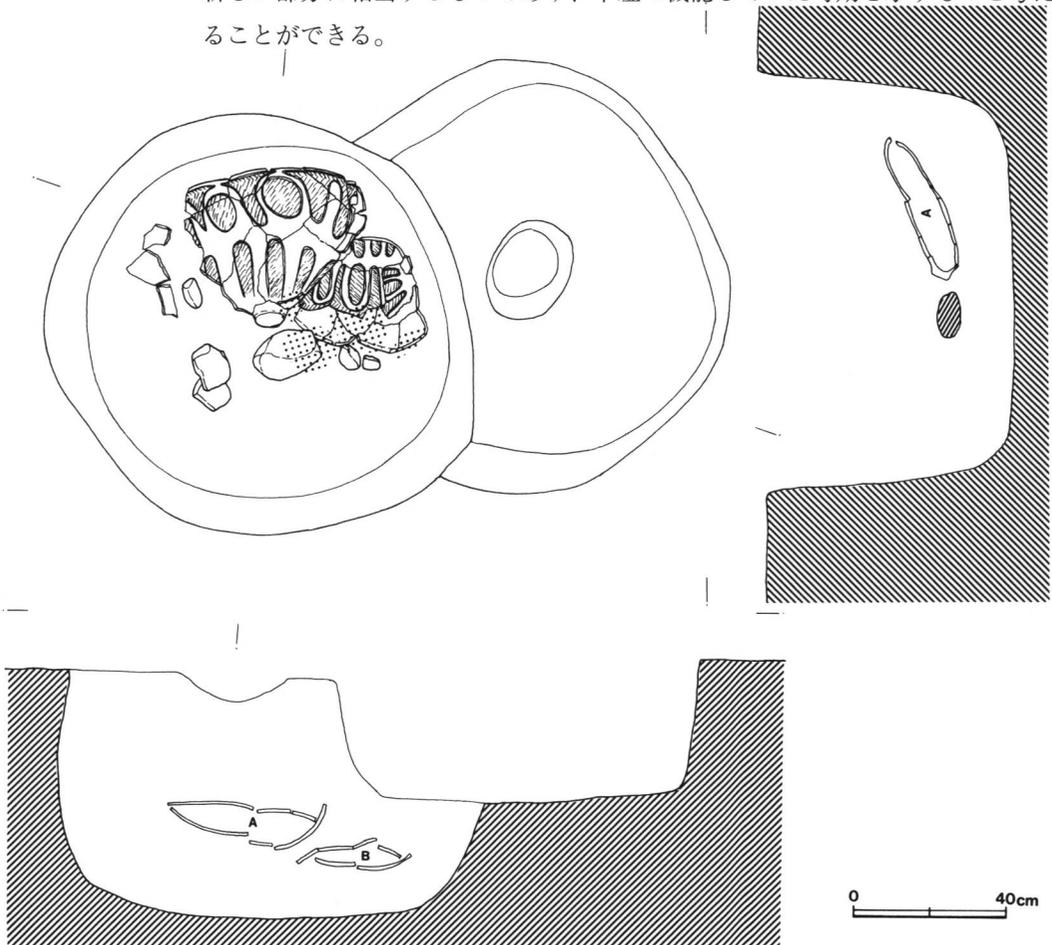
- a 暗茶褐色土層 底面付近に石器を含む礫を多数包含している。
- 1 赤褐色土層 焼土層、炭化物を少量含む。硬化している。
- 2 茶褐色土層 焼土粒、炭化物粒を少量含む。締まりよく粘性に乏しい。
- 3 暗茶褐色土層 焼土粒、白色粒子を微量含む。締まり粘性ともに有する。
- 4 暗茶褐色土層 焼土塊を少量含む。締まり粘性ともに有する。
- 5 暗茶褐色土層 白色粒子、ローム粒を少量含む。軟質で粘性を有する。



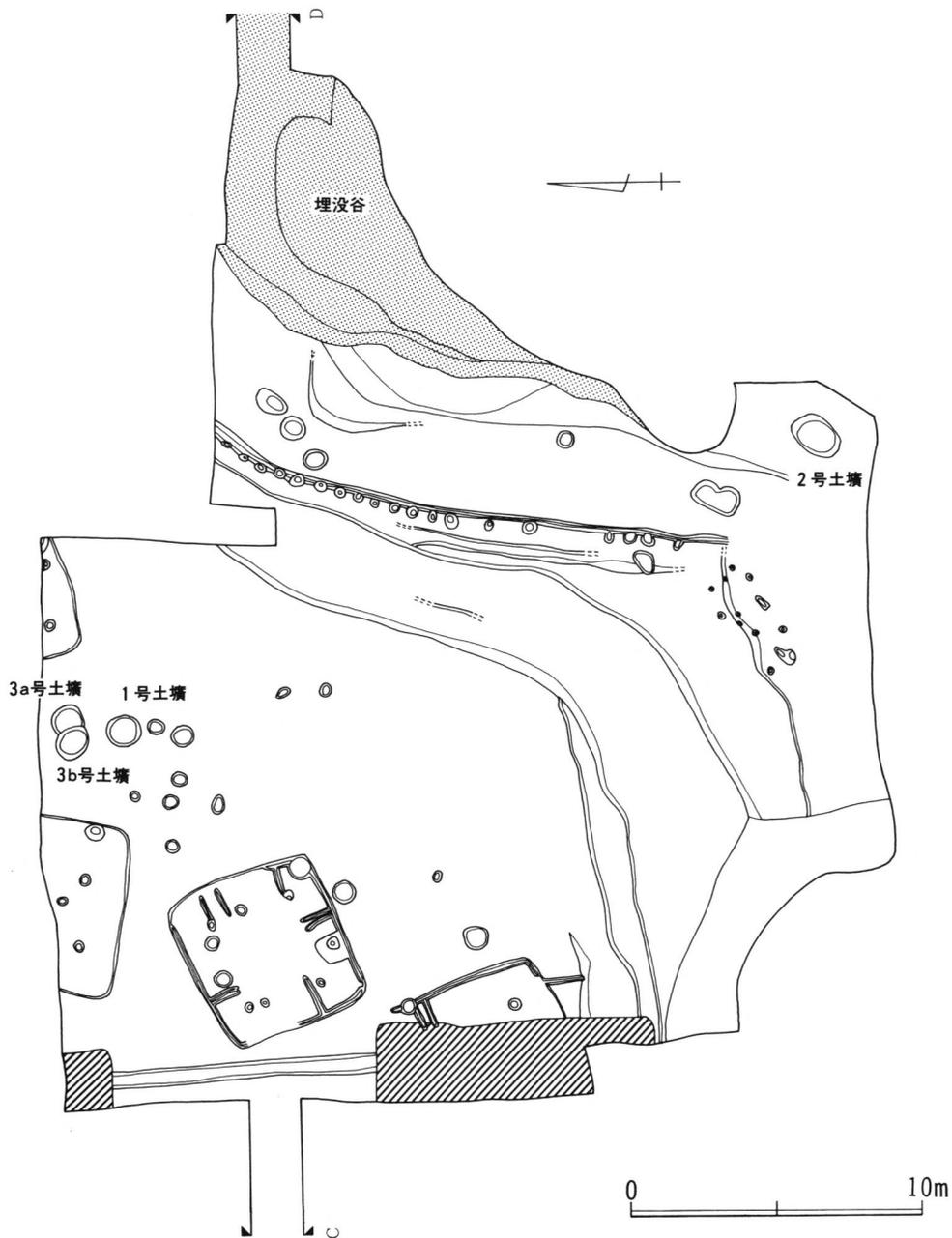
第29図 土壙SK3a・b

SK3b [第30図]

本址は、土壙SK3aに東側の上部を切られている。上面にやや硬化した焼土層が被覆し、焼土層上面中央に深さ約15cmのピットが検出されている。このピットと焼土あるいは土壙との因果関係は不明である。この焼土層（1層）と焼土を含む層（2層）の下部の、土壙の中位層（3層）を中心に結晶片岩の比較的大形の礫が検出されている。さらに、土壙の下部（4層）に底面からやや浮いた状態で二個体の完形土器が検出された。この土器は、二個体が接するように重なりあって検出され、上方のもの [第32図] が口縁を北に向け、やや下方にあったもの [第33図] が口縁を南側に向け、ともに横位に潰れた状態で出土している。また、土器に接する下方にも礫が検出されているが、土器の上部の礫との因果関係は明らかではない。しかし、完形土器および礫が周辺からの単なる自然的流入と考えることは難しく、なんらかの意図が反映したような出土状態であると考えられる。この完形品二個体は、「加曾利EⅢ式」の新しい部分に相当するものであり、本址の機能していた時期を示すものと考えられることができる。



第30図 土壙SK3a・b遺物出土状態



第31図 平塚遺跡第Ⅲ区遺構配置

これらの出土状態を一連の行為の連鎖と考えるならば、ある種の儀礼の存在をも示唆するものであろう。なお、第30図の平面図に網トーンで示した箇所は、上部の礫の位置を示している。

3. 遺物の概要

本遺跡から出土したそれぞれの縄紋土器を記述するに先立って、土器製作過程にかかる多くの先行研究を参考にしつつ、本遺跡出土土器の一般的な特徴を概観しておきたい。なお、個々の遺物の観察については観察表に掲げたが、本遺跡の一般的な特徴として以下に述べる諸点については、その記述を一部省略した。

胎 土

本遺跡出土の縄紋土器の胎土には、普遍的に結晶片岩の小さな粒を含んでいる。また絹雲母や風化した長石、あるいは石英粒を含んでいるが、これらも結晶片岩を構成する鉱物と考えてよい。この結晶片岩は、児玉地付近の山塊を構成する三波川帯の岩石であり、この山塊から流下する河川流域には普遍的に存在しており、土器の製作地を大枠で限定することができる。このような結晶片岩粒にも、摩滅した丸い形状のものと鋭利な破砕面をもつ形状のものがあることは注意しておくべきであろう。また、土壙SK3aから検出された破片〔第34図18〕には、この結晶片岩粒とともに微量の所謂「白色針状物質」と呼ばれる海綿骨針が含まれていることは注目される。近年、この地域の胎土観察の成果からこれらを共に含む粘土は、その産出地を限定し得ることが明らかになりつつある。このように結晶片岩粒と海綿骨針を含む粘土は、群馬県藤岡市周辺から児玉町付近で産出するものであると推定されるところから、これらの土器がこの地域で製作されたものであることを特定することができる(註1)。しかし、この海綿骨針の混入は、一個体に数点という極めて微量であるために詳細な観察が必要であるとともに、小破片では確認し得ない場合があることが充分に予想されることにも注意しておきたい。また、本遺跡出土の縄紋土器には、しばしば鉄分等の凝集した粒子や微量の角閃石等を含んでいるが、前者は当地域の低地部の粘土層に後者はローム層中に認められるものである。このように、本遺跡出土の土器には岩石や鉱物の粒度や比率には差こそあれ、胎土に含まれる岩石や鉱物等がこの地域に普遍的に認められるものであるところから、本遺跡から出土した縄紋土器は児玉郡地域を中心とする比較的狭い地域で製作された“在地”の製作にかかる土器群であることを想定することができる。ただし、小形土器の一個体〔第35図26〕については、これらと幾分胎土が異なっていることは注目される。

成形と器面調整

破損した土器の断面には、しばしば「輪積み」の痕跡をとどめるものが認められる。この、「輪積み」の単位における剥脱痕が比較的明瞭に観察し得るのは断面図に示した。また、明瞭な輪積み剥脱痕は観察し得ない場合でも、折

損箇所が底部に水平な方向をもっていることから成形単位を観察し得る個体も認めることができる。このような折損によって成形単位が確認し得る部位については、挿図断面に黒点で示した。このような輪積み痕あるいは破損によって知り得る輪積みの幅は約2 cm～4 cm程度であり、本遺跡の資料においてはこれ以下の単位を見だし得なかったことから、これが輪積みの基礎的な単位であると思われる。

この輪積みの基礎単位の器壁断面を観察すると、その内部に粘土の縞状の“流れ”を認めることができる。この粘土の縞状の“流れ”は、しばしば輪積み痕と誤認されるが、この縞状の部位で「輪積み痕」のような剥脱した痕跡を認めることはできない。むしろ、輪積みの上端ないし下端は比較的平滑であり、輪積み痕と輪積み痕の間にこの縞状の“流れ”を認めることができることから、これらは輪積み単位内部の器壁自体の“組織”を示すものと考えられる。久世氏は、須恵器の坏盤類の観察と製作実験から須恵器の縞状構造を「渦状縞」と「流れ縞」として概念化し須恵器の成形過程を分析された(久世他、1994)。このような断面の縞状の構造は、轆轤成形ではない縄紋土器においても一部に認めることができる。

輪 積 み 帯

小林達雄氏は、輪積み帯の基礎単位を(a)として捉え、2aや3aの単位のあることを明らかにされた(小林、1966)。このような成果を前提に考えるならば、土器における形態形成の最小単位は粘土紐(a)であり、これの複合単位である輪積み帯(A)によって体節が形成されている。また、把手や注口部・高台部を一定の機能を持った基礎単位として位置づけることができる。個体は、この体節と機能的突出部の複数が有機的に結合して成り立っていると見做すことができる。

たとえば両耳壺の器形は、口縁部の体節を拡大し形成されるものである。また、注口土器における体節の変形については、すでに検討したことがある(鈴木、1992)。鉢や浅鉢についても既成の体節の省略や変形によって形成される部分があり、双口土器や双子土器についても既成の形態との対応関係を認めることができる。さらに異形土器の大半も深鉢等と対応する体節を持っている。このように、縄紋土器の器種の多くは、縄紋土器の変形の過程で出現したものであり、縄紋土器内部の発展によって器種が分化していることを示している。器物模倣説は、貝や箆等の例が全く認められないわけではないが、極めて稀な現象であり系統的に継承連続していないことから、多くの器種の成立を説明するものではない。

ともあれ、このような“輪積み単位”は、複数で“輪積み帯”を構成し、さらにこれが複合して“体節”が形成されている。また、この“体節”複数が有

機的に複合して“個体”が構成されている。つまり土器個体は、成形工程に基づく階層的な構成をもっており、この構成の理解を各々の形態や形制の分析の基礎に据える必要があるだろう。しかし、土器の表面は、輪積み単位相互がこの部位での破損を回避すべく密着するように成形されるとともに、“ナデ調整”により混和材が器面に沈み、泥漿化した生地土が器面上で移動することによって砂分の少ない肌理の細かい平滑な表皮によって覆われており表面からの観察を困難なものにしている。とりわけ土壙SK3bから出土した資料〔第32図〕では、体中位において茶褐色を呈する薄い皮膜状の器表が剥落している状態が顕著に観察し得た。このような皮膜状の薄い泥漿によって器面は被覆され、必然的に先の輪積みの痕跡や体節は、土器表面には顕著な形では観察し得ず、器形の屈曲や彎曲あるいは破損によって辛うじて知ることができる訳である。また、もう一つの完形個体〔第33図〕の底部の形態は、突出する部位の内部にまで内底面が延びており、成形の過程で内底面の粘土円盤を体下部方向に掻き上げていることが観察される。この結果、内底面には平坦な面がなく丸く突彎しており、外面が下方に突出する形態をもっているとはいえ底面の器厚は比較的薄く、底部の円盤上に粘土帯を積み上げた後に一体として成形されていることが解る。このような底部形態は、加曽利E式後半においては比較的一般的である。

文様と縄紋施紋

文様は、ナデ調整の後の平滑な器表面に施されるが、本遺跡で検出された全ての文様のある個体では、隆線あるいは沈線による描線が描かれた後に縄紋が施紋されている。これは「充填縄紋」あるいは「劃線内縄紋」と呼ばれるものである。この劃線内に施紋される縄紋の原体は、単節LRとRLが相半ばするように認められ、無節の原体も認めることができる。また施紋方向は、土壙SK3bの完形品二個体〔第32・33図〕を始め、口縁部を横位にそれ以下を縦位あるいは文様に沿った方向に施紋することが普通である。この点は古くから山内清男博士によって注目されているところであり、該期には比較的一般的な現象である。

研磨とナゾリ

このような縄紋と文様の境界域を観察すると、縄紋の上にナデあるいは研磨の痕跡が認められ、縄紋施紋の後に文様に沿ったナデあるいは研磨が施されていることが解る。また縄紋と沈線との重複関係を見ると縄紋縁を沈線が切っており沈線部が後から施されたように見えるが、部分的に縄紋が沈線上にかぶさる部分が認められると同時に、先にみたように文様に沿って縄紋の回転施紋の方向を変えており、沈線のナゾリの工程によって生じた現象であることが容易に判断し得る。

器面調整は、成形途上あるいは成形直後に行なわれる“ナデ”とは別に、施紋の後に行なわれる工程の存在が従来より知られている。この工程は、内面においては機能的要求からくる部分であろうが、外面については文様や装飾効果を高めるものとしての側面がある。最終的な器面調整は、通常“研磨”と呼ばれるが、研磨の中には工具の形態を反映するような平坦な面を持った器面の平滑化の工程があり、ここでは従来からの呼称に従い“ヘラナデ”とする。またしばしば平滑な凸面をもった硬滑質の工具による“研磨”を認めることができるが、本遺跡の資料においては器面の保存状態が良好でないためか入念に研磨された個体は少ない。これとは別に、明瞭な工具の面を持たない鈍い光沢を生じるような調整を認めることができる。とくに本遺跡資料の内面の体部以下については、このような入念なナデ調整あるいは軟質の工具による研磨によると思われる鈍い光沢を持つものが主体を成し、硬滑質の工具によると思われるような光沢を帯びた研磨は稀である。また、口端や口縁部内面においても入念な研磨は稀であり、横位のヘラナデが普通である。しかし研磨にかかる工具の「硬滑質」あるいは「軟質」の別については、器面の状態が良好とはいえない本遺跡資料においては明瞭な弁別をなし得なかったため、確認し得た個体についてのみ観察表に記載した。

色 調

土器の色調は、焼成の過程や使用の状態、その後の保存状態が反映しているものと考えられることができる。つまり土器の色調は、土器に相継いで生じた加熱を主とする変化が累積した結果であると見做すことができる。外面の器表は最もこの影響の及ぶ部位であるが、内面や断面もまた様々な色調を呈しており、ここでは器表外面と内面及び断面の観察を行なった。

このような成形や施紋のあり方は、該期の加曾利E式に比較的一般的であるが、異なった地域や型式では相違する部分があり、型式の判別や相互の交渉を考える上で参考になるものと思われる。しかし、むしろ土器の製作過程の観察は、土器の形態・装飾を発生論的な視座から捉え返す前提であり、今後はさらに各工程や属性の概念化を進める必要があるものと思われる。ともあれ、上記の記述においても基準の曖昧な感性的な判断に頼る部分があり、縄紋土器製作の各工程にかかる基礎研究の必要を痛感するところである。

以下、遺構ごとに出土土器の概要を略述する。

SK1 [第35図34]

本址では、縄紋が施紋された小破片1点のみが検出された。加曾利E式でも後半期の土器であると考えられるものであり、おそらく「加曾利EⅢ式」の範疇に入る土器であろう。

SK3a [第34図]

10～13は、「加曽利EⅣ式」である。3～8は、「加曽利EⅢ式」である。

本址は、土壙SK3bを切って構築されており、これに後出するものであることが確認される。また、覆土中より検出された「加曽利EⅢ式」はSK3bの覆土中の破片との接合関係をもつものや同一個体と考えることのできるものを含んでおり、本遺構から出土した「加曽利EⅢ式」は重複に伴う混入と考えることができる。土壙SK3bからは「加曽利EⅢ式」でも新しい部分に相当する良好な資料が検出されているところから、これに後出するものであることは确实であり、出土点数は少ないとはいえ本址より検出された「加曽利EⅣ式」(11～13)が遺構の時期を示すものと考えられることができる。なお、本址からは磨石あるいは石棒、石皿、打製石斧等の欠損品が出土している。

SK3b [第32・33・35図25～33]

1は、体上部文様と体下部文様によって構成され、体上部は舌状を呈する懸架状の単位文間に円形の文様を“玉抱き状”に配している。口縁直下の横位の描線は、U字状を呈する舌部の上端を繋ぐ描線であり、円形文様の上部で途切れ区画文として完結しない。この口縁直下の描線上は、幅狭い無紋部であり円形文様の上部で体部の無紋部と連続し、口部無紋帯に相当する部位の発達は認められない。また、体下半部は逆U字状の懸垂文による構成をとる。

2は、体上部文様と体下部文様によって構成され、幅狭い無紋部が帯状に展開する文様をもっている。体上部の文様は、横位に連続する舌状文の間に楕円文を“玉抱き状”に配し、舌状文と円形文が交互に展開する文様を構成している。また体下半部には、逆U字状の懸垂文を等間隔に配する文様構成を持っている。縄紋は口端直下から施紋されており、口部無紋帯を持たない。

このほか、覆土中から検出された破片資料は、体下部に下端相互を連絡する渦巻文をもち文様無紋部の発達しないもの [第35図28] や、磨消縄紋の発達に乏しいものが多く、完形品二個体よりやや古い様相を看取することができる。

なお、完形品二個体は、ともに「磨消縄紋」が発達し、体部の無紋部の拡大が認められるなど、「加曽利EⅢ式」でも新しい部分の特徴を備えているものと考えられることができる。

小 結

土壙SK3a

平塚遺跡土壙SK3aから出土した土器は、「加曽利EⅢ式」と「加曽利EⅣ式」を含むものである。このうちでも「加曽利EⅢ式」に相当する資料には、土壙SK3bの覆土から検出された破片と接合する個体や同一個体と思われる資料を含んでいるところから、土壙の切り合いに伴う混入と考えることができる。このように考えるならば、土壙SK3aの形成期は「加曽利EⅣ式」期に相当する

ものと考えることができる。

土壙SK3b

土壙SK3bから出土した二個体の完形土器は、ともに無紋部によって文様を表現し、“梶山類型”からの変化として捉えることが可能であろう。これらの個体は、この“梶山類型”の系統の変遷から考えるならば「加曽利EⅢ式」後半の様相を示すものと捉えることができるものである。しかし、この二個体は型式論的に相似性を認め得るとはいえ、口縁部区画と無紋部のあり方や带状部の文様構成の差異から考えるならば、系統的地位は同一であるとは認め難く、本来の“梶山類型”から変化し得る(1)と、異なった系譜から捉えるべき(2)の型式論的な地位については注意しておくべきであろう。

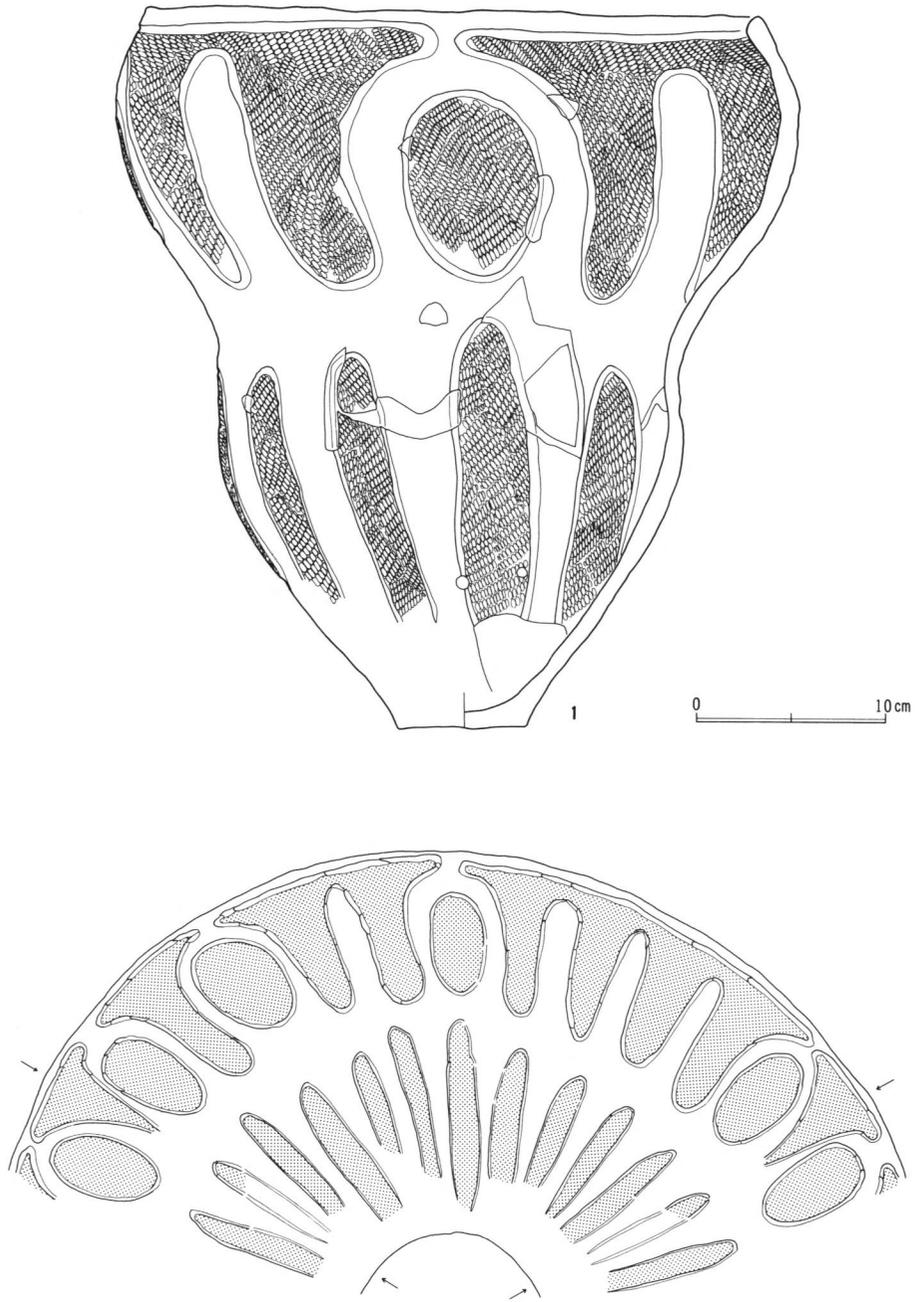
また、この土壙SK3b覆土から出土した破片資料は、隆帯脇に沈線の発達も認められず、しかも体下部にも渦巻文を配する構成をとるなど、完形で出土した二個体に先行するような文様構成を持っていることは注意すべきである。この異なった文様を持つ土器群は、同時期の型式論的な変異の振幅に収まると考えることもできるが、覆土から検出された資料は破片であり復元が困難な状況にあるところから、完形品が土壙に収納された以前に既に破損していたと考えることが可能であり、二個体の完形品に幾分先行するものであることは想定してもよいであろう。このような遺構の切り合い関係と土器の帰属関係と順序を模式的に示すと、次のとおりである。

＜SK3b覆土→SK3b完形品→SK3a覆土（+SK3b覆土の第二次的流入）＞

（鈴木徳雄）

註

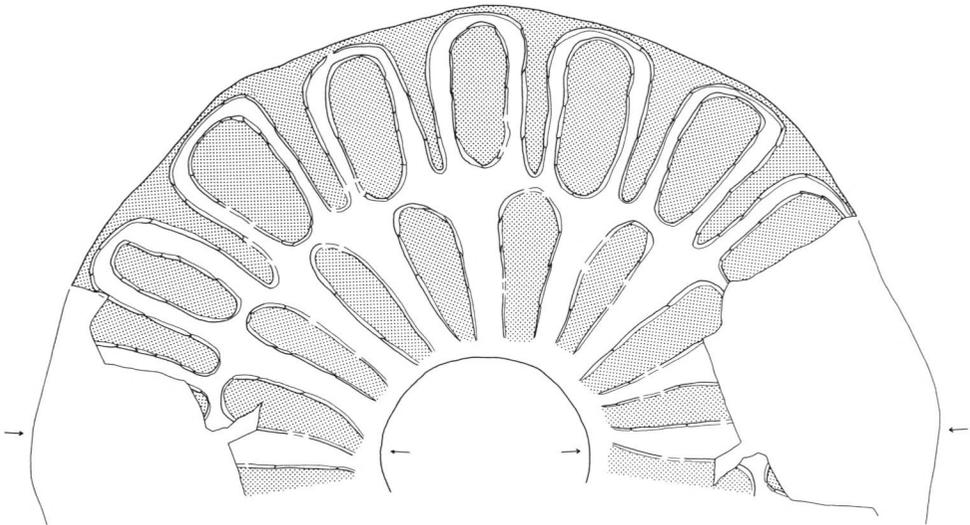
- (1) 従来より「白色針状物質」と呼ばれる海綿骨針は、南比企窯跡群の須恵器弁別の示標として用いられてきた。しかし、近年、藤岡市本郷埴輪窯および前橋市中二子古墳出土の埴輪等の胎土中に海綿骨針の混入が確認され、埴輪の生産地と供給の問題を軸に研究が進展している。このような海綿骨針の混入については、児玉町内出土の埴輪や土師器においても、一部にその混入を認めることができる。しかし、在地産と考えられるものにおいても全てに海綿骨針が確認される訳ではなく、確認されない個体が圧倒的に多いことも確認されている。このように、一部の在地産と考えられる土器に海綿骨針が混入しているとはいえ、この地域周辺においてもその混入する個体が限定されていることから、今後はこの混入の意義を積極的に検討すべきであろう。なお、この地域の土師器の観察については大熊季広、埴輪の観察については井口泰基の両氏に負うところが大きい。また、永井智教氏にも群馬県をはじめとする多くの埴輪の事例について御教示を賜った。



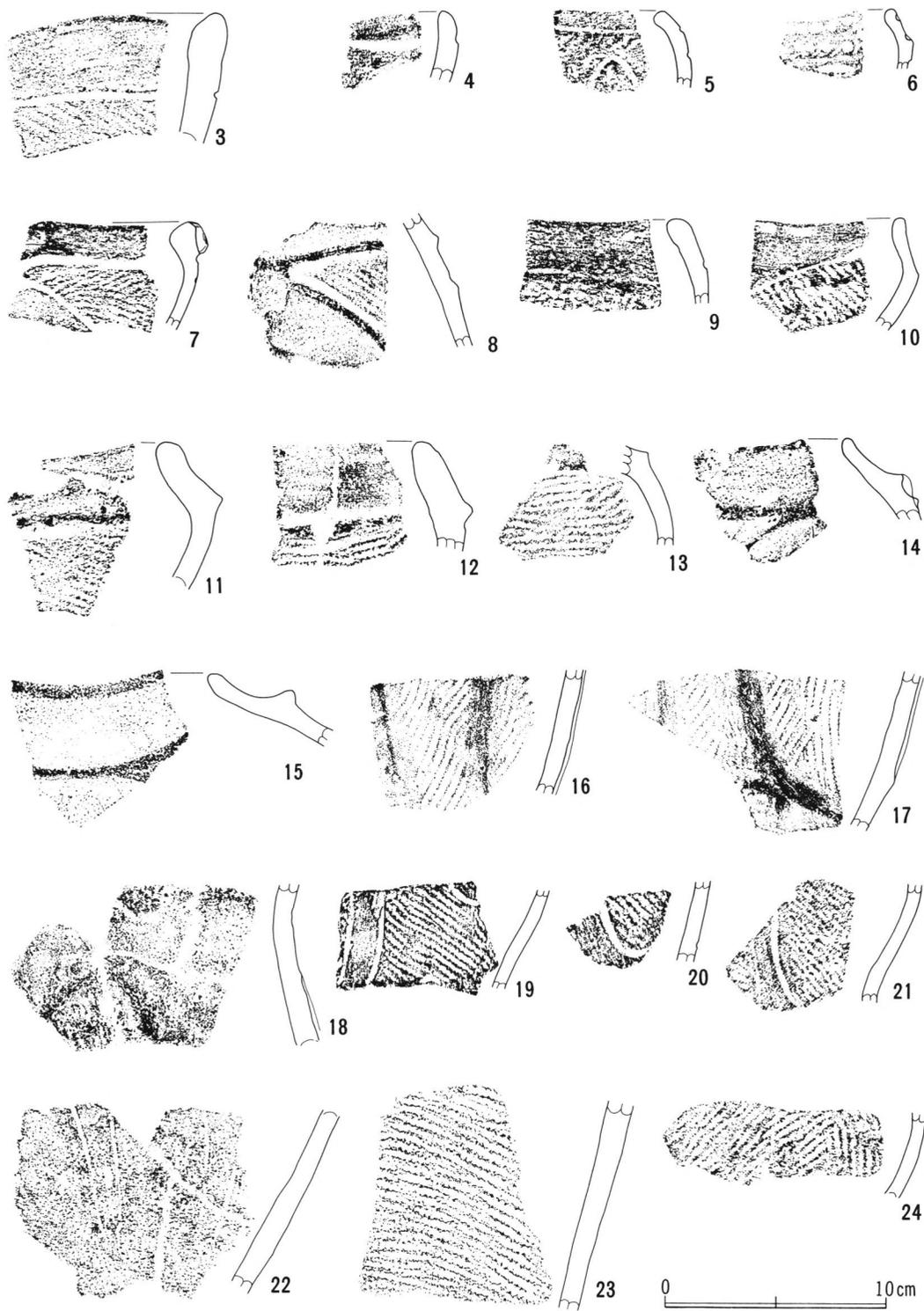
第32図 平塚遺跡出土土器(1)



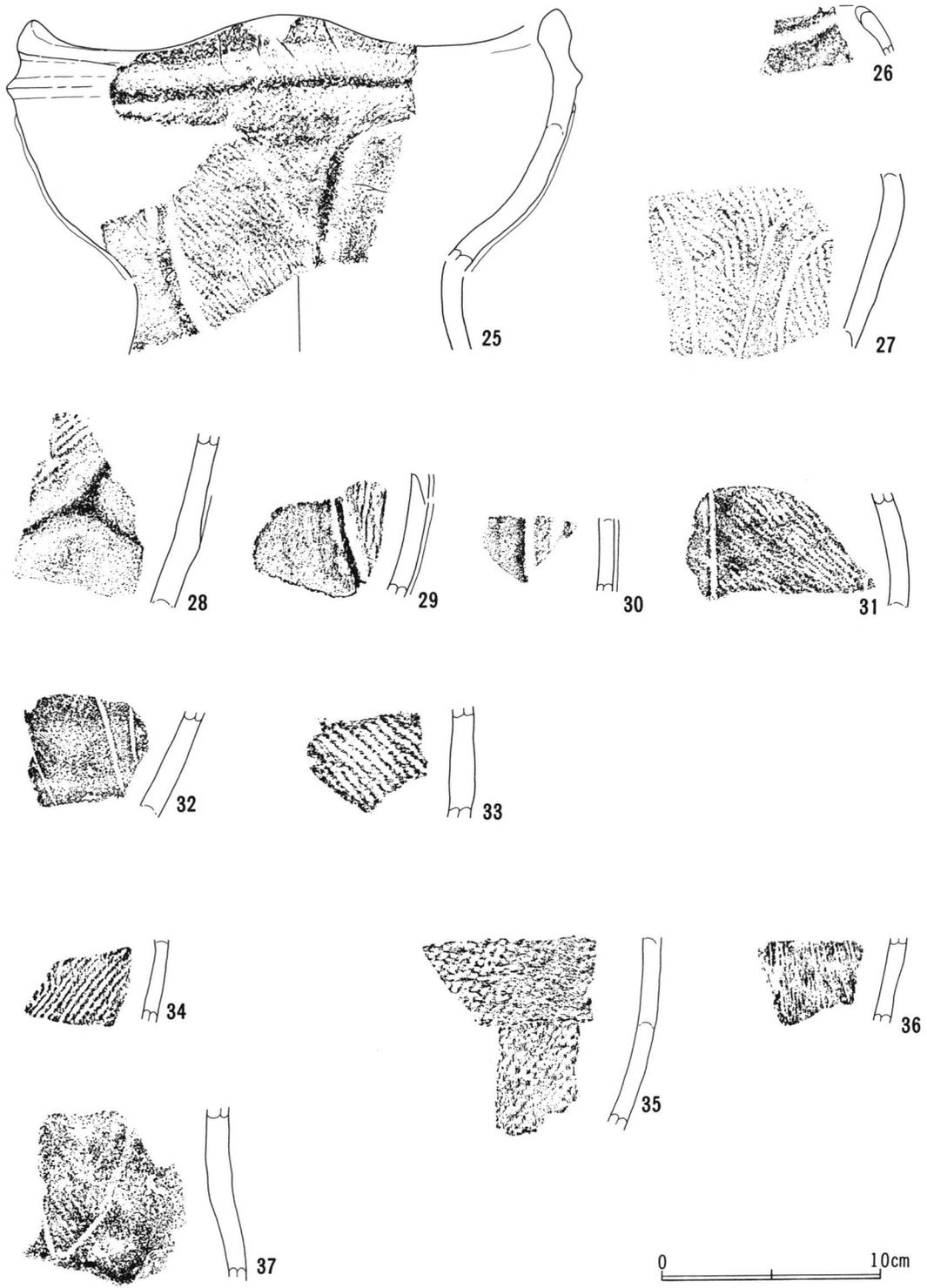
0 10cm



第33图 平塚遺跡出土土器(2)



第34图 平塚遺跡出土土器(3)



第35图 平塚遺跡出土土器(4)

縄紋土器観察表(1) 土壌SK3b

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
1 (A)	外面 沈線→縄紋RL横位→縦位→ヘラナデ→ナゾリ 円文部を描き上部に連絡部を残し、玉抱き状に 舌状部を配しこれを交互に繰り返している。 断面 折損部によって7帯の接合単位を捉えることが できる。 内面 入念なナデ→頸部および口縁部のヘラナデ 底部は内面を掻き上げて成形している。	外上 暗茶褐色 外下 茶褐色 断上 茶褐色 断下 暗褐色 内上 茶褐色 内下 黒褐色	片岩粒多 白色粒 角閃石	深鉢	完形
2 (B)	外面 ナデ→沈線→LR→口端ヘラナデ→研磨→沈線ナゾリ 口縁の波状の単位は4単位と推定される。 文様は、体上部9単位、体下部9単位である。 断面 明瞭な単位は底部、体下半部、体上部三帯が破 断面による明確な単位として把握し得る。 内面 入念なナデ→口端及び頸部のみヘラナデ 底面は、撫で上げ水平な面はない。	外上 茶褐色 外下 暗黄褐色 断上 茶褐色 断下 黒褐色 内上 茶褐色 内下 黒褐色	白色粒 鉄凝集粒 片岩粒 角閃石	深鉢	体半上部の 一部欠損

縄紋土器観察表(2) 土壌SK3a

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
3	外面 無紋部ヘラナデ→沈線→縄紋RL横位(逆時計廻) 断面 下端に接合痕あり 内面 口縁部ヘラナデ	外面 黒褐色 断面 灰褐色 内面 暗橙褐色	白色粒 片岩粒 角閃石	深鉢	口縁部
4	外面 無紋部ナデ→沈線 断面 折損は不規則 内面 横位の粗いナデ	外面 暗茶褐色 断面 黒褐色 内面 暗茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	口縁部
5	外面 無紋部ナデ→沈線→縄紋LR横位 断面 折損は不規則 内面 器面が荒れている	外面 明褐色 断面 明褐色 内面 明褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	口縁部
6	外面 無紋部ナデ→沈線縄紋 LR横位→刺突 断面 折損は不規則 内面 口端部ヘラナデ	外面 明茶褐色 断面 明茶褐色 内面 明茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	口縁部
7	外面 無紋部ナデ→沈線→縄紋LR横位→LR斜位 断面 折損は不規則 内面 肥厚部に横位のヘラナデ	外面 暗茶褐色 断面 黒褐色 内面 暗茶褐色	白色粒 片岩粒 角閃石	深鉢	口縁部
8	外面 隆線→ナデ→縄紋RL横位→隆線脇の沈線→研磨 断面 器表面の一部剥落 内面 光沢の無い入念な研磨	外面 茶褐色 断面 黒茶褐色 内面 暗茶褐色	片岩粒 角閃石 白色粒	深鉢	口辺部

縄紋土器観察表(3) 土壌SK3a

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
9	外面 無紋部ナデ→沈線→縄紋R L斜位→研磨 断面 下端は水平な折損 内面 器面が荒れている	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	口縁部
10	外面 縄紋R L横位→R L縦位→無紋部ヘラナデ 断面 無紋部直下に水平な折損(波状口縁) 内面 入念なナデ→ヘラナデ	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	口縁部
11	外面 ナデ→縄紋R L斜位→無紋ナデ 断面 下端に接合痕あり 内面 横位のナデ→口端部ヘラナデ	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 茶褐色	白色粒 片岩粒 角閃石	深鉢	口縁部
12	外面 隆線→ナデ→縄紋L R斜位→無紋部研磨 断面 下端は水平な折損 内面 横位のナデ→口辺ヘラナデ	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	口縁部
13	外面 隆線→ナデ→縄紋L R斜位→無紋部研磨 断面 折損は不規則 内面 粗い指ナデ	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 暗茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	口辺部 12と同一
14	外面 隆線→隆帯脇のナデ 断面 隆帯の貼付痕のような粘土流あり 内面 横位の研磨、口端はヘラナデ後	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 暗褐色	白色粒 片岩粒 鉄凝集粒	深鉢	口縁部
15	外面 隆線→ナデ 断面 折損は不規則 内面 器面が荒れている	外面 黄褐色 断面 褐色 内面 褐色	片岩粒多 白色粒	鉢 または 瓢	口縁部
16	外面 隆線→ナデ→縄紋R L縦位→研磨 断面 上端が水平に折損 内面 横位のナデ	外面 明茶褐色 断面 明茶褐色 内面 明茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体下部
17	外面 隆帯→縄紋R L縦位・斜位→隆帯脇ナデ 断面 上下端は水平な折損状態を呈する 内面 横位のナデ	外面 明茶褐色 断面 明茶褐色 内面 明褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体下部
18	外面 隆線→縄紋L縦位→隆線脇ナゾリ 上沈線→ナゾリ 断面 下端に輪積み痕 内面 器面が荒れている	外面 黄褐色 断面 茶褐色 内面 暗褐色	片岩粒多 石 英 海綿骨針	深鉢	体中～下部
19	外面 沈線→縄紋L R縦位→研磨→ナゾリ 断面 上下端に水平な折損 内面 横位のナデ	外面 暗茶褐色 断面 茶褐色 内面 暗褐色	片岩粒 雲 母 角閃石	深鉢	体上部
20	外面 沈線→縄紋L R縦位→研磨→ナゾリ 断面 折損は不規則 内面 光沢の無い研磨	外面 暗褐色 断面 暗茶褐色 内面 黒茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体上部

縄紋土器観察表(4) 土壙SK3a

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
21	外面 沈線→縄紋L縦位→ヘラナデ 断面 下端は水平な折損 内面 横位のナデ	外面 黄褐色 断面 黄褐色 内面 黄褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体上部
22	外面 ナデ→下方への沈線（縄紋施紋は未確認） 断面 上端に接合痕あり 内面 横位のナデ→ヘラナデ	外面 暗橙褐色 断面 黒茶褐色 内面 茶褐色	白色粒 片岩粒 多い	深鉢	体下部
23	外面 縄紋R L縦位 断面 拓本の上端部にヘラによる穿孔？あり 内面 横位の粗い研磨	外面 茶褐色 断面 暗茶褐色 内面 暗茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体上部
24	外面 縄紋R縦位～斜位 断面 上下端は水平な折損 内面 ナデ凹凸がある	外面 明茶褐色 断面 明茶褐色 内面 明茶褐色	片岩粒 角閃石 白色粒	深鉢	体下部

縄紋土器観察表(5) 土壙SK3b

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
25	外面 隆線→ナデ→縄紋Lを口辺部横位→以下縦斜位 施紋→無紋部ヘラナデ→縄紋脇の沈線状ナゾリ 断面 中段は輪積痕・下端は破断形で成形単位を確認 内面 口縁部ヘラナデ、体上部は光沢の無い研磨	外面 黄褐色 断面 暗黄褐色 内面 暗褐色	片岩粒多 白色粒多 チャート を含む	深鉢	体上部 約1/4
26	外面 沈線→ナデ 摩滅により不明瞭 断面 下端は破断面が水平で、接合部と推定される 内面 ナデ 一部に赤彩痕あり	外面 黄褐色 断面 黄褐色 内面 黄褐色	細砂粒 角閃石	小形 深鉢	口縁部
27	外面 ナデ→沈線→口縁縄紋LR横→LR縦～縦位→研磨 →一部沈線ナゾリ（一部に縄紋かぶる） 断面 上下端に接合痕あり 内面 器面が荒れている	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 黄茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体上部
28	外面 隆線→縄紋R L縦位→隆線脇ナデ 断面 下端に輪積み痕 内面 器面が荒れている	外面 黄褐色 断面 暗褐色 内面 黒茶褐色	白色粒 片岩粒 鉄凝集粒	深鉢	体下部
29	外面 隆線→ナデ→縄紋R斜位→隆線脇・無紋部研磨 断面 上端に明瞭な接合部 内面 剥落し砂粒が浮いている	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 茶褐色	白色粒 片岩粒 多い	深鉢	体上部
30	外面 ナデ→隆線→縄紋R斜位→隆線脇ナゾリ→研磨 断面 上端に接合痕あり 内面 荒れている	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体上部 29と同一個 体

縄紋土器観察表(6) 土壙SK3b

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
31	外面 沈線→縄紋L縦位→研磨→沈線ナゾリ 断面 下端に輪積み痕 内面 横位の研磨、硬滑質の工具痕有り	外面 茶褐色 断面 暗褐色 内面 黒褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体上部
32	外面 沈線→縄紋RL→無紋部の研磨→沈線ナゾリ 断面 下端に輪積み痕 内面 鈍い光沢を持つ研磨、工具痕無し	外面 茶褐色 断面 暗褐色 内面 暗茶褐色	白色粒 片岩粒 金雲母	深鉢	体下部
33	外面 縄紋LR斜位～横位 22と同一個体 断面 折損は不規則 内面 粗いナデ	外面 茶褐色 断面 茶褐色 内面 暗茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体上部

縄紋土器観察表(7) 土壙SK1

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
34	外面 縄紋L横位 断面 折損は不規則 内面 ナデ、凹凸がある	外面 黒茶褐色 断面 暗褐色 内面 暗褐色	白色粒 片岩粒 角閃石	深鉢	SK1フク 体下部

縄紋土器観察表(8) 土壙SK3覆土

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
35	外面 縄紋LRおそらく横位反復施紋 断面 上端と中位に接合痕有り 内面 入念なナデ	外面 明茶褐色 断面 明茶褐色 内面 明茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体下部 接合部下半 は黒褐色
36	外面 ナデ→櫛歯状工具による縦位の条痕 断面 折損は不規則 内面 横位ケズリ(逆時計廻り)	外面 明茶褐色 断面 暗茶褐色 内面 暗茶褐色	白色粒 片岩粒	深鉢	体下半

縄紋土器観察表(9) 1号住貯蔵穴

番号	成形・調整・施紋の特徴	色 調	胎 土	器種	残存部他
37	外面 沈線→縄紋L→沈線の一部ナゾリ 断面 折損は不規則 内面 器面が摩滅している	外面 茶褐色 断面 黒褐色 内面 茶褐色	白色粒 片岩粒 硬 緻	深鉢	体下部 和泉式住居 内

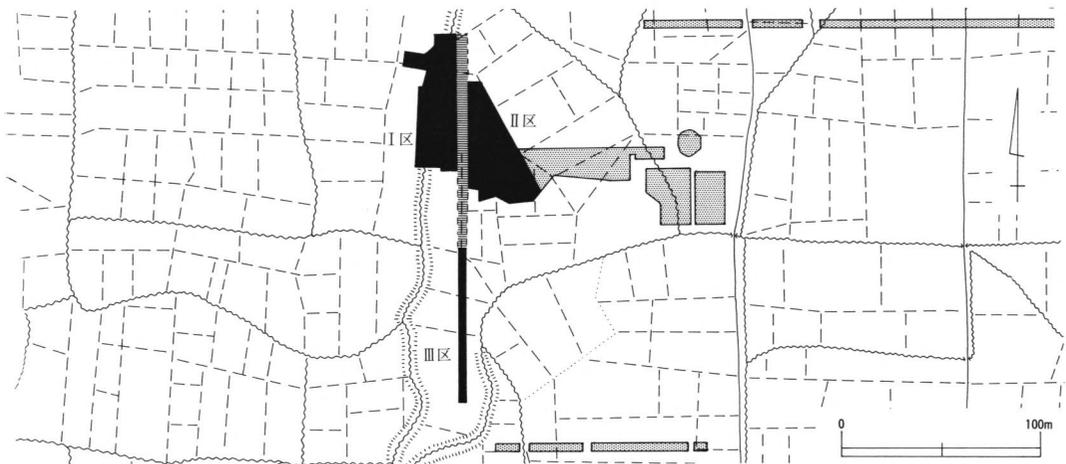
第V章 藤塚・堀向遺跡の調査

1. 遺跡の概要

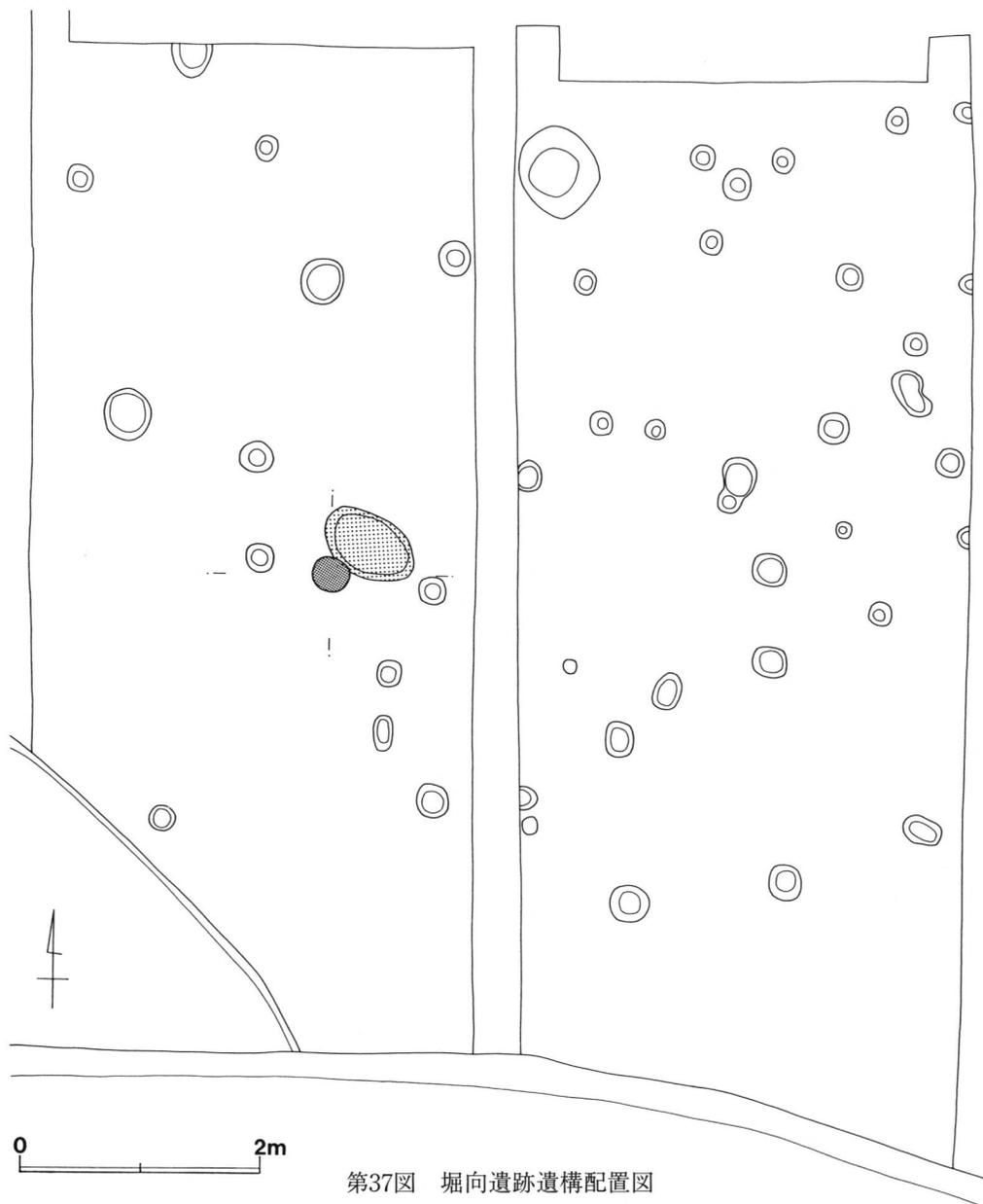
藤塚遺跡および堀向遺跡は、ともに低地中央部の現「女堀川」の旧河道に相当する埋没河川に臨む自然堤防上に位置し、この河道を挟んで向かい合うように確認されたものであり、同一の遺跡として捉えることのできるものである。本遺跡の斜面部の調査によると、遺跡の形成期にはこの河川には一定の水流があったものと推定され、川辺に形成された小規模な集落跡であると推定されるものである。

藤塚遺跡

藤塚遺跡は、この旧河道の西側に接して占地し、基盤層は粘質土層である。遺跡は、中世の塚丘（徳山他、1995）を中心に縄紋土器が分布していることから、この位置がおおよそ遺跡の中心部に相当するものと考えられるが、塚周辺の発掘調査においては、既に包含層は認められず鬼高期の集落が現耕作土直下より検出される状態であった。その出土遺物の大半は、塚丘封土中より出土したものである。この封土の由来は、おそらく周囲の包含層からもたらされたものであると推定される。また、付近の埋没河川に向かう傾斜面部においては、幾分縄紋時代の包含層および住居址の存在を確認することができたが、遺物の出土量は封土中に比べて極めて少ない状態であった。さらに、塚の北西方向にも包含層を確認することができたが、工事による「表土扱い」を避け現状で保存する措置をとったため、その区域の調査は必要最小限に留めた。藤塚遺跡の形成された時期は、縄紋中期から後～晩期におよび、その主体は称名寺式期から加曾利B式期である。



第36図 藤塚・堀向遺跡調査区配置図



第37図 堀向遺跡遺構配置図

堀向遺跡

堀向遺跡は、藤塚遺跡対岸の旧河道を挟む西側に接して存在し、遺物の出土量は藤塚遺跡と比較すると極めて少ないが、土壙や焼土を伴う土壙あるいは埋設土器等を認めることができる。遺跡の主体となる包含層等は、古墳時代以降にその大半が削平されたものと考えられ、出土遺物の多くは古墳時代の堅穴住居の覆土や埋没河道に傾斜する区域における小規模な包含層から検出されている。この堀向遺跡の形成時期は、藤塚遺跡と同様であるが晩期の遺物は極めて少ない。

また、今回の県営圃場整備（児玉北部地区）においては、藤塚・堀向遺跡の



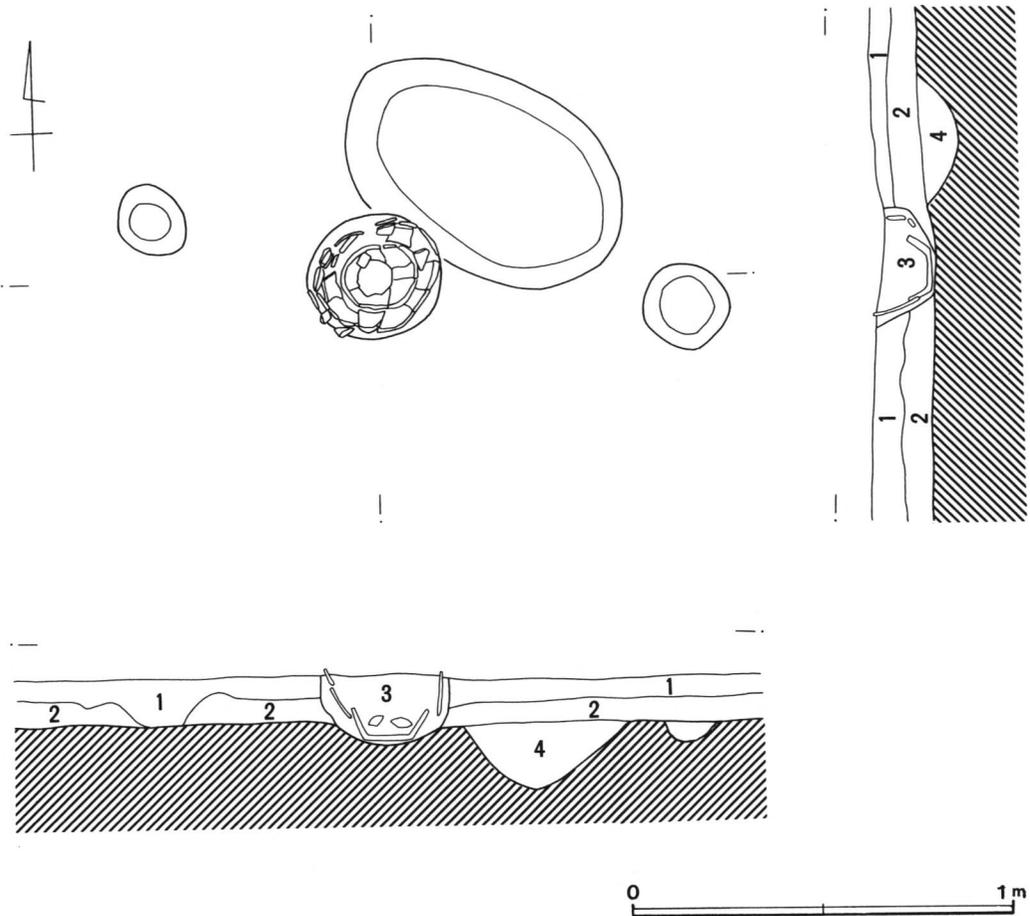
第38図 藤塚遺跡第J1号住居跡

ほか、既報告の柿島遺跡（徳山他、1994）からも、縄紋後期後半の土器が1個体検出されている [第40図]。この柿島遺跡からは、他の破片や石器等の出土はなく、土器のみが一個体出土している。しかし、このような縄紋後期の土器の単独の出土例は、他の遺跡でも確認することのできるものであり、該期の居住型を考える上では重要な資料であると考えられることができる。

2. 遺構の概要

藤塚遺跡 第J1号住居址 [第38図]

本址は、埋没河道に接した緩斜面に位置しているが、住居址の上面は古墳時代以降に既に削平されており、竪穴としての掘り込みは確認されず、柱穴と炉址の配置から住居址と判断されたものである。本址の上面を覆う二次的な堆積層からは、土師器や縄紋後・晩期の遺物が散漫に検出されているが、出土遺物からその時期を特定することは難しい。本址は、略円形に壁柱穴がめぐり、中



第39図 堀向遺跡埋設土器

土層説明

第1層	暗褐色粘質土	白色テフラを多く含む粘質土
第2層	暗褐色粘質土	白色テフラを含まない粘質土
第3層	暗褐色土	1層起源の白色テフラをより多く含む
第4層	暗褐色土	炭化物焼土粒子を多く含む

中央よりやや南側に床面を一部掘り窪め小礫を配した炉址が確認されている。この炉址は、中央を掘り窪めた石囲炉と考えてよいが、焼土の形成は石囲の範囲を越えて周囲にまで広がっている。また、明確な入り口部施設を確認することはできなかったが、南側の方形の掘り込みあるいは何れかの柱穴間がこれに相当する可能性がある。この住居址の帰属する時期については、床面付近から安行3b式と考えられる破片が1点〔第41図3〕出土したのみであり明確に時期を決定することはできなかったが、埼玉県北部から群馬県方面の住居址の推移から考えるならば、あるいはこの遺物の時期に関わる晩期前半頃に相当するものと捉えることもできよう。

堀向遺跡 屋外埋設土器 [第39図]

この埋設土器は、胴下半部が正位に埋設された状態で検出されたものであり、本址に直接付属する施設は確認されておらず単独で埋設されていたものと考えられることができる。しかし、本址の周囲には多くの柱穴が認められると同時に、覆土中に焼土と炭化物を含む土壌状の掘り込みが確認されるなど、相互になんらかの関連を予想することも可能である。ともあれ、本址周囲の柱穴配置等においては住居址と推定し得るまとまりを確認することができなかったため、ここでは屋外埋設土器として扱っておきたい。なお、この埋設土器 [第73図] の時期については、文様がなくその判断が難しいが、底部形態や胎土・色調等から判断すると堀之内1式に相当するものと考えることができよう。

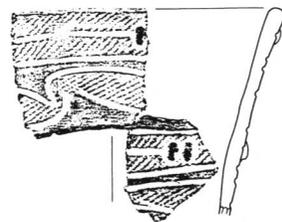
3. 遺物の概要

藤塚遺跡

藤塚遺跡から出土した縄紋土器は、主として中世の塚丘（徳山他、1995）封土中より出土したものである。この封土の由来は、おそらくこの周囲の包含層であると推定されるが、塚周辺の発掘調査において既に包含層は認められず鬼高期の集落が現耕作土直下より検出される状態であった。付近の埋没河川に向かう斜面部においては、幾分その包含層を認めることができたが、遺物の量は封土中に比べて極めて少ない状態であった。したがって、ここに報告する資料は、第一次的な位置から移動された資料が主体であり、このため出土状態による共時性の特定をすることが困難であった。また、遺物を包含する層が粘土質であり、かつ二次的に移動を蒙った資料が大半であるためか器面の状態が極めて悪く、器表面が薄く剥落した状態を呈するものが殆どであった。このため本遺跡出土の土器群については、詳細な観察に耐える個体は極めて少なく、文様や形態等の分類によってその概要を提示し、随時施文の順序や器面の調整等について触れることとして、敢えて観察表を付すことはしなかった。

堀向遺跡

また、堀向遺跡出土の土器 [第72・73図] については、藤塚遺跡に比較して出土量が少なくかつ遺存状態も悪いため図示したものは少ないが、出土遺物の時期や傾向は藤塚遺跡と同様である。したがって堀向遺跡の出土遺物については藤塚遺跡と併せて記述する。なお、土製品についてはその全てを図示したが、石器や石製品については本遺跡における出土傾向についての概要を略述するにとどめた。



第40図 柿島遺跡出土土器

a. 縄紋土器（概要）

藤塚遺跡から出土した縄紋土器は、中期中葉～晩期中葉までの各型式であるが、その主体は後・晩期である。以下、時期をおって土器の概略を記述しながら、その傾向と変化について予察的に略述する（第41～71図）。

加曽利E式

本遺跡から出土した遺物のうち縄紋中期に遡る遺物は、勝坂式・加曽利EⅡ式はそれぞれ土器片が各1点、「加曽利EⅢ式」、「加曽利EⅣ式」も少量出土している。「加曽利EⅢ式」は、口縁部文様を残す類型〔図28～30〕と“梶山類型”〔図38〕によって代表される。また、「加曽利EⅣ式」は、微隆起線ないしは沈線表現による口縁部無紋帯を持つ土器群〔図39・40〕によって代表される。このうち、所謂「加曽利EⅣ式」の一部〔図48～53〕は、称名寺期に降るものと考えられるであろう。〔図50〕は、関沢類型に相当する体部文様であると考えられるものであり、隆線に沿って刺突紋を施すもの〔図52・53〕も認められる。

称名寺式

本遺跡で安定して一定量が検出されているのは、称名寺式の中位の部分以降である。波状口縁頂部に円筒状の突起をもつもの〔図55〕や、垂下する鎖状隆線をもつもの〔図59〕も認められる。称名寺式は新しい部分では、一定量の個体数が検出されており、口縁部の形態に幾つかの変化が認められる。この変化には、口縁内面が肥厚するもの〔図58・60・62〕、内折する形態をもつ素紋のもの〔図63～67〕、あるいは内折部の突起周囲に沈線文を施すもの〔図70・71〕等があり、口縁部の突起相互を連繋する堀之内1式の間にも多様な形態をもっている。この内折口縁部は、内面肥厚部が口端部へ競り上がり形成されるものと考えられることができるが、称名寺式に併存する加曽利E式系統の口縁部に無紋帯を持つ、内折し肥厚する口縁部形態が関与したことも予想すべきかも知れない。

このように、称名寺式の新しい部分には、口縁部形態や突起部周囲の装飾〔図14〕に変化があり、堀之内1式への一定の傾斜を認めることができる。また、体部文様には縄紋をもつ少数の個体と列点をもつものも認めることができるが無紋地のものが多い。この時期には、一般的に体部文様の上下一帯化の方向性を認めることができるが、堀之内1式を特徴づける体部を貫く縦位の懸垂文構成への変化は、このような称名寺式の自立的変化の内部から単純に説明することは難しいであろう。

図上復元した個体〔図1〕では、非対称な突起を持つ波状口縁であり、大突起部は内面に大きく彎曲しているが、非対称な巴状の表現をとることの多い突起の先端部は欠損している。口縁部の構成単位は明らかではないが、口縁部の残存状態や類例から考えるならば、大突起と小突起による変則三単位ないしは変則四単位を構成するものと推定することができる。大突起側面から続く直立

気味に内折した口端は素紋であるが、小突起部の隆起部の一端からは沈線文が施されている。体上部には小突起下から小さく垂下する隆起と、大突起下頸部に捻転気味の橋状突起を配する以外は無紋である。この橋状突起部と隆起部を連繋するように、横位に二条の沈線文が施されている。体下部には、頸部橋状突起から二条を基調とする描線とその間に一条の沈線を持つ丸いJ字文様が施されている。J字文の内側の描線は斜行する腕部へとつながっており、おそらく小突起部付近で横位S字状に曲折するものと推定される。また、饜部に相当する鉤部末端には、隆起部と窩紋を持っている。このような土器群は、東北南部から南関東方面に広く分布しているようであるが、堀之内1式を構成する“小仙塚類型”の一部へと連続する称名寺末期の一類型である。

称名寺式の新しい部分から堀之内1式への推移は、幾つかの系統的变化が複合しあるいは交替する過程として捉えることができる。この過程で、標準的な称名寺式の文様構成が急速に変化するとともに、突起周囲の沈紋から変化した口部装飾帯が形成される。また、東北南部地域において縦位懸垂文をもつ幾つかの類型と接触し、あるいは称名寺式文様の一帯化による再構成が進行し、口部装飾帯から山内博士の「I文様帯」が生じる。この過程で、文様構成が新しく構造化されることによって、複数の類型を擁する「堀之内1式」が形成されたものと考えられる。ともあれ、関東においても称名寺式の新しい部分には、所謂「綱取系土器」等が伴うようである。かつて、堀之内1式「A群甲1類」とした土器群は、綱取系土器との強い類縁関係を有し称名寺式最末の土器群と併行する可能性があることを指摘したことがある(鈴木、1982)。近年、該期の具体的な様相が徐々に明らかになりつつあるが、称名寺式の終末期は型式論的に不安定で流動的な型式相を呈していると考えられるところから、さらに今後の詳細な分析が必要であると思われる。

堀之内1式

堀之内1式は、一定量が検出されているが縄紋をもつ個体は必ずしも多くない。口縁部文様には、一条の沈線によるもの〔図78~82〕と、二条の沈線によるもの〔図75・77〕があるが、一条の沈線による内面肥厚部をもつものが標準的な断面形態である。また、杵状の幅狭い楕円区画内に刺突紋を施す口縁部文様をもつ個体〔図72・73〕には幾つかの変化があるが、口縁部直下から懸垂文を施すのではなく、頸部に横位区画線をもつものは称名寺式末期から認められるものであろう。ともあれ、無紋地の沈線文構成の土器群は、比較的量が大きくしかも概して文様が大柄で破片による型式の特定は難しい。堀向遺跡の埋設土器〔第73図1〕は、無紋の体下半部であるが、この時期ないしは堀之内2式に併行するものと考えてよいであろう。

堀之内2式

堀之内2式は概して少ないが、口辺部に鎖状貼付文を有する標準的な精製土

器〔図83～85〕と紐線文および横位の調整痕を残す無紋の粗製土器が伴うものと思われる。また、おそらく無紋地の大柄な曲線文の土器の一部は、所謂「下北原式」と呼ばれる類型の一部が残存したものが伴うものと思われる。堀之内2式の精製土器に見られる内面文様は、口端部文様が内面に反転・下垂し、これに平行するように沈線を重畳させたものであろうが、突起部分を中心にこれを連繋する沈線文様を主体とするものである。〔図86〕は、突起がやや立体的な表現をとりながら内面を向いたものである。また、内折する口端部は上面の沈線とともに下垂し、これが内面の鏢状の隆起と対応するものであろう。口辺部に鎖状貼付文と8字状貼付文を有する〔図85〕は、口縁上部に円形の刺突紋列と横位沈線が施されているが、これも口端内折部の下垂に伴う施文域の内面への反転した文様と一定の対応を認めることができる。この鏢状の隆起帯は、堀之内2式の新しい部分では口縁内面直下にあり、口縁上部の第二次的な内折によって鏢状隆起を含む内面文様も順次下垂するが、その変化の中心は加曾利B1式古段階であろう。本遺跡では堀之内2式の注口土器は少ないが、円柱状の釣手〔図6〕は、神泉村下阿久原平遺跡（矢内、1991）や児玉町吉田林女池遺跡等の類例を勘案すると、該期の注口土器につけられたものであろう。

加曾利B1式

加曾利B式は各型式が検出されているが、B1式が幾分少なく、B2式ではやや増加するようである。加曾利B1式は、南関東と類似した構成をとるが、南関東西部地域では比較的多く組成する注口土器の個体数が極めて少ない点は特徴的である。精製深鉢の文様は、横線間を縦区切りによって別条の横線と階段状に連繋する構成〔図93～100・103〕や、幅狭の横線を用い要所に“の”字状の結紐状意匠を配するもの〔図91・92〕等が認められる。この区切り文様は、横位の描線と連続的に表現される傾向が認められ、他段の横線との連絡に表現の重点が認められるようである。しかし、やがて横線と直接連続しない単位性を獲得し、対弧文やこれが上下に連鎖した8字状の意匠〔図122～124〕へと変化するとともに、並行が基本であった横位の描線も弧線〔図123〕へと変化し加曾利B2式に連続的な推移を辿る。

口縁部内面に施される沈線文様は、加曾利B1式の前半期で衰退するとともに、鏢状の隆起帯は下方への下垂傾向を強めるように見える。しかし、この隆起は、加曾利B1式の古い部分では幅狭であった口端内折部の内面に位置しており、この内折部自体が拡大し、隆起帯も内面の対応する部位に位置するところから下垂と捉えるのではなく、むしろ口端内折部の拡大に伴う現象として捉えるべきであろう。

三単位突起をもつ深鉢は、精製土器の主要な組成上の地位を占めるが、本遺跡では全体の構成を窺える個体は認められない。しかし、これらに付けられる

突起は、堀之内2式の独特の形状をもった突起からの形態の連続を窺うことが可能である。このような表現は、遡ってみると称名寺式以来の非対称的な突起の表現が堀之内1式の突起形態へと推移し三単位構成となり、これが堀之内2式へと継承されたものと考えられるところから、一つの表徴的表現の連続的継承の過程であると考えられるであろう。

加曾利B2式

加曾利B2式の精製土器の組み合わせは、この三単位突起をもつ深鉢の系統〔図117～125〕が主体的であり、算盤玉状の形態を基本とする類型も少数認められることができるが、むしろ弧線文による同様の意匠は鉢形土器〔図135・136〕の数量が多いようである。また、東関東方面に多い綾杉状沈線を施す土器群〔図144～151〕を含んでいる。三単位突起を施す土器群は、横位描線が弧線化の方向性を見せ、他地域と連動した変化を辿り、突起表現もやや簡略な退嬰的な表現に推移しながらも、基本的には先の非対称的表現を維持していることは注意しておくべきであろう。

加曾利B3式

加曾利B3式では、B2式から比較的連続的に変化したものと推定され、三単位突起系の深鉢と先の弧線文をもつ鉢の系譜を引く個体を認めることができる。この加曾利B3式の算盤玉形系譜の鉢〔図140〕は、弧線が窓枠状に変化し、8字状の突起が配されているものも認められる。また、縄紋施紋をもつ南関東系の鉢や瓢形土器〔図155〕等が伴っていることに注目しておきたい。

口縁部が内折する無紋の土器〔図182～186〕が加曾利B2式以降で伴うが、B3式ではこの内折部に縄紋等が施される傾向があり、また体部には羽状沈線をもつものが認められる〔図184〕。無紋の内折口縁をもつ形態は、元住吉山1式の口縁部文様や形態と類似する部分があるようである。高井東式は、中部方面に展開するが、単に中部地域からの第一次的な影響下で形成されるとするのではなく、より広域な相互影響関係をにらんで捉えるべきであろう。ちなみに元住吉山1式は、一乗寺K式から連続的に出現するものであり、このような西日本方面との相互影響関係がより広域な一定の連鎖的關係に入ることに関わる型式論的な環境の変化の一環として捉えるべきであろう。

口縁が内折する深鉢は、内折部上面に沈線や縄紋を施すものや、その上下端に刻みを施し装飾帯として際だたせるもの〔図190～193〕が出現する。この部位に複数の横線を施し口縁部文様帯とするもの〔図194～198〕は、曾谷～安行1式期には貼付文を伴って盛行する。このような横位沈線を主体とする文様は、沈線のナヅリの反復によって沈線の縁が丸みを帯び、徐々に凹線化する傾向〔図202～205〕が認められる。この内折する口縁部は、下端が隆起帯化し曲折部を際だたせ、あるいはこの部位に刻みを施すものが出現する一方で、屈曲が消失するものも出現する。このような口縁部文様の凹線化は、元住吉山2式に

においても顕著であり東西の変化の連動を示すものであろう。突起は、対称的な十字状の形態をもつもの〔図26〕が加曾利B3式の形態に後出的であり、新しい部分に位置づけることができるものと思われる。しかし、一般的な形状は、波頂部に円筒状の突起をもち正面に橋状突起を配する対称的な表現をとるものが相当すると考えてよいであろう。

曾 谷 式

曾谷式は少数が認められるが、無紋地の高井東系と、縄紋地紋をもつ加曾利B式の系統をひくこれらの土器群と式の中間的様相は顕著ではない。このような様相は、例えば曾谷貝塚（金子、1996）のような高井東系の口縁部文様をもちながら縄紋を施紋するような複合的な様相とは異なっており、比較的安定した型式相をもつところから、本遺跡にみられるような様相においては、おそらく安行1式を生成し得るような基盤に欠けていると見做すべきであろう。安行1式は、加曾利B3式ですでに形成されていた横位に展開する弧線入組文による体部文様と、高井東系の口縁部文様の影響下で形成される口縁部文様の再構成によるものと考えられることができるならば、曾谷式とより西方の構成をもつ高井東系統の統合によって安行1式が生み出されたことの意義と、その生成し得た地域を再吟味すべきであろう。

高 井 東 式

高井東式系統の口縁部文様帯は、安行2式期では消失し、口縁部の若干の隆起とこれと下方に対を成す突起のみ〔図219〕となり、あるいは橋状突起についても円形の貼付文のみの表現〔図221～223〕に推移し、無文の粗製土器と同調するような変化を見せるようである。

このように本遺跡では、高井東系の土器群は半精製ないしは粗製土器の系列を構成するように変化し、安行2式以降では帯縄紋系土器が精製深鉢形土器の中心を構成するようになる。つまり、精製系として曾谷期を構成した深鉢は、安行1式期で半精製の傾向に移行し、安行2式期では完全にこの系統は粗製土器と連動するようになるように見える。このことは、独特の形態を連続させながら、所謂「中ノ沢式」等に変化する長野県中南部地域と対照的な差異をみせる。しかし、本遺跡においても、このような無紋土器に突起のみ施す土器群は、晩期安行式にも残存するであろう。

ともあれ、高井東式を関東中部の圏域で閉鎖的に捉え、生成し消滅するものとして捉えることは正しくない。上記のように東西での変化が連動しつつも西日本方面の影響下に生成する過程を認めることによって、高井東式や曾谷式の成立を捉えるべきであろう。高井東式は、基本的に四単位構成をとり、加曾利B1式やB2式に見られる三単位や加曾利B3式にみられるような五単位という構成とは異なっており、安行1式の単位構成を考える上ではこの系統の関与を考える必要がある。しかし、安行1式の体部文様は、加曾利B3式で成立して

いた横位弧線入組文が継承されており、系統のある種の複合過程を窺わせるものである。このような事態を受けて、継続する一定の型式圏と型式論的な連続を認めることのできる安行系型式群が生成することを捉えなければ、縄紋土器の系列に正しく位置づけることはできないであろう。

後期安行式

また、安行1式や2式には帯縄紋系土器が主体であるが、所謂「コブ付き文系」土器が組成の一部を構成することも注意される。ちなみに柿島遺跡出土の土器〔第40図〕は、口頸部の弧線入組文が上下の区画線を起点あるいは終点とするのではなく、それぞれ横位に連繫される構成をとっており、基本的に関東風の構成と見做してよいであろう。しかし、藤塚遺跡には上下に起点終点をもつ文様に類似する構成〔図278〕が認められ、後期後半段階において既に大塚達朗氏によって指摘された東北と関東の文様構成上の差異をもった二者が認められることは再確認しておくべき点であろう。この点は、北関東西部地域の他の遺跡の様相と連動するものと思われる。

安行式帯縄紋系土器の魚尾状の突起には幾つもの変化があり、瘤上の加飾にも変化がある。丸い瘤の上面の刻みをもつもの〔図258〕から、刺突〔図268〕あるいは縦位の引っ搔きによる施文をもつもの〔図296～300〕等があり、大形化するとともに刺突の先端が器面にまで達するものがある。これらは安行2式から、連続的に安行3b式期まで変化しており、型式ごとの明解な区分は難しい。また、口縁の帯縄紋部が肥厚し削り出すものと肥厚が少ないものがあり、漸次沈線のみ表現へと移行するようである。帯縄紋系の方の横帯と突起を連繫し菱形状の構成をとるもの〔図304〕は、安行3b式並行の土器であろう。

晩期安行式

安行3a式では、このような変化によって形成される「帯縄紋系」の土器群と、所謂「小豆沢系文様」をもつ土器群等が認められるが、この遺跡においては出土点数が少なく明確には捉え難いとはいえ、帯縄紋系文様がやや多いながらも両者併存するものと思われる。本遺跡では、安行3a式から3b式への推移を辿り得るような三叉状入組文の変化も認めることができる。口縁部に所謂「玉抱き三叉文」をもつ、大洞B1式系譜の文様も認められる。入組文系の鉢〔図4〕は、玉抱き三叉文の描線の一部が省略されたものであり、安行3a式の新しい様相のものと思われる。また、波状口縁下部に三叉文を施すものは、縄紋施紋が認められない新しい様相をもつもの〔図321〕も認めることができる。また、馬場小室山遺跡で見られるような三叉入組文〔図339〕も認められ、安行3b式でも古い様相のものと思われる。

推定復元実測の個体〔図3〕は、所謂「帯縄紋系」の類型であり、6単位の波状口縁を呈するものと推定される。上端に刻みをもつ魚尾状の突起部をもつ波頂部の直下に、一對の刻みをもつやや大振りの瘤が貼り付けられている。ま

た、波底部の口端にも小さな刻み目をもつ貼瘤が認められる。口縁には肥厚部はなく二条の沈線文様によって一帯の帯状部を表現し、沈線間に縄紋が施されている。帯縄紋帯によって劃された波頂部の三角形の空白部の上方には、やや小振りの瘤が配され、その下位に沈刻の三叉文が施されている。また、頸部には二条の沈線によって劃された縄紋帯があり、この上部にも一對の刻みをもつ貼瘤が付されている。おそらく、安行3b式に並行するものであろう。このほか、縄紋施紋をもたない手燭形土器〔図7〕の一部が認められる。

この地域では、所謂帯縄紋系文様をもつ系統が独自の変化を遂げ、半精製の傾向に変化し、「小豆沢系文様」も縄紋をもたない無紋の半精製の粗雑な施文のものに変化しつつ衰退するようである。この縄紋の消失傾向と器面調整の変化は、南関東とも連動する趨勢であろう。また、帯縄紋系を基調としながらも「細密刺突紋」をもつ、「安行3c式北部型」(鷹野、1990)ないしは「天神原式」(林他、1994)とされる土器群に類するもの〔図424~426〕が少量が認められるが、これがおそらく安行3c式期の組成の一部を構成するものであろう(註1)。このような組成の基軸となる深鉢の半精製化は、在地的精製土器の地位の変化と土器の交換方式の変動を示唆する事態として捉えることができよう。しばしば、大洞系の鉢形土器が関東の土器組成の一部を構成することは、この間の関係の推移を考える上で重要である。ともあれ本遺跡では、安行3c式期では遺物量が激減するようであり、安行3d式併行期の遺物は認められないことから、この時期をもって遺跡は終焉を迎えたと考えてよいであろう。

本遺跡の粗製土器は、南関東系譜のものと在地系統の無紋土器が認められ、在地系統のものは分類が難しい。しかし、装飾や形態等の変化によって変遷の概略を掴むことができる。堀之内2式期において、既に南関東方面と異なった口辺部に横位の調整痕を残す無紋の粗製土器〔図503〕が伴っているが、一方で紐線文系の土器も併存している。この時期の紐線文系土器には文様装飾をもつものがあり、単に所謂「粗製土器」として捉えることも難しく、「半精製土器」と捉えるべきなのかも知れない。ともあれ、この紐線文系土器は一条の貼り付けをもつものと二条の貼り付けのものがあるが、ともに口縁部に配されるものであり、頸部に貼付するものはこの時期には認められないようである。

紐線文系土器

このような紐線文をもつ土器群には、体部に横位帯状の沈線による文様をもつもの〔図427~433〕や、格子目文をもつもの〔図441〕あるいは縄紋を施すもの〔図445〕があるが、これらは口縁直下に紐線を貼り付けるのではなく、やや下方に貼り付ける特徴がある。体部に文様・装飾をもたないものにおいては、紐線の貼り付け位置が口端部へと上昇する傾向が認められる〔図405~455〕。このような口縁部直下に位置するものには口縁部と一体に成形されるものが認

められるが、隆線上の押圧は指頭によるものは見られなくなり工具による浅いナデ込みによる加飾へと推移している [図458]。これは、一体成形に伴う製作過程の変化によって隆帯上の加飾時期には既に器面の乾燥度が進行した状態へと変化していたことを窺わせるものである。また、これに伴って隆起帯の下端を削り出し隆起帯を作出する手法が盛行する [図462等]。

このような推移を辿る紐線文系土器が、編年的にどの型式に対比されるかは明確ではないが、おそらく加曽利B2式では、紐線文は上面に緩い加飾をもつような偏平な隆起帯 [図457] へと推移し、加曽利B3式～曾谷式期では肥厚口縁で下端を削り出す直立気味のやや内湾する形態 [図463等] へと変化するものと予想することができる。また、素口縁の無紋土器においても、直立気味の形態をもち削りによる器面調整が施されるものが相当するものと思われる [図506]。

安行1式では、隆起帯をもつ所謂紐線文系 [図486] と特定の肥厚帯をもたない沈刻列点系 [図479等] の二者が組成するが、これらが該期の粗製土器の主体を構成するものと考えることができる。しかし、無紋の口縁部がやや内湾する形態のもの [図515] が数多く出土しているところから、これらの一部が伴う可能性が高いであろう。安行1式期に残存する口外に肥厚帯をもつ粗製土器が、どのような形態をとるのかは判断が難しいところであるが、該期では、紐線文系・沈刻列点系ともに内湾の程度が緩く直立気味であり、おそらく在地系の器面のナデ調整をもつ素口縁無紋土器の形態と連動する部分がある。

粗製無紋土器

安行2式以降では、その変遷とともに編年的位置を捉えることが難しい。おそらく安行2式では、内湾する紐線文系土器とともに無紋の内湾口縁形態の粗製土器が主体となるものと考えることができるが、素口縁の口縁部に指頭圧痕の巡るもの [図528] や、輪積み成形による有段口縁上に指頭圧痕を有するもの [図538～541] がこれに相当するものと思われる。また、有段口縁上に刺突紋を施すもの [図542～548] は、紐線文系の加飾と関連があるものと考えられるが、これらはおそらく安行2～3a式に伴うものと思われる。

安行3a式では、輪積み成形による内湾する有段口縁の土器群が主体的になるとと思われるが、有段口縁の形態にも幾つかの変化が認められる。輪積みによる単段の肥厚部を作出するものには、明瞭な段をもつもの [図549～566] と、この肥厚部の上面の圧着が強く段が低く偏平なもの [図571～586] が認められ、また複段の肥厚部を有するもの [図600～605] がある。また、体部の器面に輪積み痕を残すものも認められるが、これも漸次減少し消失の傾向があるものと考えることができる。この過程で有段部も偏平化するものと推定されるが、おそらくこのような形態をもつもの [図585] は、安行3b式に伴うのではないかと予想することもできる。しかし、これらの変化の時期を限定すべき明確な根拠

はない。また、おそらく安行3b式以降、素口縁化するものと推定し得るが、口辺部を中心とした形態上の屈曲 [図595] が促進され、口端に刻みをもつもの [図599] が増加するものと予想される。ともあれ、これらの粗製土器は、単一の形態によって一時期を構成していると考えられることも難しく、今後の一括資料の増加をまってそれぞれの個体群の変化とその組み合わせを捉える必要がある。

本遺跡では、称名寺式期～堀之内2式頃まで比較的単純な土器群の構成をとっているが、加曾利B式以降では同一器種内での系統が錯綜するとともに、器種によって系統が異なる現象が顕著となるようである。また後期後半以降では、このような現象に加え、精製と粗製の相互作用や転換が複雑に展開し、一遺跡はもとより小地域の分析による様相の把握を阻んでいる。

本遺跡の様相

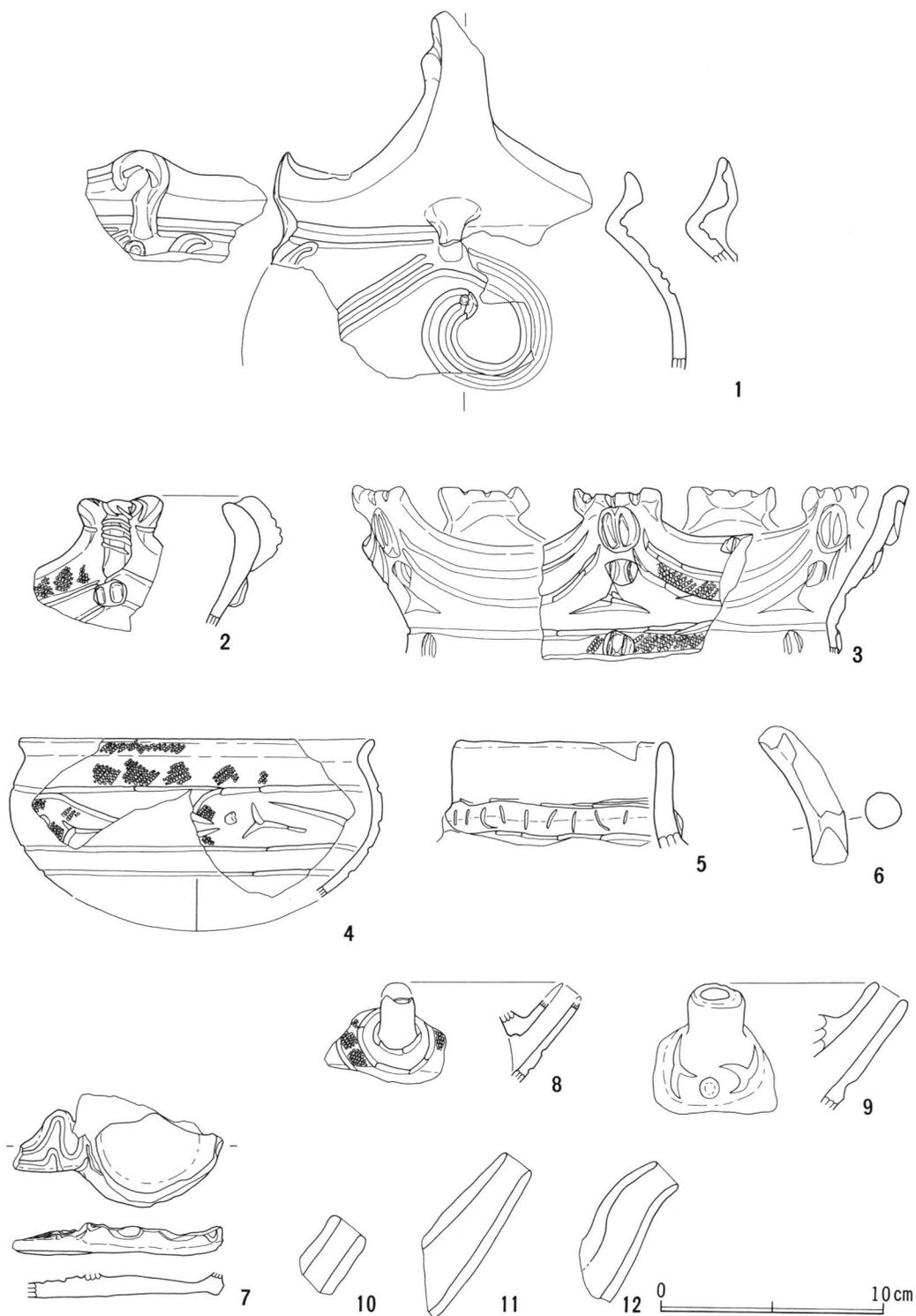
このような本遺跡の土器群の様相は、概ね埼玉県北部および群馬県地域のそれと類似し、大宮台地等の南関東の様相とは異なっていることは注意しておきたい。とりわけ、岡部町原ヶ谷戸遺跡 (村田、1993) や寄居町樋の下遺跡 (細田、1994)、あるいは花園町橋屋遺跡 (註2) との類似点を認めることができる。またこれと同時に、群馬県の谷地遺跡 (寺内、1988) をはじめとする藤岡市域の遺跡や、安中市天神原遺跡 (大工原他、1994) 等の様相とも類似する部分があることにも注目しておきたい。ともあれ、この地域の後・晩期の土器群の具体的な変化の様相には不明確な部分が多く、今後の資料の増加を睨みながら型式論的な整備を行う必要がある。

(鈴木徳雄)

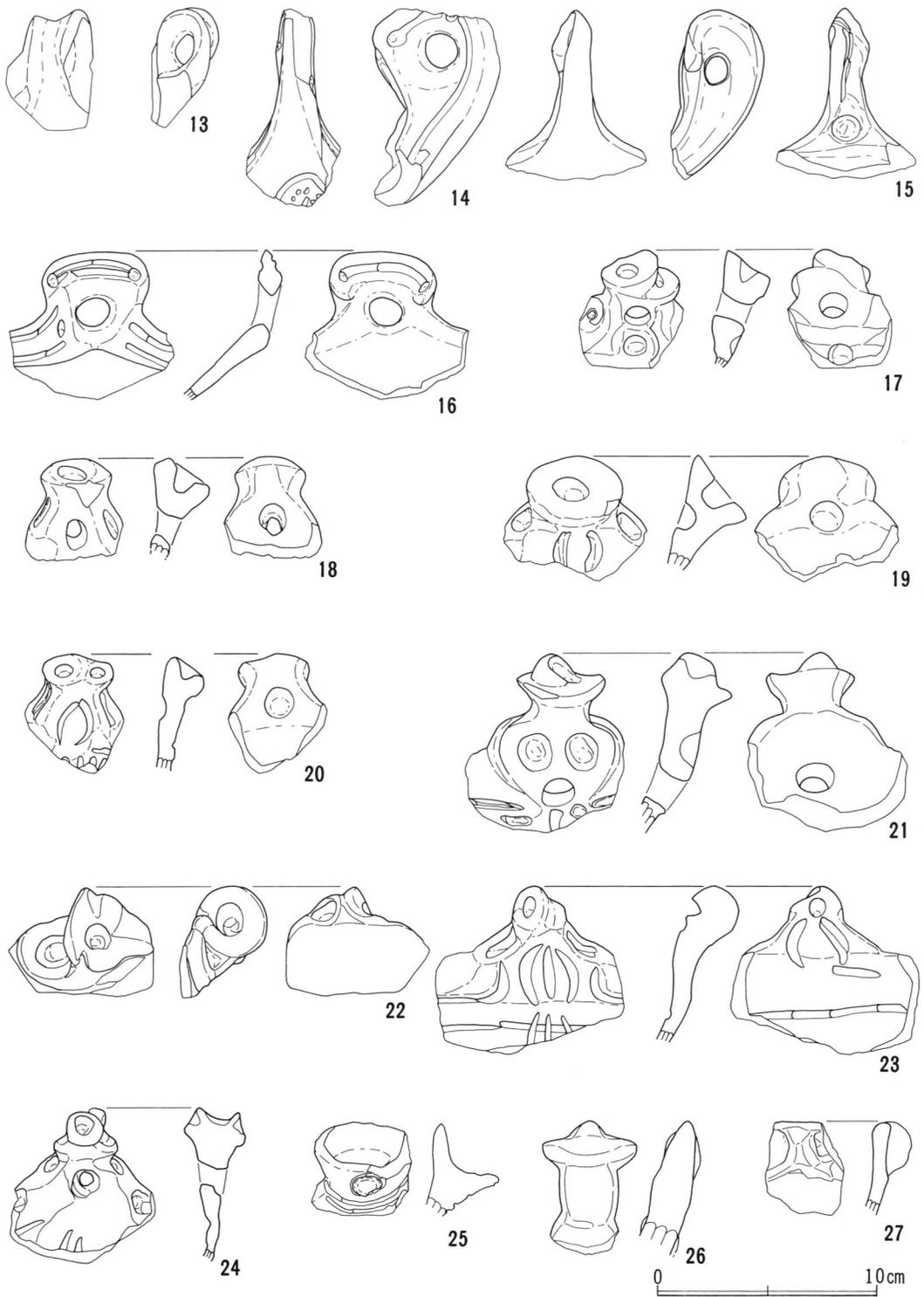
註

- (1) 「天神原式」は、その名称がすでに東北南部地域の弥生中期末の型式名として存在し、必ずしも好ましい名称であるとは思えないが、ここでは暫定的にこの名称を用いることにしたい。
- (2) 橋屋遺跡については、花園町教育委員会ならびに調査を担当された高村敏則氏の御教示と御協力をいただいた。

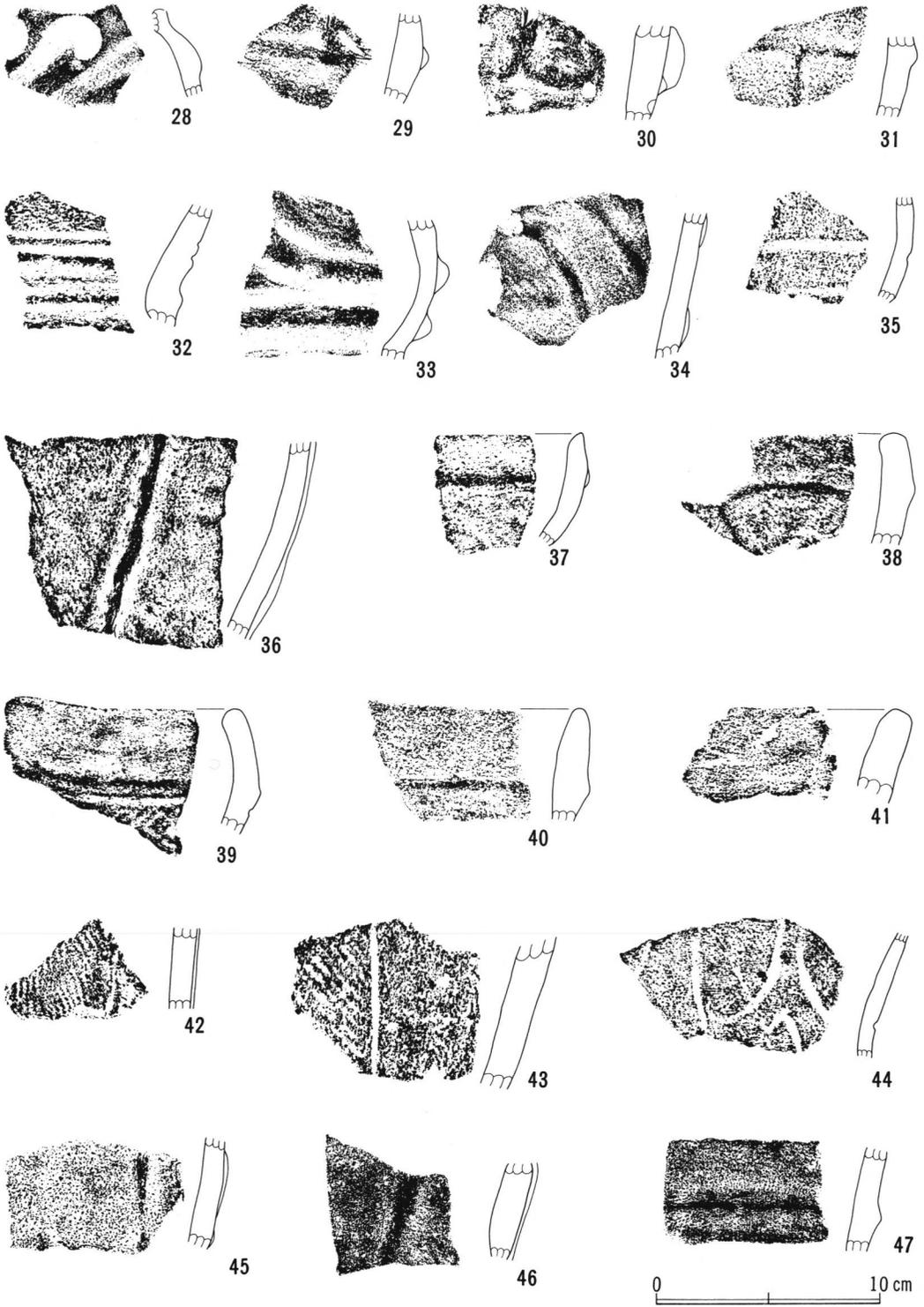
この藤塚遺跡の報告は、極めて暫定的で不十分な内容であり、土器の記述についても極めて散漫であり大方の理解を妨げたものと思われる。また、冒頭に記した理由等により胎土や色調、器面調整等についての記述も省略したが、児玉郡地域での資料的な稀少性を鑑み、摩滅の少ない文様等の判別可能な個体については極力図示する方針をとった。ともあれ、土器の変遷観等についても、説明不足の観は否めないであろう。これらの諸点については、機会を見て別途補足する心算りであるのでご寛恕を乞いたい。



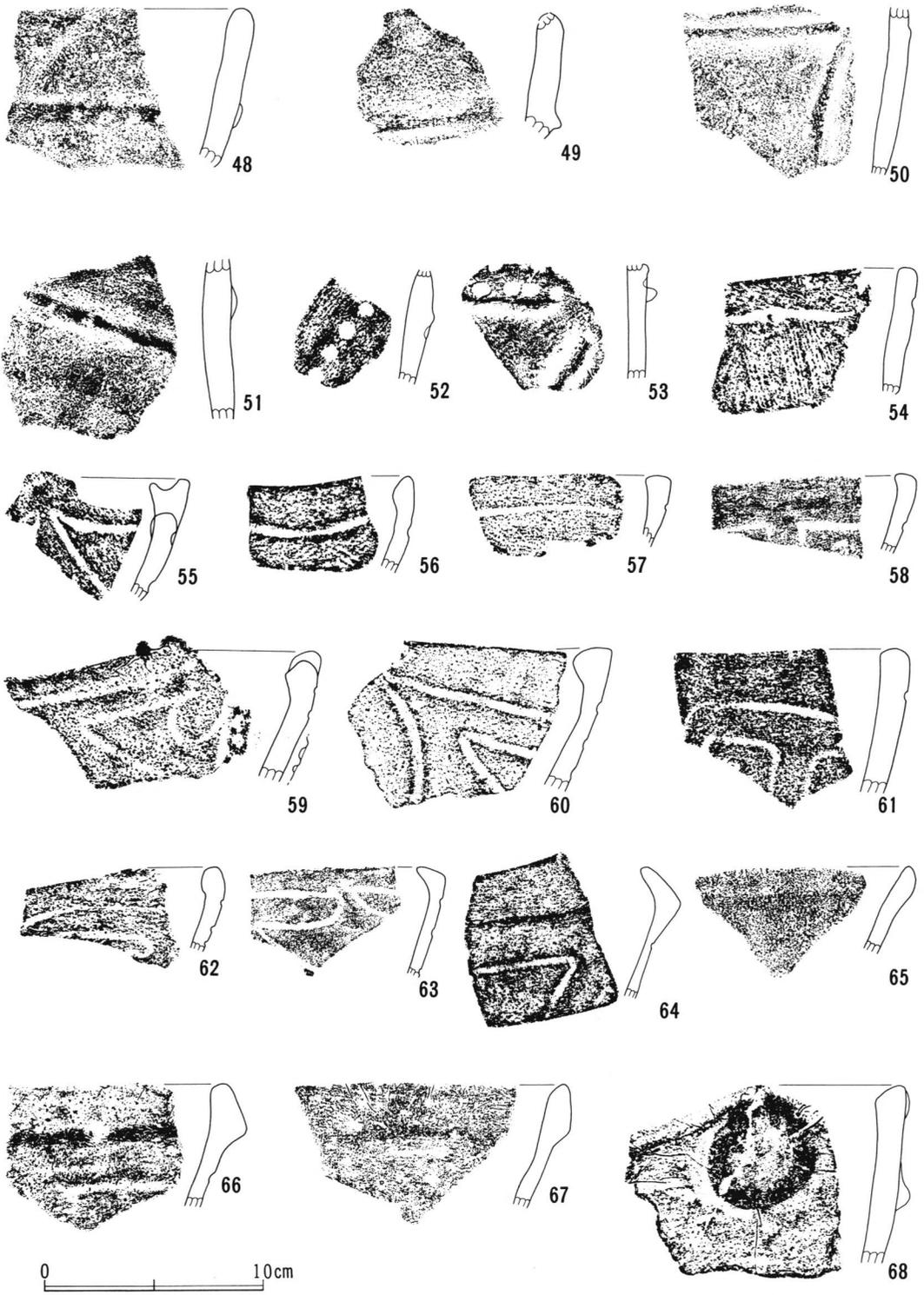
第41图 藤塚遺跡出土土器(1)



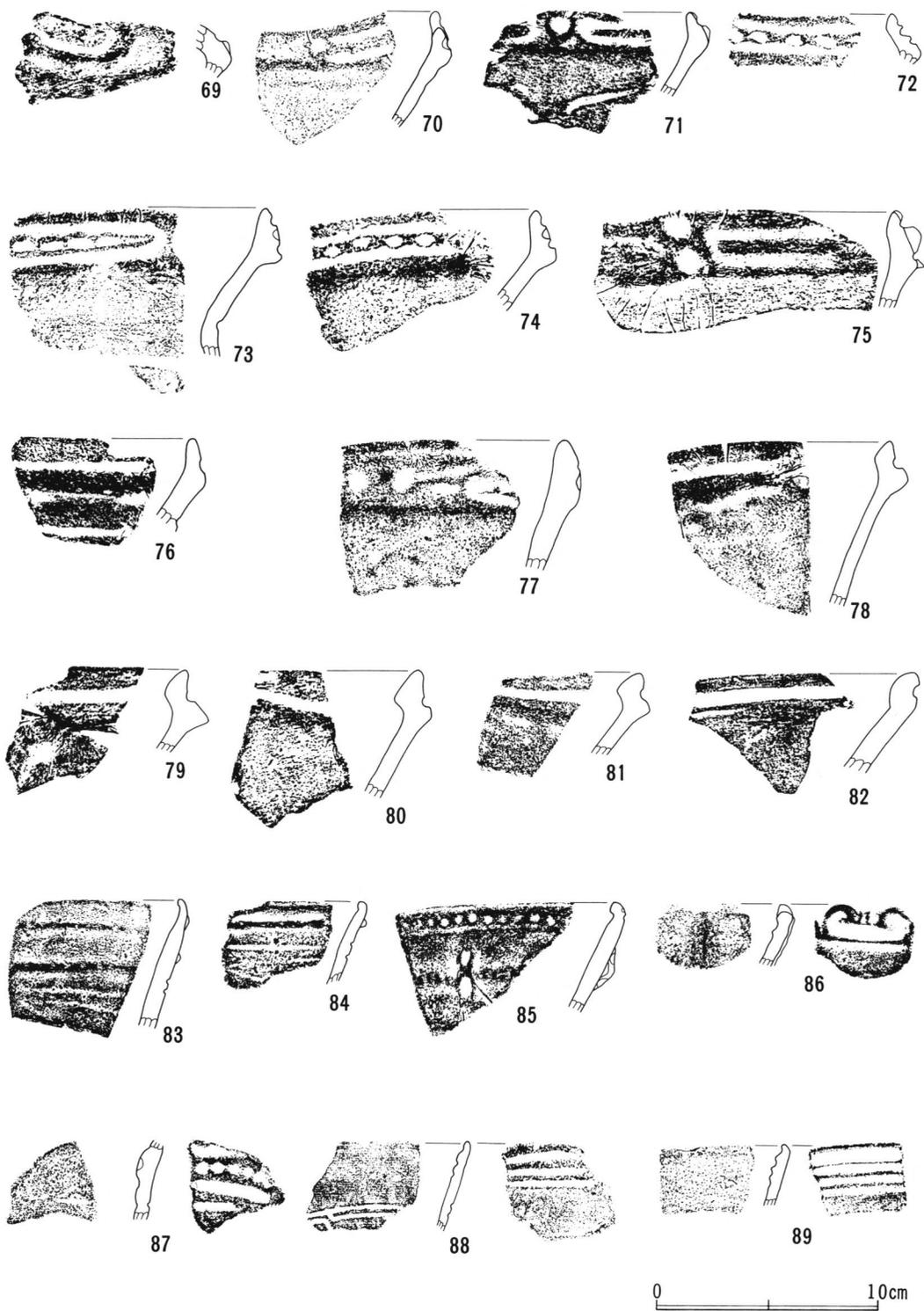
第42図 藤塚遺跡出土土器(2)



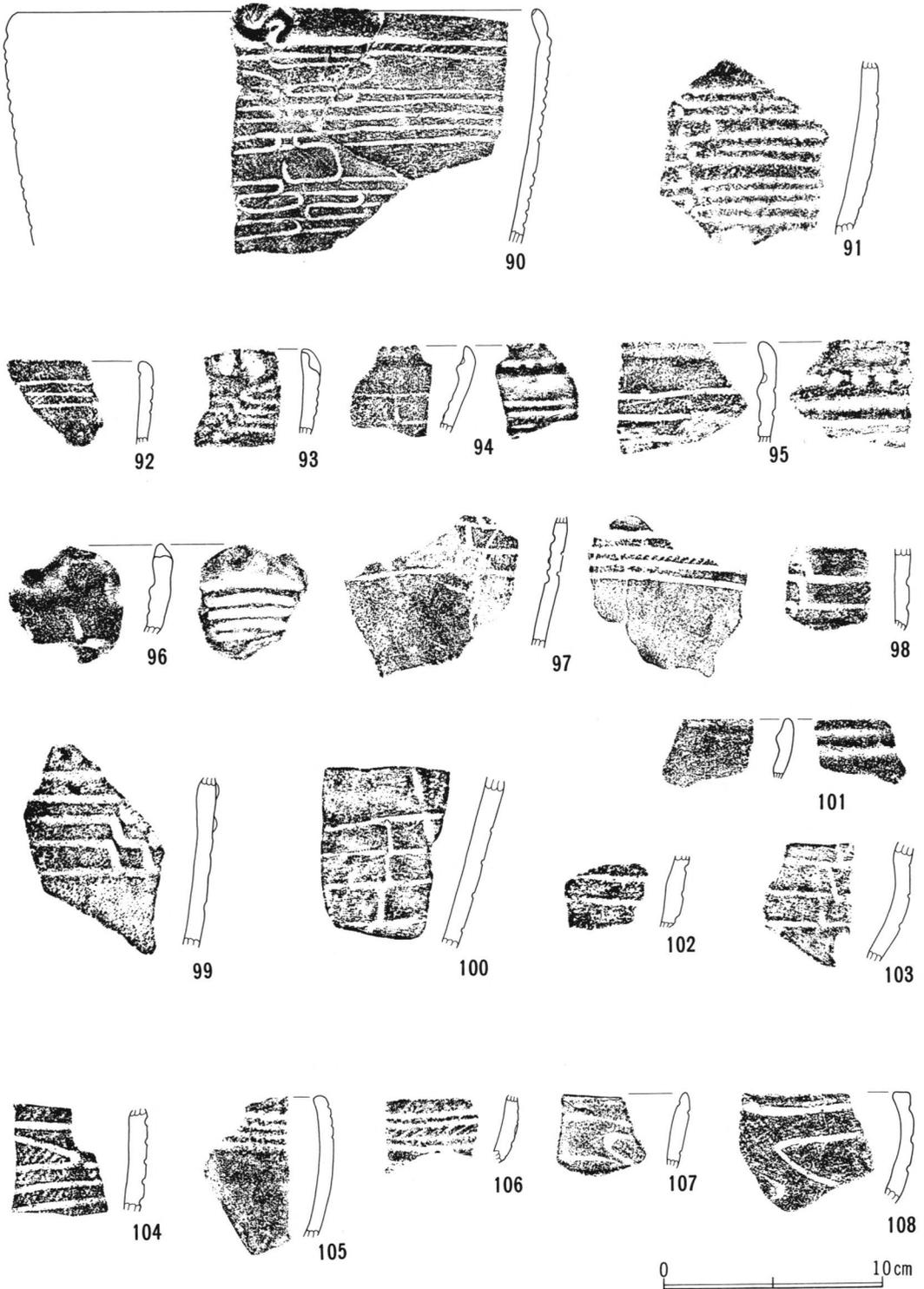
第43図 藤塚遺跡出土土器(3)



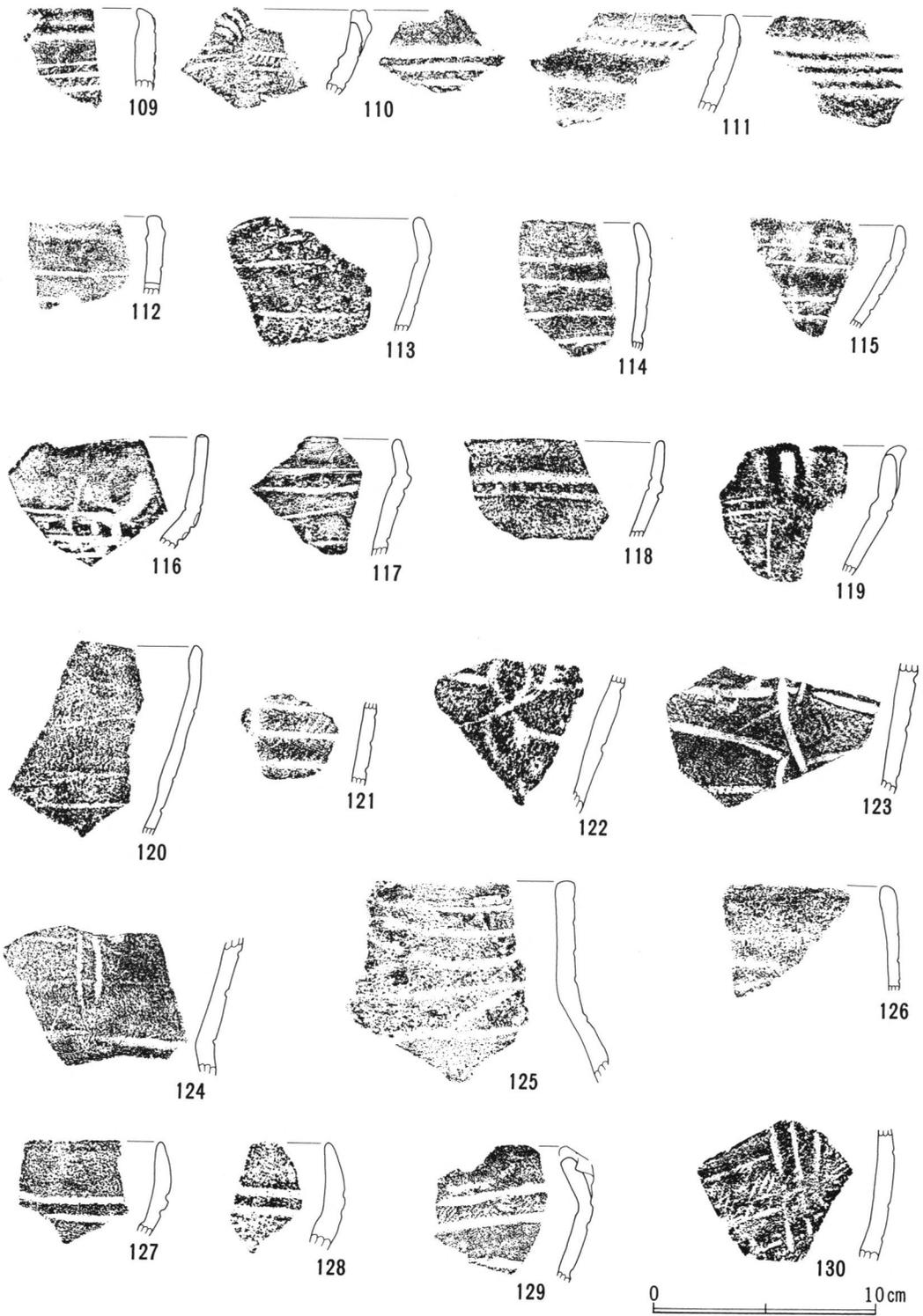
第44図 藤塚遺跡出土土器(4)



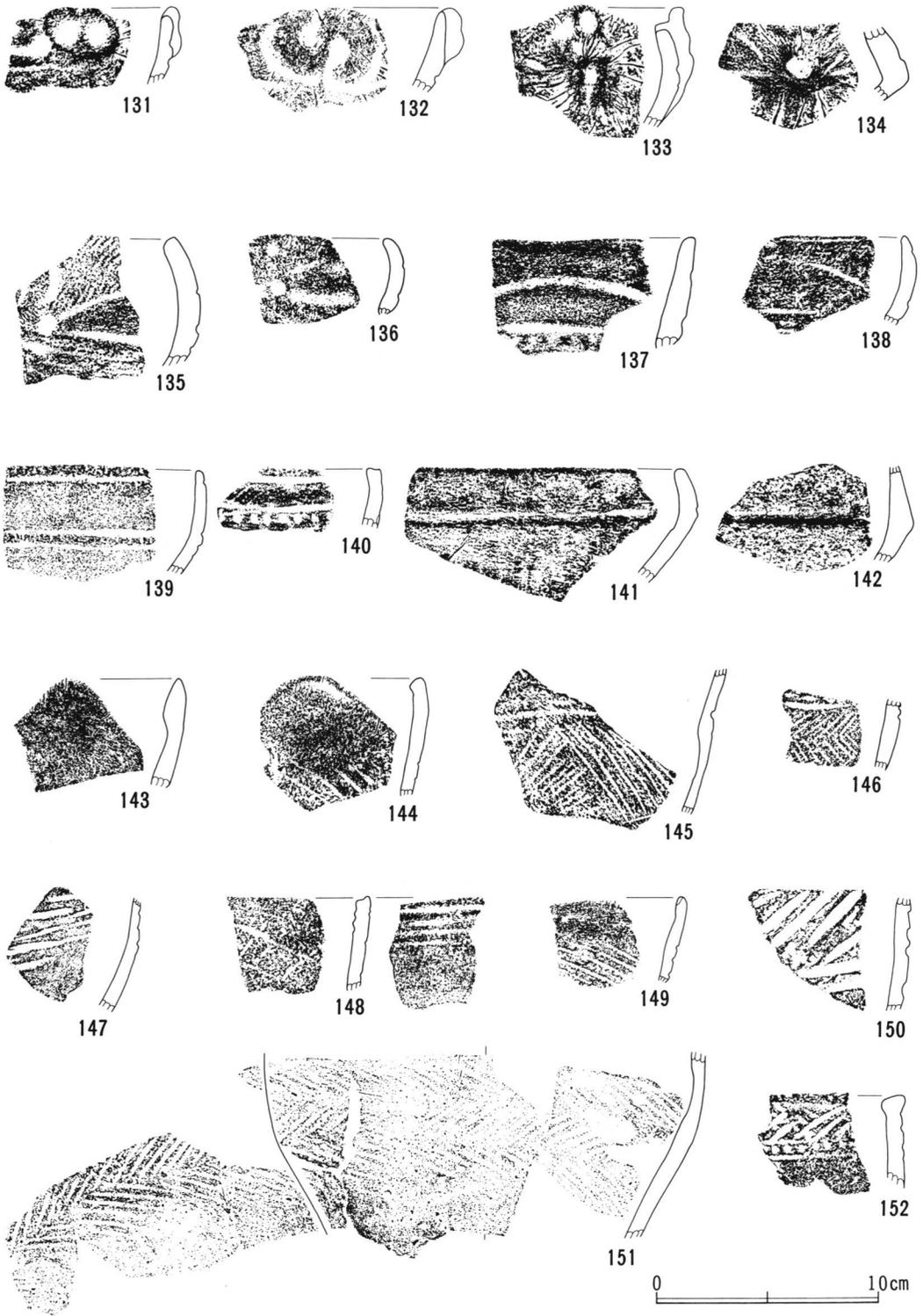
第45図 藤塚遺跡出土土器(5)



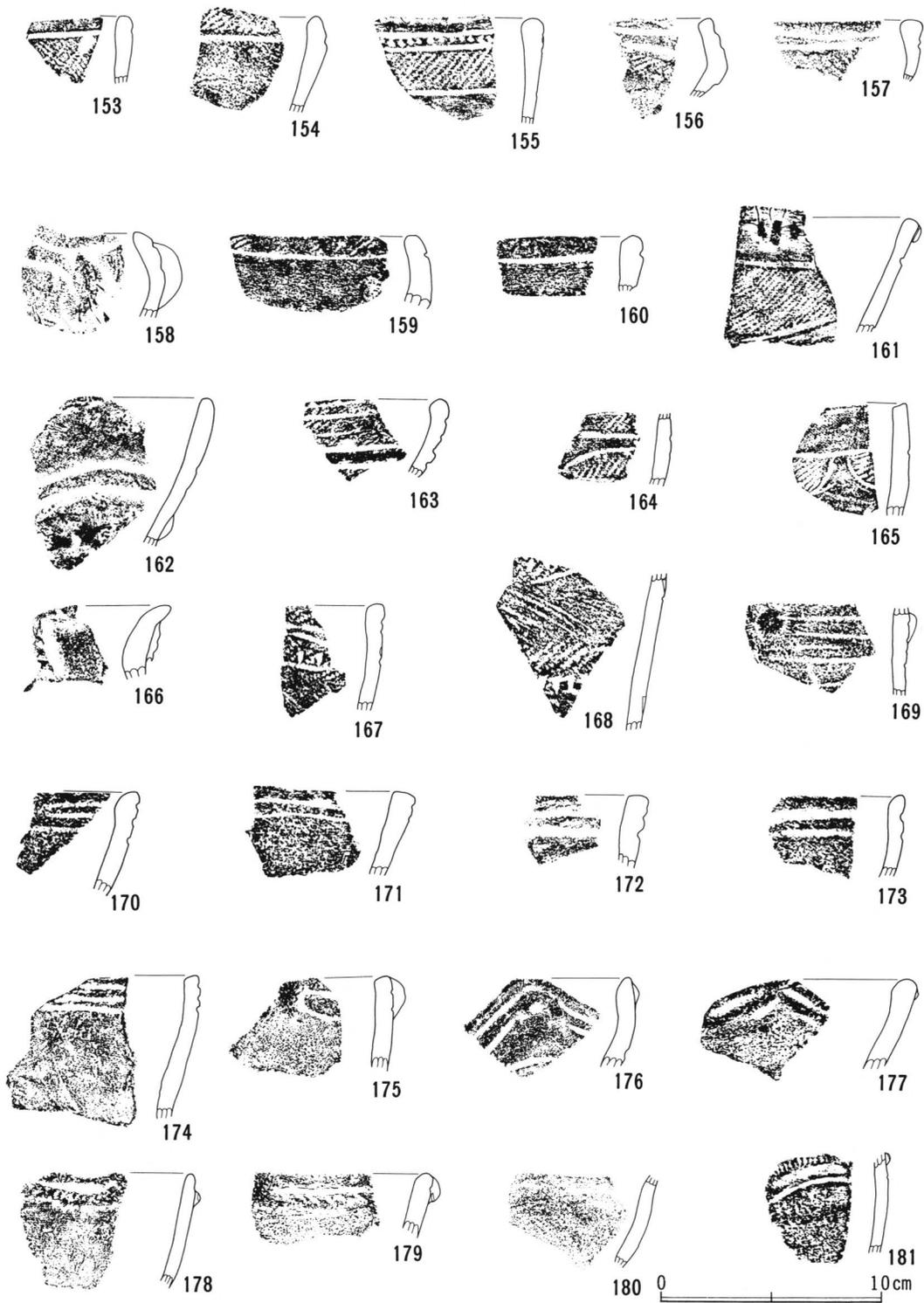
第46図 藤塚遺跡出土土器(6)



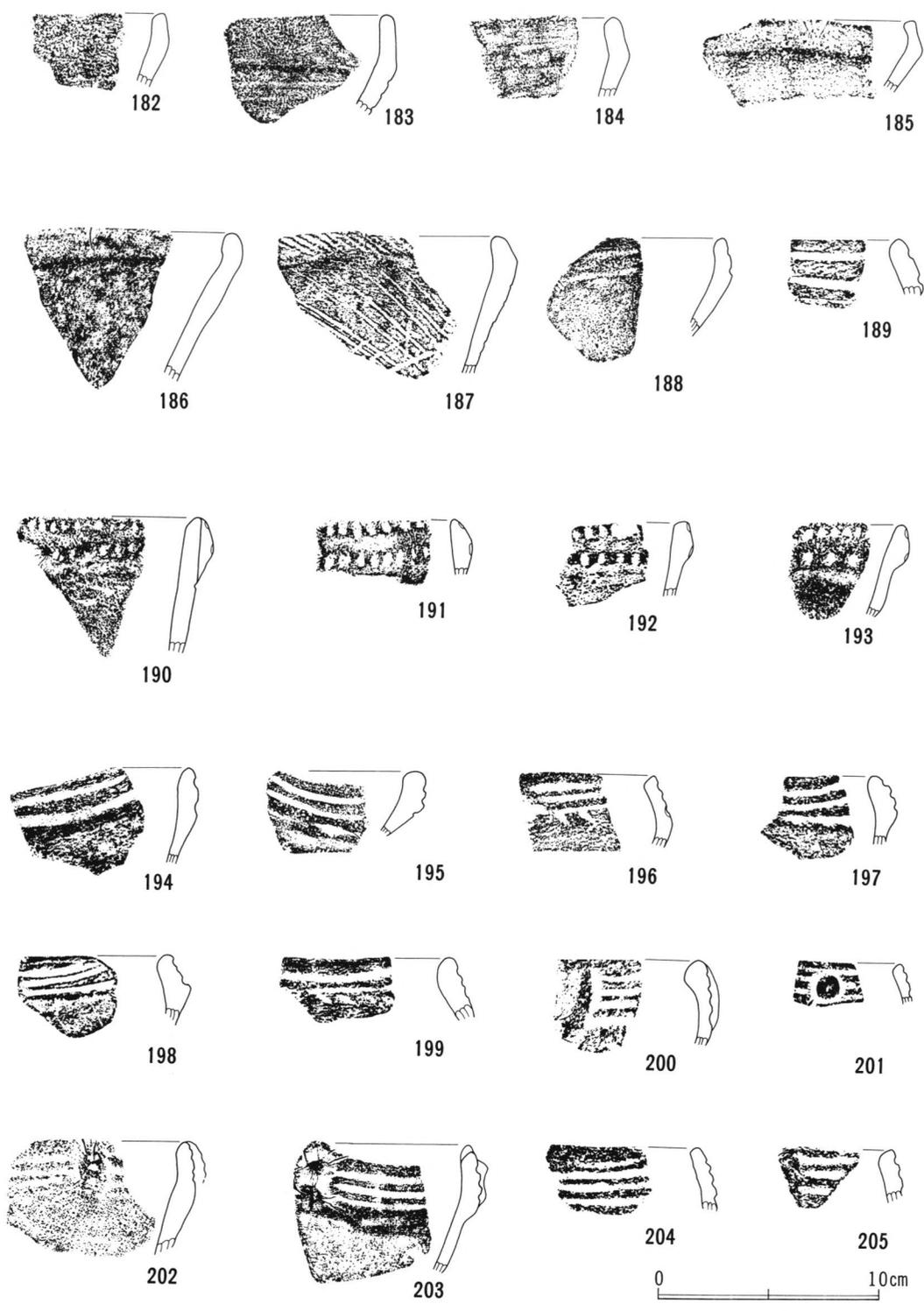
第47図 藤塚遺跡出土土器(7)



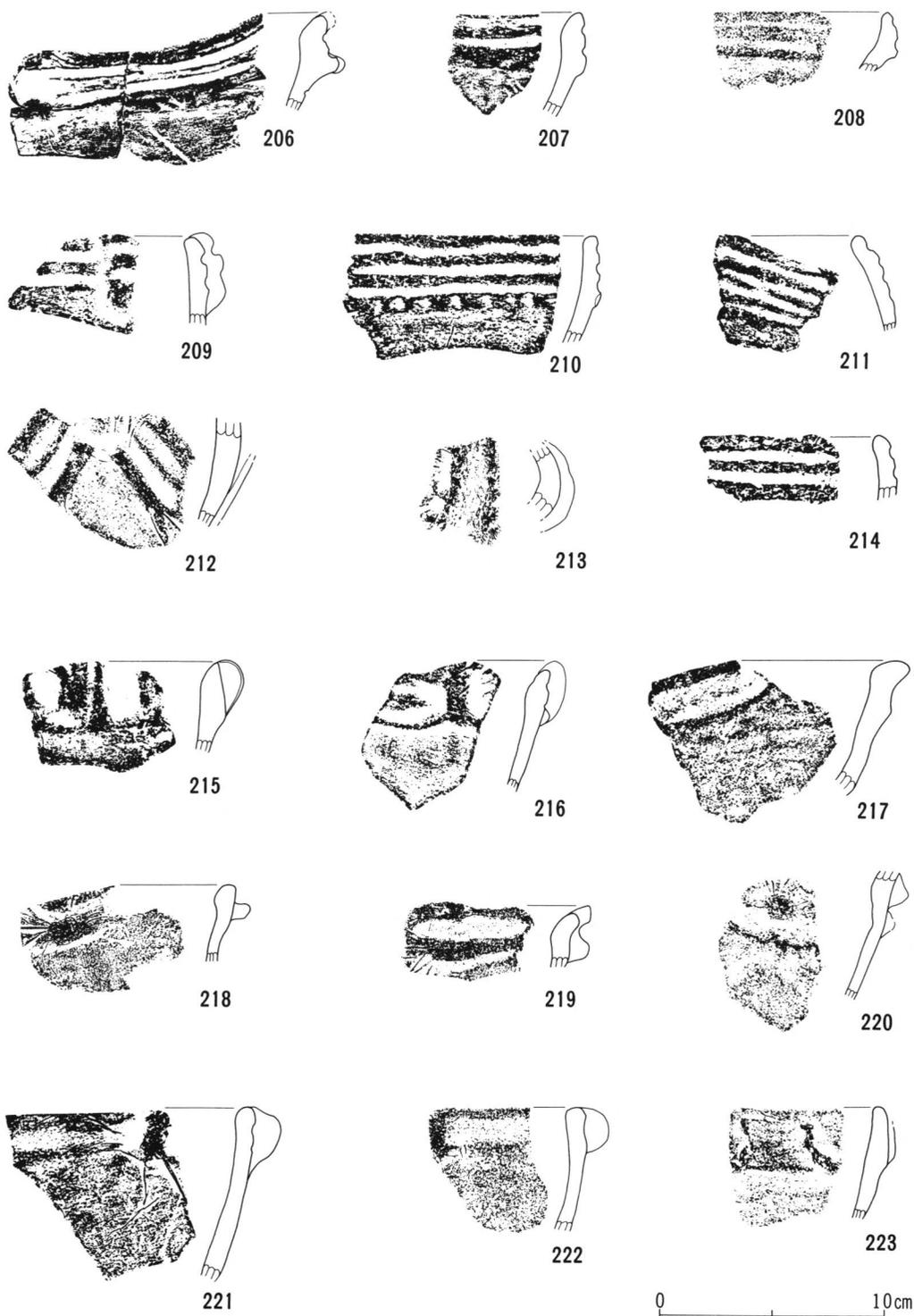
第48図 藤塚遺跡出土土器(8)



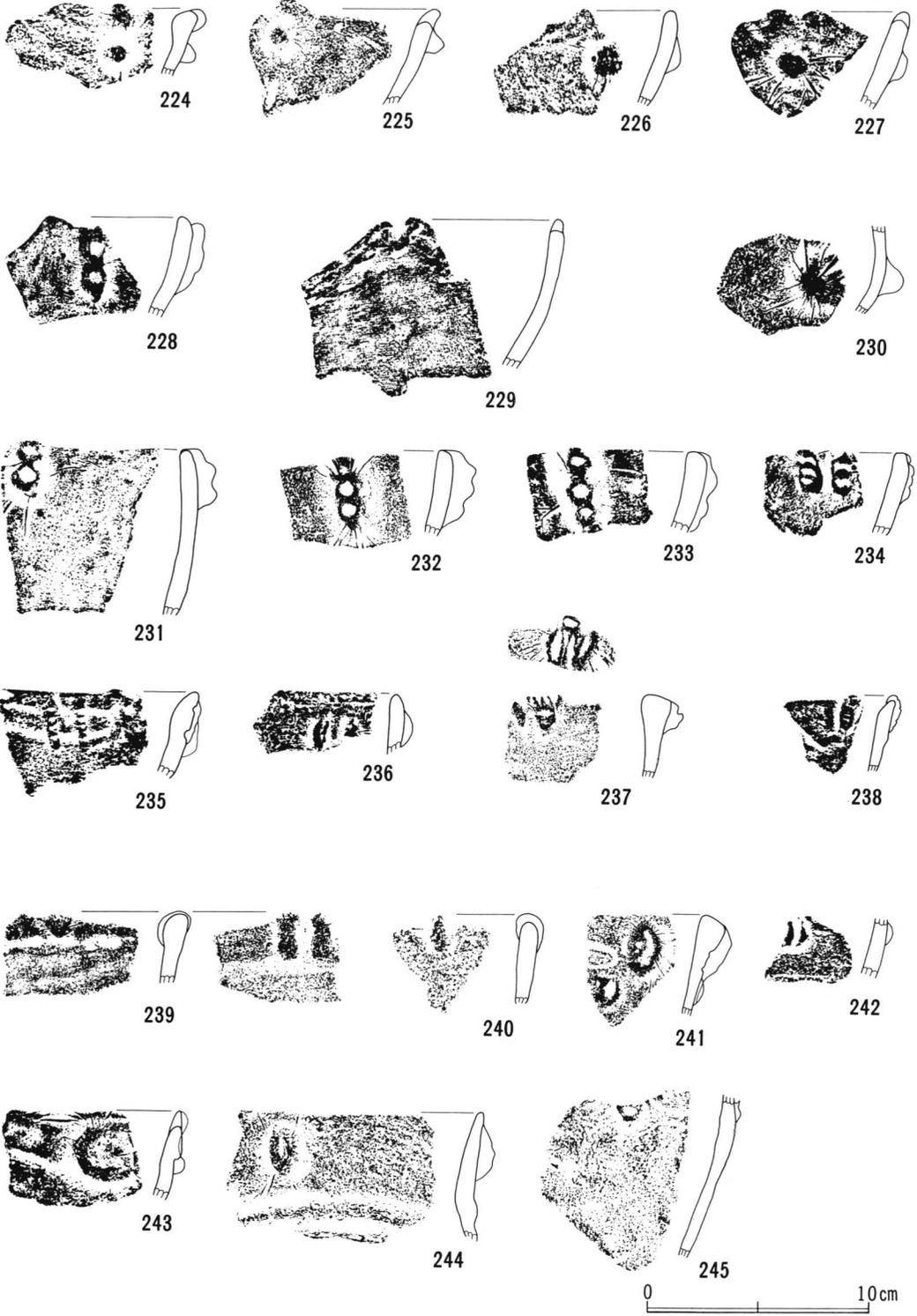
第49図 藤塚遺跡出土土器(9)



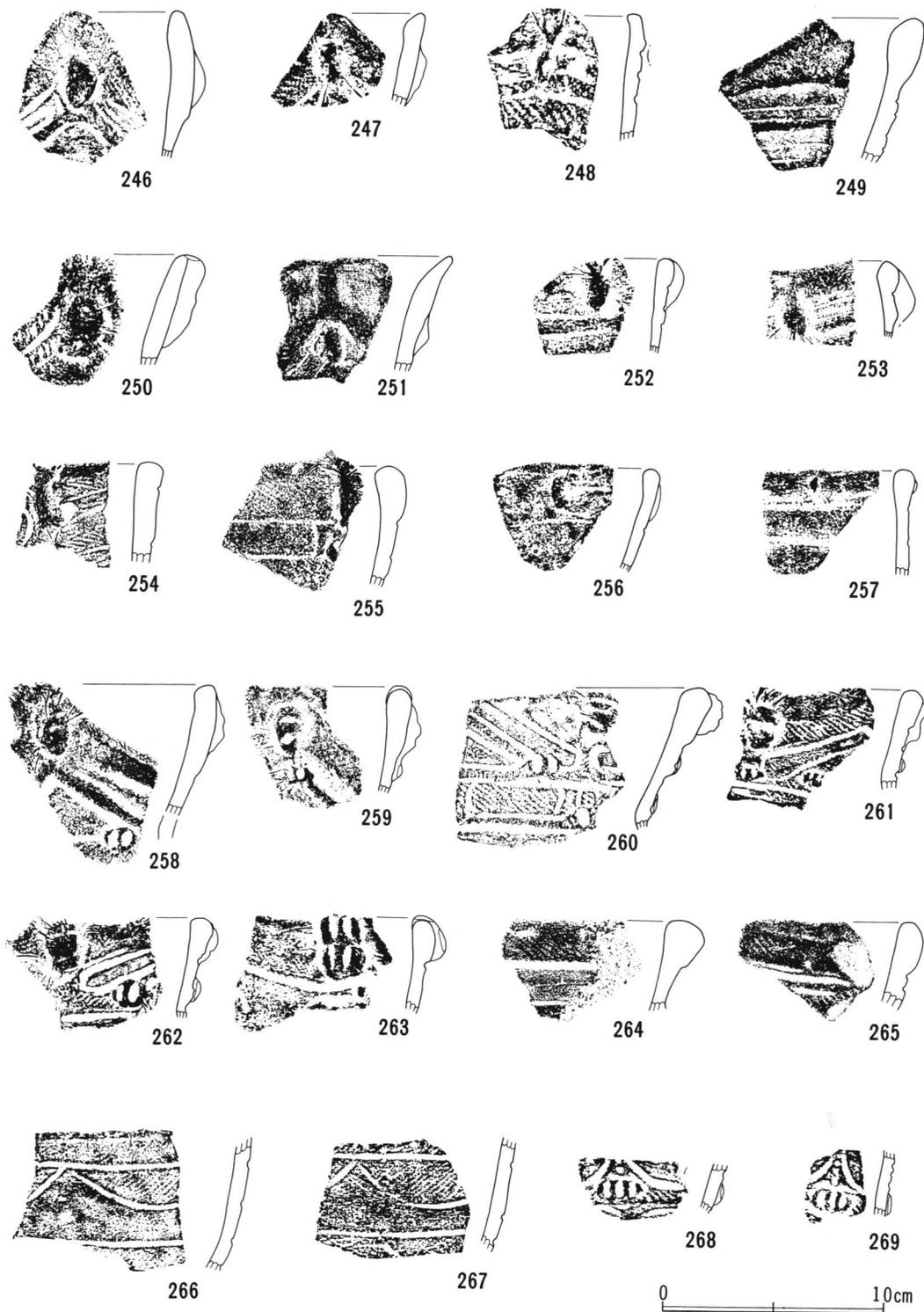
第50图 藤塚遺跡出土土器(10)



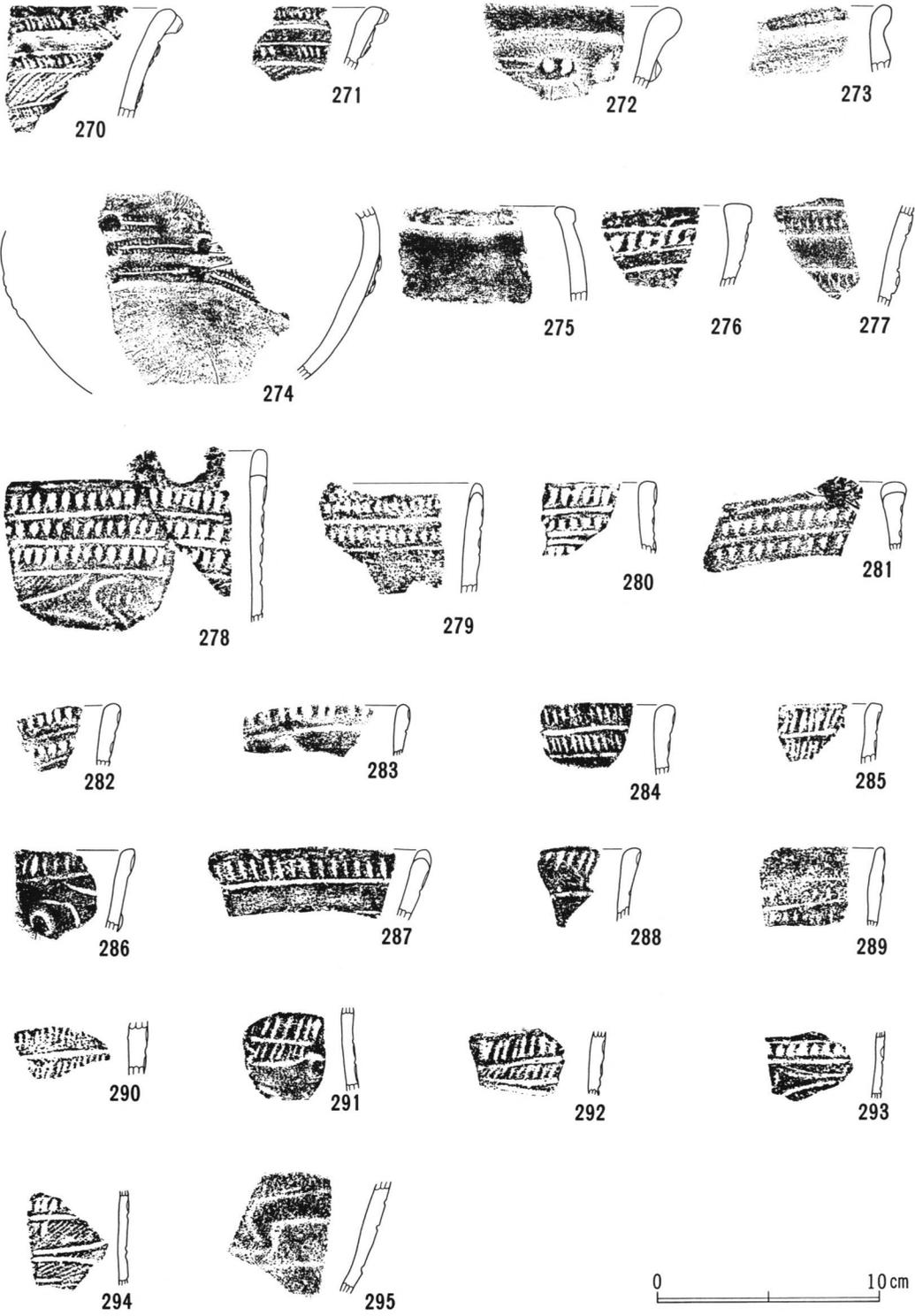
第51図 藤塚遺跡出土土器(11)



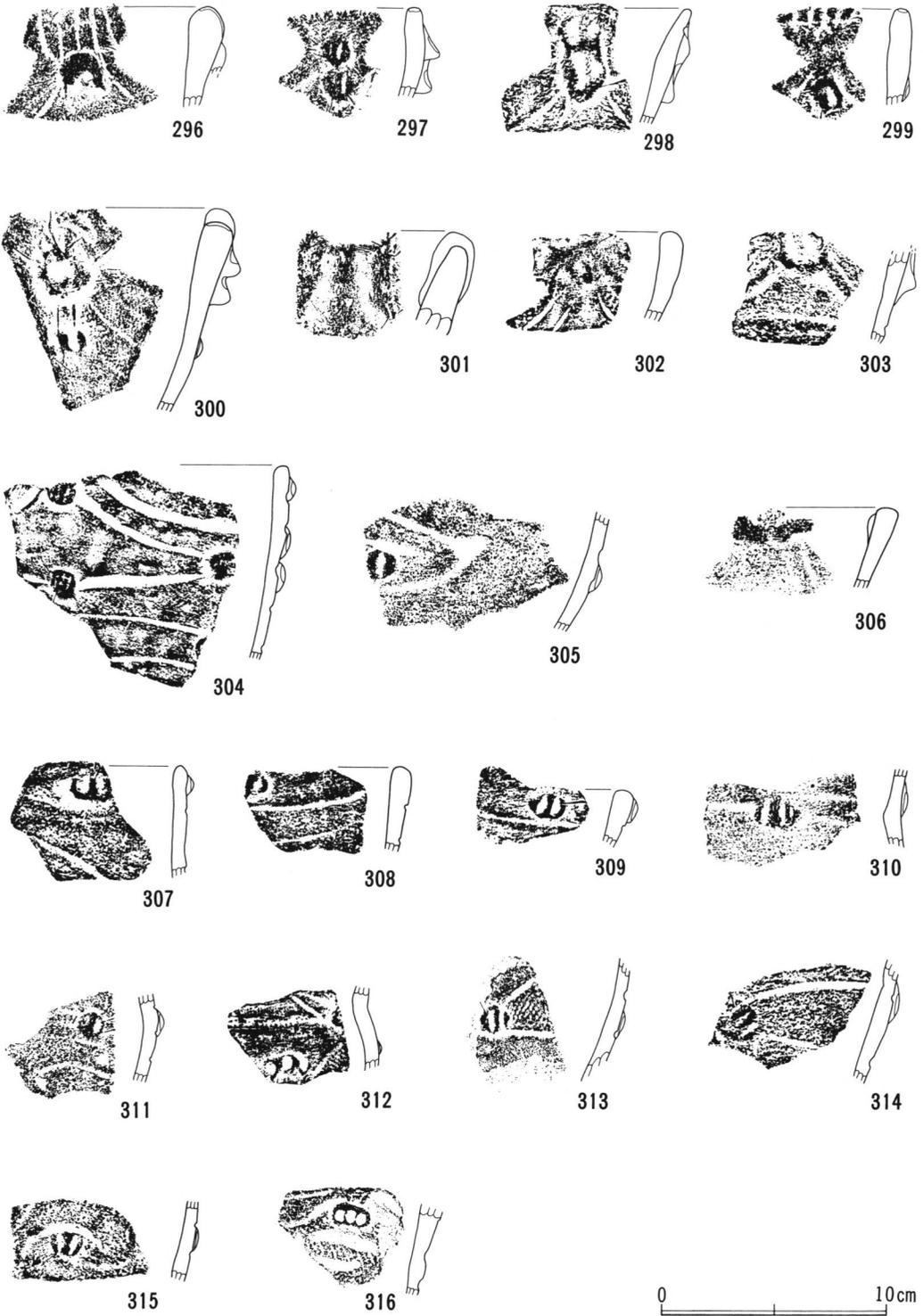
第52図 藤塚遺跡出土土器(12)



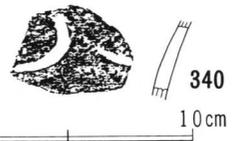
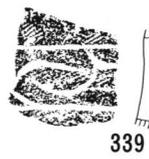
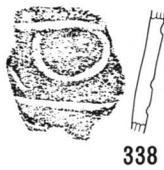
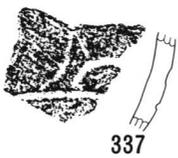
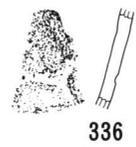
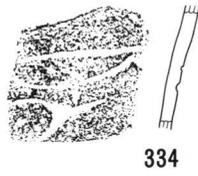
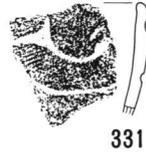
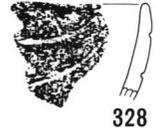
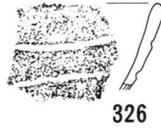
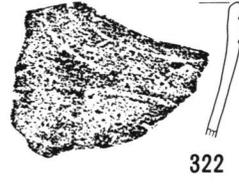
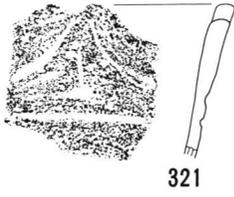
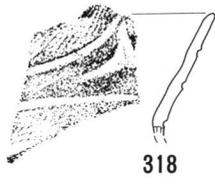
第53図 藤塚遺跡出土土器(13)



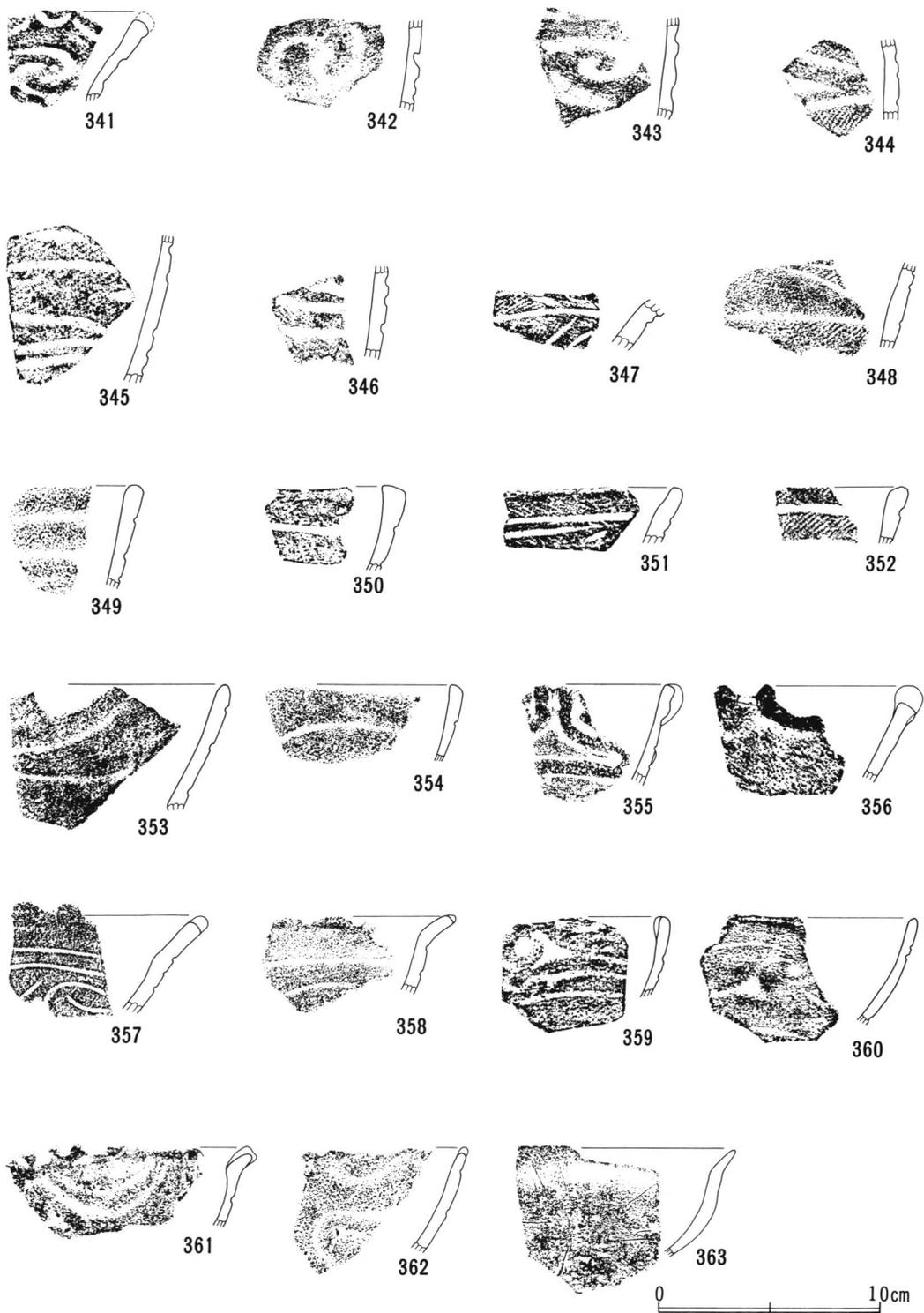
第54図 藤塚遺跡出土土器(14)



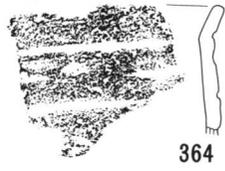
第55図 藤塚遺跡出土土器(15)



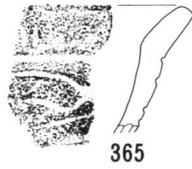
第56図 藤塚遺跡出土土器(16)



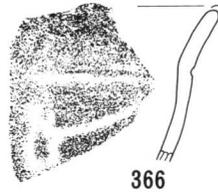
第57図 藤塚遺跡出土土器(17)



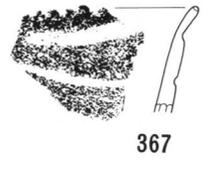
364



365



366



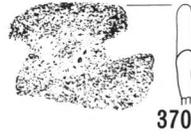
367



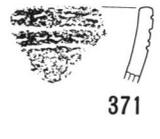
368



369



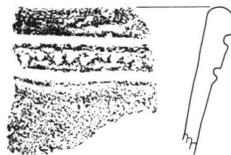
370



371



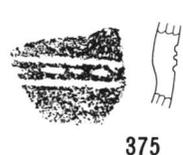
372



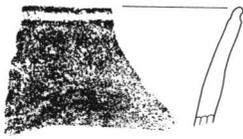
373



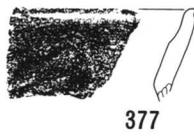
374



375



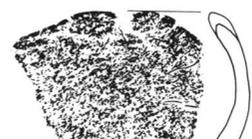
376



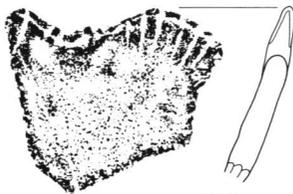
377



378



379



380



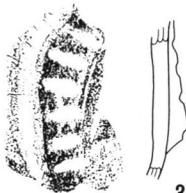
381



382



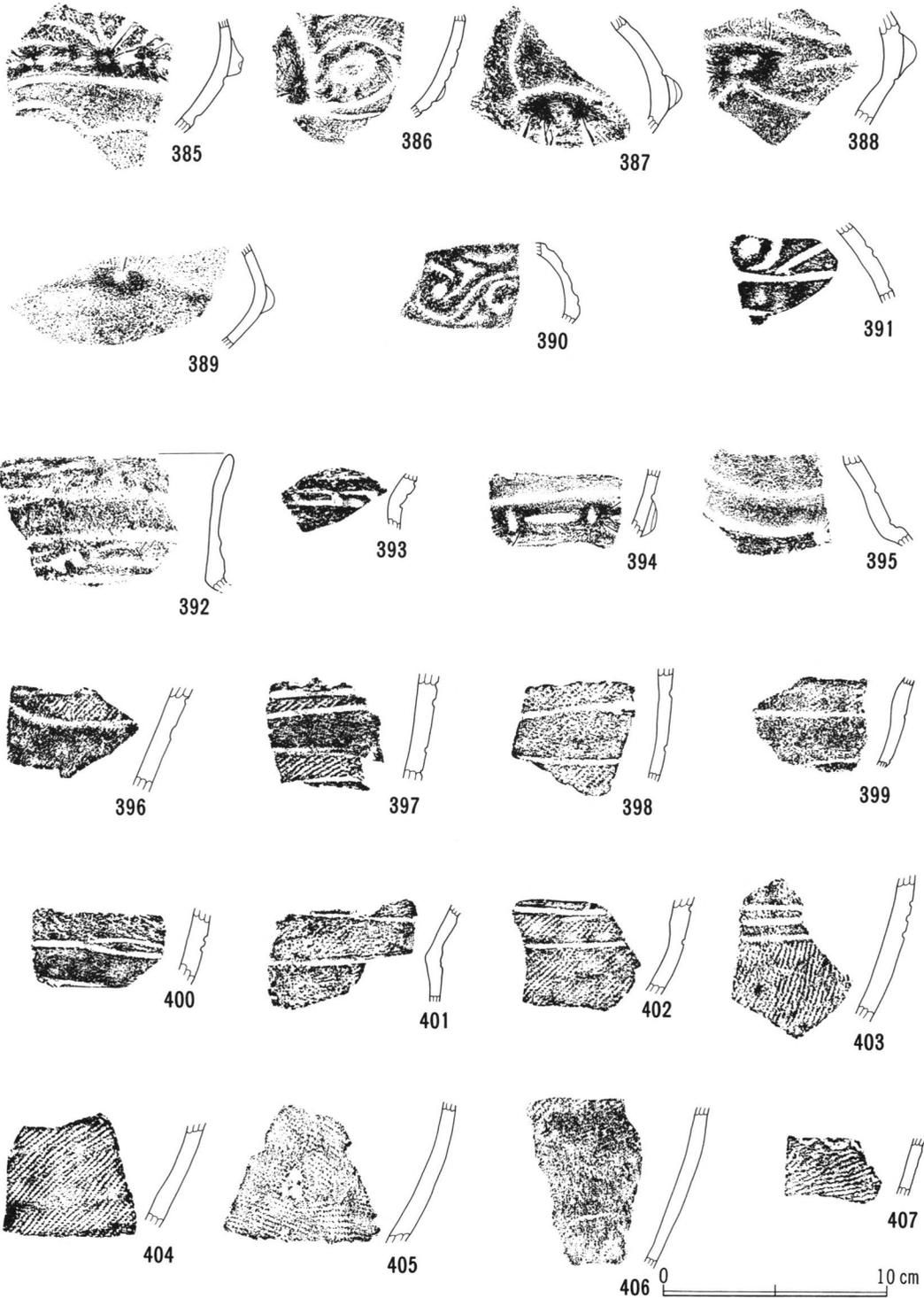
383



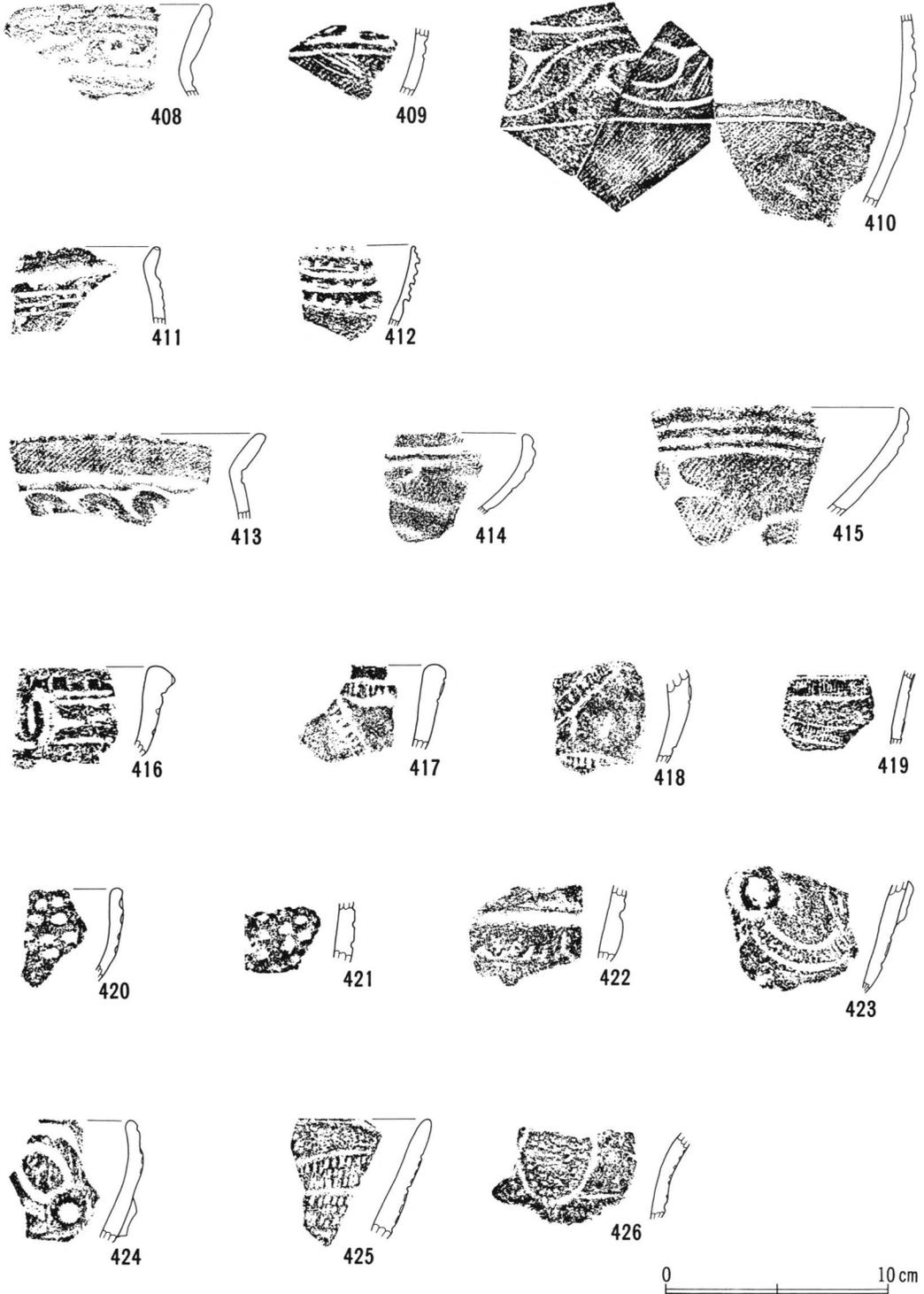
384



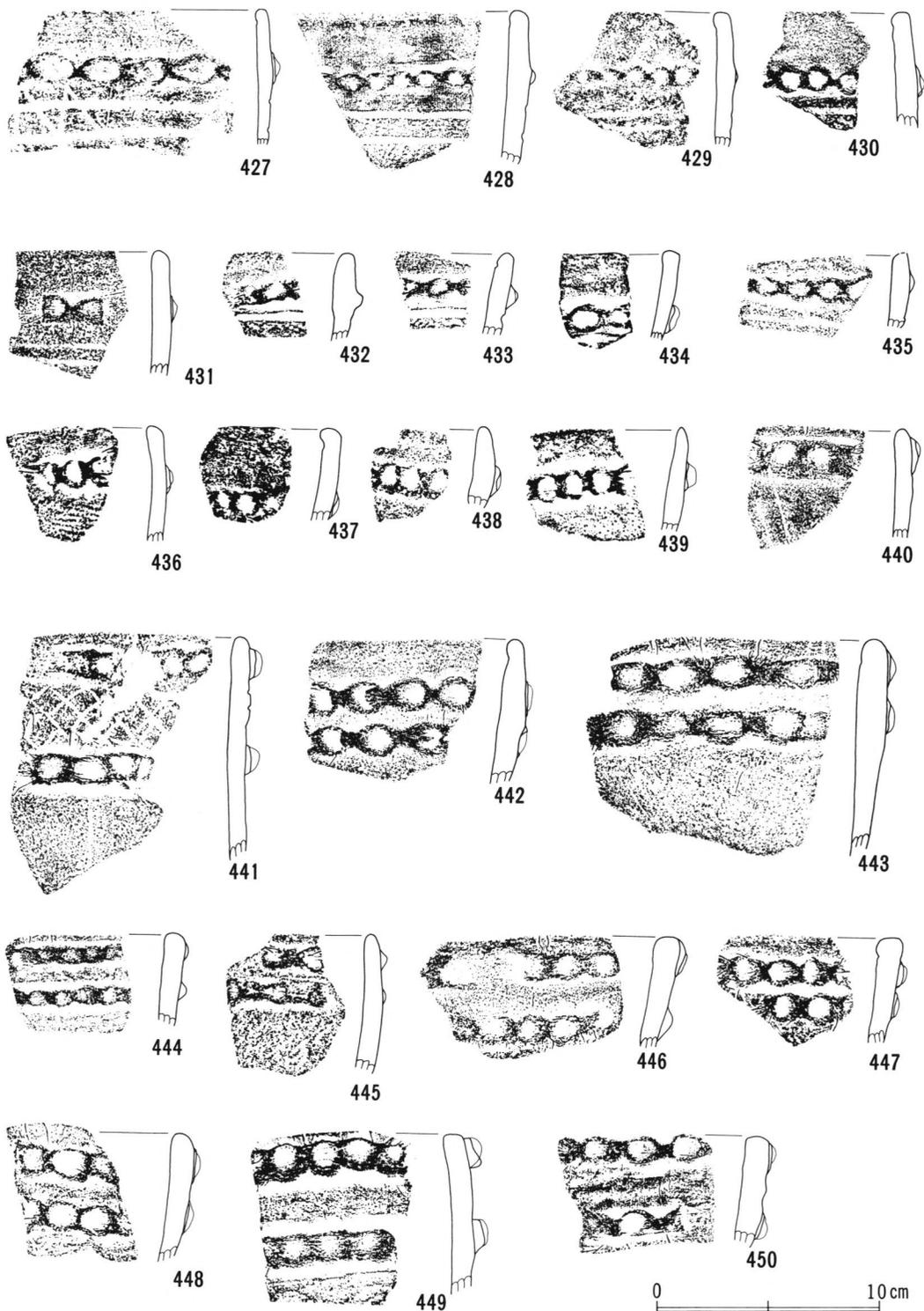
第58図 藤塚遺跡出土土器(18)



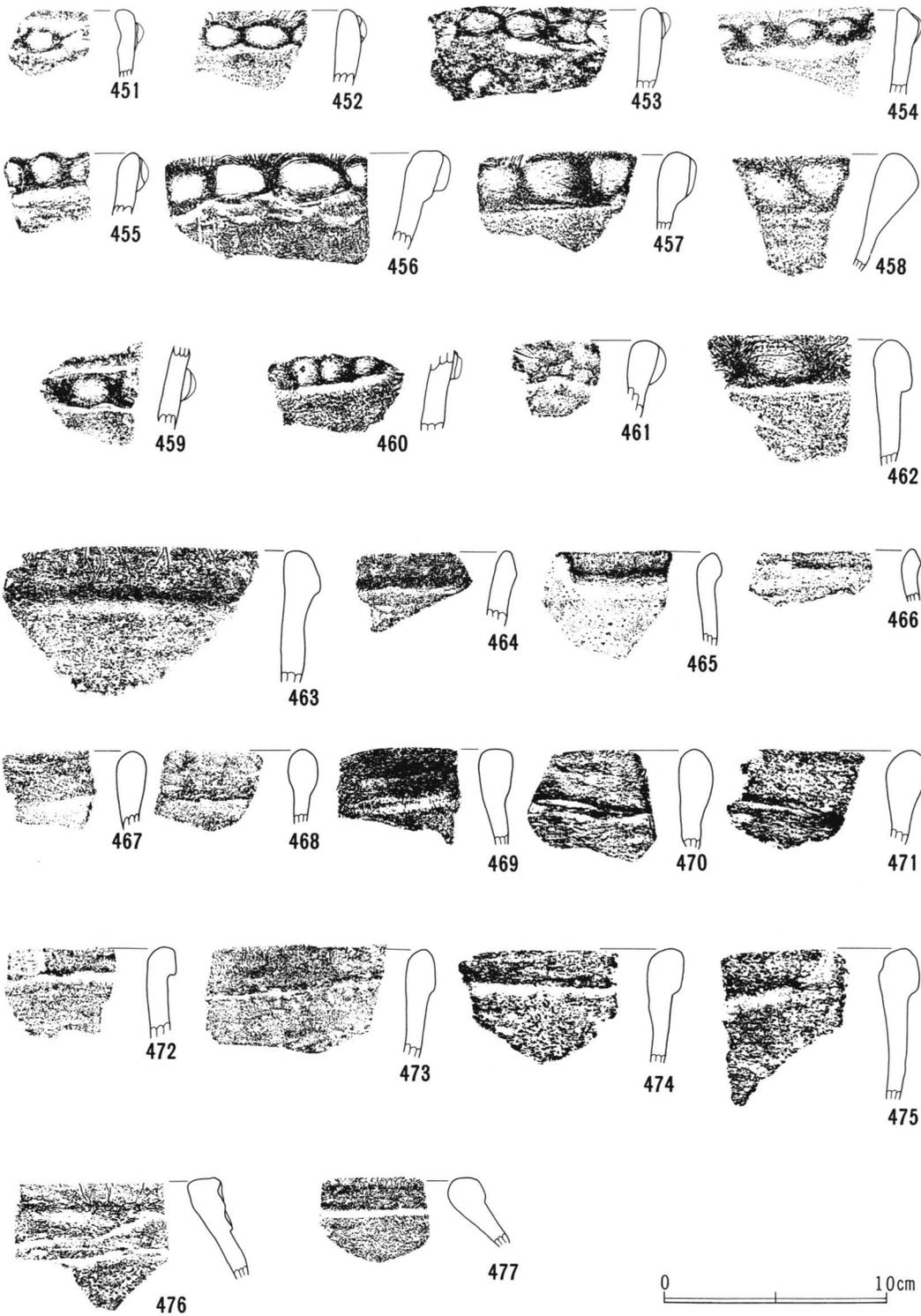
第59図 藤塚遺跡出土土器(19)



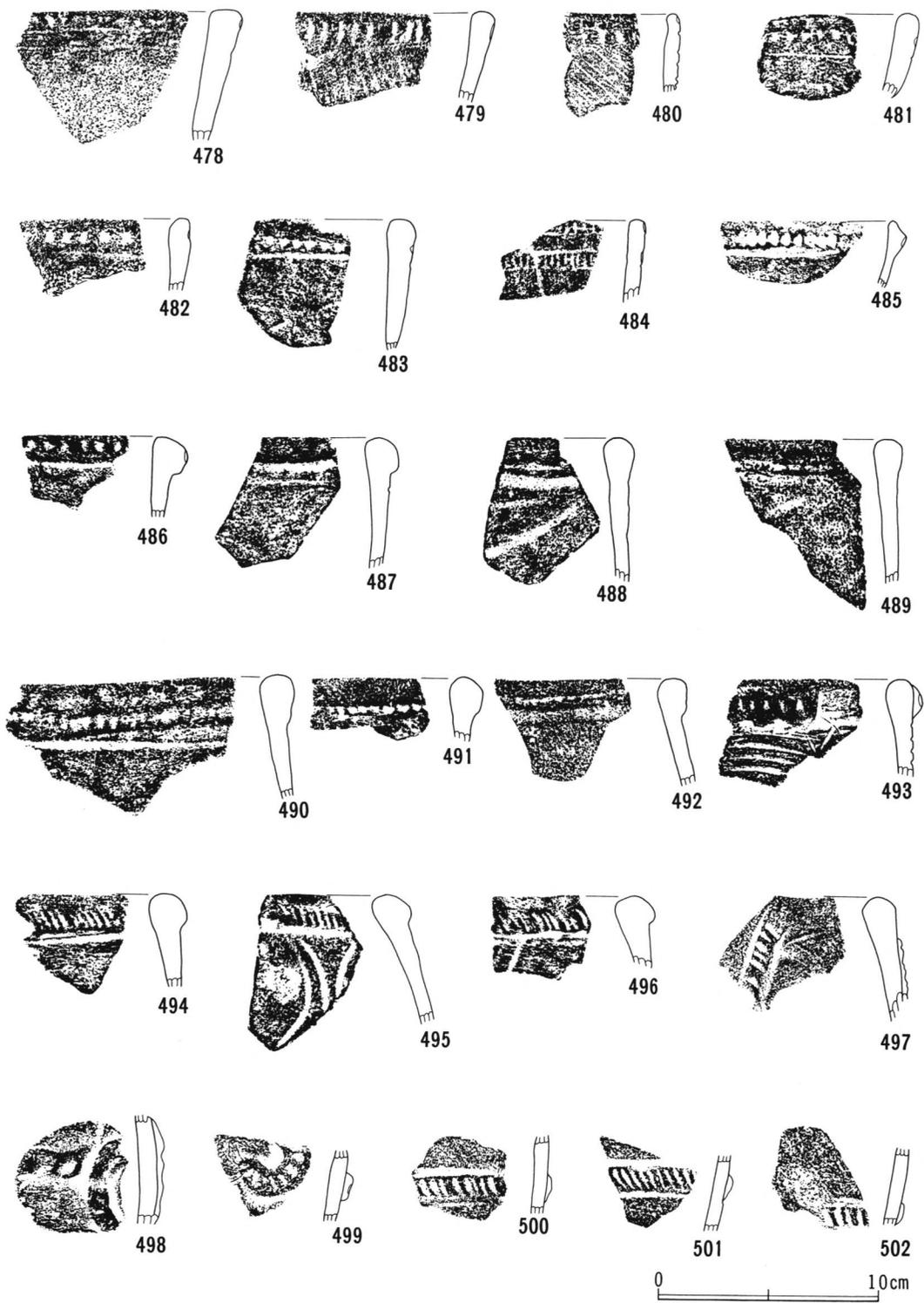
第60図 藤塚遺跡出土土器(20)



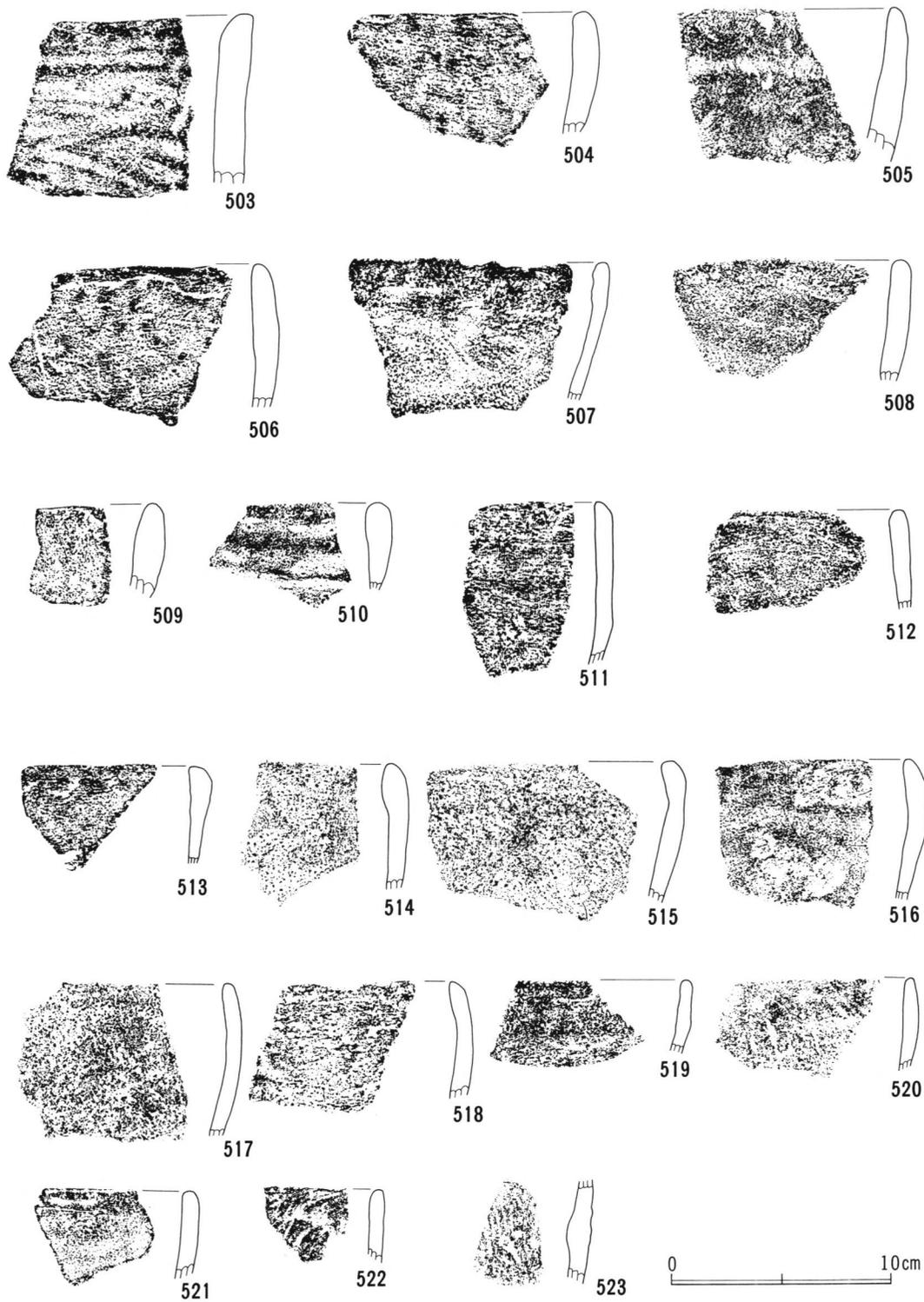
第61図 藤塚遺跡出土土器(21)



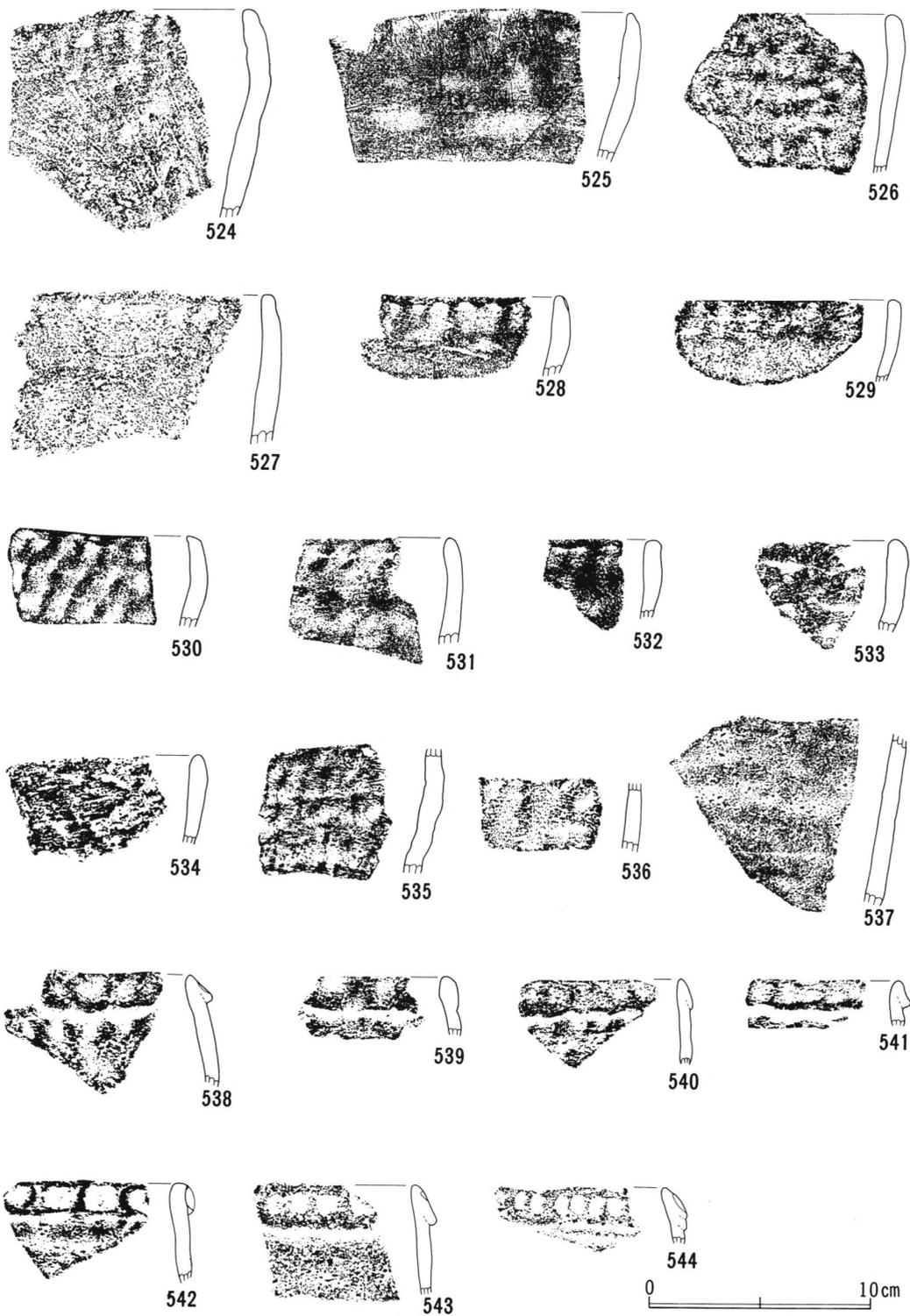
第62図 藤塚遺跡出土土器(22)



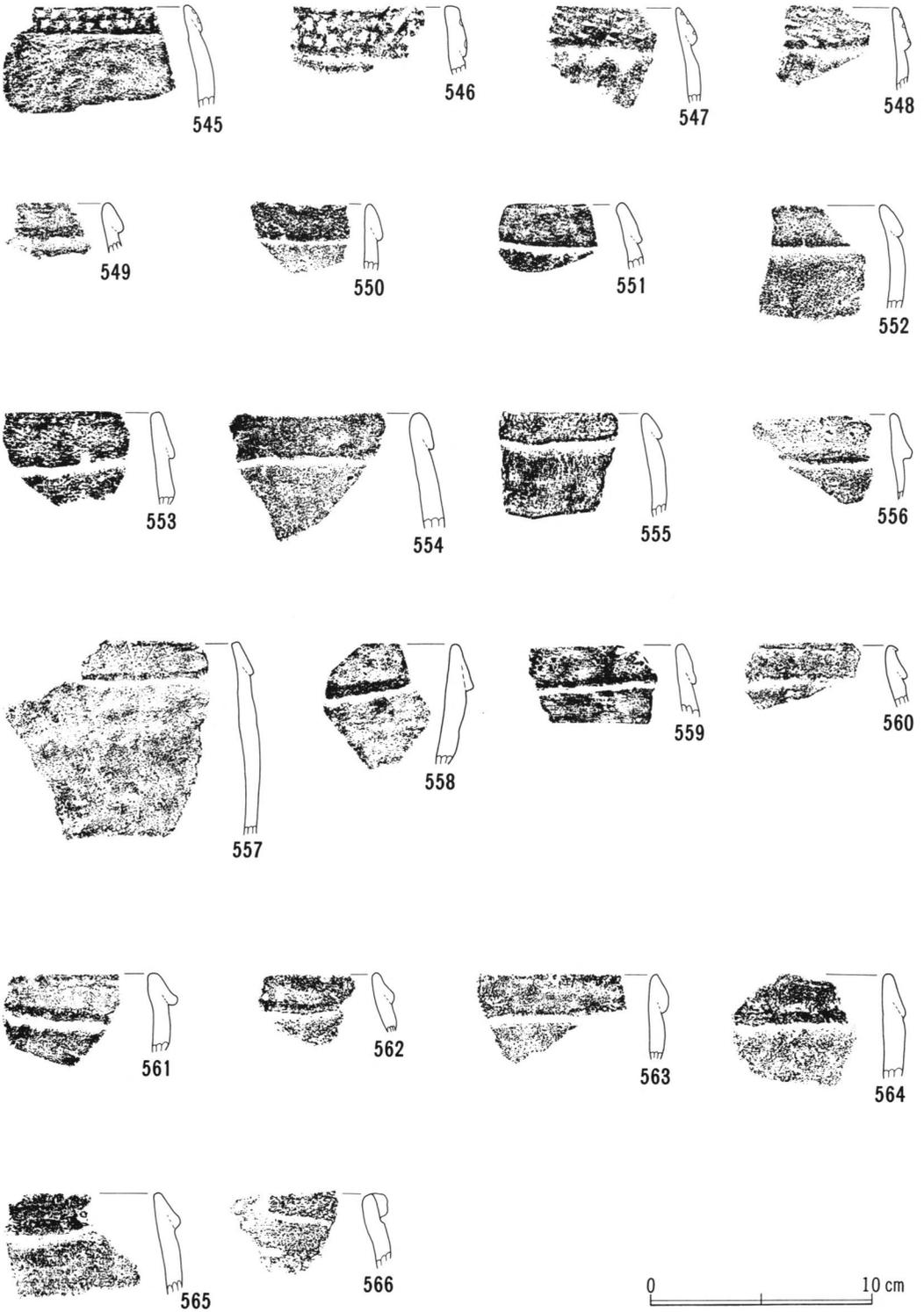
第63図 藤塚遺跡出土土器(23)



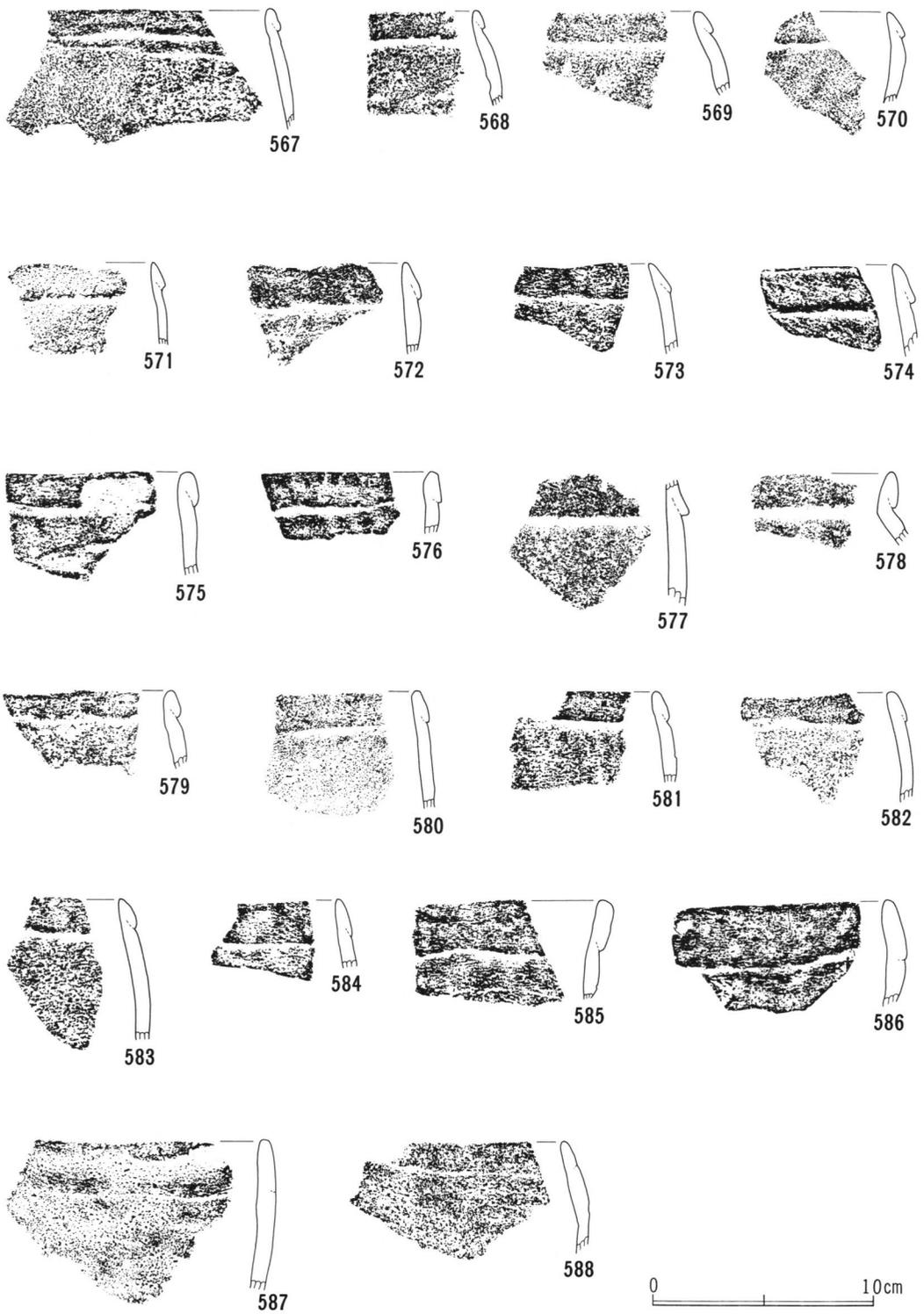
第64図 藤塚遺跡出土土器(24)



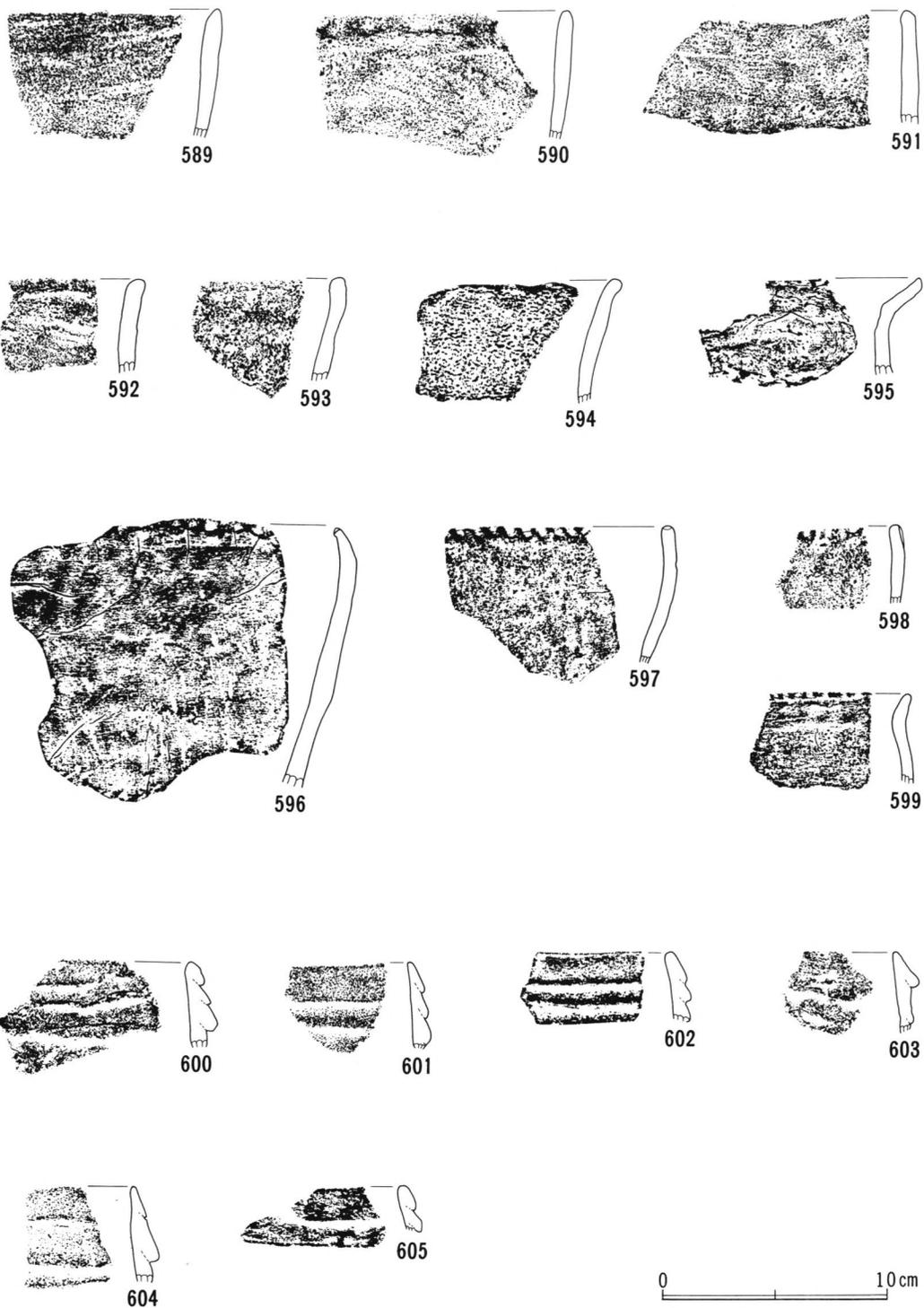
第65図 藤塚遺跡出土土器(25)



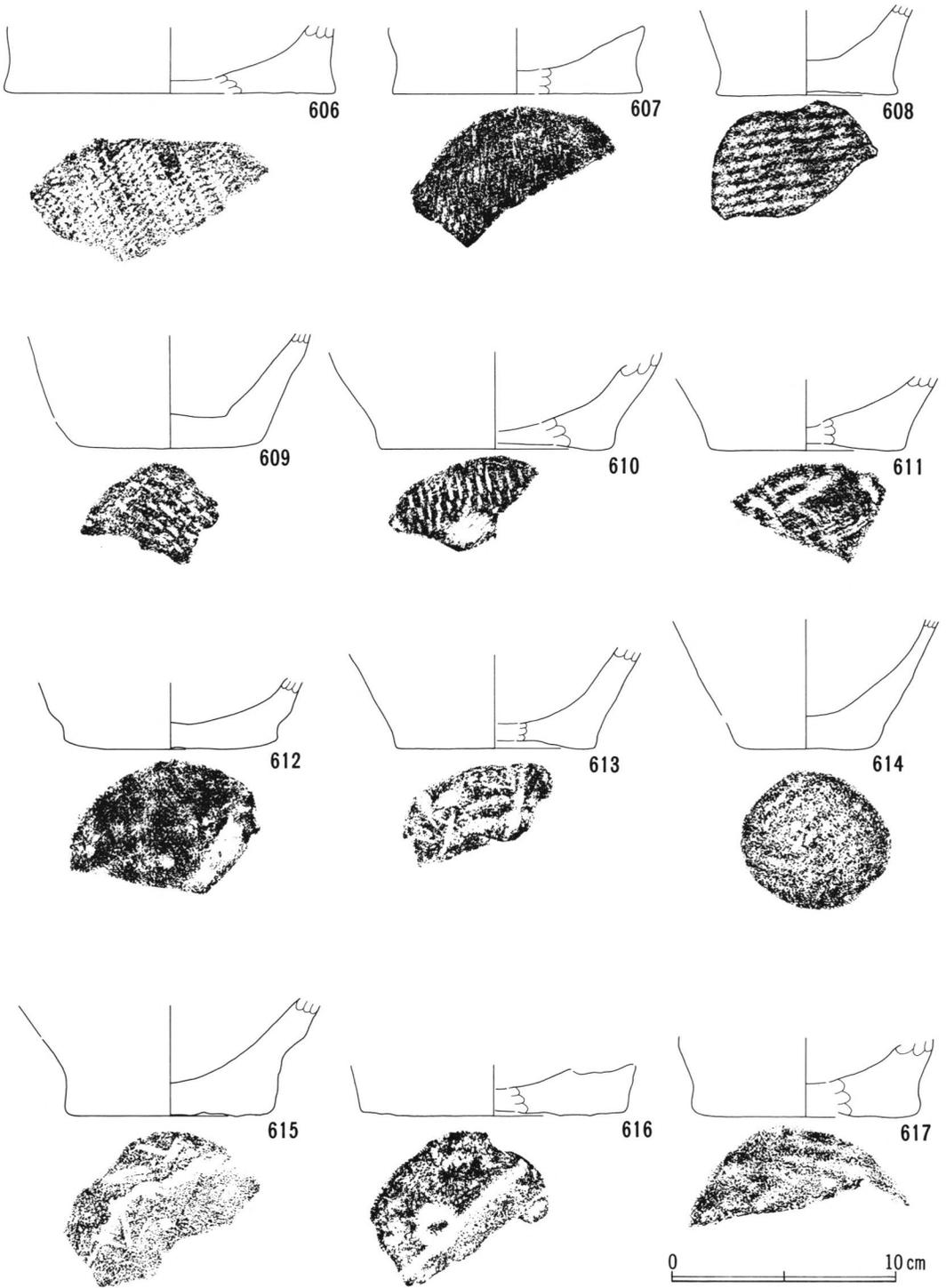
第66図 藤塚遺跡出土土器(26)



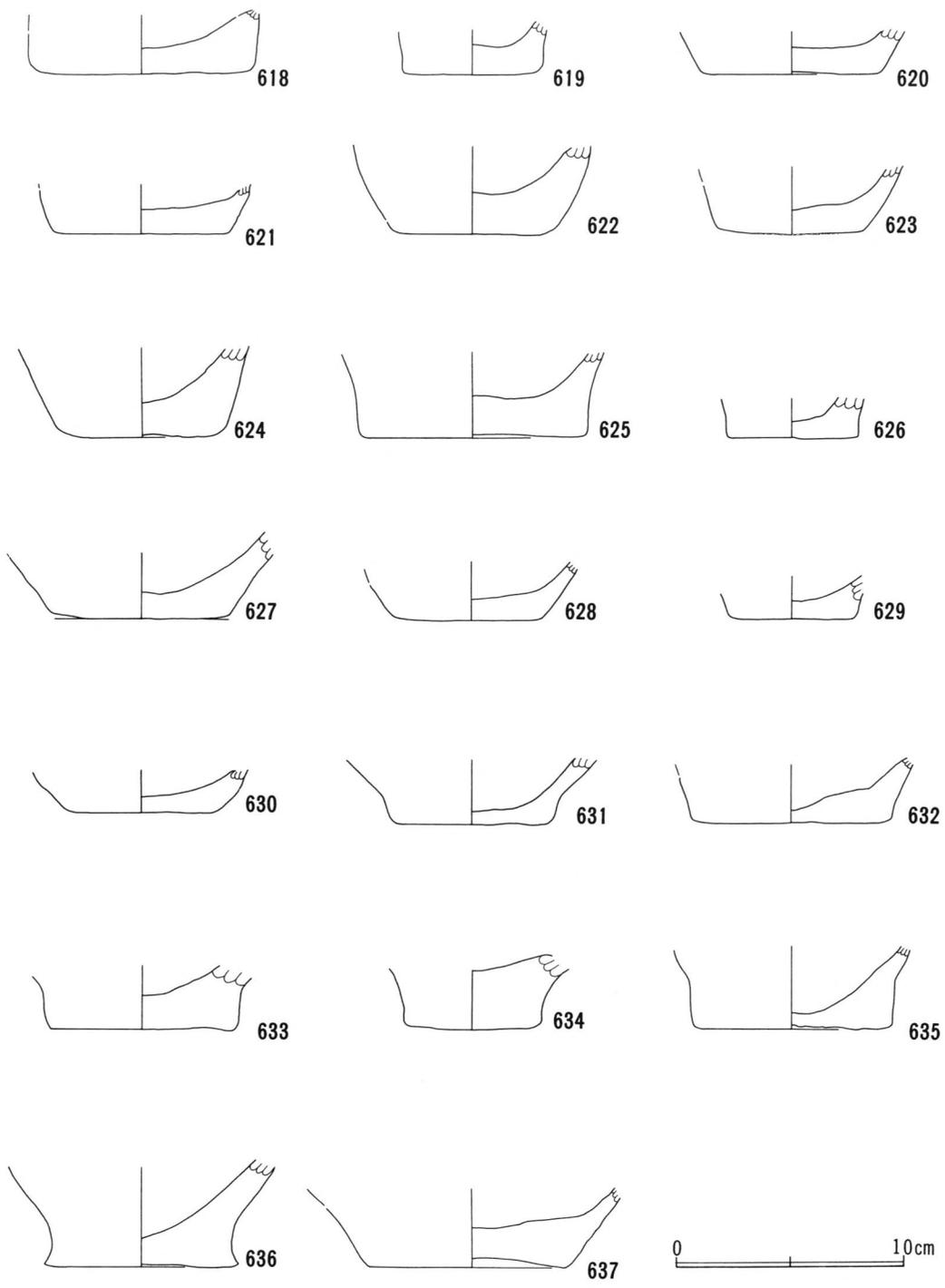
第67図 藤塚遺跡出土土器(27)



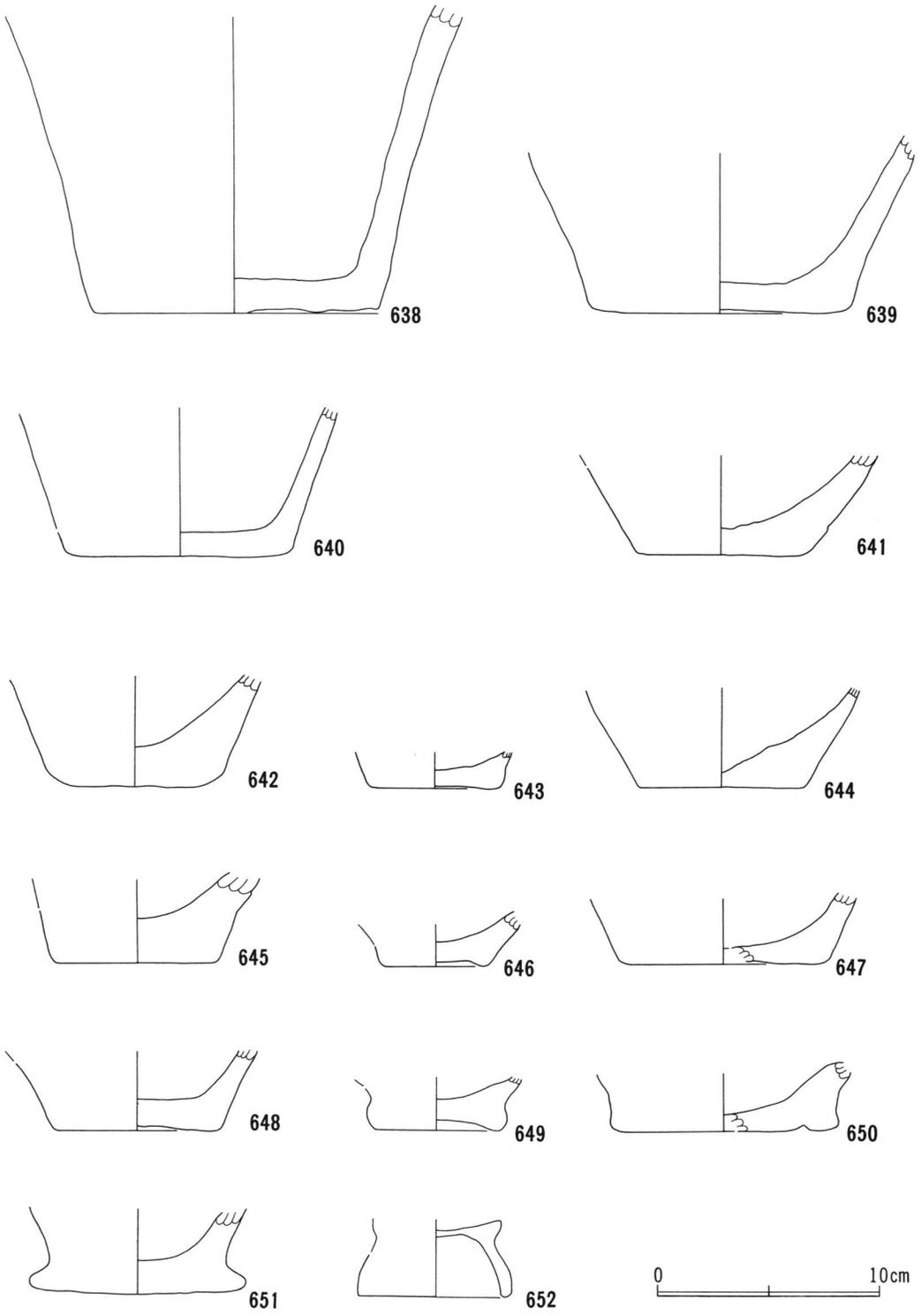
第68図 藤塚遺跡出土土器(28)



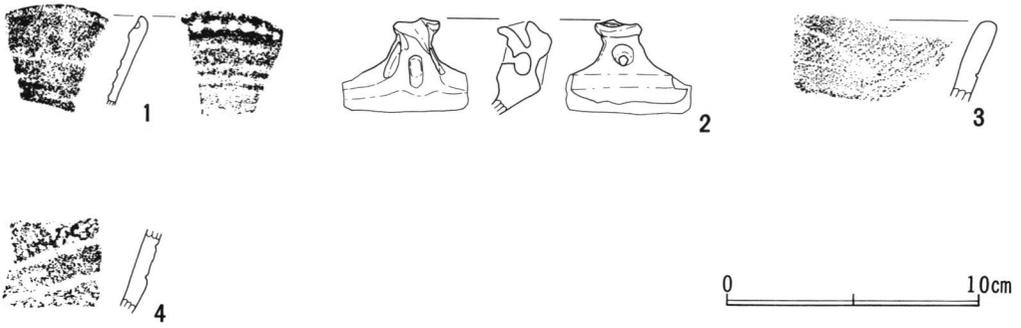
第69図 藤塚遺跡出土土器(29)



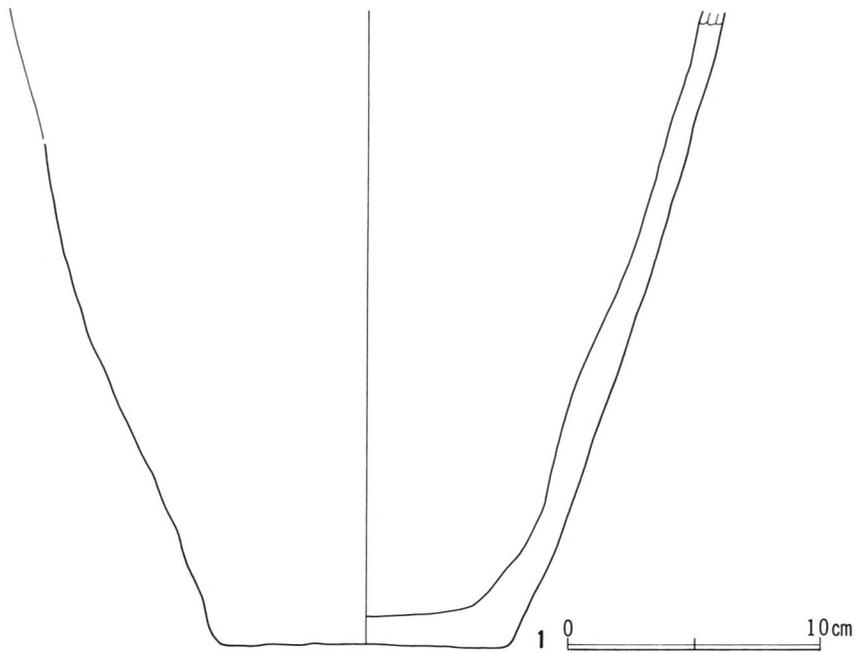
第70図 藤塚遺跡出土土器(30)



第71図 藤塚遺跡出土土器(31)



第72図 堀向遺跡出土土器



第73図 堀向遺跡埋設土器

b. 土製品

(1)土 偶 [第74図]

本遺跡から出土した土偶は6点であり、第74図1は頭部、2～3は腕部、5～6は脚部である。3・6は塚フク土からの出土であり、2・4・5は塚下から出土したものである。

1は、頭部であり、顔面は隆起によって眉と鼻梁が表現され、目と口は沈刻によって表わされている。耳は右が一部欠損しているが、左右とも小孔が穿たれていることが解る。背面には中央に低い瘤状の隆起が認められるが、装飾はなく無紋である。

2は、肩から腕部にかけての破片で左腕と考えられる。端部が平坦であり、張り出している。胎土は砂粒が中量、鉄斑粒・角閃石・石英が少量、片岩が微量含まれ、色調は淡灰黄褐色を呈しており、焼成は普通である。

3は、右腕と考えられる。端部が指でつままれて大きく外に張り出している。胎土は砂粒が中量、鉄斑粒・角閃石・石英・片岩が少量含まれており、色調は淡灰褐色を呈し、焼成は不良である。

4は、腰から右脚の破片と考えられる。端部が張り出しており、底面は平坦である。また、縦位のナデ痕が見られる。胎土は砂粒が中量、鉄斑粒が少量、石英・角閃石が微量含まれている。色調は淡灰黄褐色を呈し、焼成は不良である。

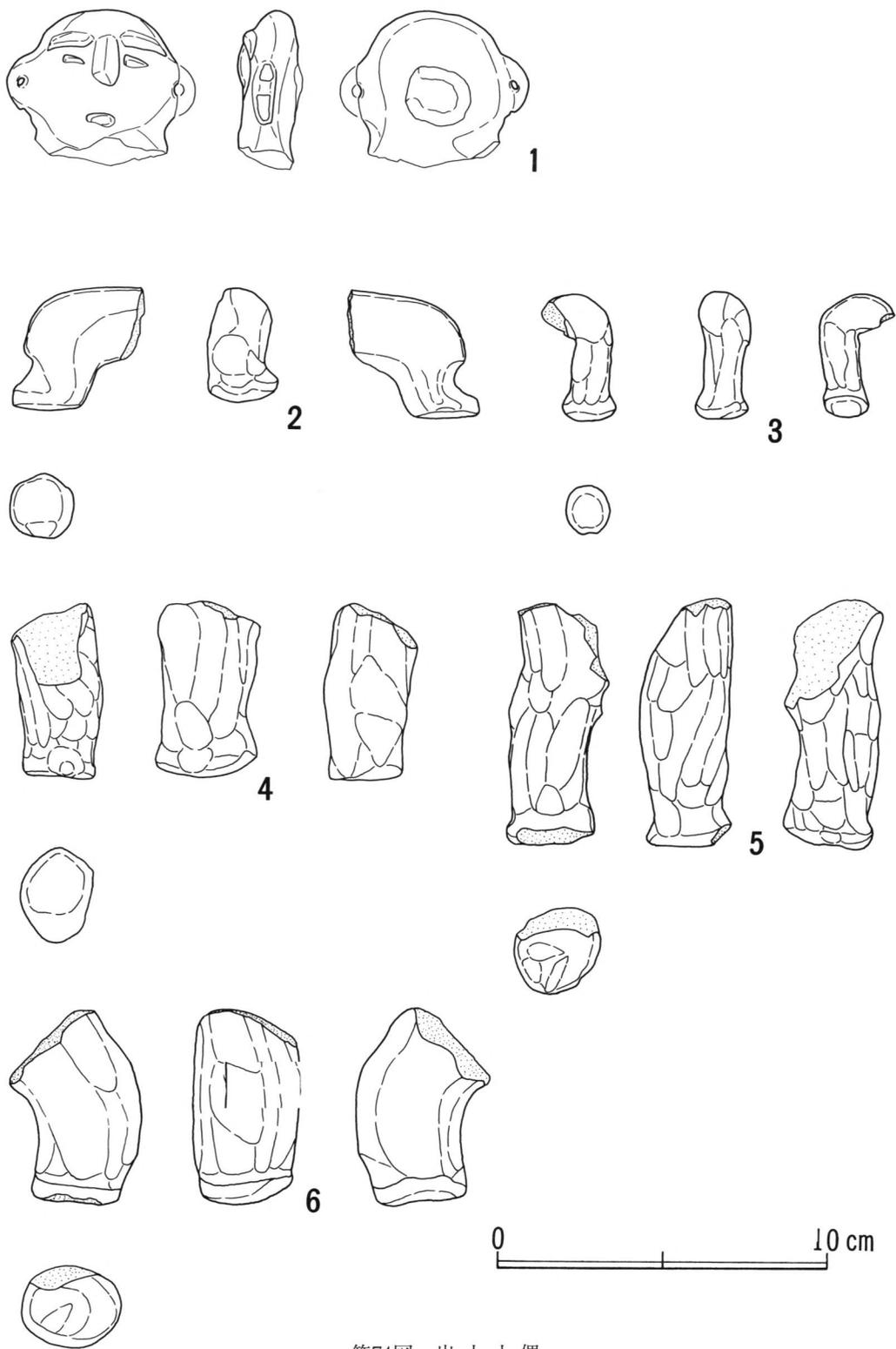
5は、左脚と考えられ、脚端部の底面が平坦であり、横に比べ前への張り出しが顕著である。胎土は砂粒が中量、片岩・石英・鉄斑粒が少量、チャート・角閃石が微量含まれていて、色調は橙褐色を呈する。焼成は普通である。

6は、左脚と考えられる。脚端部がややすぼまり、底が平坦である。また、脚端部を張り出しているようにみせるため、切込みが入っている。胎土は砂粒及び白色粒子が中量、石英・片岩が少量、角閃石が微量含まれており、色調は暗灰褐色を呈し、焼成は普通である。

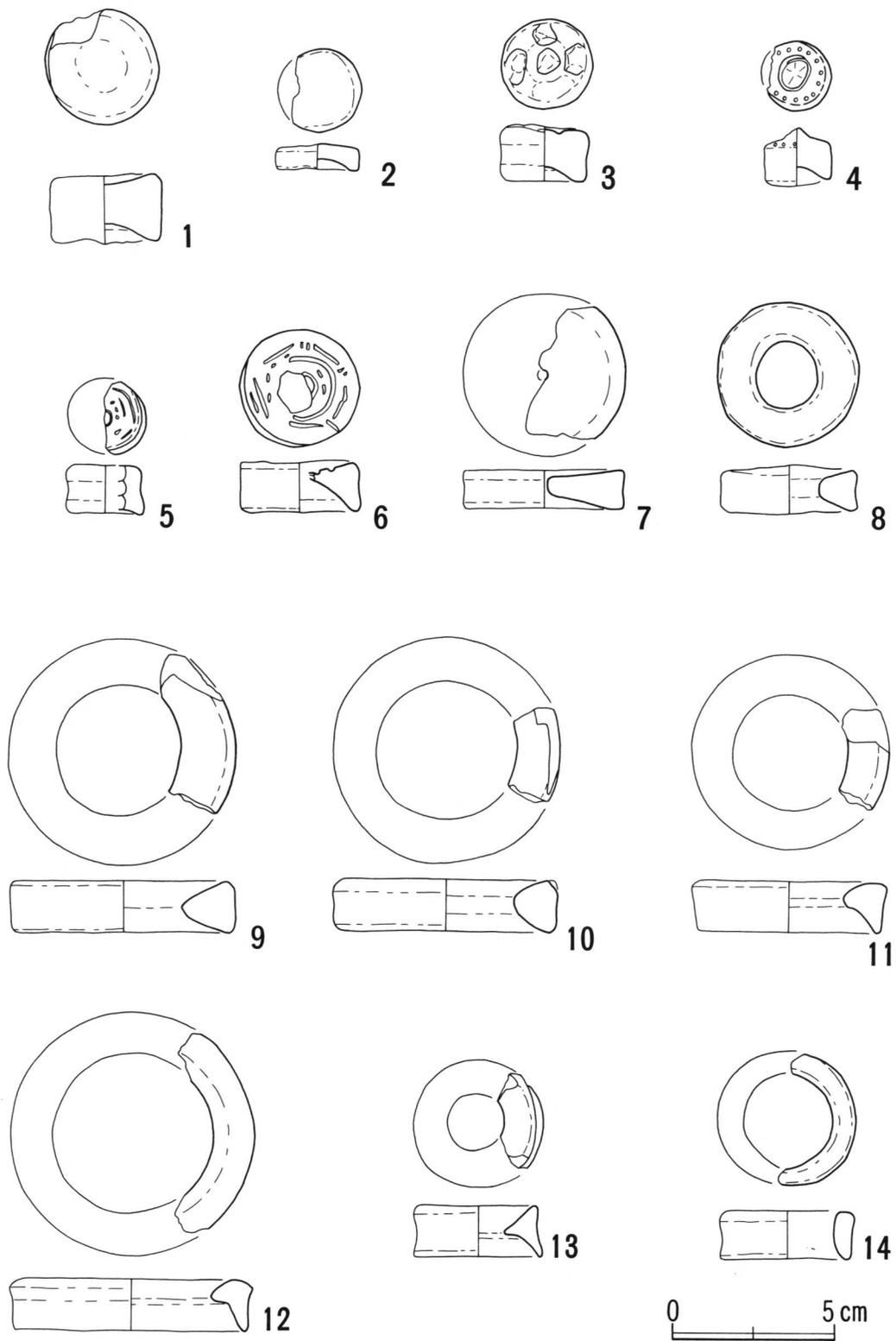
以上のように、本遺跡から出土した土偶は文様がなく作りも概して粗雑である。これらの時期については、おそらく1・2・4・5が縄紋後期中葉～後葉、3・6がそれよりやや新しい時期のものであると思われる。(白崎智隆)

(2)土製耳飾 [第75・76図]

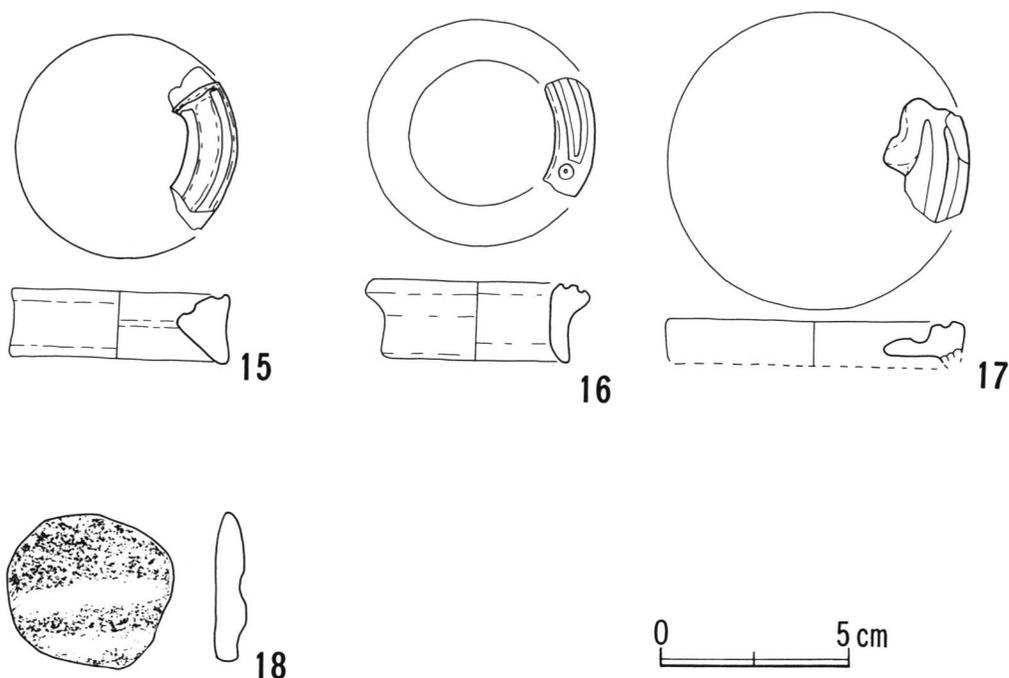
土製耳飾は、本遺跡で17点出土している。これらは、外面に透かし孔や環状にするものとこれをもたないものに区分することができる。中央に孔をもたないもののうちでも、無紋のもの[図1・2]、外面に瘤状の装飾をもつもの[図3]、沈線文様が施されたもの[図4～6]があり、すべて内面は皿状に窪むような形態に成形されている。



第74图 出土土偶



第75図 土製耳飾り(1)



第76図 土製耳飾り(2)

中央に小孔をもつもの〔図7〕は1点のみの出土であり、他は環状を呈するものである。環状をなすものには無紋のもの〔図8～14〕、文様をもつもの〔図15・16〕、橋状部をもつ文様をもつもの〔図17〕に分類することができる。無紋のものには、断面形が三角形を呈するもの〔図8～10〕、内面内側を殺いだ形態をもつもの〔図11・13〕、断面がフ字状を呈するもの〔図12〕、突出のないもの〔図14〕等の区別を認めることができる。有文のものは、上端に沈線文様が施されるが、〔図15・17〕には中心への橋状部をもっている。〔図17〕は、下部も欠損している。

(3)土製円盤〔第76図18〕

土器片の周囲を整形したものであり、1点のみの出土である。

c. 石器及び石製品

藤塚遺跡から出土した石器類は、土器と同様に原位置を留めるものでは少なく、中世の塚丘封土層を中心に出土したものである。したがって、検出された石器及び各種石材は、時期の特定が困難であり、概ね土器の出土した時間幅に限定されるものであると考えることができる。しかし、石材については古墳時代以降の搬入も予想されるところから、一部にこれらの時期にかかるものを想

定しなければならないであろう。ともあれ、定形的な石器類は勿論のこと使用痕を有するものや各種剥片類等については古墳時代以降では認めにくいものも多く、概ね縄紋時代後・晩期のものと見てよいであろう。また、磨石等の一部は古墳時代の砥石に転用されたと考えるものも含んでいるが、今回これらについてはとりあげない。

石 材

これらの石器類あるいは素材等の石材は、その大半が遺跡外から搬入されたものと考えられることができるが、搬入された石材の産地には変化があるようである。おおむね、火成岩系の石材は利根川水系から、堆積岩系の石材は神流川等から、変成岩系の石材は神流川を始め小山川等から採取され搬入されたものであろう。とりわけ結晶片岩は、小山川や女堀川をはじめこの地域に普遍的に存在するものであり、調達は容易であったと考えてよい。また、搬入の形態や石器素材の選択には、器種によって一定の傾向を認めることができる。

打製石斧

打製石斧は、分銅型のものが多く一部に短冊形のものを含んでいるが、大きさに大小の変化がある。硬砂岩製が最も多く、ホルンフェルスや頁岩～泥岩のものも認められるが、結晶片岩製のものが比較的多く認められることは注意される。この打製石斧は、残された剥片類の数量等から考えると素材剥片や製品の状態で搬入されたものであると推定することができる。

本遺跡で検出されている剥片類は、もちろん打製石斧の石材で最も多い硬砂岩のものも比較的多いが、むしろ泥岩や頁岩によるものが多い。厳密ではないが、このことはこの剥片類が打製石斧以外の製品の製作工程で生じるものを含んでいることを示しているが、これらに対応する定形的な石器は打製石斧以外には明確ではない。しかし、搔器類が泥岩～頁岩製であり、直接打撃による非定形的なものが大半であるところから、これらの石器に対応する剥片類を想定すべきであろう。また、使用痕のある剥片もしばしば認められるところから、外形を整えて管理されている石器以外にも一時利用の石器として捉えるべきものを含んでいるものと思われる。

磨 石

磨石類は、比較的數量が豊富であるが、石材は堆積岩系のものは打製石器に比べて數量が少なく、利根川水系起源の安山岩をはじめとする火成岩系のものが多い。磨石は、転石から定形的な形態への変形の過程を示すようなものがしばしば認められるところから、大きさと形状が適合的な転石が、そのままの状態でも搬入されるのであろう。しばしば皿状の窪みをもっているが、多孔石に認められるような所謂「漏斗状」の窪みをもつものは認めることができない。また、磨石には丸いものと偏平なものを認めることができるが、前者は石材の肌理や使用痕が細かく、粗い製粉と細かい製粉作業にそれぞれ対応するものと思われる。

- 石 皿** 石皿は、緑泥片岩製のものと安山岩製のものがあり、後者には敲打によって形態を成形したものを認めることができる。また、これらには「漏斗状」の窪みを認めることができる。安山岩系等の石皿は、製作工程を示すような石屑類が認められないところから、利根川流域で成形されて搬入されたと考えられることができる。また、結晶片岩製のものは成形され搬入されたものも想定し得るが、粗雑なものも認められることには注意すべきである。台石には、絹雲母片岩によるものがあり、やはり漏斗状の窪みが多数認められ、これらは転石状の礫面を認めることができない。硬砂岩製のものは、使用痕を認め得るとはいえ窪みを認めることのできる例はない。
- 石 鏃 等** 石鏃をはじめとする押圧剥離を伴う石器群は、黒耀石やチャートを主たる素材としており、一部に硬質頁岩を含んでいる。このような押圧剥離系の石器は、黒耀石はもちろん長野県等の遠隔地を想定すべきであるが他は、チャートが秩父中・古生層起源のものと考えられ、神流川流域ないしは荒川流域からもたらされたものであろう。黒耀石の削片類は多いがチャート製のそれは少ないようである。
- 敲 石** 敲石には、硬砂岩製あるいは凝灰岩製の棒状の先端部あるいは側縁の一部を用いる形状のものをはじめ、硬砂岩ないしは安山岩等を用い側縁の四面を用いる磨石に親和性の強いもの、あるいは表面に皿状の窪みのある結晶片岩製の凹石に親和性の強いもの、あるいは他の石器の転用によるもの等、幾つかの変化が認められる。これらのうち側縁を用いるものについては、磨石の使用の過程を示すものと考えられるものであり、また棒状のものは石器製作等の直接打撃のハンマーとして用いられたと考えることもできる。
- 石 錘** 石錘は、長軸方向に打ち欠きを有するものと長軸及び単軸方向に打ち欠きをもつものを認めることができる。石材は、結晶片岩によるもののほか硬砂岩製のものがある。これらは転石の状態でも搬入されたものであろうが、類似した形状の礫が多数検出されており相互の関係に注意すべきかも知れない。
- 石 棒 等** 石棒は、小形品は緑泥片岩製のものと泥岩製のもの、大形品には安山岩製のものと砂岩製のものがある。このうちでも石棒は、大形品が製品で搬入されたと考えてよいが、石剣については小形品と中形品があり結晶片岩製のものが認められ、小形の緑泥片岩製の石剣類では半製品を認めることができる。
- 磨 製 石 斧** 磨製石斧は、製品ないしは半製品の状態で搬入されたものであろう。緑色岩や蛇紋岩製のものが主体的である。ちなみに本遺跡から検出されている砥石は、赤みを帯びた砂岩製であるが磨製石斧の表面の状態に比して粒度が粗く、これらの製品の加工に用いられたものと考え難い。しかし、石皿の一部には砥面の認められるものがあるところから、刃部の調整等については遺跡内で行われたと考えてよいであろう。

第Ⅵ章 児玉郡における縄紋集落の占地と居住形態

— 関東内陸部の縄紋時代遺跡の遷移（予察） —

はじめに

児玉郡域は、山地・丘陵・台地・低地が複雑に展開し、その生態的環境も単純ではない。縄紋時代の遺跡は、これらの変化に富んだ地形を擁するこの地域全体に散漫に占地するのではなく時期によって異なった占地傾向をもち、この地域の異なった生態系にさまざまな適応戦略をもって展開していたことが推定される。

この地域の縄紋時代遺跡の占地傾向については、すでに柿沼幹夫氏によって概観されており、八王子—高崎構造線の一部を成す断層崖下に集中する湧水点の分布と遺跡の分布の相関が指摘されている（柿沼、1979）。また、縄紋中期を中心とする遺跡分布と生態的環境との関係から、集落の占地傾向と居住の形態を推定し、集落の用益圏の分析による“生態的最適化戦略”を基礎とする分析をとおして接近しこの地域の遺跡群を概観したことがある（鈴木、1986）。しかし、このような集落に関わる用益圏の分析は、社会的関係や居住型についての制禦の問題への視点が疎かであることも事実である（註1）。

本章の目的

本章では、縄紋前期から後期を中心とする遺跡の占地傾向の変化に注目し、生態的環境と集落の規模等に着目することによって児玉郡域を中心とした地域の縄紋時代遺跡を概観したい。また、ここでは集落を構成する集団と集団相互の関係について考える上での作業仮説を提示し、比較的等質に捉えられることのある縄紋集落の内部にもその構成に変化のあることを示したい。したがって本章は、この地域の遺跡占地の推移についての分析を前提とするとはいえ、集落内部に胚胎する社会的集団相互の緊張を軸とする変化を認めようとするひとつの予察的試論である。

1. 縄紋前・中期遺跡の占地と環境

a. 縄紋前期の遺跡占地

縄紋前期は児玉郡域において最も遺跡数の多い時期であり、美里町や児玉町の丘陵部から上武山地の縁辺部に遺跡が濃密に分布している。花積下層式以降関山式にかけて遺跡数も徐々に増加し、黒浜式から諸磯b式の時期には多くの遺跡が確認されている。また、諸磯c式では検出される住居址数は減少するものの埼玉県南部と比べると遺跡数は格段に多く、十三菩提式期の資料も児玉町秋山中山遺跡（未報告）で住居跡が検出されるなど増加しつつある。これらの遺跡は、数軒の住居址や十数軒の住居址が検出される中小規模の集落が多く、

また住居址を伴わない小規模な遺跡もしばしば認められ、丘陵部を中心に丘陵付近の山地域に比較的濃密な分布を示している。ちなみに丘陵部においては、美里町白石城遺跡（鈴木他、1979・鳥羽他、1983）、羽黒山遺跡（長滝、1991）、登所遺跡（美里町、1986）、児玉町塩谷下大塚遺跡（恋河内、1990）、真鏡寺後遺跡、天田遺跡、上の原遺跡、秋山中山遺跡、南飯盛遺跡、竹ノ平遺跡、ウリ山遺跡（以上未報告）等、未報告の遺跡が多いとはいえ、今日までに数多くの遺跡が発掘調査されている。

これに対して、神流川扇状地扇央部に位置する台地部では前期の遺跡分布は極めて稀薄であり、大規模な面的な調査が実施された将監塚・古井戸遺跡（石塚1986・宮井、1989）や今回の圃場整備関連の発掘調査を含む周辺地域でのたび重なる発掘調査や試掘調査においても該期の遺跡は極めて稀薄であることが確認されている。この地区においては、破片資料の検出も極めて稀であり、1片の諸磯a式が将監塚東遺跡で検出されているに過ぎない。また、児玉郡全域に目を転じて台地部では美里町北貝戸遺跡（美里町、1986）等、低地部に相当する遺跡では上里町前原遺跡（丸山、1987）等で各々諸磯a式の遺跡が検出されているが、遺跡数が極めて少ないという状況把握に変更の必要はないであろう。このように前期の遺跡は、丘陵部では小規模な遺跡が近接して分布し、遺跡間の相互の距離は比較的狭く周密な分布を見せるが、台地や低地部では極めて稀薄な分布を示し、対照的な遺跡の占地形態をとっている姿を捉えることができる。

前期の占地傾向

このような、縄紋前期遺跡の占地における地形との緊密な相関関係は、有意義なものと考えられるところから、それぞれの土地のもつ有用性に差異があったものと推定することができる。この時期において台地や低地が居住に適さないほど著しく不安定な状態であったと考えることはできず、水の確保が困難であったと考えることもまた困難であるところから、おそらくは、該期の生業戦略との関連による遺跡占地の選択の結果に生じた差異であろう。言い換えれば、縄紋前期においては丘陵部を中心とする特定の生態的環境に依存する部分の大きいことを窺わせるとともに、台地部や低地部には土地としての有用性が相対的に低かったことが推定される。この付近の縄紋前期の植生については基礎資料に乏しく、不明確な部分が多いとはいえ落葉広葉樹の卓越した森林相を想定することが可能であろう。ちなみに、標高100～150m付近を中心にこれらの遺跡が分布するが、現在の照葉樹林帯の末端部に位置し、暖温帯落葉広葉樹林の境界域に近い位置であることは注目されよう。最温暖期以降の落葉広葉樹林帯の内陸部への後退速度の問題を考慮するならば、この地帯が未だ落葉広葉樹林帯に相当していた可能性が高く、該期における具体的な森林植生の

変化についても積極的に検討されなければならないであろう。

前期の適応形態

このように縄紋前期における集落の占地は、かつて柿沼幹夫氏（柿沼、1979）が指摘したような、断層崖下の湧水点付近を中心に帯状に展開するような遺跡の分布を認めてよいであろう。しかし、湧水点は遺跡占地の重要なひとつの要素であるとはいえ、その占地域の指向性に見られる生業形態についても検討が必要であり、集落規模や継続期間とともに石器組成を含めて分析する必要がある。この時期の石器組成は、定形的な打製石斧に乏しく短い石斧や不定形の搔器等が伴う傾向があるほか、不定形な叩石や磨石、石皿等が爆発的に増加することは注意すべき点である。おそらく、このような石器組成や集落遺跡の占地等から、積極的な根茎類の採取を想定することは難しく、落葉広葉樹林を中心とする集落周辺部の植生に依存した堅果類の採集を核とした適応戦略が想定されるであろう。また、諸磯期には黒耀石の検出量が増加し、石鏃等も増加傾向を認めることができることから丘陵部とその周辺の山地を中心とした動物資源にも依存を高めていたことが推定される。

縄紋前期においては遺跡が丘陵部に偏在するという傾向とともに、山地内にも小規模な遺跡が展開している状況を認めることができるが、既に見たように台地や低地部にはその分布は極めて稀であり、破片の散布も認めることが困難であることは極めて対照的な現象であるといわねばならない。今回、将監塚東遺跡で諸磯 a 式の破片が検出されたことは、決してこの区域が利用されていなかったのではなく、利用頻度と利用の形態が異なっていたためであると思われる。

占地論の視点

このような遺跡の線状あるいは帯状の連鎖は、生活の再生産に関わる行動の経路がひとつの前提として想定され、このような有用な土地を結ぶ交通路によってこれらが相互に連鎖した結果、一定の遺跡群が形成されたものと考えられるであろう。翻って考えるならば、このような遺跡群はこれらの分布を規定するところの行動の経路に依存し、また付着するような形態をとることによって累積的に形成されたものであることが推定される。このような生態的条件による長期にわたる行動の経路が、集落やその他の遺跡の占地に与える影響も甚だ大きいものであると考えてよいであろう。つまり、地形的あるいは類似した環境に帯状に分布している遺跡群の存在形態は、やはりこのような類似した労働対象と集落間を結ぶ経路を前提としていると考えべきであろう。

遺跡分布の集中する区域が比較的限定されていることから、第一次的に当時の有用な土地として集落域の周辺を捉えなければならないであろう。類似した地点に集落を営むとはいえ、各々の集落はそれぞれに個別的な生業戦略を有していると考えてよいが、遺跡占地の類似性を基にした一般的な特性の分析から

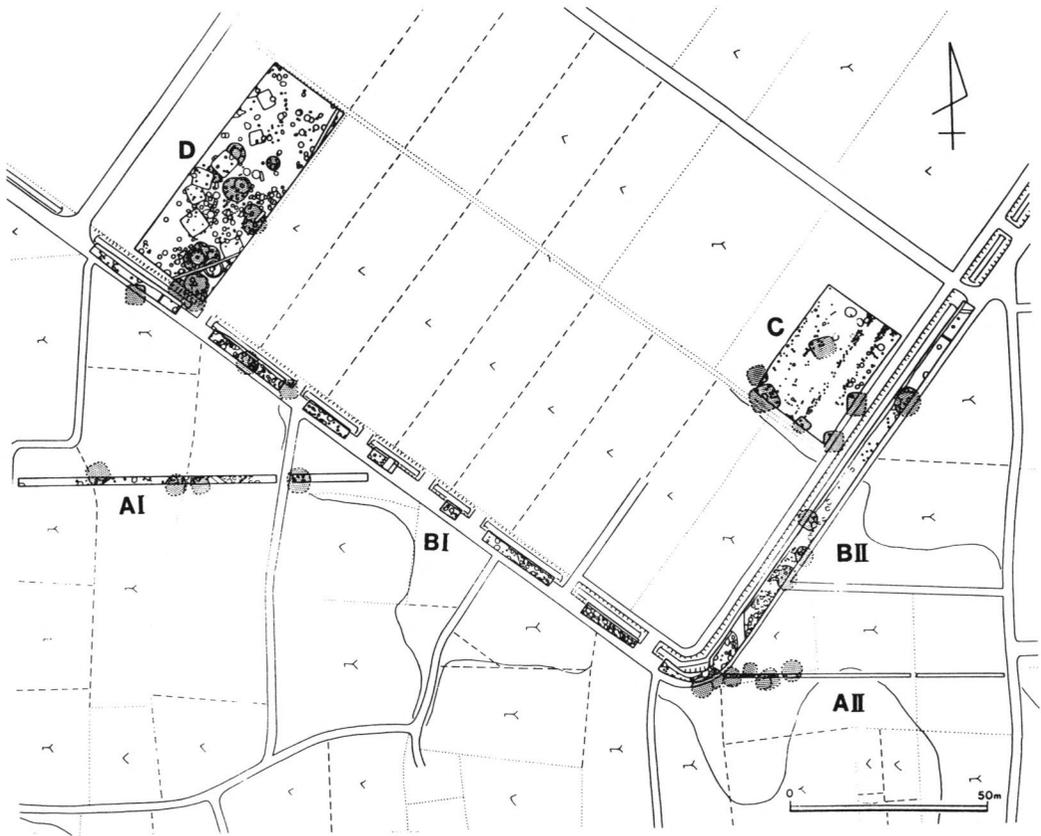
遺跡占地における選択要件の問題に接近することは可能であろう。このように考えるならば、この遺跡分布の集中する区域の生態的環境に適応していたことを想定することができるが、逆に特定の生態系への依存度が高く、植生についての積極的な関与を認めることは困難であることも示唆している。

遺跡群研究にとっては、具体的に分布する遺跡群の状態から帰納的に交通網を推定することが有効な方法である。つまり、遺跡が連鎖して分布するような存在形態は、交通網の存在を前提にするものと捉えることによって、その存在を論理的に推定することが可能となり、このような検討が遺跡群研究の基礎的作業のひとつであると考えてよい。しかし、交通路は必ずしも固定的、恒常的なものではなく、自然的条件や歴史的条件によって通時的に変化するものであることは忘れてはならない点である。

前期の居住形態

縄紋前期では、縄紋中期と比べて遺跡間の距離が狭く、同時共存を想定することが難しいところから、このような帯状に連鎖する遺跡分布は類似した生態的環境への比較的頻繁な移動の反復の結果に現れた軌跡であると考えられることができる。この時期の住居址においても頻繁な重複を認めることができるものがあり、同一地点へのある種の反復居住を推定することができる。しかし、一方では回帰性の低い短時期の小規模遺跡も認めることができることに注意しておくべきであろう。また、この移動の軌跡は、前期前半期から後半期にかけて丘陵部を中心に認められるが、諸磯c式以降ではやや標高の高い地点で検出される傾向も認めることができる。このような傾向は、先の反復居住の方式が小規模な単位によるものであり、積極的な集合居住形態を伴わず必ずしも固定されたものではなく、植生の二次遷移の意識的利用の未発達な、堅果類の採取を主とする特定の有用植物を含む植生に対する依存の結果であったことを示唆している。

このような遺跡間の相互的な関係と土地との関係を、集落と生態系との代謝行為の「管脈系統」としての交通路をとおして捉える、人間生態系的把握の試みが、遺跡群研究の一つの方向を示すものとして具体的に提起される必要があるであろう。何等かの形で有用な土地であったと見做すことのできる「遺跡」相互を結ぶ交通経路の存在を検討する上では、比較的近い時期の遺跡の累積を分析上の導きの糸として用いることができるであろう。言い換えれば、共時論的には水平方向の同一の植生帯への移動を展開していたと捉えることができるが、経時的には垂直方向の移動の方向性をもっているから見做すことができる。このような交通網の存在を背景に土器の型式情報も伝播していくことを考えるならば、この想定される交通経路に沿った地域もまた問題にされなければならないであろう。



第77図 新宮遺跡検出された遺構配置（恋河内、1996）

地域間の交渉

ともあれ、児玉郡地域の土器の組成や文様の分析では、他地域との交渉が頻繁に行われてことを推定させる部分がある。例えば、塩谷下大塚遺跡6号住では北関東有尾系土器と大木2a式が伴出している（恋河内、1991）が、黒浜期には交渉は必ずしも活発であるとは言えない。しかし、諸磯期にはいると中部地域との交渉が活性化する傾向を窺うことができる（鈴木、1996）。また、この地域でも黒浜期では多くなかった黒耀石の出土量が諸磯期になると急激に増加する傾向が認められ、土器に見られる交渉関係と同調する動きを見せるようである（註2）。

b. 縄紋中期の遺跡占地

縄紋中期には、大規模遺跡が本庄台地面に集中し、あるいは児玉丘陵や松久丘陵等、丘陵部への一定の集中が認められるとはいえ、遺跡の分布自体は必ずしも特定の地形区分に偏在するのではなく比較的散漫な分布を示している。しかし、丘陵部や山地部には概して中小規模の遺跡が多く、将監塚・古井戸遺跡等の大規模集落は、本庄台地面に分布している傾向を認めることができる。と

もあれ、このように多様な生態的環境に等質な分布を示すことは、特定の生態系に直接依存するのではなく、様々な土地においても適応の可能な比較的等質な経済活動を想定すべきであろう。

中期の周辺遺跡

五領ケ台式以降、阿玉台式や勝坂式前半期の検出例は多くないが、美里町蕨薙神社前遺跡（中村、1980）で阿玉台式を出土する住居址が1軒検出されていることは特筆される。しかし、この地域では中期前半期の大規模な遺跡は検出されておらず、中葉以降とりわけ後半期の遺跡が多い。勝坂式終末以降「加曾利EⅢ式」までの資料は、将監塚遺跡（石塚、1986）あるいはこれに隣接する古井戸遺跡（宮井、1989）等において膨大な量が検出されている。この、将監塚・古井戸遺跡に見みられるような集落の複合状態は、「双環状集落」（梅沢他、1984）とも称されている。この将監塚・古井戸遺跡を乗せる台地面の東側には、更に児玉町新宮遺跡（恋河内、1996）という縄紋中期の「環状集落」が発見され、勝坂式の新しい部分から加曾利E式終末までの遺構群が検出されている〔第77図〕。

今回報告した将監塚東遺跡は、この将監塚・古井戸遺跡の縁辺部に相当すると考えてよいが、先の台地面に展開する集落群の一部であろう。また、将監塚・古井戸遺跡の北東方向の広がり、将監塚遺跡から約150m離れた本庄市将監塚遺跡B地点（長谷川、1994）においても勝坂式終末期以降の住居址が二軒検出されており、“将監塚環”とは別の単位を形成する可能性が高い。しかし、勝坂式終末期（中峠式期）では、後の集落域と若干異なる住居占地をとることも他遺跡等で認められる傾向があるところからこの点も含めて再検討すべきであろう。ともあれ、このように、この本庄台地面の縄紋中期集落群は、極めて濃密な分布を示し、埼玉県北部最大の集落群のひとつを構成するものといってよい。

もちろん、この集落群についても同時期に存在した住居数はそれほど多くはないであろう。しかし、このような大規模な集落遺跡について、一時期の住居数には小規模遺跡との差異がなく累積の結果であるという考案もあるが、このような「環状集落」の連鎖とその周囲に展開する住居群を擁する集落域を他の中小規模の集落と同列に扱うことはできないであろう。

中期の占地傾向

縄紋中期の遺跡は、このような台地及びその周辺の集落のほか、丘陵上には中小規模の集落遺跡が比較的高い密度で分布し、検出されている住居数こそ少ないとはいえ、遺跡数ではこの台地部を凌駕している。丘陵部の集落は、賀家上遺跡（未報告）でも勝坂式後半から加曾利E式の時期までの存続期間があり、台地部集落と継続期間は類似しているがより小規模である。さらに、山地域においても児玉町橋ノ入遺跡（鈴木他、1986）、あるいはその一部を構成する神泉村杉ノ嶺遺跡（註3）においても同様の形成期間をもっている。また、この他

に山地域に占地する集落は、神泉村下久保コテージ遺跡（神泉郷土学習資料編集委員会、1980）、美里町栗山遺跡（鳥羽他、1983）等の遺跡があり、今後さらにその数は増加するものと予想される。これらの山地内の遺跡が、先の台地面の将監塚・古井戸遺跡をはじめとする集落群と同時期から開始されるものがしばしば認められ、その終末の時期も同様であることは注意されるべきである。このように縄紋中期の集落跡は、本庄台地周辺にひとつの中心が認められるとはいえ、丘陵部や山地部においても等しく認められることから、これらの占地を異にする遺跡相互の関係についても積極的に検討すべきであろう。

中期の適応形態

ともあれ中期後半では、神流川扇状地の広い平坦面を擁する本庄台地に複数の大規模な「環状集落」が占地しており、荒川以北の櫛引台地という広大な後背地を擁する寄居町北塚屋遺跡（黒坂他、1985）や花園町台耕地遺跡（鈴木敏、1983）等と対比されるものである。児玉郡域ではこの本庄台地上の連接する集落群を中心とした一定の地域的關係を認めてよいと考えられるとはいえ、遺跡の分布は山地・台地・丘陵・低地等に粗密の差こそあれ特定の地形面に偏在せず散漫で切れ目のない分布を示すことは注意されなければならないことである。しかし、石器の組成においては、このような異なった占地にも関わらず比率の差は認められるものの打製石斧の卓越する組成の傾向をもち、比較的等質な経済活動を予想させる。このことは、根茎類等の地中に生育する植物性食物を中心とする生業戦略に対応するものであることを推定させるものであり、特に植物の二次遷移初期のクズ、ワラビや開地と林地の境界域に生育するヤマイモ等に依存する装備であったことが窺える。また、これとともに将監塚・古井戸集落でクリの炭化種子が多量に検出されていることにも注目すべきであろう。これらのことは、クリ等の二次林において卓越する樹種からの採集にも重点のある適応戦略が想起される。これらの集落は、遷移の初期に生育する根茎類の採集や、クリ等を主体とする二次林に依存した経済活動を中心とした生業に依存していたことが窺える。おそらく該期には、集落周辺の一定の開墾によって植物の遷移を意識的に生じさせ、この二次植生に伴う植物相への用益と休閑の周期に対応した適応戦略に移行していたものと考えられる（註4）。

2. 縄紋中期遺跡の占地と集落の変化

a. 縄紋中期集落の居住単位と相互性

将監塚・古井戸あるいは新宮遺跡等に認められる大規模な集落は、どのような構成をもっているのだろうか。もちろん、これらの集落で検出された住居群のすべてが、恒常的に営まれていたと考えることはできない。しかし、これらの集落は、それぞれが所謂「環状集落」の形態をもち内部に相対的に確認し

得る幾つかの小単位を認めることができる。このような形態や構成は、一定の居住単位の集合居住の形態として捉えることが可能である(鈴木、1986)。集落を構成する竪穴住居の各居住者の相対的な自立性は、その分散居住形態によって確認することができるであろう。1軒の住居が単独で占地することも認められるが、数棟の住居址が確認されることも多い。分散居住の単位が相対的な自立の単位として捉えられるものであり、単一住居がその最小単位として位置づけられるべき場合も認められるようである。このような単位を“単位居住集団”と呼ぶこともできるが、日常的な水準での生産と消費の単位として捉えることは認められるべき点である。

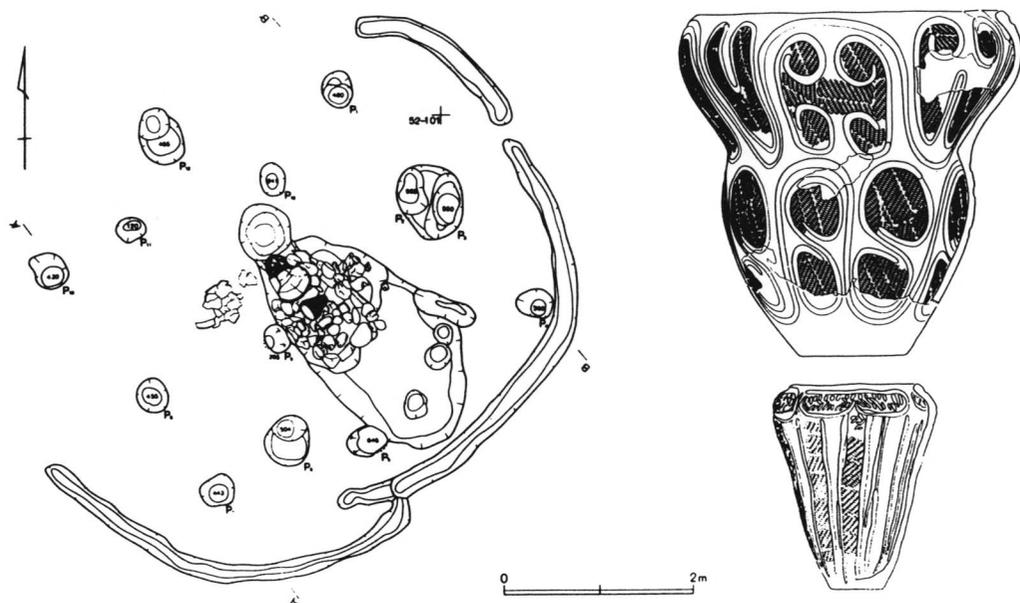
異系統の住居

この時期の集落の構成を考える上では、異系統の住居や土器をもつ住居址が集落内に形成される現象に注目すべきであろう。例えば、古井戸遺跡J49号住居址〔第78図〕では、大木9式類似の土器が複式炉に埋設された状態で検出されていることは注意されなければならない点である。この住居は、土器や特徴的な炉形態のみならず柱穴配置等においてもこの地域の伝統的な住居形態とは異なっており、単に情報レベルの影響によって構築されたと考えることは困難である。この住居の基本的な形態は、東北方面の住居形態に近いところから、おそらくこの住居を構築した居住者の移住を認めるべきであろう。このように古井戸遺跡の環状を呈する集落域に位置するにもかかわらず、系統の異なった住居が大木系土器を伴って占拠している状況は、この時期の集落の構成を考える上で極めて注目すべき現象である。このような現象は、該期集落が一方で異系統集団を受け入れることのできる極めて柔軟な構成をもっていることを端的に示している。

この古井戸遺跡J49号住居址の例は、明瞭に系統的差異を確認できる極めて稀な例であるが、現在までのところ他の住居址の系統的関係については顕著な特徴が見いだせていない。しかし、この複式炉をもつ住居址からも、加曽利E式系の在地的土器が検出されていることは注意すべきである。このように考えるならば、一般の住居址においても加曽利E式期では、加曽利E系・曾利系・連弧文系とされる異系統土器群の恒常的な共存が普遍的に認められる現象にも注目すべきであろう。

型式分布の重複

このような系統を異にする土器群が恒常的に共存する現象は、これらの遺跡の各住居址で一般的に認められる現象であり、また該期の他の集落においても比較的普遍的に認めることができる現象である。従来より注意されてきた、この所謂「加曽利E系」と「曾利系」あるいは「連弧文系」とされる土器群は、その出自に「型式」としての同一性の連続を認めることができる。これらの土器群相互は、それぞれに異なった成立基盤と系統的関係をもっており、文様施



第78図 古井戸遺跡J49号住居跡（宮井、1989）

文の原則も異なったものであるところから、明瞭に各々作り分けられていると考えてよいであろう（註5）。見方を変えれば、型式分布の恒常的な重複現象として捉えることができる。

異系統の共存

このような異系統土器の集落内における恒常的共存は、異なった集落相互を連絡する広域な土器の系譜関係と、同一の集落に居住するという地縁的共同性による関係という二つの体系の複合によって成立しているものとして捉え得る可能性を示している。つまり、土器の系譜関係と居住地の同一性による地縁的原理の交差による二重の社会的関係による組織が形成されていたことを示唆するものである。もちろん土器の系統的関係は、血縁的系譜関係を直接に表現するものではないであろう。また、土器の系統的関係も、「系統」という実体が存在し、それに内在する性質によって区分されるべきものではないことは確認しておかなくてはならないことである。しかし、共存状態にある土器群相互が相対的に自立的变化を辿っていることから、相互に他方を意識しながらそれぞれの系統が作り分けられていたことを想定すべきであり、この点からも該期の土器の系統的関係にある種の社会的関係が表現されていると見做すことには、一定の妥当性があるものと思われる。

ともあれ、これらの異系統土器は、各住居址それぞれの数量比に幾分の偏りを認めることができるとはいえ、各々に明瞭な区別を認め得ないほどに混在し平均化していることは、これら異系統土器の相互にある種の交換が普遍的に存

在していたことを想起させるものであろう。各住居址に類似した胎土をもっているとする各系統の土器群が混在する現象は、何らかの交換の過程を窺わせるものである。おそらく、土器のみが交換の対象ではなく様々な交換の関係を構成するひとつの“項”として位置づけられるべき存在なのであろう。このような、異系統土器の共存現象は中期前半段階以前から既に認めることができるが、異系統土器が恒常的に共存する事態は中期後半において、より安定した形態として実現されていると言ってよいであろう。

異系統共存の意義

ちなみに、異なった地域における集落の成員権の承認は、集落を構成する集団の占拠する土地の日常的な用益権の獲得をも意味するものであろう。少なくとも先の大木系土器と複式炉をもつ住居に代表されるような異系統の居住者達の集落内の占拠は、この集落の一定の成員権の獲得を意味するものである。また、集落の成員権の獲得は、付近の土地に対する日常的な用益権の承認をも示唆する現象として捉えられる事態であろう。このように考えるならば、異所的に分布する異系統遺物群は、もちろん搬入によってもたらされたものを多分に含んでいると考えてよいが、これらが異所的に一定の系統的連続を認め得る存在である場合は、その集落あるいはその周囲に安定した供給の可能な集団が居住していたことを想定すべきである。該期の集落に見られる異系統土器の恒常的共存状態は、社会的関係と日常的な用益を基礎とする生態的適応形態を調整する機構を前提とする部分があり、それが安定的に形成されたことを想起させるものである。

このように異系統土器の共存によって差異性が強調される「型式」の相互は、それぞれの差異性によって異なったものとして捉えるとともに、「型式」相互の相対的差異を維持しながら共存するという、ひとつの関係態へと編制されたことを意味するものである。言い換えると、型式論的な差異そのものは、必ずしも社会的関係性の稀薄さを示すばかりではなく、その存在形態によっては“ひとつの構造体”を構成する場合のあることを示している。遡ってみると、中期前半期においても佐藤達夫氏によって捉えられ注目された「異系統土器の共存」(佐藤、1974)という現象が普遍的に認められるが、それぞれの交渉に基づく「異系統文様の共存」が広汎に展開し、一部には“類型”を生じているとはいえ変異の幅が大きい。このような段階を経て、中期後半では恒常的で安定した分布圏の重複状態へと推移したものとして捉えることができる。この地域の大規模集落の初源は勝坂式終末期であり、橋ノ入遺跡や新宮遺跡から出土した大木8a式系土器と勝坂式系統の土器群との共存の問題も注意される。ともあれ、中期中葉から後半にかけては、社会的集団の等質な並列的共存に基づくものであると推定され、対等な集団が集合居住のひとつの前提であった。

異系統共存の背景

このような居住単位の自立と集団性の相剋は、すでに佐々木藤雄氏が注目したところである(佐々木、1973他)。かつて、生態的適応に伴う集団規模と社会的関係の調整によって集合居住と分散居住に見られる単位居住集団の相対的自立性と共同性について分析したことがある(鈴木、1986)。このような社会的関係の相剋に伴う調整機構の推移の過程に贈与交換や互酬性が関与したことを予想すべきであろう。このような分散居住は、生態的な最適化戦略の結果であろうが、縄紋前期のそれとは社会的関係が異なっていると予想すべきである。居住集団の内部的な相互扶助が、縄紋中期における社会的集団の分節化をとおして単位間の相互的關係が整備され一定のシステムを構成し、これらを経て中期末葉の分散居住に移行したものと推定することができる。しかし、これらの集落群には特徴的な記念物や集落の一部に後期にまで及ぶ墓域等の施設を残していないこともまた注意しておくべきであろう。

b. 縄紋中期末葉の集落の変化

縄紋中期末葉に見られる集落の小規模化と分散化の傾向については、気候の冷涼化に伴う生態系の変化がその背景に想定されている。また、二次植生への意識的適応に伴う用益と休閒の周期の短縮化の過程に伴う変化も想定することができる(鈴木、1986)。特定の間人生態系の形成は、環境の変化に対しては脆弱な基盤であり、また過度な経済活動は生態系そのものの破壊を意味している。中期後半での集合居住を伴う相互的均衡は、生産性の低下によって維持することが困難となるであろう。「加曾利EⅢ式」以降、日常的な分配を回避し得る分散居住という、集団規模の縮小による適応戦略が卓越した単位居住集団の経営の相対的独立の形態に重点が移行したことを窺わせる。しかし、このような環境の変化という要因を強調することは、一方で中期末葉での社会的関係による集団規模の変化という側面の軽視に繋がる部分があり、十分に注意しておくなければならない点である。

異系統性の弛緩

このような視点で該期の状況を再検討するならば、中期後半以降では、土器の異系統間の境界ないしは差異性に見られるような系統的帰属性が弛緩し解消する方向性を辿ることは注意されなければならない。このような事態は、該期の異系統土器をもつ「環状集落」の単位的分解の趨勢と相関を成す現象であると予想することが可能である。人口の減少等により、これまでの型式間の社会的集団の維持・再生産、とりわけ配偶者獲得の社会的組織の維持が困難になり、より広域的な範囲から配偶者を求めることとともに、従来の社会的集団の規制の緩和を伴う形態へと推移する過程で、土器の系統性の稀釈の方向性が選択され型式論的同一性が解消の方向性を志向したものと考えることもできる。型式

論的等質性がこのような拡散した居住形態の一つの前提であり、緊張を回避する機構の形成の反映と見ることができる。土器の系統的関係に見られる系譜性の強調は地縁的共同性と対立し、地縁的共同性の強調は系譜上の共同性と対立するものである。ともあれ、異系統土器の相互的交換の形態は、社会的相互行為の累積的現象であるならば、異系統土器をもつ集団相互の互酬的形態を想起すべきであろう。

これらの問題の是非については今後更に分析を重ねなくてはならないが、既に将監塚・古井戸遺跡等においても、「加曾利EⅢ式」前半段階から頻繁に系統間での型式論的な相互交渉が認められ、中間的な様相をもつ個体をしばしば確認することができる。土器に見られる型式論的な交渉は、明瞭な「型式」間相互の水準以外にも「型式」内の類型間の相互交渉においても頻繁に認めることができる。このような土器の型式論的な交渉の過程は、この地域の集落が決して孤立したものではなく、より広域な社会的経済的な交渉に支えられたものであることを予想させるものであるといつてよいであろう。

大規模集落の分解

ともあれ、これらの小規模集落の増加や土器の型式論的収斂の現象は、将監塚・古井戸遺跡や新宮遺跡の衰退と相関する現象であろう。これらの大規模「環状集落」周辺の小規模集落は、「加曾利EⅢ式～Ⅳ式」に中心があり、先の将監塚・古井戸遺跡あるいは新宮遺跡の継続期間の後半以降に相当し、大規模集落の解体と拡散の傾向として読み取ることができる。このような傾向は、この地域の集落推移の傾向であると同時に比較的一般的な傾向と考えてよいであろう。また、「加曾利EⅣ式」は、将監塚・古井戸遺跡においても若干検出されているほか、周辺の小規模な集落や丘陵部の小規模遺跡において散見される。少なくとも埼玉県北部地域では、「加曾利EⅢ式」の時期の住居数は、それ以前の住居数と比較して決して急激に減少しているわけではないことは注意されるべきであろう。

大規模な環状集落の分解は、このように「加曾利EⅢ式」頃から始まると考えてよいが、これらの大規模集落の周辺には該期の小規模な集落遺跡が検出されている。例えば、本庄台地に近接する低地部には、本庄市前田遺跡（増田、1989）、児玉町中下田遺跡（鈴木、1991）、神田遺跡（未報告）、今回報告する平塚遺跡等が共に「加曾利EⅢ式」以降の時期であることは注意すべきである。この時期には、居住集団の規模を縮小し、さらに従来への進出の傾向を認めることができる。しかし、このような分散居住形態は、決して孤立分散的な存在形態ではなく、従来への集合居住の形態に見られるような単位相互の交渉が途絶したわけではないことは、土器の型式論的均質化と平行的変化の過程からも窺うことができる。

ともあれ、「加曽利EⅢ式」頃から先の共存する異「型式」相互の同一性が弛み、比較的等質な加曽利E式系統の幾つかの種類の組み合わせに推移する方向性が顕著である。これと同時に先の集合居住にかかる集落群の住居群構成が弛緩し、小規模集落に分散する傾向を認めることができる。この時期に、“居住システム”の変化を想定すべきであろう。

分散居住の形態が安定して存立し得るためには、頻繁な訪問や集会等による情報や物資の交換あるいは配偶者の交換の機会が何らかの形態で確保されていたものと推定してよいであろう。ともあれ、このような過程を今日的な水準で実証的に捉えることは困難であるが、行為の累積の過程として捉えておくことが現実的であろう。しかし、中期終末期に特定の集会や儀礼を行ったような集落を見出すことは難しい。

集団の結集は、内的な運動として理解されなければならないが、また外部からの脅威等の集団外的要因によって構造化されなければならない。言い換えれば、配偶者を獲得し交換する権利としての婚姻権、あるいは祭祀権や用益権等の共同性によって統合された共同組織は、それのみによってではなく対外的に構造化されてはじめて存立の基盤が与えられるものであり、「共同体」を実体的に捉え特定の示標によって判別するようなものではない。むしろ、一つの関係態に構造化されたことを示す事態であると見做すべきであろう。

周辺地域の動向

しかし、一方で「加曽利EⅢ式～Ⅳ式」の時期において大里郡江南町千代遺跡群西原遺跡（森田、1996）のように一定の集合居住形態をとる集落が認められることは注意すべきであろう。また、この遺跡において埼玉県でも最古クラスの「加曽利EⅢ式」と考えられる敷石住居址（西原2号住）が検出されていることも注目すべき点である。

このような「加曽利EⅢ式」期の動向を考える上では、吾妻郡中之条町久森遺跡（田村、1985）における「加曽利EⅢ式」期を中心とした「環状列石」の存在に注目すべきであり、これを含めた群馬県吾妻川流域の遺跡群のあり方については注意する必要がある（註6）。ともあれ、このようなある種の集会遺跡が、「加曽利EⅢ式」期に既に形成されていることは、他の地域を考える上でも注意しておかなくてはならないであろう。ちなみに群馬県西部の吾妻川流域や烏川流域の倉淵村長井遺跡（石坂、1988）等、群馬県西部の河川上流部においては、「加曽利EⅢ式」期において既に敷石住居が安定した存在になっていることも注目すべきことである。千曲川中流域から群馬県西部の河川流域にかけて、中期後半段階から敷石住居や配石遺構が発達し、それが急速に関東全域に波及することは、この地域において異なったシステムが存在していたことを示唆する現象であろう。

このように、群馬県西部～長野県東部地域では、配石や列石等の記念物を伴う遺跡を認めることができるが、これらはやはり河川に近い占地をとる集落に限られているように見える。この点は、あるいは先に見た江南町千代遺跡群の西原遺跡が荒川の比較的近傍に占地していることとも関連があるのかも知れない。このような例を前提に考えるならば児玉郡の本庄台地集落群を形成した集団は、配石等の石材を伴わない記念物を形成していた可能性も検討しなければならないとはいえ、中期後半の社会的関係が直接的に維持されているということの意味するものではないであろう。

3. 縄紋中期以後の遺跡群の変化

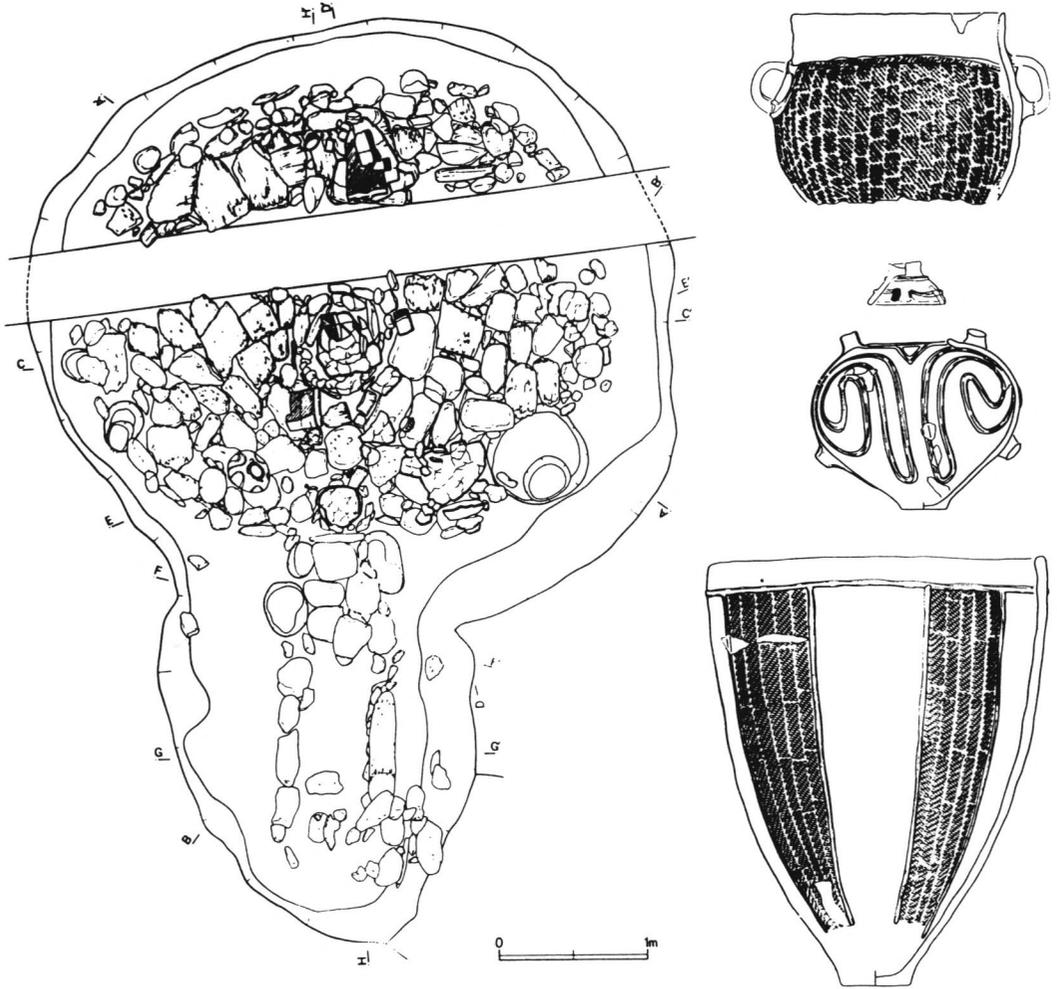
a. 縄紋後期への変化の過程

「加曾利EⅢ式～Ⅳ式」期では、一遺跡から検出される住居数が少なく遺跡の継続性にも乏しい傾向が認められることから、既存集落域への回帰性が稀薄であると考えられることができる。このことは、中期後半の離合集散による土地の用益と休閒の周期に変化のあったことを想起させるものであり、旧集落地にかかる帰属意識と求心力の低下として捉えることができる。集落地によっては後期に集会遺跡の態を成すものがあり、集団的帰属意識の一端を垣間見ることができる。しかし、現状では本庄台地の集落群にはこのような明瞭な遺跡を認めることができない。あるいは、新宮遺跡が部分的な調査に過ぎないことから、この集落にその可能性が全くないわけではない。しかし、分散居住形態の集落であるとはいえ、先の大規模集落群の近傍に小規模な居住地が集中している傾向も否定できないことから、何らかの安定した会合の機会が存在した可能性は認めるべきであろう。

敷石住居の出現

定期的な集会や安定した交渉関係には、ある種の調整的役割をもった一定の組織の整備が必要であろう。しかし、「加曾利EⅢ式」の段階では特定の住居や施設の発達は微弱であり、むしろ簡易な住居形態に推移する傾向を認めることができる。周辺地域において極少数の敷石住居が形成されているに過ぎない。ちなみに古井戸遺跡においては、「加曾利EⅣ式」期の敷石住居址J-73号住居跡〔第79図〕が検出されており、その推移の一端を窺わせる。少なくとも敷石住居の構築に伴う石材の搬入には、一定の労働の結集と投下とを必要としており、一般の住居との差異が生じていることは注意されるべき点である。敷石住居がひとつの住居形態であることについては多くの指摘があるが、この住居自体の変質にもまた注意しておく必要がある。

敷石住居は、居住者あるいはその系譜に繋がる者達の地位の確認と言うある種の記念物的機能を持っていたとしても、住居という生活の施設から独立した



第79図 古井戸遺跡J73号住居跡（宮井、1989）

記念物ではない。しかし、敷石住居のもつ儀礼的性格が特定の社会的単位に基づくものであり、集団全体に及ぶものでないと推定されることにも注意しなければならない。敷石住居址が、埋設土器や敷石の配置など一定の規格性を持っていることはよく知られている。埋甕の埋設位置にみられる差異は、夙に指摘されるようにある種の社会的原理に基づく部分があるとするならば、その取り扱いに一定の体系が認められることを示唆している。集落の分解と住居の記念物化の動向は相関する現象であり、共に社会的原理に基づく集落集団の分解の過程を示すものであろう。

後期への変化

このように「加曽利EⅢ式」～終末期、あるいは称名寺式の時期にかけて、敷石住居を中心とする居住施設の「記念物」化が進行し、敷石住居そのものが、

ある種の社会的集団の威信の昂揚に意味を持っていたとするならば、後期のそれはその再統合の過程として捉えられなければならないであろう。つまり、この過程で単位居住集団の一定の自立化が想起されることから、中期の集合状態と後期のそれは、その外観が一見類似するにせよ、集落の構成は異なったものに転化していると推定されことは注意すべきである。この点は、堀之内Ⅰ式期において住居と対応するような袋状土壌に大小が生じていると推定されていることと連続的に理解することができる。したがって、「加曽利EⅢ式」以降の居住単位の個別分散的傾向に伴う観念形態として、個別住居単位あるいは居住集団を中核とする小規模な社会的集団個々の顕彰が一般化していることは、これらの集団の一定の自立の過程を窺わせる。

移行期の形態

竪穴住居単位あるいは小規模な居住集団の個別的用益と蓄積に基づく経済力と同一性の獲得によって、一定の自立を果たしたことのひとつのモニュメントとして敷石住居が構築されると考えるならば、中期以来の集落集団の分裂をも意味するものであろう。一地域に異系統集団が重複して居住し相互に用益権を容認し合った一定の均衡状態は、系譜的な組織と居住に基づく組織の相剋を孕んでいるといえるが、中期末には分散居住の卓越はこの社会的調整機構の不調和と一定の緊張を生み出したのであろう。対等な相互性の不均衡による個別分散化を経て、一定の社会的階層性が生じるのであれば、分散居住に基づく個別的用益形態へと移行した中期終末から後期初頭の時期がこれに相当し、集団相互の階層的編制へと傾斜しつつある状況を読み取るべきである。

後期初頭における中津系土器の移入を契機とする称名寺式土器の成立（鈴木、1993）は、敷石住居の成立に後続するものであるが、このような個別分散的居住形態による環境で受容されるべき観念形態を伴ったものであった可能性があろう。称名寺式期では、集合居住形態の集落は稀であるとはいえ、土器の型式論的孤立は認められず文様描線の統合方式（鈴木、1995）にまで及ぶ極めて斉一性の強い文様を採用しているところから居住集団相互の交渉の緊密性とある種の同一性の確認の過程を窺うことができる。

住居内の敷石施設は、もちろん屋内に配されたものであり直接の訪問等が行われなければ外観からは明確に確認することが困難である。しかし、集落の機能あるいは集団の権威とは、集落内の集団という自己完結的な実体に内在し、あるいは附帯する性質と見做すべきものではない。これらは、社会的関係性の結節的表現であり、役割と地位の機能的な総体として捉えるべきものである。

異系統共存の状態

寄居町樋ノ下遺跡（細田、1994）では、称名寺式と加曽利E式系統の土器の共存状態に注目し、皆野町大背戸遺跡の試料を含め、X線回折等による土器の胎土分析が行われている（井上、1994）。これによると各試料の胎土は分散傾向

にあるとはいえ、土器の系統相互で胎土が分離されるのではなく共通する傾向が捉えられている。このような結果を前提に考えるならば、二つの系統はそれぞれ類似した幾つかの環境で製作され、しかも各々が何らかの形で遺跡にもたらされたものであったことを窺わせるものである。ともあれ、称名寺期におけるこのような異系統土器の共存は、加曾利E式期における形態とは幾分異なっており、相互に均衡を保ちながら変化するのではなく、標準的な称名寺式が急速に浸透している姿として捉えることができる(鈴木、1993)。

また、樋ノ下遺跡における敷石住居址の系統は、敷石の形態や柱穴配置とともに連結部箱状石囲施設(鈴木、1994)をもっているなど群馬県方面や千曲川流域との関連が窺われる住居址と、これとは異なった形態をもつ南関東に類似する住居址が認められるようであり、系譜の異なった住居址が併存している状況を窺わせるものであろう。

後期の占地傾向

児玉郡域では、縄紋後期になるとその遺跡数は激減し、上里町若宮台遺跡(鈴木仁、1983)、本庄市古川端遺跡(鈴木敏、1978)のほか、児玉町藤塚遺跡(本報告)、吉田林女池遺跡、児玉清水遺跡や思池遺跡(未報告)において比較的まとまって検出されているとはいえ、これ以外の多くの遺跡においては称名寺式以降の時期の集落遺跡は認められず、遺構の検出も稀であり限られた点数の土器が検出されるに留まっている。

児玉郡域の大半の区域においてはこのような小規模遺跡が多いのに対し、神泉村下阿久原平遺跡(矢内、1991)では、神流川の河岸段丘上の占地し、縄紋中期の集落と共に後期初頭から前半期の敷石住居や配石遺構を伴う比較的規模の大きい集落跡が検出されている。この遺跡は児玉郡内に位置しているとはいえ、該期の遺跡分布の中心はその分布密度からみて神流川流域や鮎川流域などの水系を中心に分布の主体があるとみてよい。これらのことから下阿久原平遺跡は、このような神流川水系の集落群の一環として捉えるべきであろう。

後期前半の遺跡

児玉郡の後期前半期においては、この下阿久原平遺跡のほか吉田林女池遺跡において堀之内2式期と思われる敷石住居址等が検出されているが後期前半の集落の様相は明確ではない。下阿久原平遺跡では、後期初頭から前半期の配石を伴う墓壙が検出され、埋葬やその後の一定の儀礼の存在が予想されるが、児玉郡域では他にこのような遺跡は確認されていない。しかし、他地域の様相を見るとこの時期頃には、このような墓址をはじめとする儀礼的拠点を集散の輻輳点とする組織が形成されたことが予想される。

この拠点は、該期では一般的に集落内に認められるものと思われるが、集落の構成は内部に一定の階層性をもち、集落が中期の「環状」形態を代表とする住居の相互が平均的な並列配置的な状態から変化し、住居の占地点に極性が生

じることと対応するようである。このような遺構配置に見られる階層性については、石井寛氏が詳細に分析されている(石井、1994)。このような状況を経て、後期中葉には儀礼的拠点としての列石や配石遺構等の場の形成が再び活発になる。墓址群を中心とする儀礼は、祖先祭祀を中核とする血縁の系統の再確認と、その関係性を強化再編する機能をもつものであろう。このようなある種の集会遺跡は、異系統の遺物や儀礼的用具の量的な差異によっても推定することが可能かも知れないが、現在までのところ墓址群や公共的な施設によって想定されているに過ぎない。

居住形態の推移

縄紋前期には交通の結節点は存在したものの、相互交渉が連鎖的に行われた状況を予想することができるが、中期ではこの相互交渉と共に集合居住にかかる集落が交通と離合集散の結節点となっていたものと思われる。このような集落は決して稀なものではなく地域内に複数存在し、とりわけ傑出した存在ではない。言い換えるとこの時期の集落における離合集散や集会は、集団内部での階層化の未発達な等質な相互的關係を基調とするものであったものと思われる。中期末葉の分散居住の傾向は、単位居住集団の経済的自立性への傾斜とは裏腹に社会的關係を維持する一定の組織的な整備を前提とするものであったことを予想させる。

このような形態を経て、後期前半期には各地に交渉關係の結節点としての集会遺跡が形成され、集団の離合集散の輻輳点となる。この問題に対しては、経済的な最適化戦略が、ひとつの前提であろうが、併せて社会的な戦略が複合しているものと思われる。ともあれ児玉郡域では、この時期においては中核となる居住域から離れ周辺的地域となるようである。

b. 縄紋後期以降の遺跡占地

児玉郡地域では、現在までに縄紋後・晩期の規模の大きい拠点となるような集落遺跡は確認されていない。今回報告する藤塚遺跡は、このような児玉群内の様相からすると極めて良好な資料を提供するものであろう。藤塚遺跡の形成過程は、極微量の遺物の出土する縄紋中期の段階があるが、これらは将監塚・古井戸・新宮遺跡等の集落群の周辺地区としての一時的な利用に留まっているものと考えることができる。全体の遺物出土量が多くないので型式論的な間隙は認められるものの、称名寺式後半期以降は比較的連続的に形成されたものと考えてよい。しかし、一時期の遺物量は比較的少なく、大規模な集落が継続的に営まれたと考えることは難しい。本庄台地周辺でも最も遺物の検出量の多いこの藤塚遺跡にしても岡部町原ヶ谷戸遺跡(村田、1993)はもとより大宮台地等の後・晩期遺跡と比較するとその出土量には著しい懸隔がある。ちなみに、

藤塚遺跡の石器組成は、石鏃、石斧、磨石等が認められ、あるいは無紋系のみであるとはいえ土偶や、石棒あるいは土製耳飾り等が検出されているところから、単なる露营地の累積と考えることも難しいところから、小規模な生活址が長期にわたり継続的に営まれたものと捉えるべきであろう。しかし、土器を始め石器その他において自立的な生産と独自の交通網を想定することが難しいところから、地域的な関係網の一端を構成していたと考えるべきであろう。この地域の縄紋後・晩期の遺跡は、河川流域に分布し“流域集団”とも呼び得る地域集団を形成（鈴木、1986）していたことが推定されることから、藤塚遺跡はおそらく小山川水系の集落群の中に編成された、衛星的な集落のひとつと捉えることができるであろう。

後期の居住形態

藤塚遺跡以外においても、堀之内・加曾利B・安行の諸型式は、古川端遺跡や児玉清水遺跡等で検出されている。しかしこれ以外の遺跡では、美里町後山王遺跡（長滝、1992）や児玉町倉林東遺跡（未報告）で称名寺式、本庄市雌濠遺跡（本庄市、1986）で加曾利B2式、上里町天神林遺跡（金子、1983）で加曾利B2式、神川町梶原遺跡（神川町、1989）で曾谷式が、それぞれ単体ないしはごく少数の破片を伴って出土しており概して小規模な遺跡が多い。これらの小規模遺跡は、竪穴住居等の遺構が伴わず集落と考えるよりも反復利用されることのある一時的な露营地と考えることができることから継続利用に基づく集落地と露营地との分極化の傾向として捉えることができる。

このような露营地と見做し得る遺跡の他には、先の藤塚遺跡や児玉清水遺跡あるいは吉田女池遺跡のように数型式継続し、しばしば晩期まで断続的に営まれる回帰性の高い集落を認めることができる。このような遺跡占地における継続性は、その地域の用益圏の継承関係を垣間見せるものである。つまり、この時期の遺跡には、集会が行われるような拠点集落と小規模な集落が河川を媒介にした交通網を形成し、各集落には衛星的な露营地が付随するような階層的構成をもち、集落と露营地の継続利用はひとつのシステムの継承関係の安定を示唆するものとして捉えることができる。

流域集団の形成

この時期は、先にみた古川端遺跡や藤塚遺跡で称名寺式から安行3b～3c式期におよぶ遺物が検出されているが、これらの遺跡の継続時期は比較的長期であるとはいえ、検出されている遺構や遺物の量などから推定すると大規模な集落遺跡であるとは考えられない。しかし、これらの遺跡においてもその占地は旧河道に接する地点であることは注意すべきであろう。このように考えるならば、今後この地域の縄紋後・晩期遺跡は神流川や利根川等の水量の豊富な大規模河川を臨む低位の低地帯で検出される蓋然性が高いといえよう。

縄紋後期では、中期の集落の占地に認められるような様々な地形にランダム

に占地するような傾向は見られなくなり、先に見たように神流川等の比較的規模の大きい河川流域を中心に集落遺跡が分布するようになる。また、これと同時に河川を中心とする区域以外には遺跡が極めて稀薄となり、河川及び河川に沿った低地帯を集落の用益圏に取り込んでおり、これらの土地に依存した生業形態を予想することができる。このような河川の用益形態の一端については、この地域では中期まで極めて稀であった石錘が、後期になると一定の比率で出現することからも窺うことができる。四季に適合した均等な経済システムとして、自然からの収奪を分散した方式として成立したのがこの時期の最適化戦略であろう。これらの各河川流域に占地する遺跡群は、流域相互に用益圏の重複が認められないような「流域集団」とも呼ぶべき集落相互の関係が推定される(鈴木、1986)。先の遺跡の継続性とこのような重複性の低い用益地は、これらの土地と河川の用益権の非重複性を想起させるものである。大規模な河川には大規模な集落が、中小規模の河川には小規模な集落が認められる傾向があり、あたかも流域に沿った水系的な分岐と相似するような規模と機能の階層区分があるように見える。藤塚遺跡もまた、小規模な河川の流域に占地する小規模な遺跡である。このようにこの地域の後・晩期集落は、河川流域の樹枝状の交通網を形成し、河川に沿ってあるいは隣接流域相互を連絡する物資や配偶者あるいは情報の交換に関わる関係網が形成されていたのであろう。このような流域相互での用益圏の非重複状態は、これらの土地の用益権にかかわる排他性の現れであろう。用益圏とその形態が社会的関係を含めて再統合されたことを示唆している。

初期弥生期の様相

この地域の弥生時代の開始期は、河川流域に遺跡が分布する傾向を認め得るところから縄文晩期以来の生活圏との一定の継続性があるように見える。旧河道の低地帯を臨む占地をとる遺跡と上流域の遺跡とは相互補完的な関係を想定することができるであろう。この時期には小規模な遺跡が一般的であり、その占地から旧河道をはじめとする低地帯中心の粗放な水稲耕作を営んでいたことが想起される。これらの農業経営は粗放であるとはいえ、水稲耕作を営んでいる限りは、水田と異なる地点に通年居住することは困難であり、丘陵部や山地部の河川流域で活動する人々の農事にかかわる一定の季節的な移動を想定すべきであろう。この時期の二次的な埋葬にかかる墓址が、居住域と隔絶した地点に設置されていると予想されることは決して無関係ではないであろう。

このような遺跡分布と遺跡の様相を統一的に捉えるならば、河川流域の季節巡回的な居住形態によって、従来の用益圏を継承している姿として捉えることもできる。もちろん、土器に様々な系統が認められることから、河川流域相互を繋ぐ交通網もまた想起されるべきであろうが、中間地帯の遺跡分布は著しく

稀薄である。つまり、この時期には従来の生態的適応戦略と新しい生業形態が複合し、河川とその周辺の資源に依存しつつ、低地域の新しい拠点が肥大化し依存度を高める方向性を認めるべきであろう。所謂「池上式」の時期には、低地域の遺跡が拡大するとともに山間部の遺跡が減少し、集落の近傍に墓域が確認されるようになることは、この時期に水田経営の一定の安定が認められるものとして捉えることができる。

ま と め

このように児玉郡域の縄紋遺跡は、時期によってその主たる占地傾向や遺跡の規模等が異なっており、多様な居住形態をとっていると考えることができる。以上を要約すると、以下の通りである。

- ① 縄紋前期には、遺跡は丘陵部を中心に帯状に連鎖し、あるいは丘陵部に沿った山地内にも遺跡が分布するのに対し、台地や低地域では遺跡が極めて稀薄である。このような占地域の偏りは、生態的適応形態の差異を示すものと考えられる。石器組成内に堅果類の加工に用いられたと考えることのできる敲石や凹石あるいは石皿等を普遍的に含むところから、主として落葉広葉樹等の堅果類に依存した生業形態を採用していたことが窺える。これらの遺跡分布は、同様の生態域における頻繁な移動の軌跡として捉えることができる。このような居住形態は、生態的適応に適合する集団規模と特定の生態系への依存のための小規模集団による移動という側面が強いであろう。
- ② 縄紋中期には、遺跡は特定の地形面に偏在せず、多様な地形と生態ゾーンを擁するこの地域の各地点へランダムに営まれる傾向が認められ、比較的等質な生業形態を予想することができる。これらは打製石斧が卓越する石器組成を認めることができることから、従来の堅果類に加え根茎類への依存を高めた生業形態を想定することができる。これらは生態的遷移を意識的に利用した二次植生への依存度の強い形態であったことが予想される。等質な生業形態と単純協業の形態は、集団規模の調整に伴う離合集散の機構の安定と等質な社会的関係を窺わせるものである。
- ③ 縄紋中期の集落は、居住地の同一性による居住と用益の共同性に関わる地縁の関係とともに、土器の系統性に基づく関係という二重の社会的関係の交差を認めることができる。異系統土器群の複数が恒常的に共存し、数量的な偏りが少なく平均化していることは、土器をはじめとする一定の交換の過程を窺わせるものであり、これらの集落内の単位が基本的に等質で相互的な関係を基調としたものであったことを想起することができる。
- ④ 縄紋中期末～後期初頭には、分散居住形態が卓越し、個別的な用益形態へ

と移行してしていたことが予想される。敷石住居も個別的単位ないしは比較的小規模な社会的集団によって構築された記念物として捉えられる側面であろう。系譜上の関係と同一住居に居住するという共同性がシステムティックに安定し、単位居住集団の相対的自立性が高まっていった姿を窺わせるものである。

- ⑤ 縄紋後期前半以降、その用益圏は河川に依存する形態に移行し、河川あるいはその低地帯を臨む小規模集落とこれに付随する衛星的な露营地等に分解する。このような状況は、河川流域を中心とする用益権の排他性の現れである。これらの集落は、集落内の階層化が進行しているとはいえ一定の安定した再統合化が図られているものと推定される。後期中葉以降に営まれる集落は、減少するとはいえ基本的に晩期まで継続する傾向があり、このような用益圏が晩期まで継承されたことが、この遺跡の継続性から窺うことができる。

地域研究の課題

今回の報告にかかる児玉町共和地区については、当該圃場整備を始め工業団地や周辺の開発等によって比較的広範囲に様々な地点の調査が実施されており、縄紋時代の遺構や遺物が検出されている。このような広範囲の調査によって、遺構や遺物の検出されたことから分析する従来のポジティブな遺跡論と共に、これらが検出されない広大な区域の位置づけを基軸とするネガティブな遺跡論の視座が準備された。もちろん、この所謂遺跡と遺跡外とは構造的に一体のものであり、相補的に統一的に把握されるべきものであることは言うまでもないであろう。

縄紋時代の遺跡の占地傾向は、生態的な環境と可食物採取の技術体系や集団規模の調整に関わる適応戦略の変化に強く関わっていると予想される。縄紋前期以来、生態的最適化戦略に基づきながら、集団の社会的関係が揺動しつつも徐々に分節化し、階層的な社会的集団を形成してゆく過程を辿るのであろう。

ともあれ、この地域の生態系の復元のためには、児玉郡地域全域にわたる時期ごとの環境地図が作成できる程度に、花粉分析や炭化材、炭化種子の種の同定を実施することをはじめ、様々な自然科学的分析がひとつの前提に据えられなければならないであろう。また、石器石材の搬入や交換を踏まえた産地の特定につながる石材の鑑定や河床等における礫石材の組成の調査も分析の必須の前提となる作業である。

本章は、遺跡の占地やその有無を日常的な経験や地理観を前提に概観したものであるところから、他地域の研究者の方々の理解を妨げたことがあろうかと思われる。また、今日的な実証的水準から見ると極めて雑駁なものであり、充分な論証が成されているとはいえず、多くの手続上の不備のあることも心得ているつもりであるが、縄紋土器論と比較すると停滞していると言わざるを得

ない縄紋時代の地域研究を推進していく上でのひとつの作業仮説として提示したものである。静かな湖面に投げられたひとつの“捨て石”として幾分なりとも研究の活性化に寄与し得ることを願いつつ、今後様々な事例の呈示や論証の欠落の補填を含めて、再び稿を改める心算りであるので、皆様のご海容を希うものである。(鈴木徳雄)

註

- (1) 本章は、かつてこの地域の縄紋時代遺跡を分析した旧稿「縄文中期の集落用益圏と生態的居住型」(鈴木、1986)をひとつの前提に据えるとはいえ、旧稿では生態的環境への適応を強調し社会的関係についての分析が疎かであったところから、その後の報告例や発掘調査例を踏まえ、この地域の縄紋時代遺跡の問題を扱おうとするものである。したがって本章は、集落の用益圏(キャッチメント・エリア)を中心に分析した旧稿を基調としつつもその不備を補うものであり、一部に論点の重複する部分や論理的不整合の生じている箇所もあるが、資料の増加と視点の移動による認識の変化の過程として捉えて頂ければ幸いである。なお、本章は、1992年の文化財担当者会の発表要旨「児玉郡地域の縄紋時代遺跡概観」を下敷きにした部分がある。共に作業を進めた丸山修氏を始め児玉郡市文化財担当者会の皆様に感謝したい。
- (2) 縄紋前期の遺跡群については、かつて下総地域と北関東とを対比しながら概観したことがある(鈴木、1988)。また、縄紋前期における住居内埋設土器の分布の意義を中心とした別稿を予定している。
- (3) 杉ノ嶺遺跡については、神泉村教育委員会並びに担当者である矢内勲氏のご教示による。
- (4) これらの諸点については、旧稿(鈴木、1986)を参照されたい。
- (5) 将監塚・古井戸遺跡出土土器のX線回析と電子顕微鏡観察による胎土分析によると、分析した25個体のうちその7割強にあたる18個体が在地産粘土と類似するものであり、この内には加曽利E系、唐草文系、連弧文系の各系統の土器を含んでいるとされている。一方、石英-斜長石の相関によれば、土器の系統ごとに一定の対応関係が認められ、素地土の調整方法には幾分の差異が認められるようである(井上、1986)。
- (6) 吾妻川流域の遺跡群の問題については、山口逸弘、田村公夫氏らの御教示と御協力による。ちなみに、長野原町横壁中村遺跡では、「加曽利EⅢ式」期を中心に大規模な列石と配石群が確認されているが、これらは長野原町一本松遺跡における配石群と形態も異なっており中期末葉を中心としたものと考えてよいであろう。

引用・参考文献

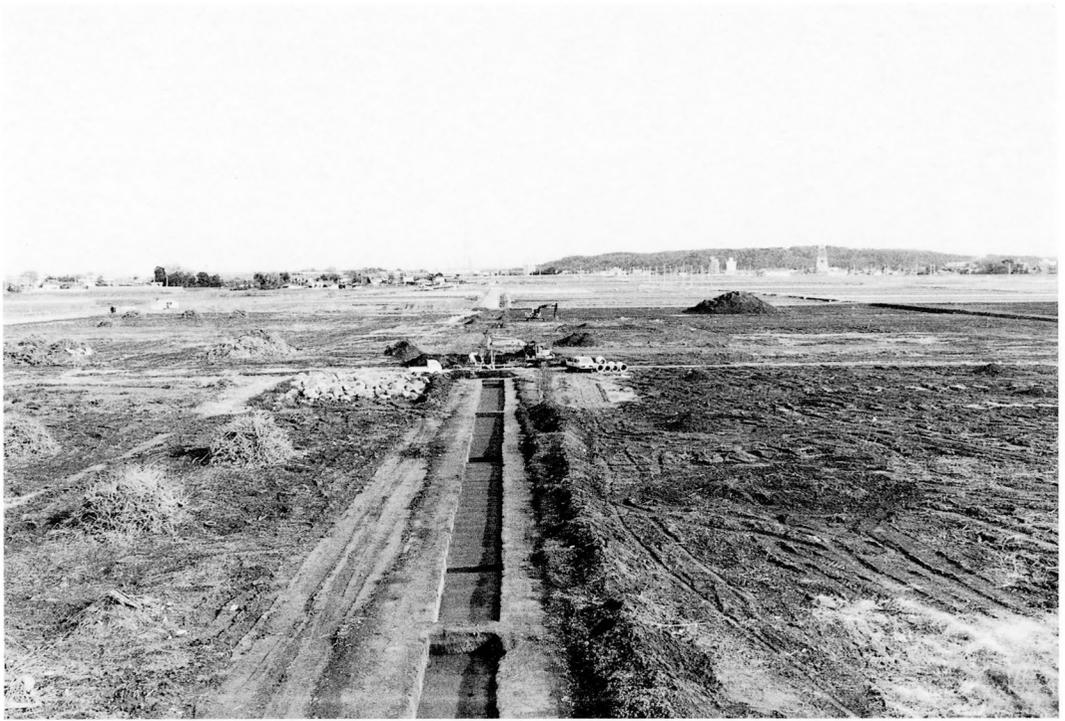
- 石井 寛 (1977) 「縄文社会における集団移動と地域組織」『調査研究集録』 第2冊
- 石井 寛 (1982) 「集落の継続と移動」『縄文文化の研究』8 雄山閣
- 石井 寛 (1994) 「縄文後期集落の構成に関する一試論」『縄文時代』5
- 石坂 茂 (1988) 「長井(権田)遺跡」『群馬県史』 資料編1
- 石坂 茂・藤巻幸男・桜岡正信(1988) 「加曾利E式土器に関する一考察」『群馬の考古学』
- 石坂 茂・藤巻幸男・桜岡正信(1991) 「縄文時代後期初頭における加曾利E式土器の一樣相」『群馬県史研究』34
- 石塚和則 (1986) 『将監塚－縄文時代－』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第63集
- 石塚和則 (1991) 「“環状”集落考」『埼玉考古学論集』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 稲村晃嗣 (1990) 「加曾利E系列の土器群」『調査研究集録』 第7冊 横浜市埋蔵文化財センター
- 井上 巖 (1986) 「胎土分析結果」『将監塚－縄文時代－』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第63集
- 井上 巖 (1994) 「土器の胎土分析」『樋ノ下遺跡』 埼玉県埋文調査事業団報告書第135集
- 梅沢太久夫(1984) 「埼玉県における縄文集落の変遷」『昭和59年度大会資料』 日本考古学協会
- 柿沼幹夫 (1978) 「埼玉県北部における縄文遺跡の立地について」『埼玉考古』 第18号
- 金子直行 (1983) 『上越新幹線埋蔵文化財発掘調査報告V－天神林・高野谷戸』 埼玉県埋文調査事業団報告書第22集
- 加納 実 (1989) 「千葉県における加曾利E式後半の様相」『縄文中期の諸問題』 群馬県考古学研究所ほか
- 櫛原功一 (1994) 「縄文中期の環状集落と住居形態」『山梨考古学論集Ⅲ』
- 恋河内昭彦(1990) 『塩谷下大塚遺跡』 児玉町文化財調査報告書第11集
- 恋河内昭彦(1995) 『飯玉東Ⅱ・高縄田・樋越・梅沢Ⅱ・東牧西分・鶴蒔・毛無し屋敷・石橋』 児玉町文化財調査報告書第17集
- 恋河内昭彦(1996) 『南共和・新宮遺跡』 児玉町遺跡調査会報告書第6・7集
- 小久保徹也(1978) 『東谷・前山2号墳・古川端』 埼玉県遺跡発掘調査報告書第16集
- 小林達雄 (1966) 「縄文早期前半に関する問題」『多摩ニュータウン遺跡調査報告Ⅱ』 多摩ニュータウン遺跡調査会
- 小林達雄 (1993) 「縄文集団における二者の対立と合一性」『論究考古学』

- 坂本和俊 (1980) 「神明ヶ谷戸遺跡の調査」『第13回遺跡発掘調査報告会発表要旨』
埼玉考古学会ほか
- 佐々木藤雄(1973) 『原始共同体論序説』 共同体研究会
- 佐々木藤雄(1994) 「和島集落論と考古学の新しい流れ」『異貌』 第13号
- 佐藤達夫 (1974) 「土器型式の実態－五領ヶ台式と勝坂式の間－」『日本考古学の
現状と課題』 吉川弘文館
- 菅谷浩之他(1977) 『北貝戸遺跡発掘調査概報』 美里村教育委員会
- 菅谷通保 (1989) 『日暮里延命院貝塚』 足立区教育委員会
- 鈴木仁子 (1983) 『関越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告 X VII－若宮台』 埼玉県
埋文調査事業団報告書第28集
- 鈴木徳雄他(1979) 『白石城』 埼玉県遺跡調査会報告第36集
- 鈴木徳雄他(1991) 『辻ノ内・中下田・塚畠・児玉条里遺跡』 児玉町文化財調査報
告書第15集
- 鈴木徳雄 (1986) 「縄文中期の集落用益圏と生態的居住型」『橋の入遺跡Ⅱ』
児玉町文化財調査報告書第6集
- 鈴木徳雄 (1988) 「東葛地域における縄文文化の展開」『東葛上代文化の研究』
下津谷・小宮両先生還暦記念祝賀事業実行委員会
- 鈴木徳雄 (1991) 「称名寺式の変化と文様帯の系統」『土曜考古』 第16号
- 鈴木徳雄 (1993) 「称名寺式の変化と中津式」『縄文時代』 4
- 鈴木徳雄 (1994) 「敷石住居址の連結部石囲施設」『群馬考古学手帳』 4
- 鈴木徳雄 (1994) 「称名寺式の形制と施文域」『東海大学校地内遺跡調査団報告4』
東海大学校地内遺跡調査団
- 鈴木徳雄 (1995) 「称名寺式の文様施文過程と伝統」『縄文時代』 第6号
- 滝口宏編 (1980) 『宥勝寺北裏遺跡発掘調査報告書』 宥勝寺北裏遺跡調査会
- 寺内敏郎他(1994) 『C7 神明北遺跡・C8 谷地遺跡』 藤岡市教育委員会
- 徳山寿樹他(1994) 『平塚・左口・児玉条里遺跡』 児玉町文化財調査報告書第16集
- 徳山寿樹他(1995) 『堀向・藤塚A・柿島・内手BC・児玉条里遺跡』 児玉町文化
財調査報告書第18集
- 徳山寿樹他(1996) 『東鹿沼・藤塚B1・児玉条里遺跡』 児玉町文化財調査報告書
第21集
- 富田和夫他(1981) 『立野南・八幡大神南・熊野大神南・今井遺跡群・一丁田・川越田・梅沢』
埼玉県埋蔵文化財発掘調査事業団報告書第46集
- 鳥羽政之他(1983) 『白欠・柳町・森浦・向田・向・東宮平・峯・栗山』 美里村遺跡発掘
調査報告書第1集
- 鳥羽政之他(1983) 『白石城Ⅱ』 美里村遺跡発掘調査報告書第2集

- 長滝歳康 (1992) 『後山王遺跡』 美里村遺跡発掘調査会報告書第1集
- 中村倉司他(1980) 『颯蕤神社前遺跡・一本松古墳』 埼玉県遺跡調査会報告第38集
- 長谷川 勇(1994) 『将監塚遺跡B地点発掘調査報告書』 本庄市遺跡調査会報告第4集
- 林 克彦 (1996) 「天神原式土器の研究(1)」『青山考古』 第13号
- 林 謙作 (1979) 「縄文期の“集落”をどうとらえるか」『考古学研究』 26-3
- 藤巻幸男・桜岡正信(1989) 「群馬県における加曽利E4式土器について」『縄文中期の諸問題』 群馬県考古学研究所ほか
- 細田勝 他(1984) 『向田・権現塚・村後』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第38集
- 細田 勝 (1994) 『樋ノ下遺跡』 埼玉県埋文事業団報告書第135集
- 増田一裕 (1989) 『四方田・後張遺跡群発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財調査報告書第14集
- 増田一裕 (1989) 『南大通り線内遺跡群発掘調査報告書 II』 本庄市埋蔵文化財調査報告書9集
- 増田一裕 (1990) 『本庄遺跡群発掘調査報告書IV』 本庄市埋蔵文化財調査報告書第16集
- 増田一裕 (1992) 『女堀川条里今井地区・前田甲遺跡発掘調査報告書』 本庄市埋蔵文化財調査報告第20集第1分冊
- 丸山 修 (1987) 『前原遺跡発掘調査報告書』 上里町教育委員会
- 宮井英一他(1989) 『古井戸ー縄文時代ー』 埼玉県埋文調査事業団報告書第75集
- 宮崎朝雄他(1980) 『甘粕山』 埼玉県遺跡発掘調査報告書第10集
- 森田安彦 (1996) 『千代遺跡群ー縄文時代編ー』 江南町千代遺跡群発掘調査会
- 矢内 勲 (1991) 「下阿久原平遺跡の調査」『第24回埼玉県遺跡発掘調査報告会発表要旨』 埼玉考古学会ほか
- 山内清男 (1979) 『日本先史土器の縄紋』 先史考古学会
- 本 庄 市 (1986) 『本庄市史』 通史編 I
- 本 庄 市 (1976) 『本庄市史』 資料編
- 埼 玉 県 (1982) 『新編埼玉県史 資料編1』
- 埼 玉 県 (1984) 『新編 埼玉県史』 1
- 美 里 町 (1986) 『美里町史』 通史編
- 神 川 町 (1989) 『神川町誌』
- 郷土学習資料編集委員会(1980) 『郷土の歩み』 神泉郷土学習資料編集委員会

版 図

図版 1

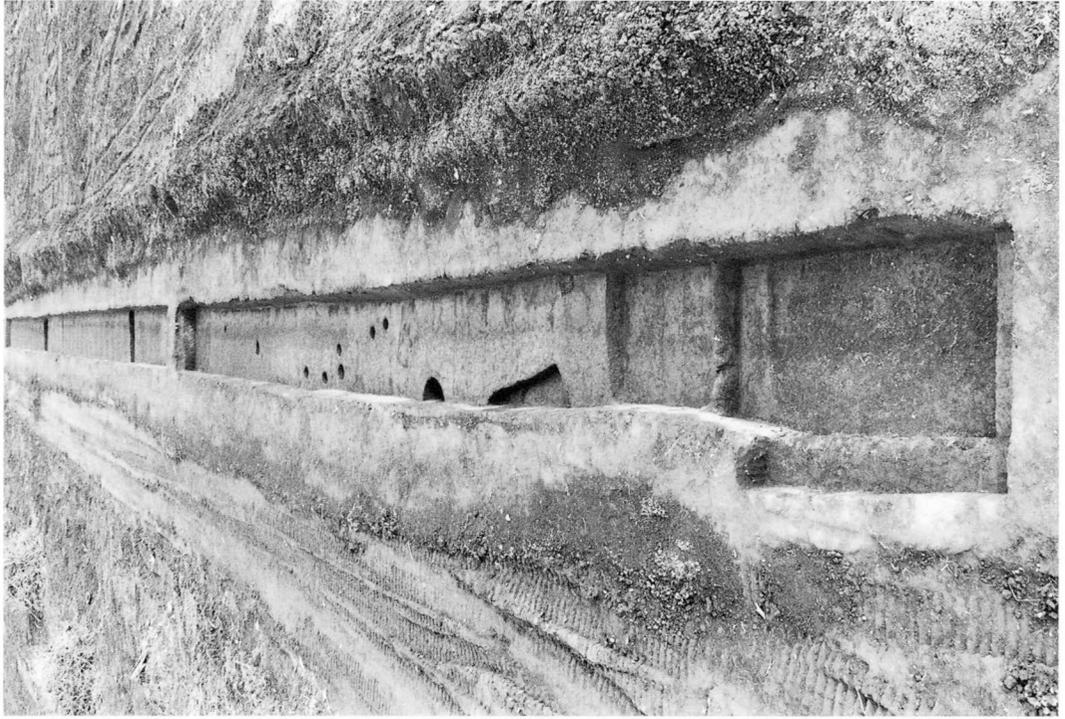


1. 将監塚東近景 (西より)

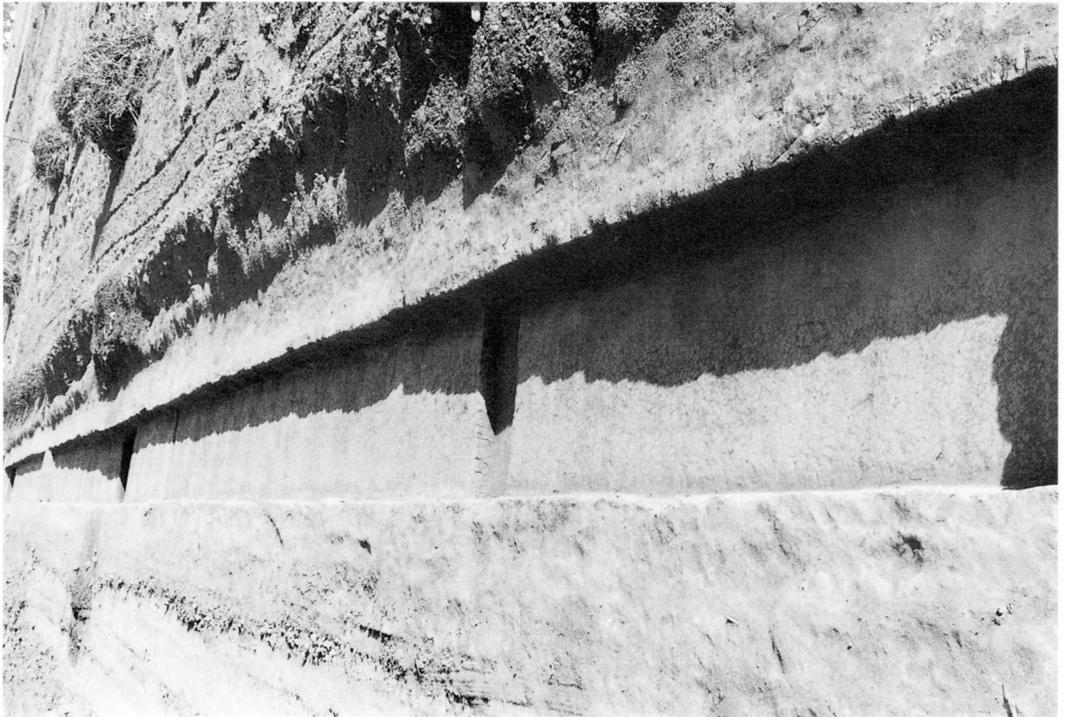


2. 将監塚東近景 (西より)

図版 2

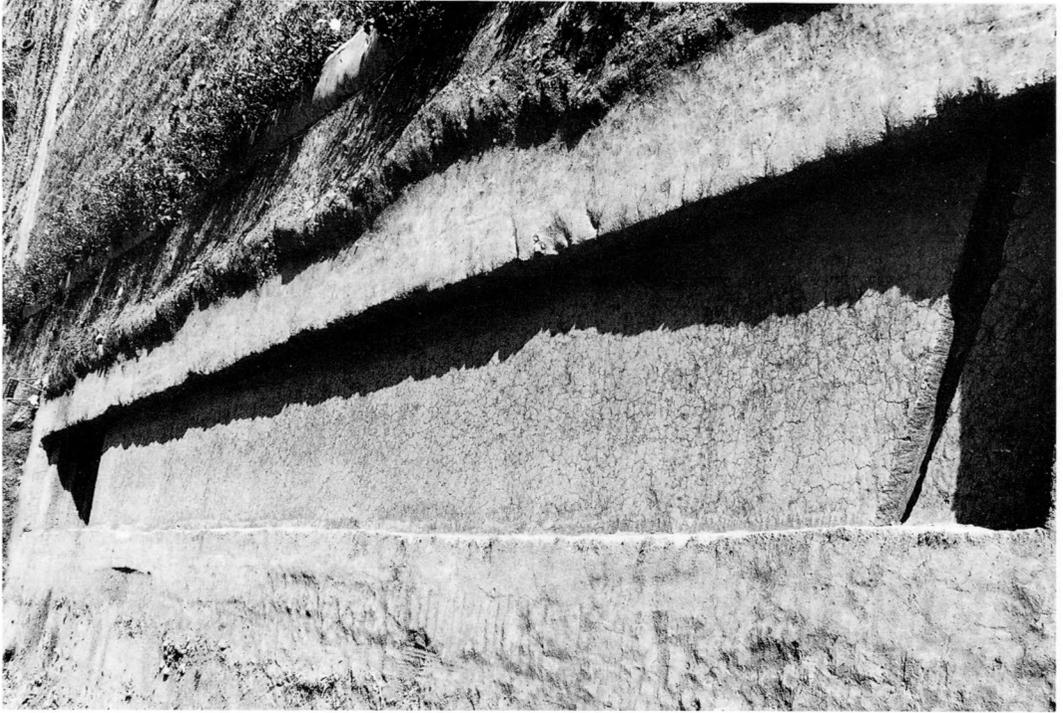


1. 将監塚東1区 (西より)



2. 将監塚東2区 (西より)

図版 3

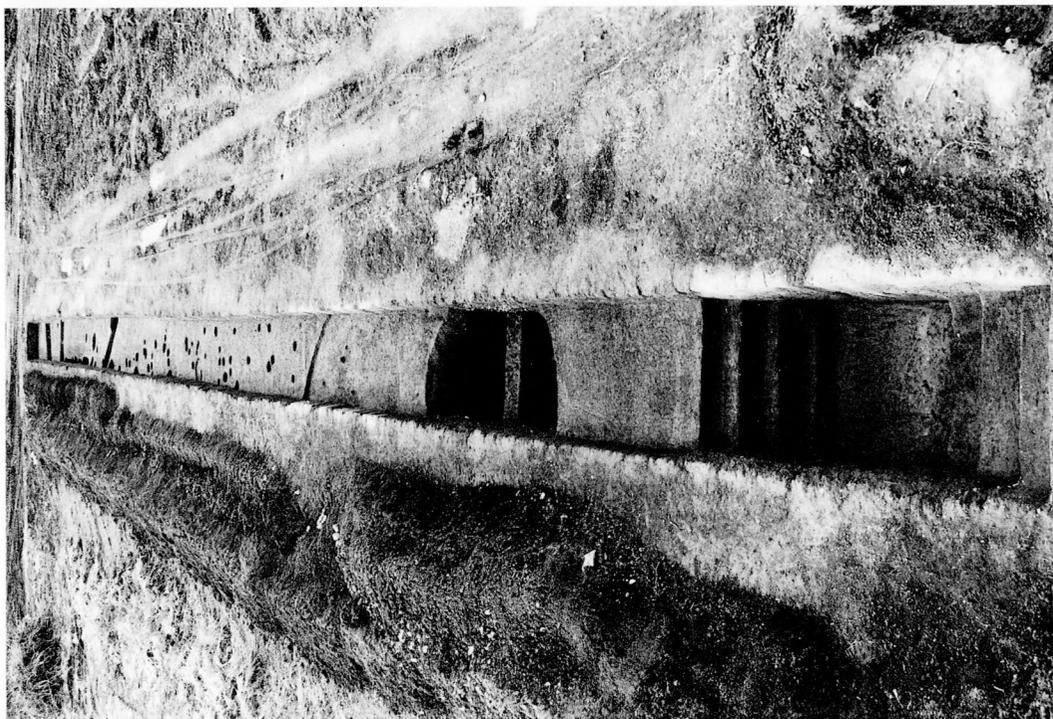


1. 将監塚東3区（西より）



2. 将監塚東4区（北より）

図版 4

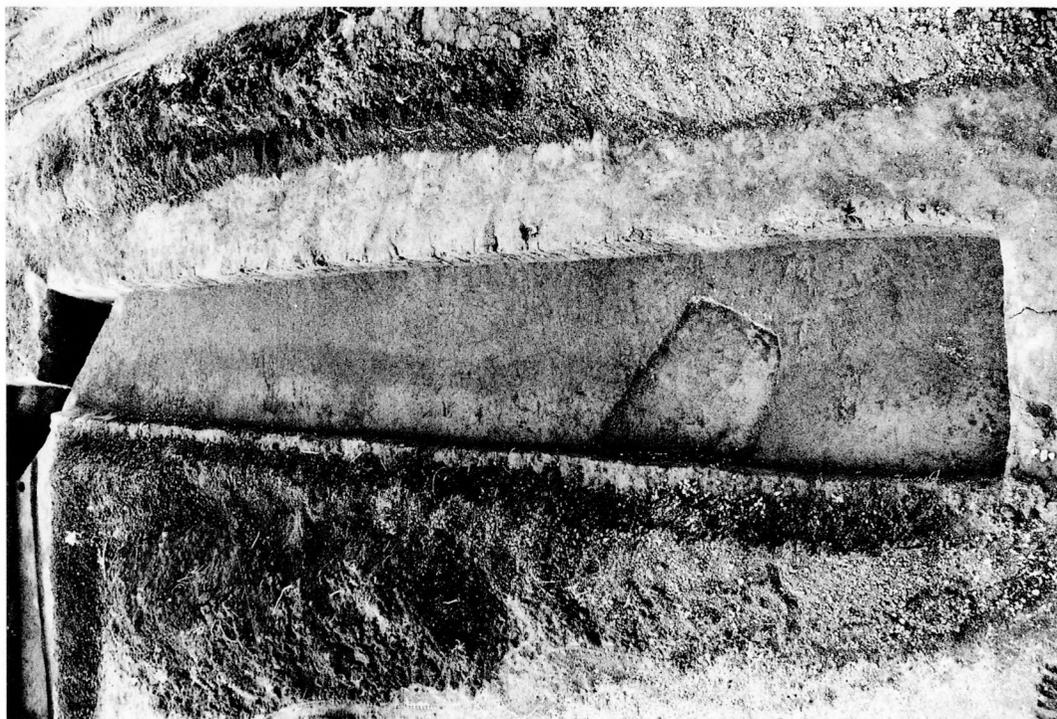


1. 将監塚東5区（東より）

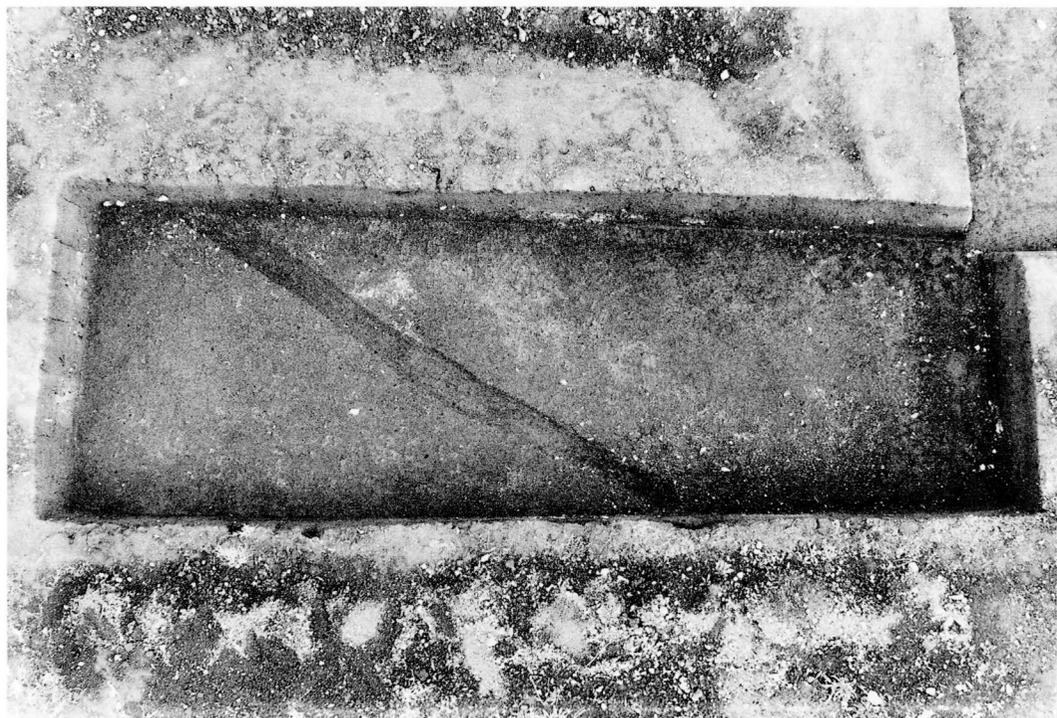


2. 将監塚東6区（南より）

図版 5

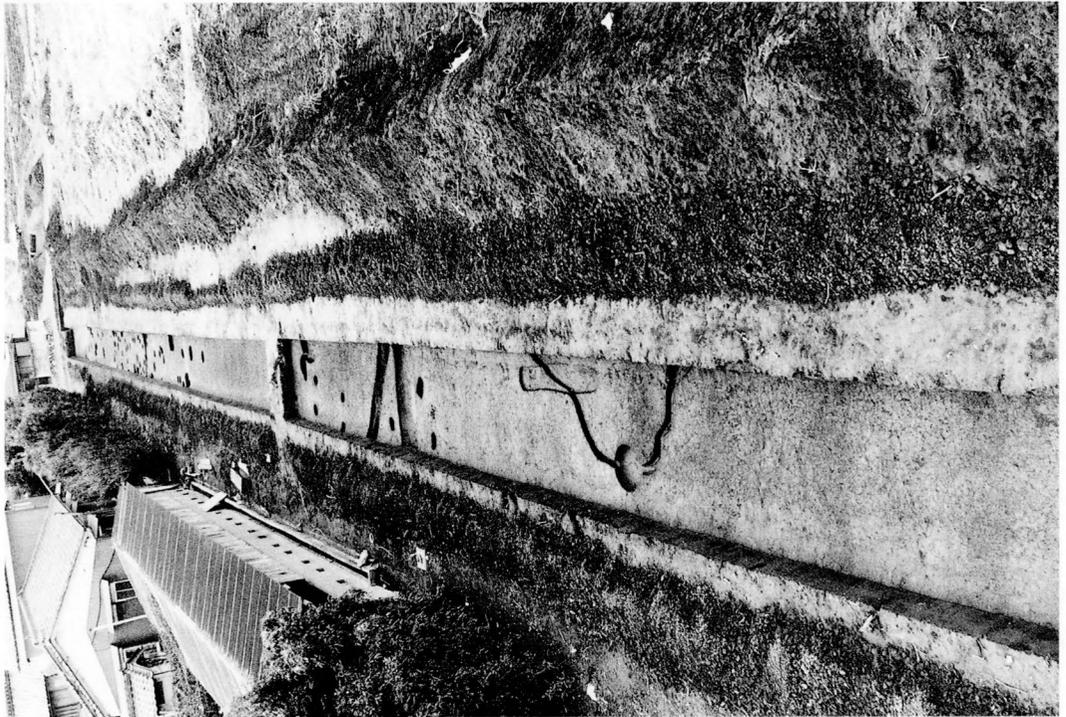


1. 将監塚東7区 (東より)

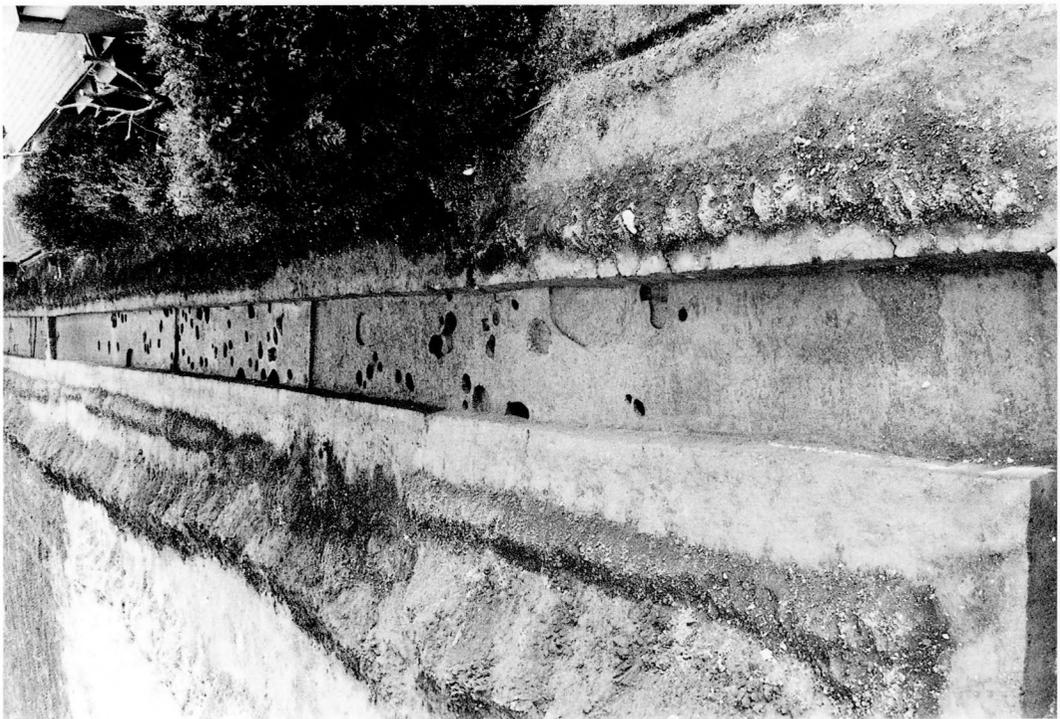


2. 将監塚東8区 (西より)

図版 6

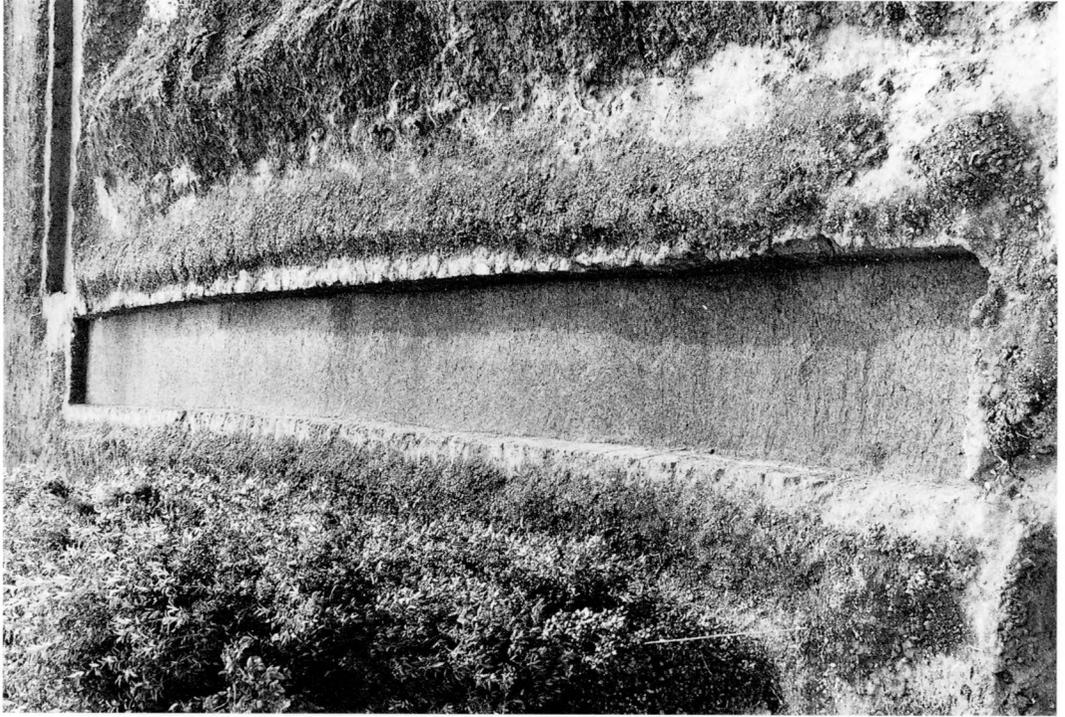


1. 将監塚東9・10区 (東より)

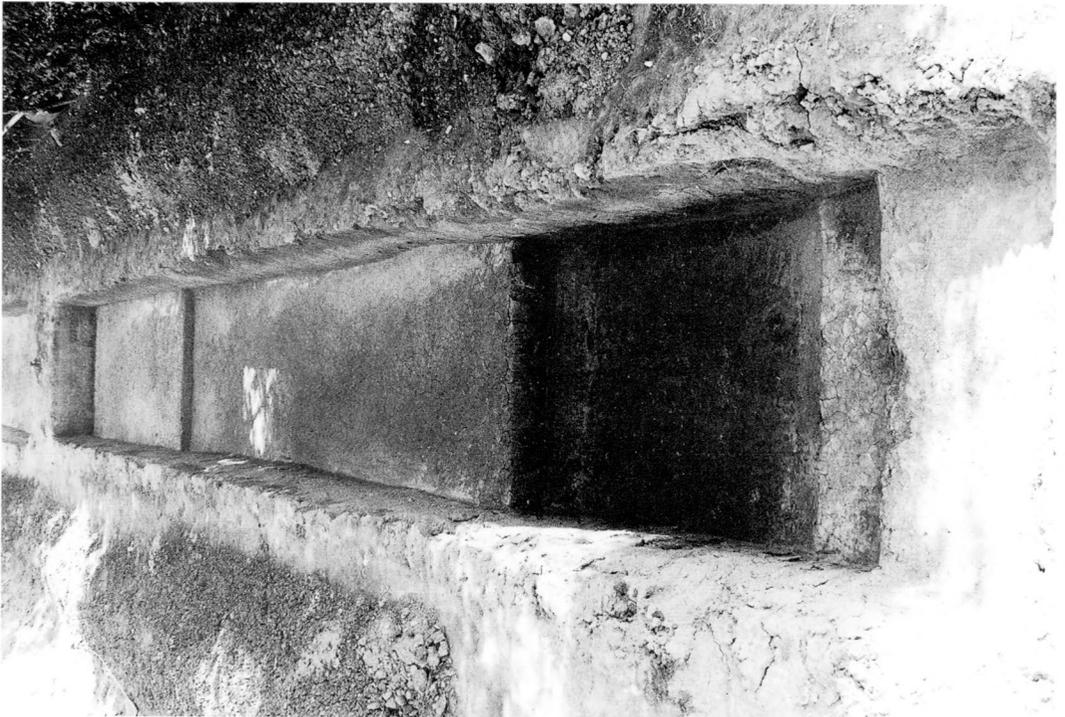


2. 将監塚東9・10区 (西より)

図版 7



1. 将監塚東11区（北より）



2. 将監塚東12区（西より）

図版 8

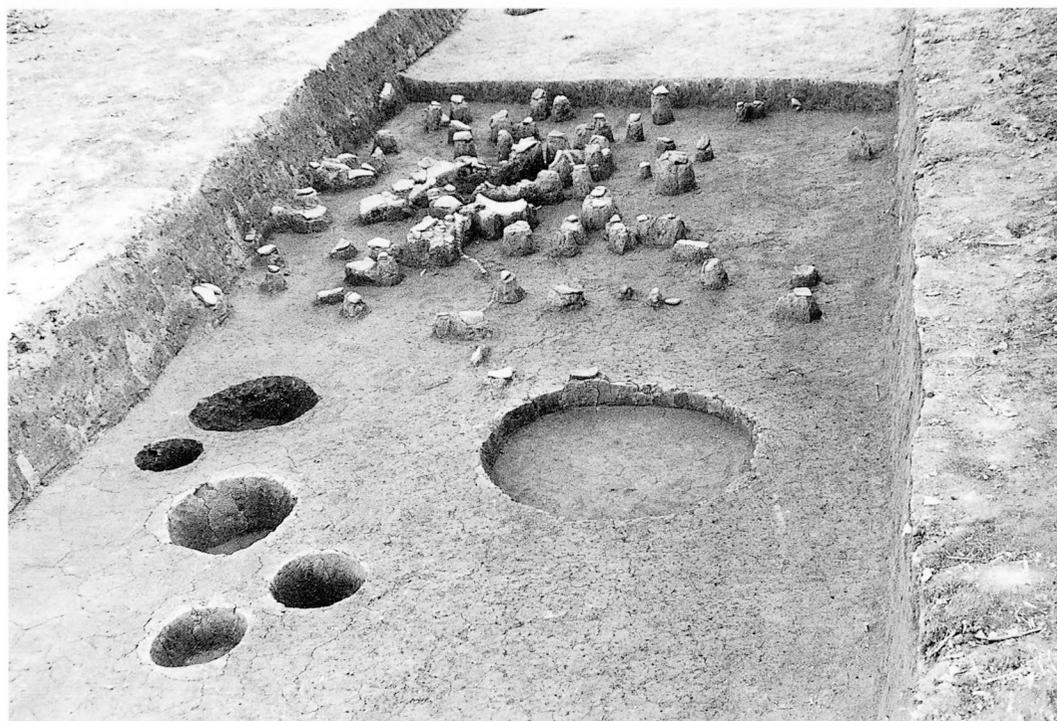


1. 将監塚東13区（東より）



2. 将監塚東近景（北東より）

図版 9



1. 将監塚東1号住居址（西より）

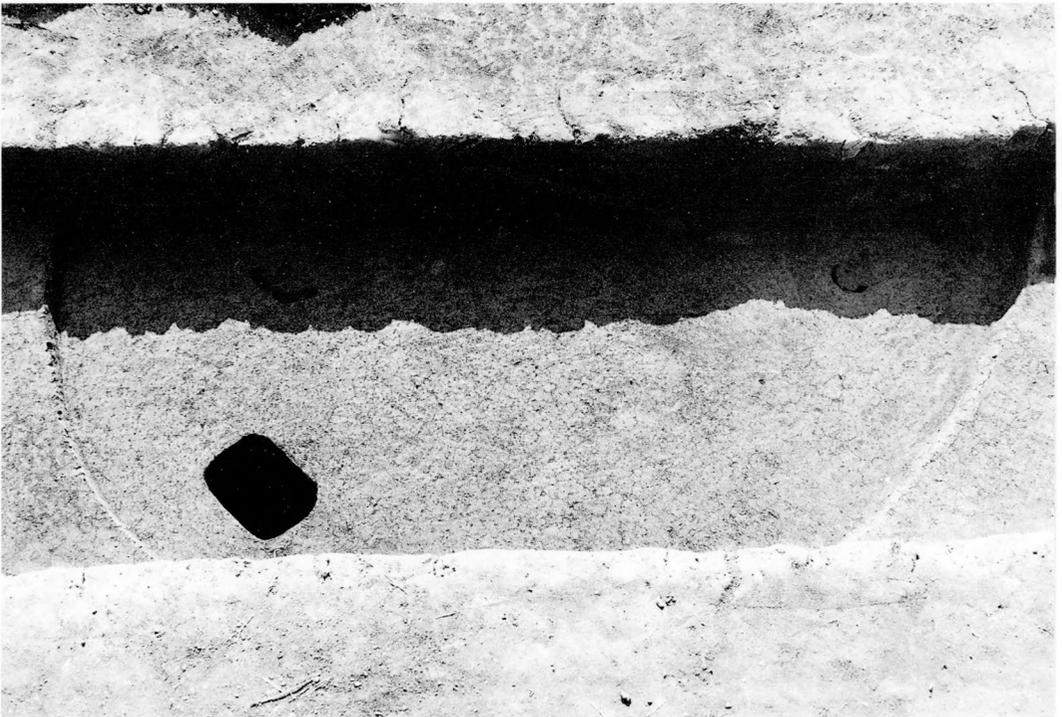


2. 将監塚東1号住居址遺物出土状態（南より）

図版10

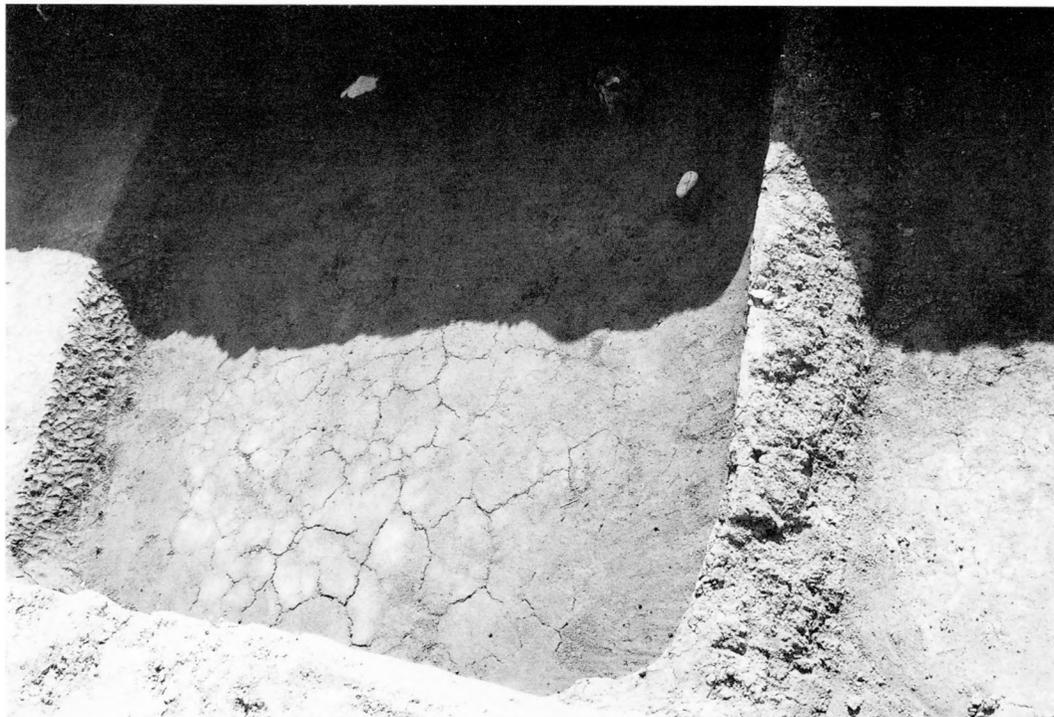


1. 将監塚東1号住居址 (東より)



2. 将監塚東2号住居址 (北より)

図版11

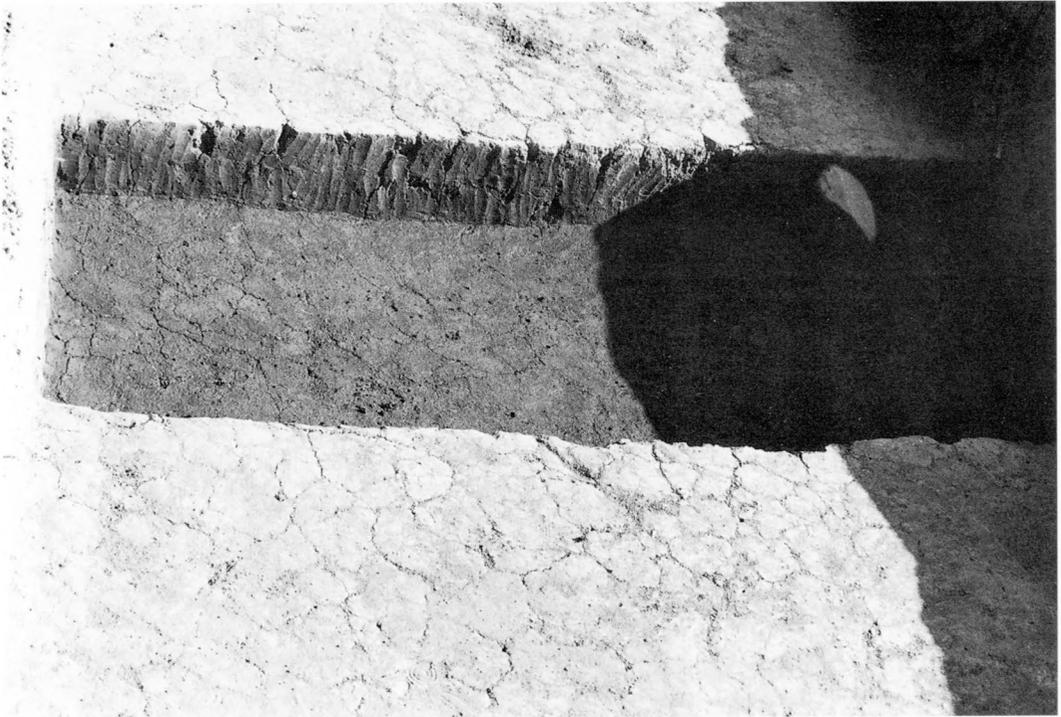


1. 将監塚東1号竖穴状遺構（北西より）

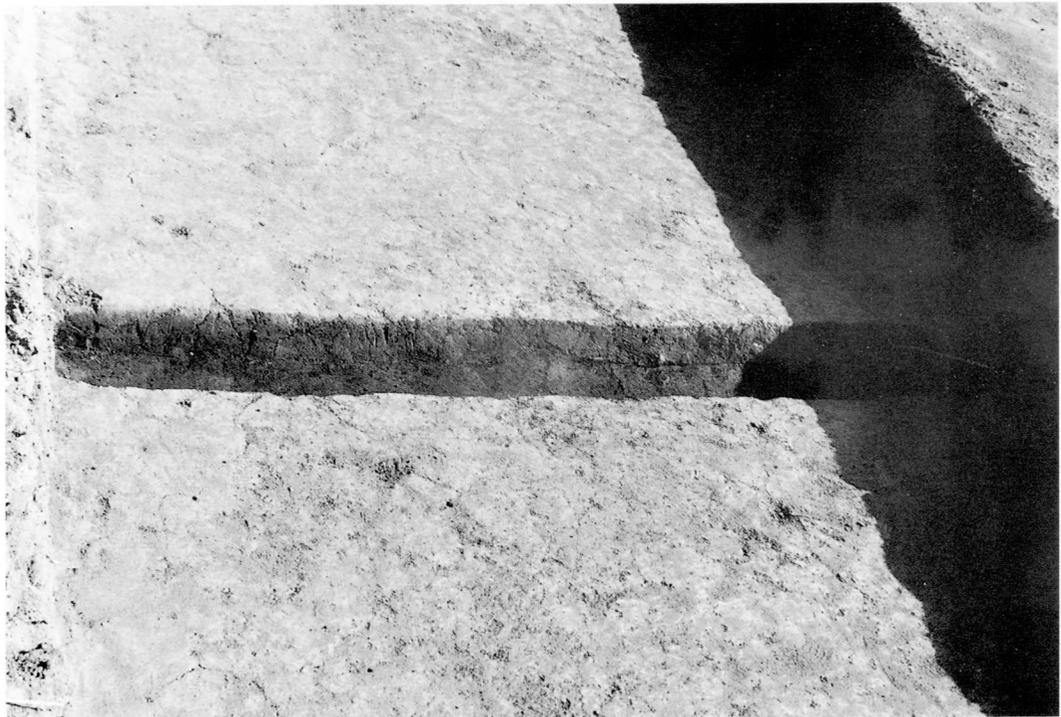


2. 将監塚東2号竖穴状遺構（南より）

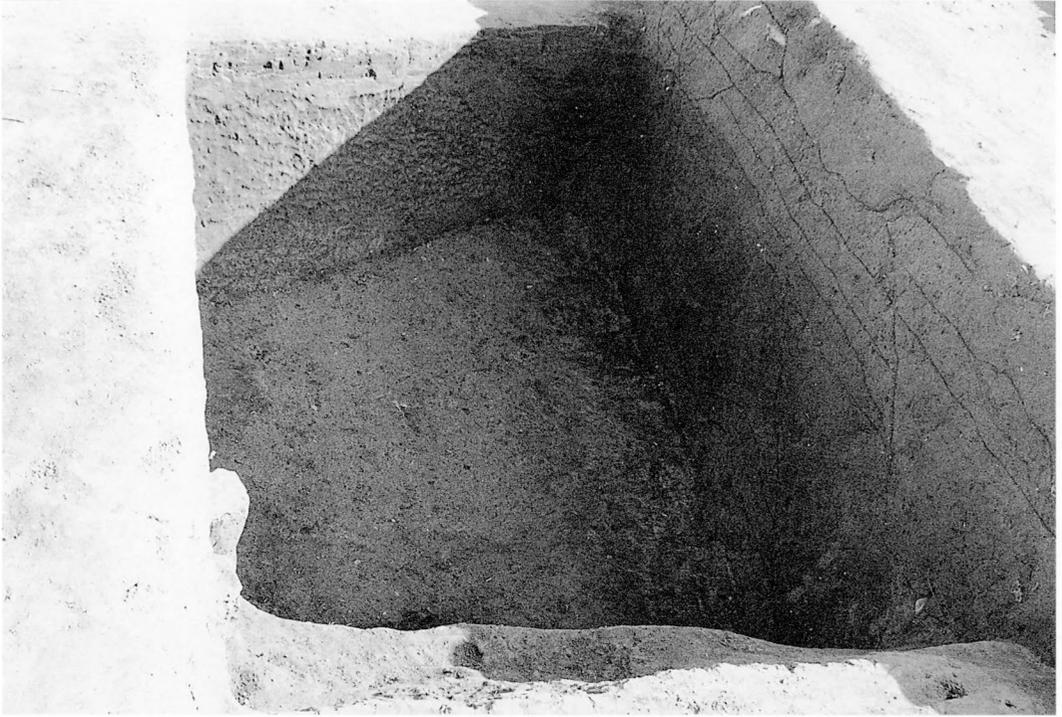
図版12



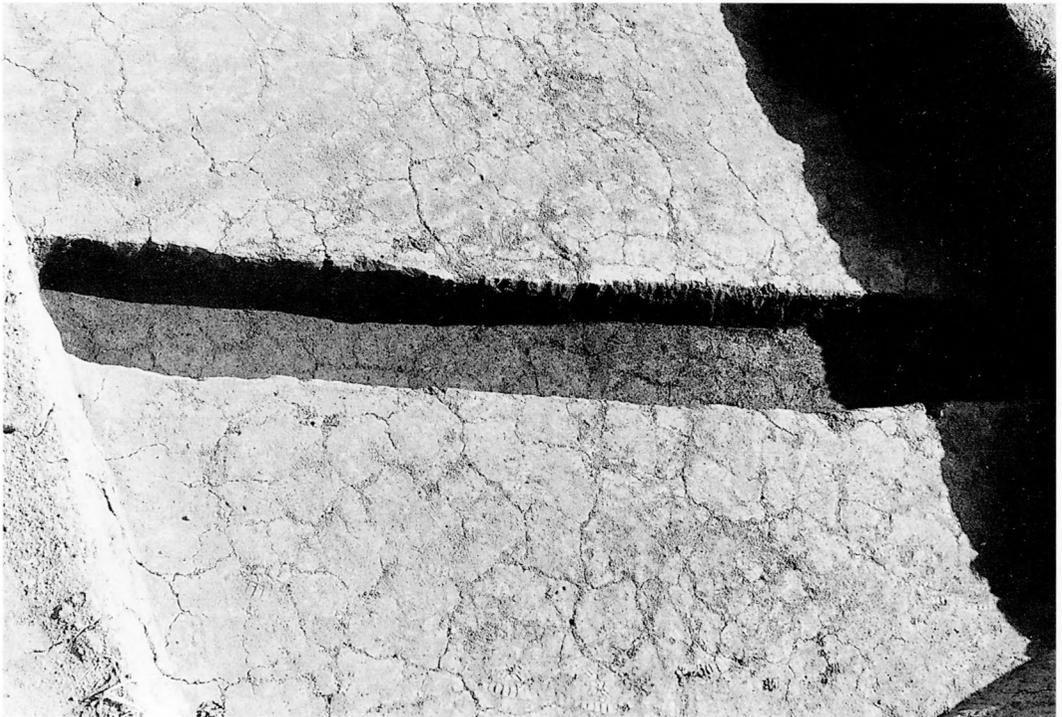
1. 将監塚東1号溝（西より）



2. 将監塚東2号溝（西より）



1. 将監塚東3・4号溝（西より）



2. 将監塚東5号溝（西より）

図版14



1. 将監塚東6・7号溝（南より）



2. 将監塚東8号溝（南より）

図版15

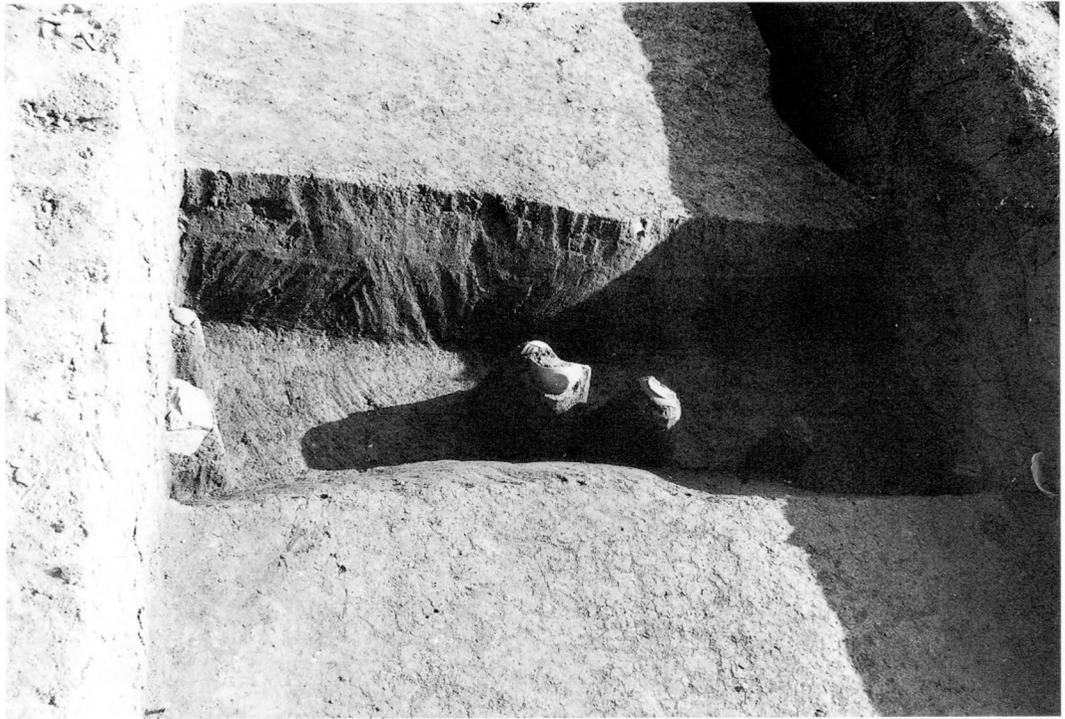


1. 将監塚東9号溝（南より）

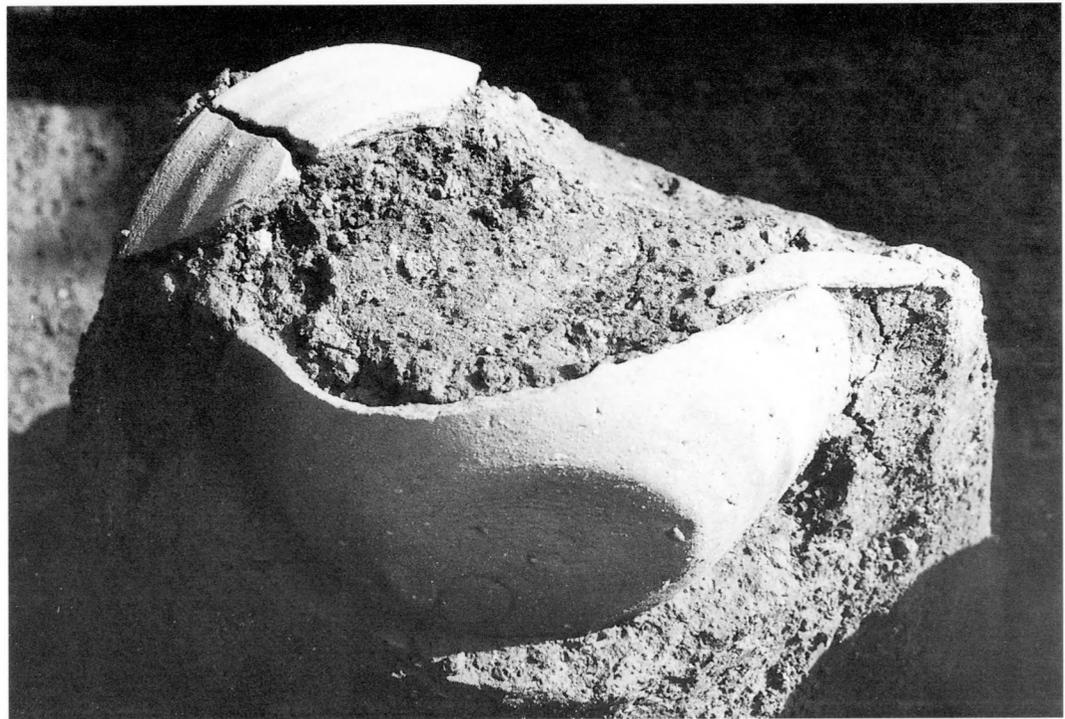


2. 将監塚東10・11号溝（北より）

図版16



1. 将監塚東13号溝（西より）



2. 将監塚東13号溝遺物出土状態

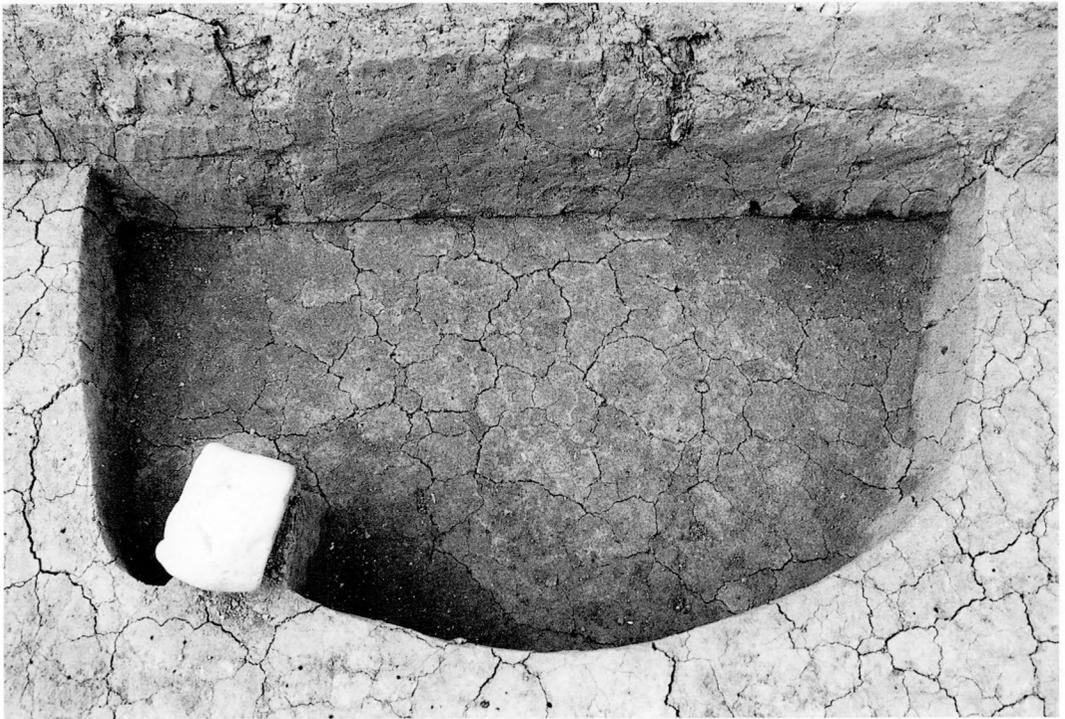
図版17



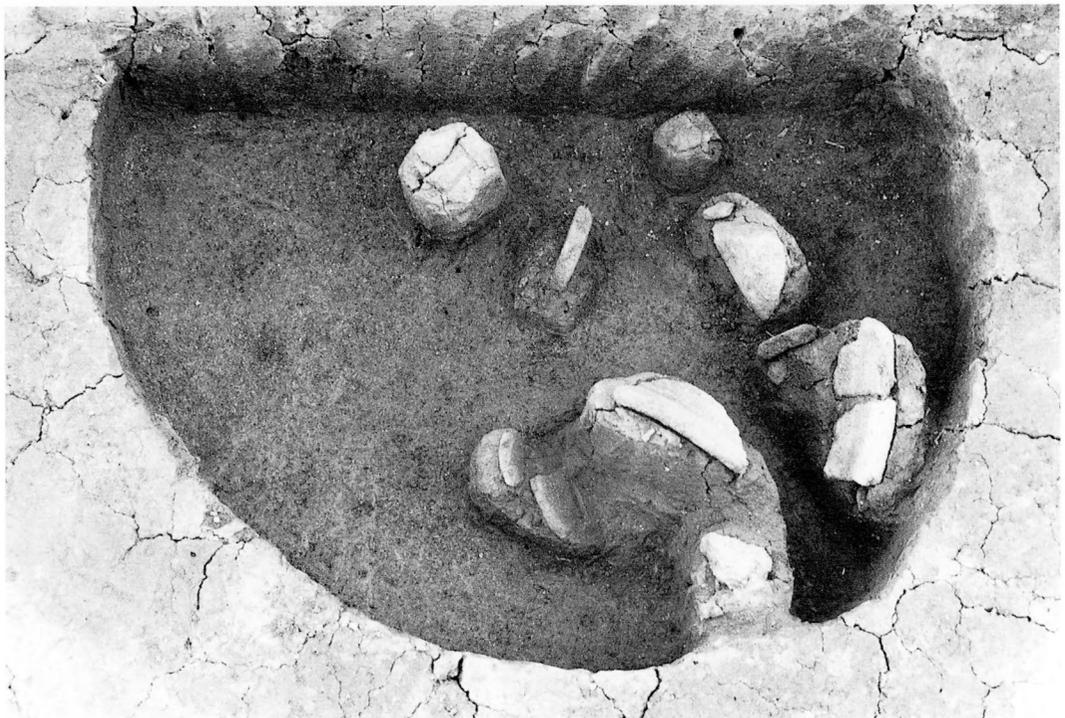
1. 将監塚東14号溝（北より）



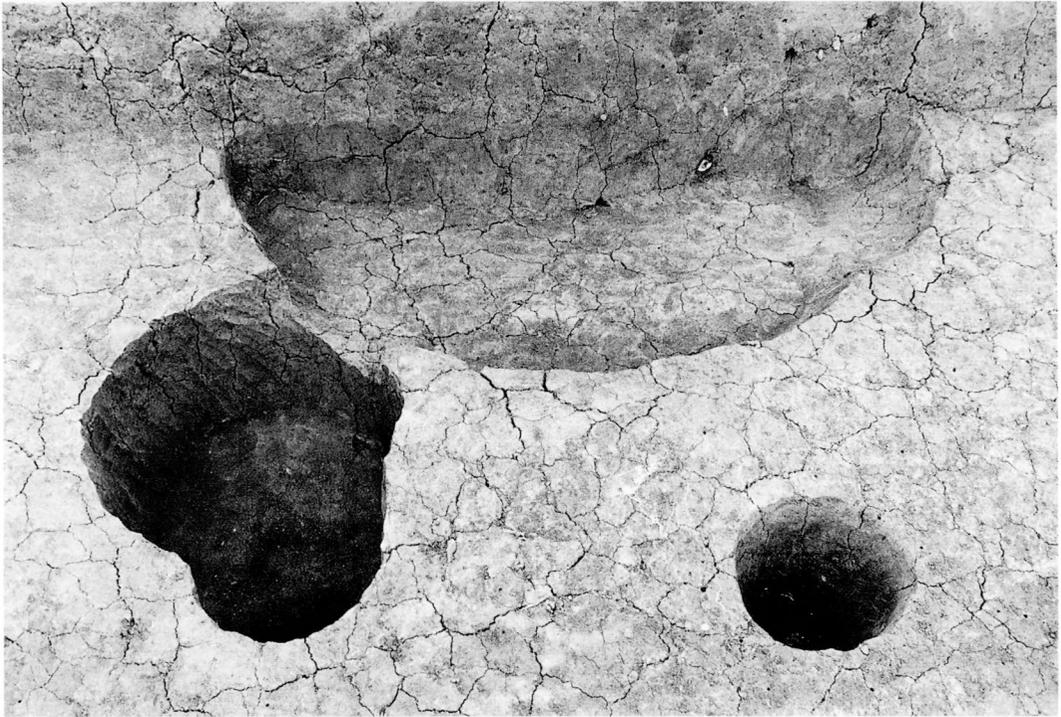
2. 将監塚東1号土壙（北より）



1. 将監塚東3号土壙（南より）



2. 将監塚東4号土壙（南より）

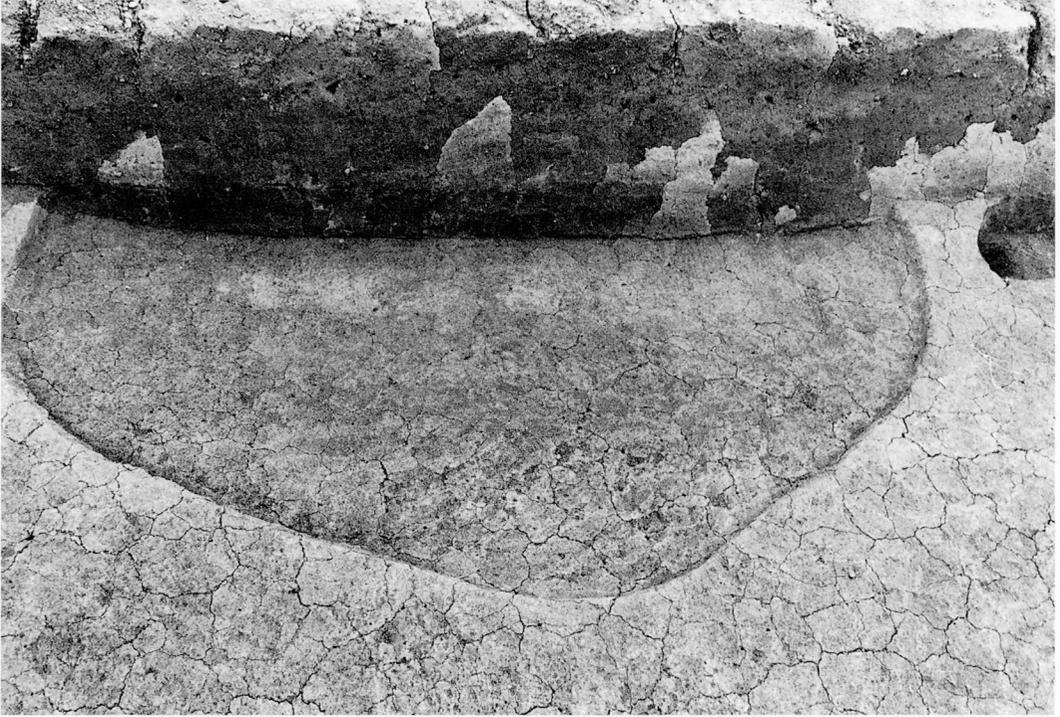


1. 将監塚東5号土壙（北より）



2. 将監塚東5号土壙遺物出土状態

図版20



1. 将監塚東6号土壙（北より）



2. 将監塚東7号土壙（西より）



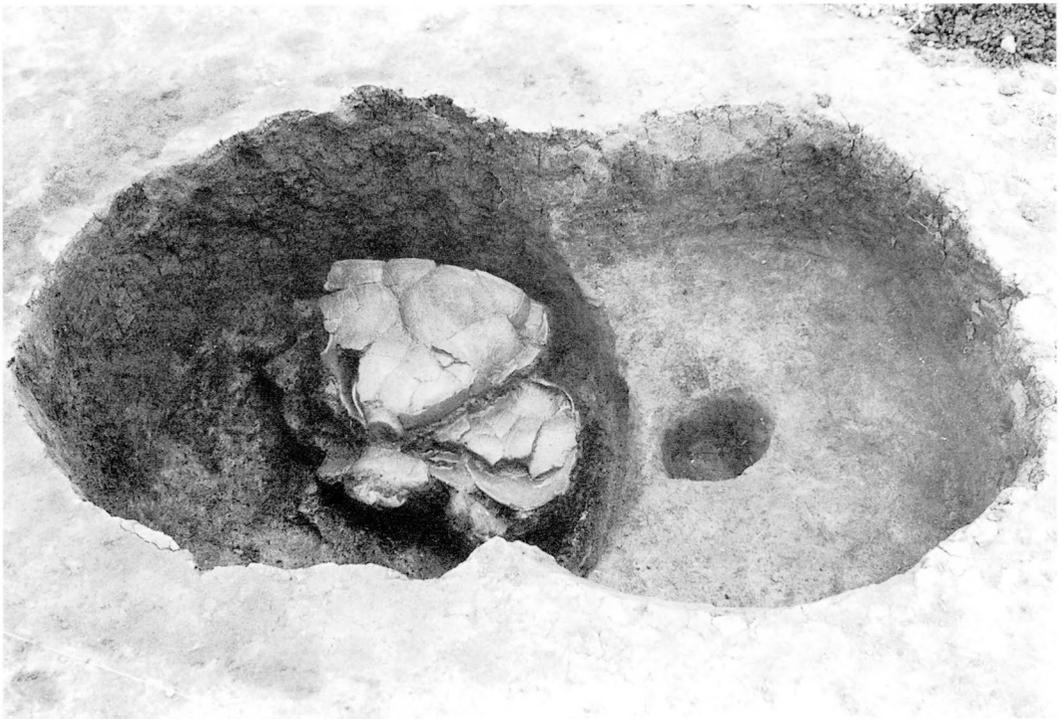
1. 平塚遺跡遠景



2. 平塚遺跡Ⅲ区全景



1. 平塚遺跡土壙SK3a・b



2. 平塚遺跡土壙SK3a・b



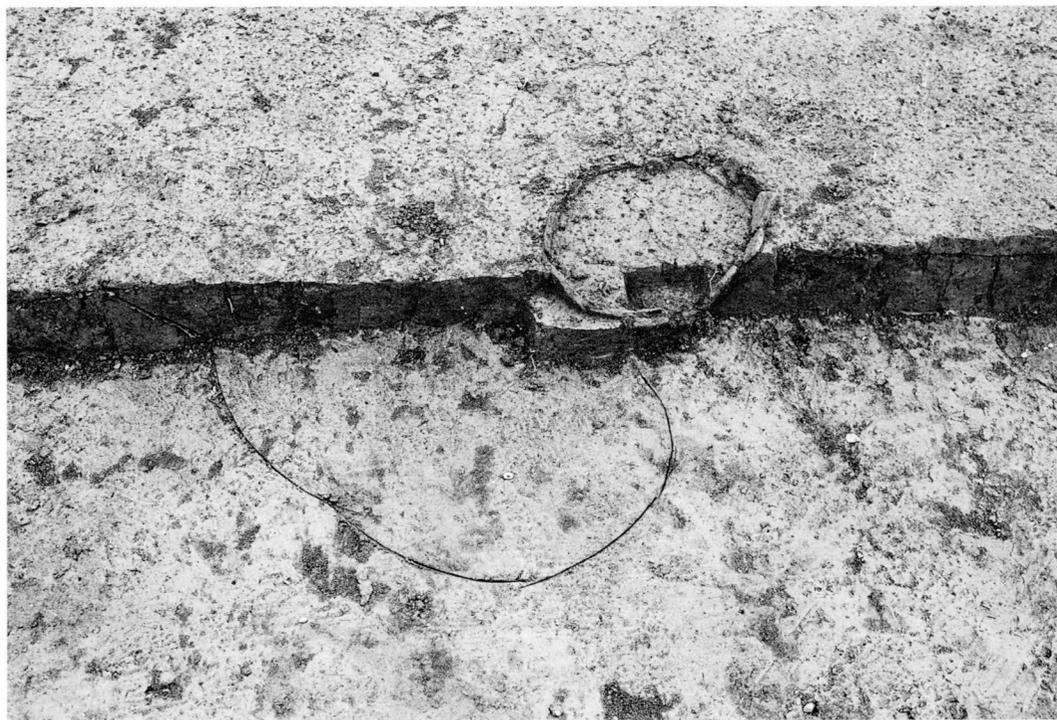
1. 平塚遺跡土壙SK3b遺物出土状態



2. 平塚遺跡土壙SK3b遺物出土状態



1. 堀向遺跡全景



2. 堀向遺跡埋設土器



1. 堀向遺跡埋設土器近接



2. 堀向遺跡埋設土器完掘状態



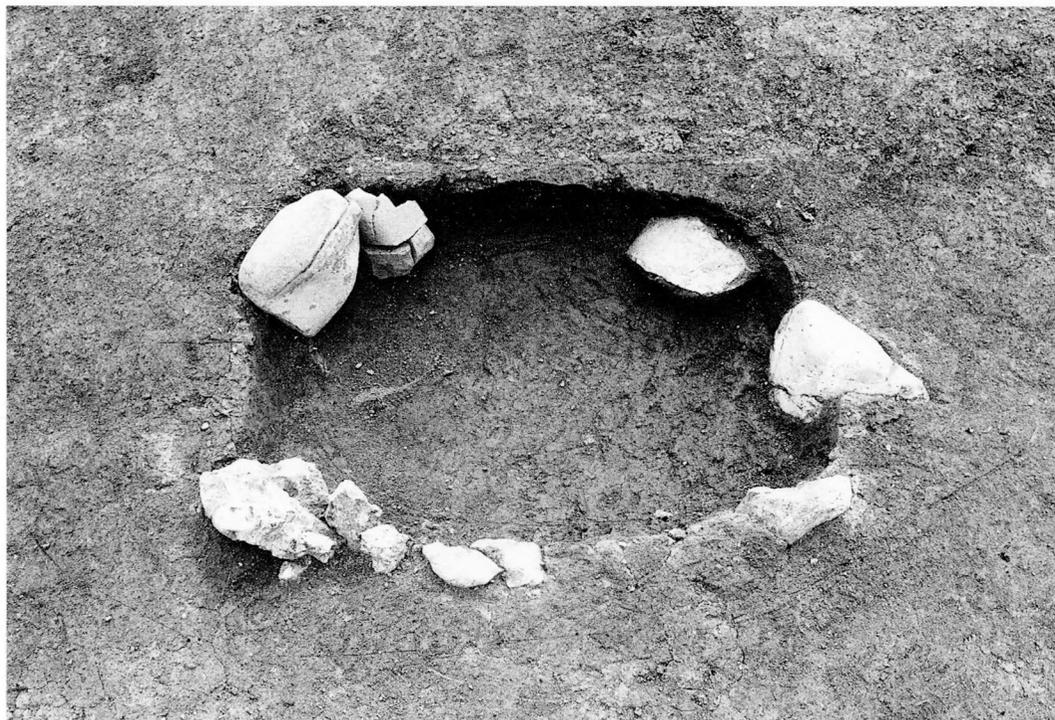
1. 藤塚遺跡遠景



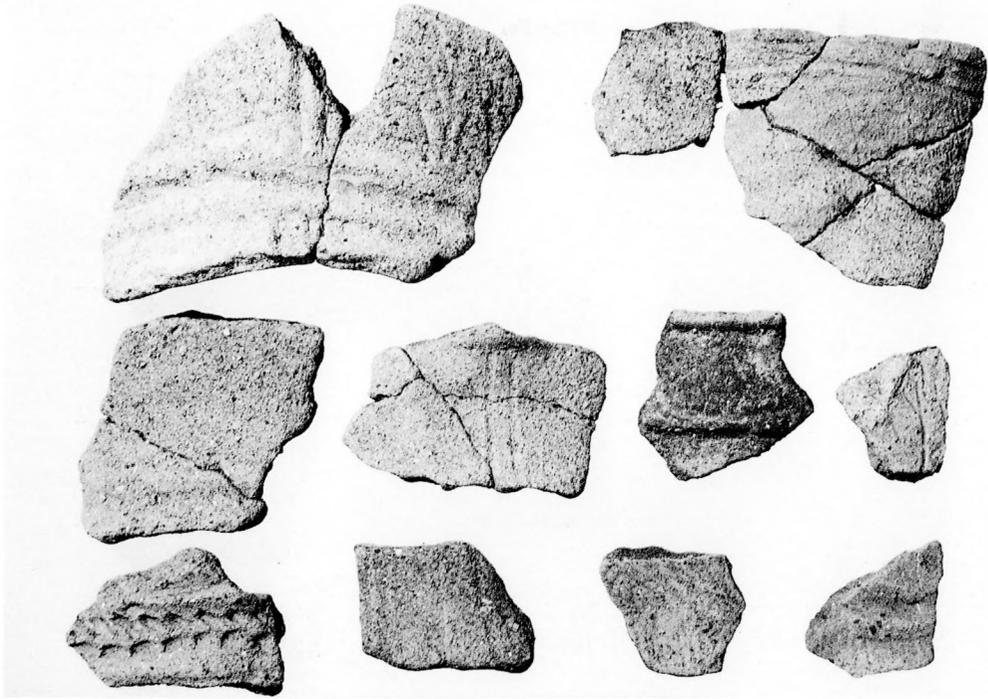
2. 藤塚遺跡近景および第J1号住居跡



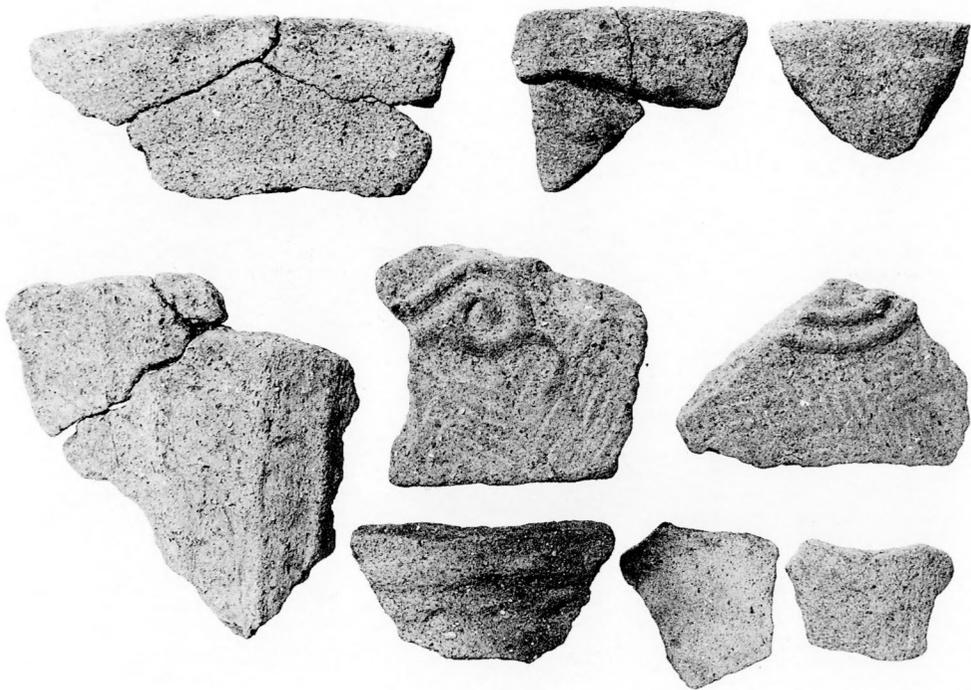
1. 藤塚遺跡第J1号住居跡



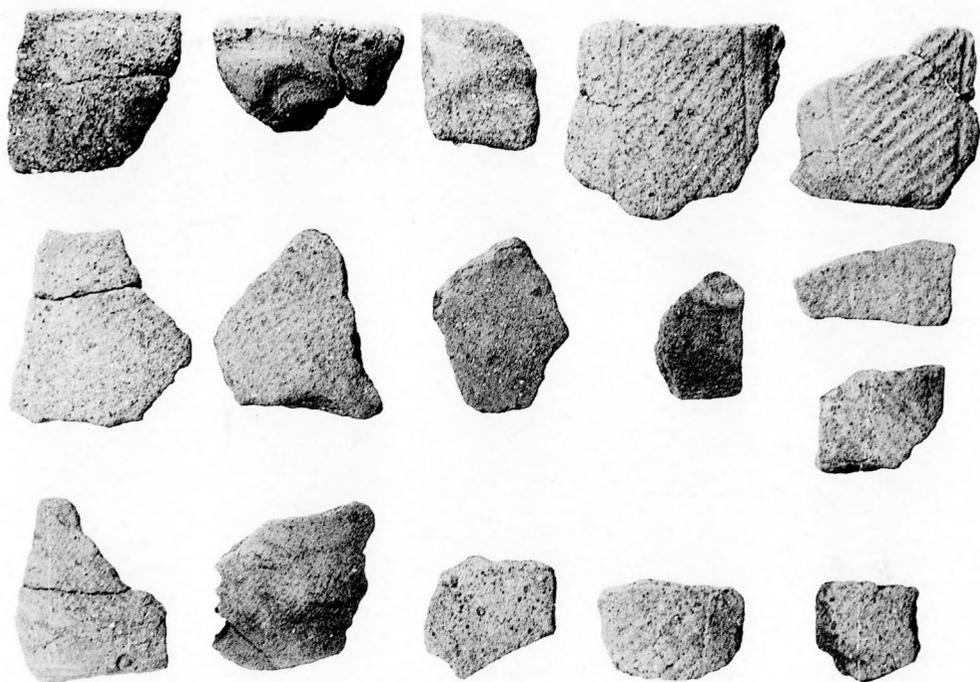
2. 藤塚遺跡第J1号住居炉跡



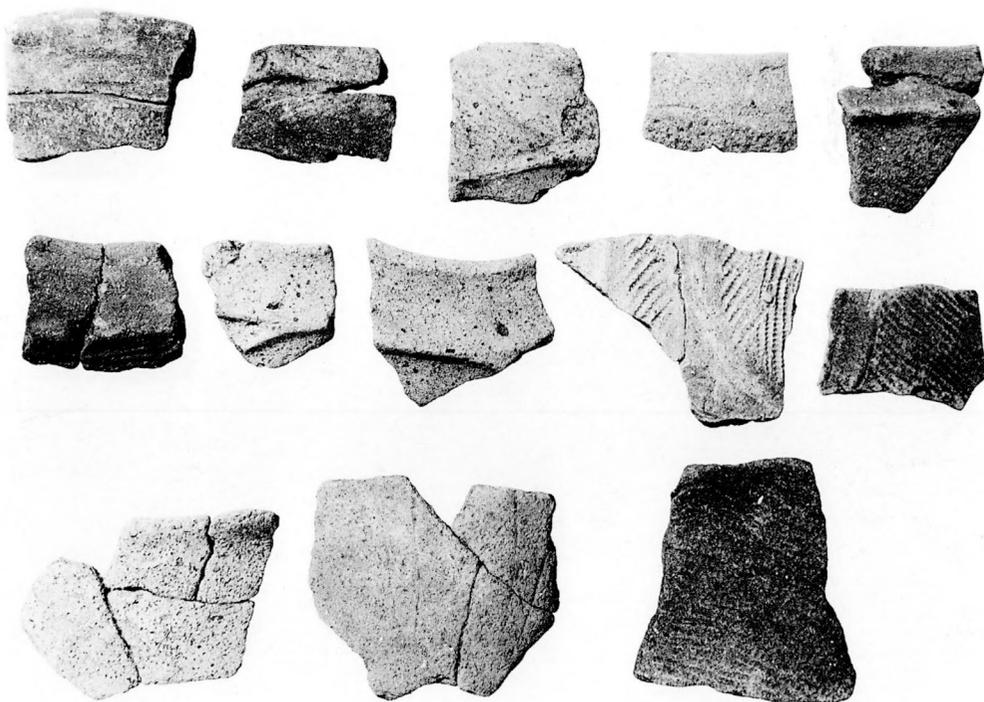
1. 将監塚東遺跡出土土器(1)



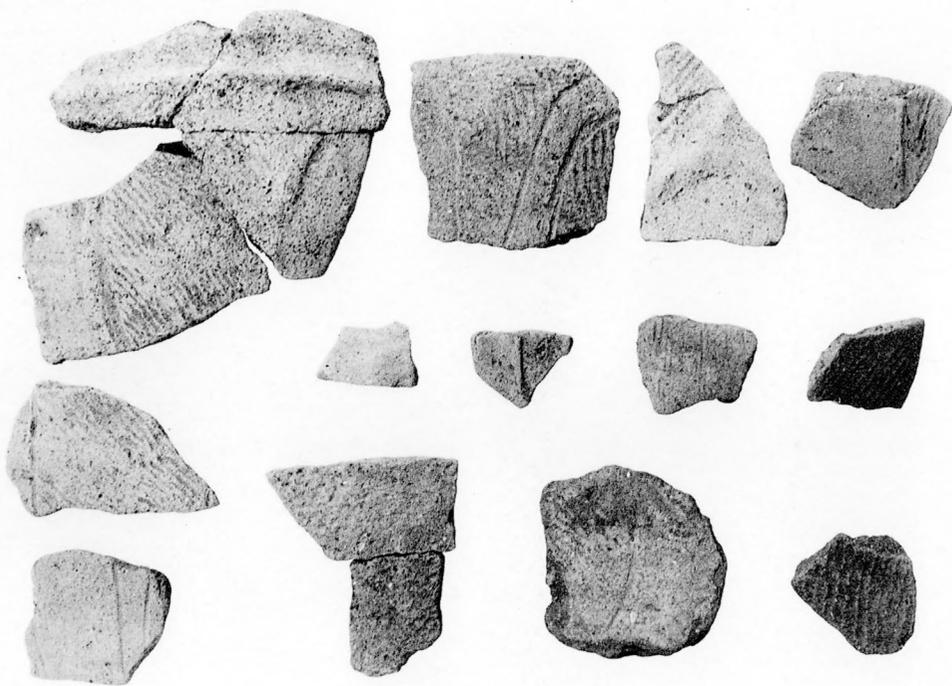
2. 将監塚東遺跡出土土器(2)



1. 将監塚東遺跡出土土器(3)



2. 平塚遺跡出土土器(1)

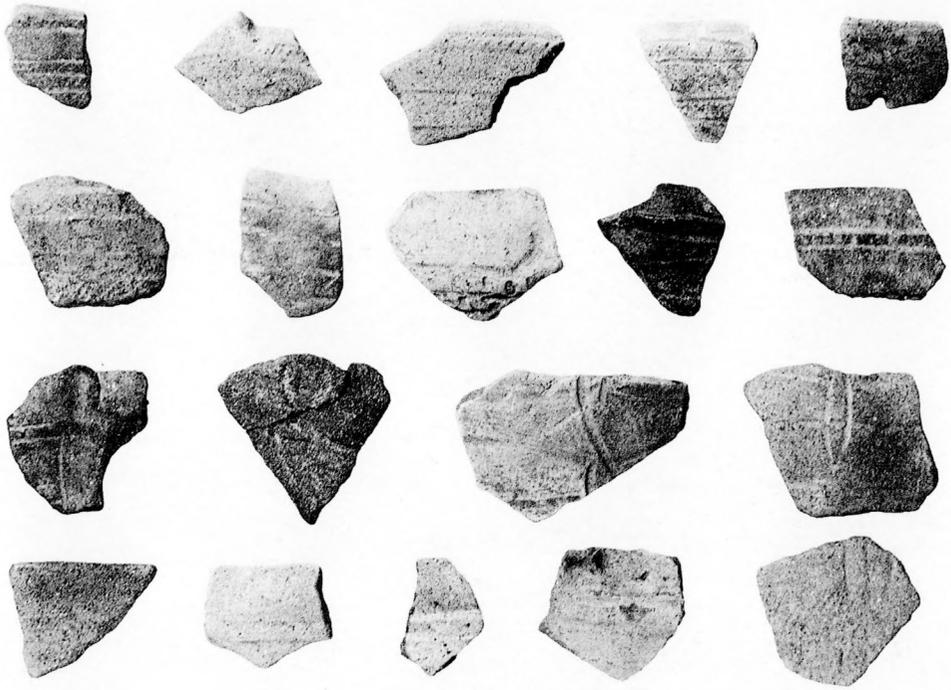


1. 平塚遺跡出土土器(2)

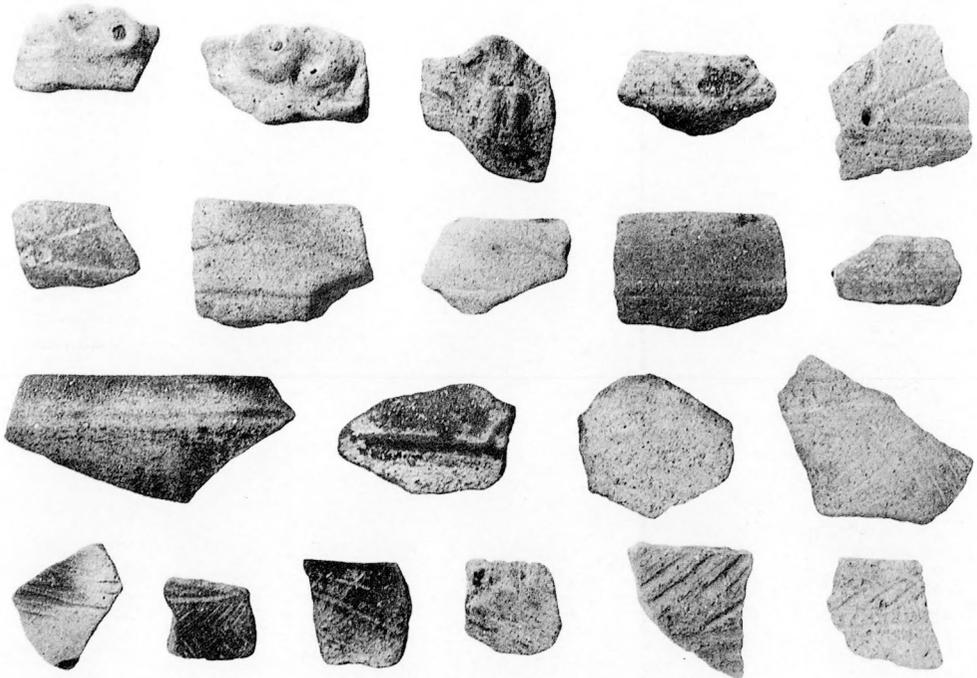


2. 藤塚遺跡出土土器(1)

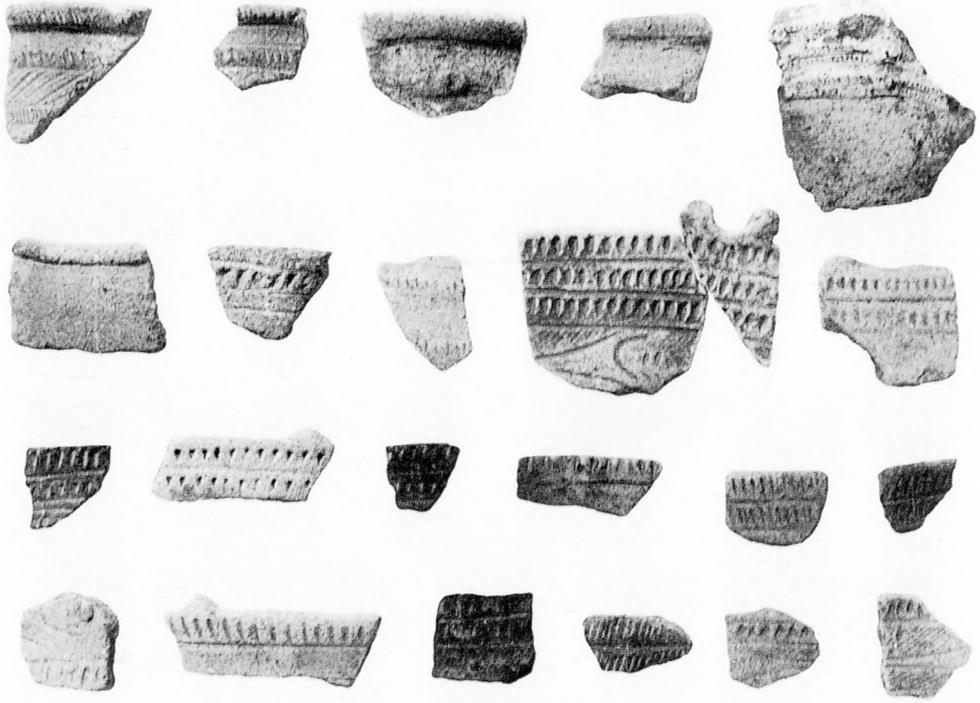
图版31



1. 藤塚遺跡出土土器(2)



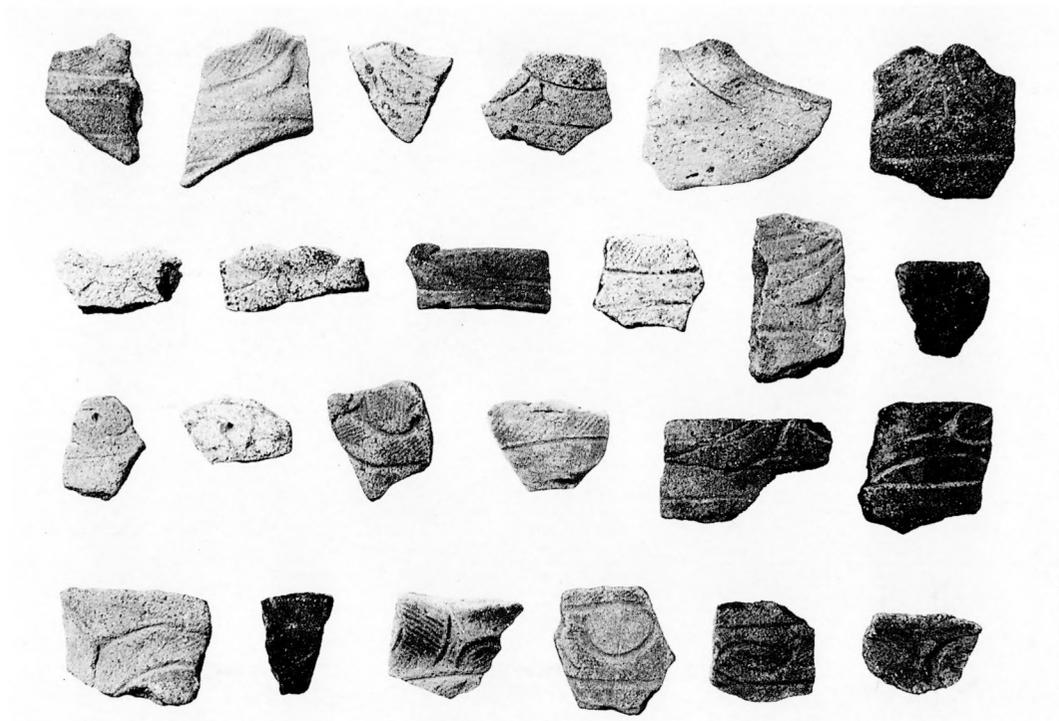
2. 藤塚遺跡出土土器(3)



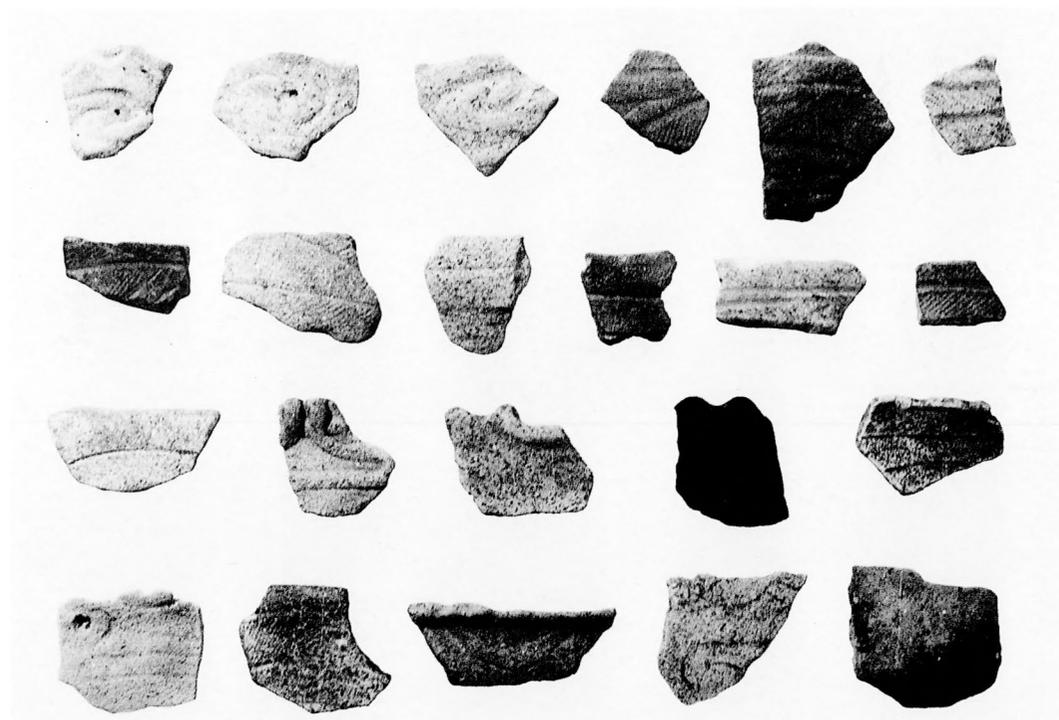
1. 藤塚遺跡出土土器(4)



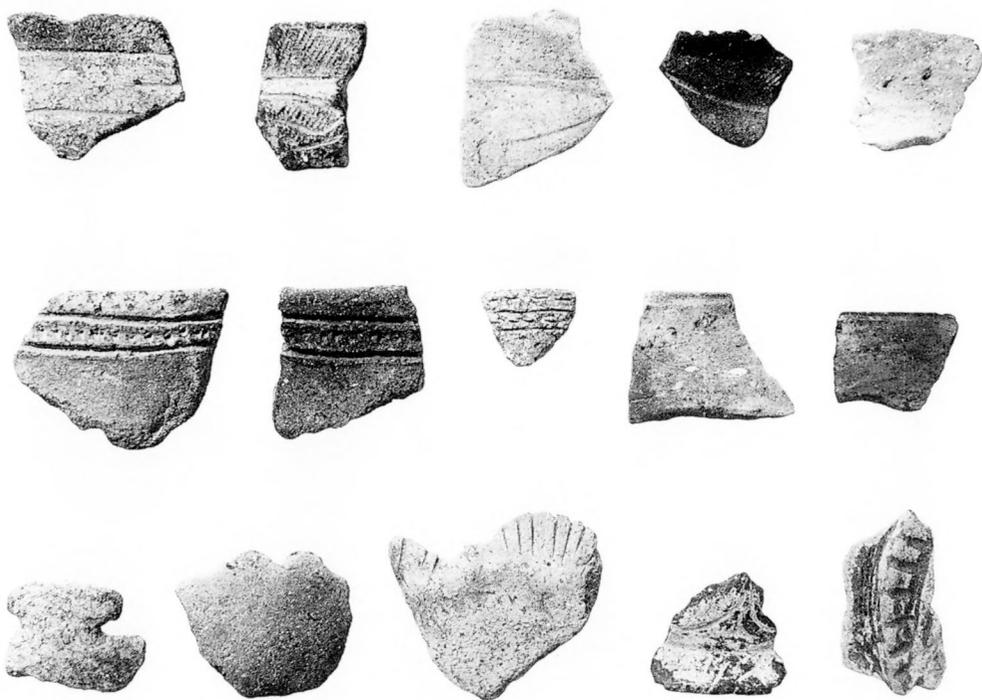
2. 藤塚遺跡出土土器(5)



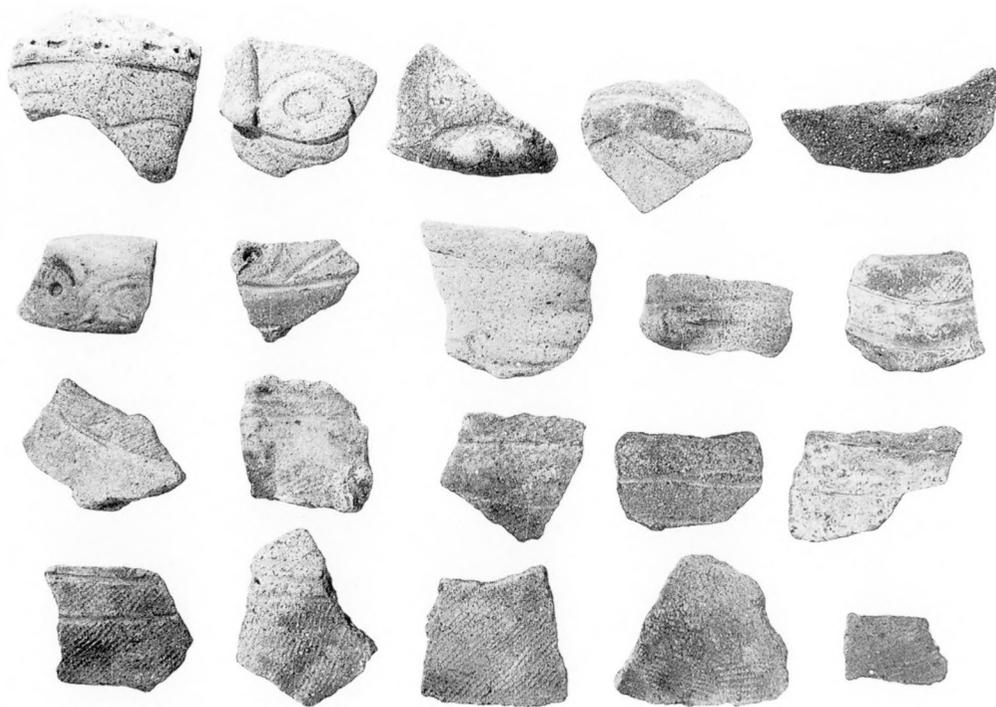
1. 藤塚遺跡出土土器(6)



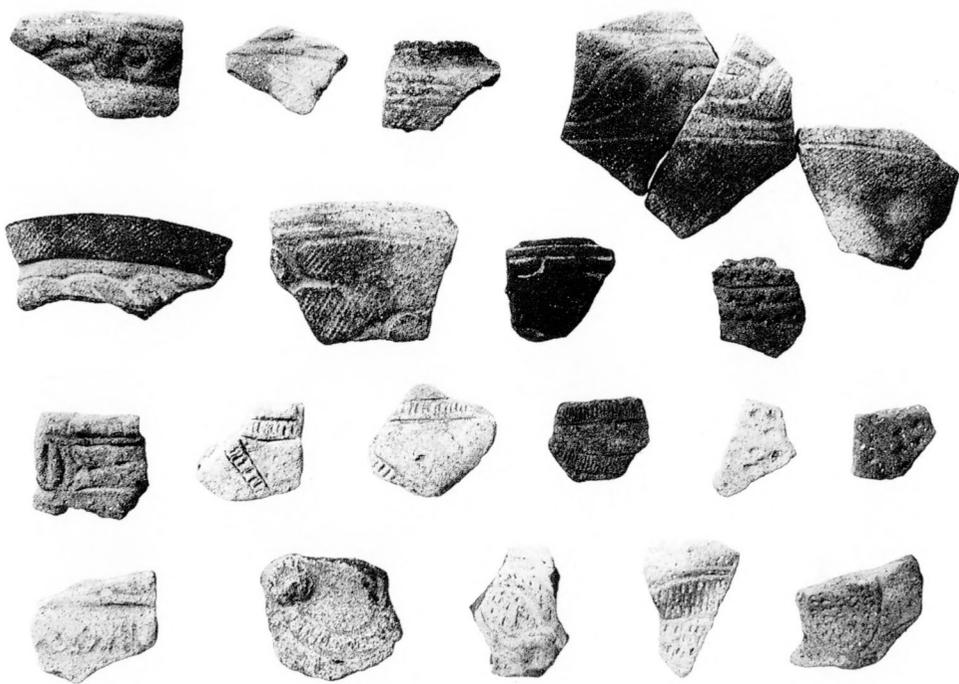
2. 藤塚遺跡出土土器(7)



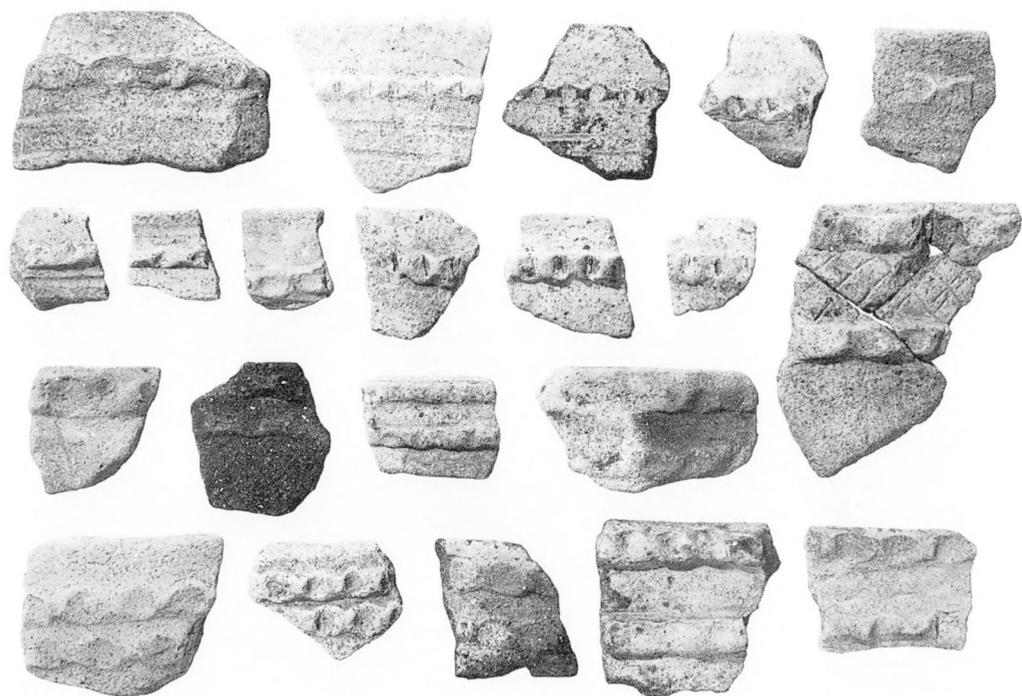
1. 藤塚遺跡出土土器(8)



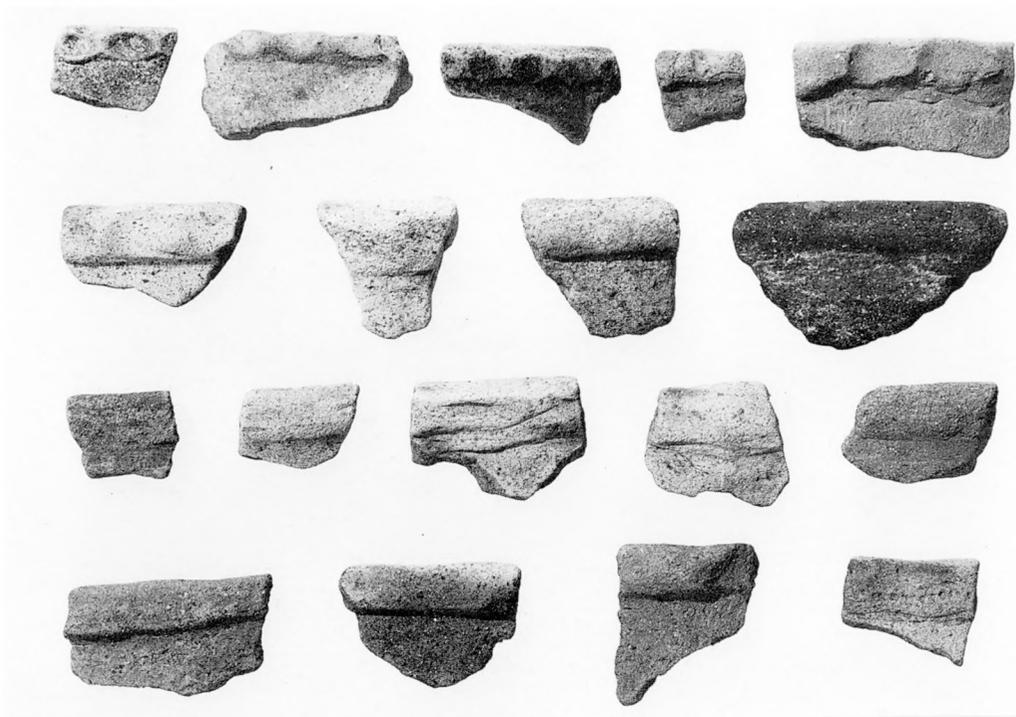
2. 藤塚遺跡出土土器(9)



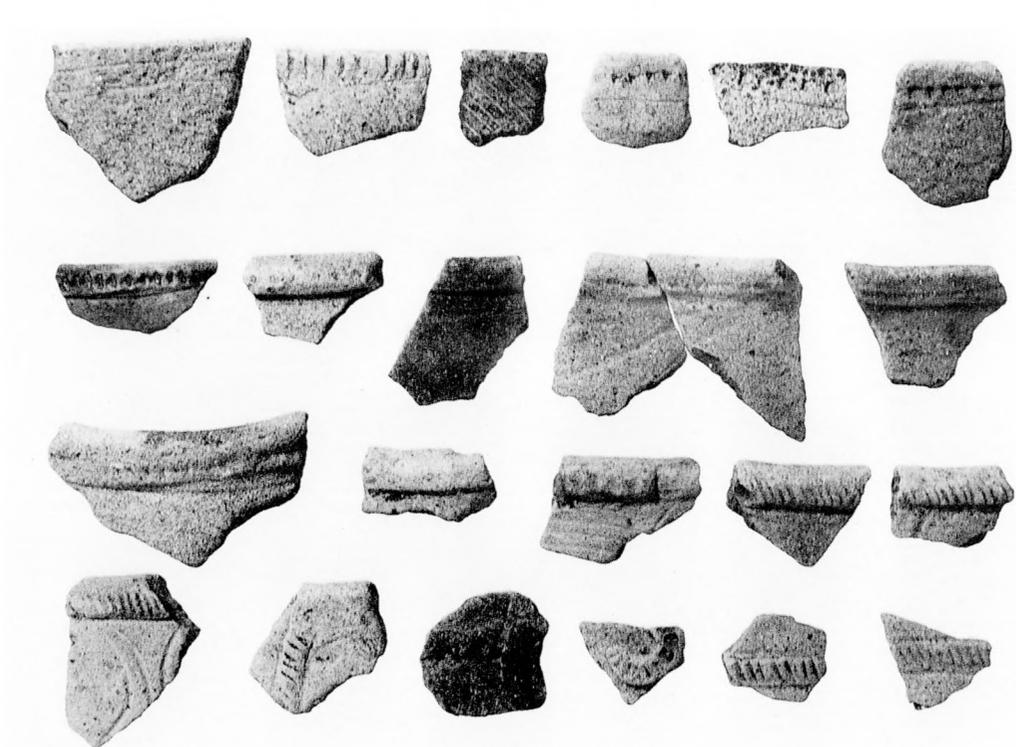
1. 藤塚遺跡出土土器(10)



2. 藤塚遺跡出土土器(11)



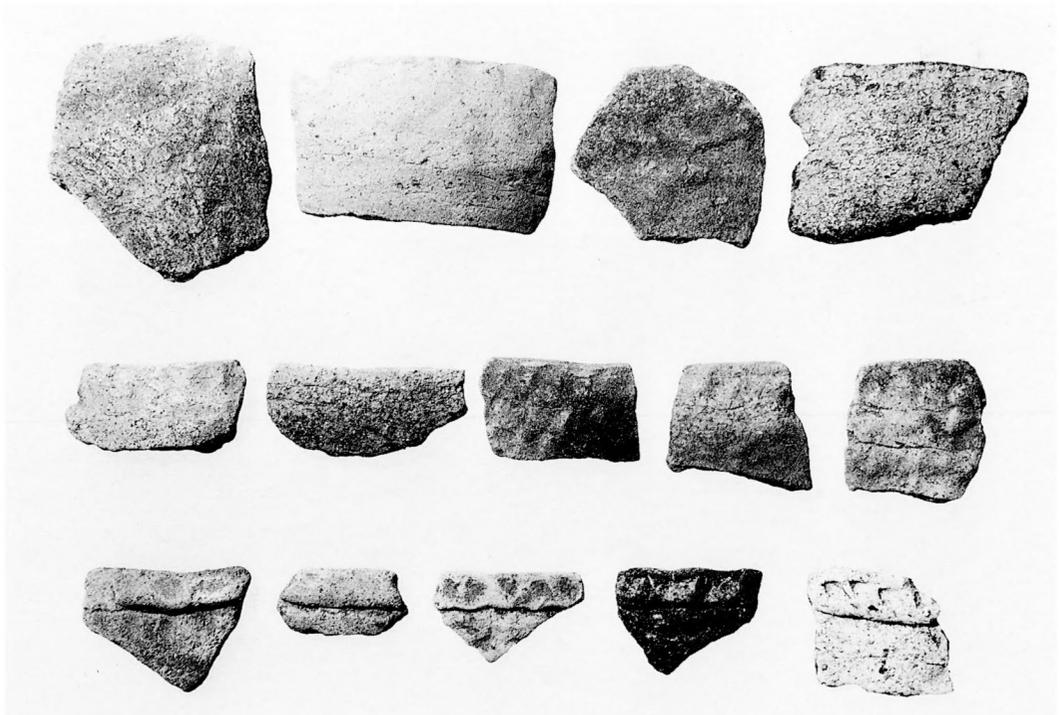
1. 藤塚遺跡出土土器(12)



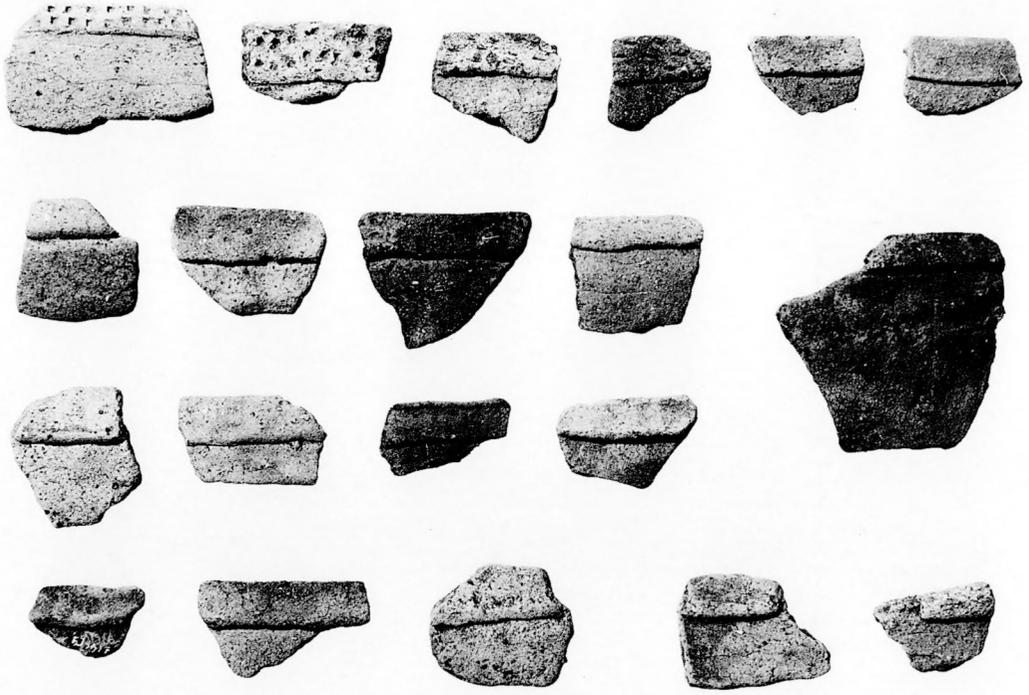
2. 藤塚遺跡出土土器(13)



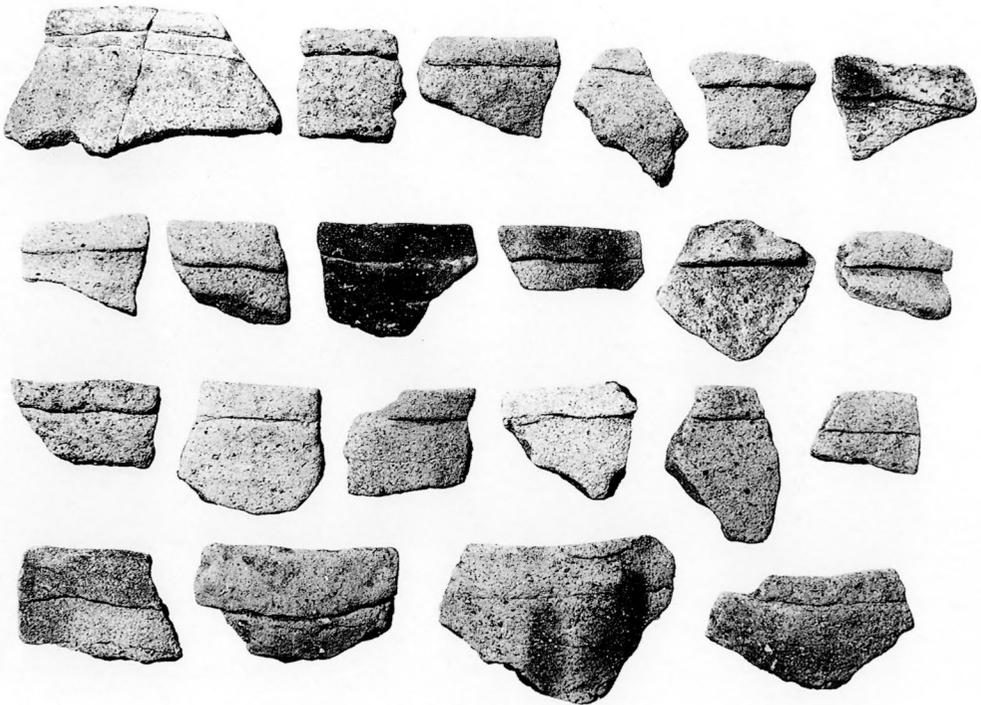
1. 藤塚遺跡出土土器(14)



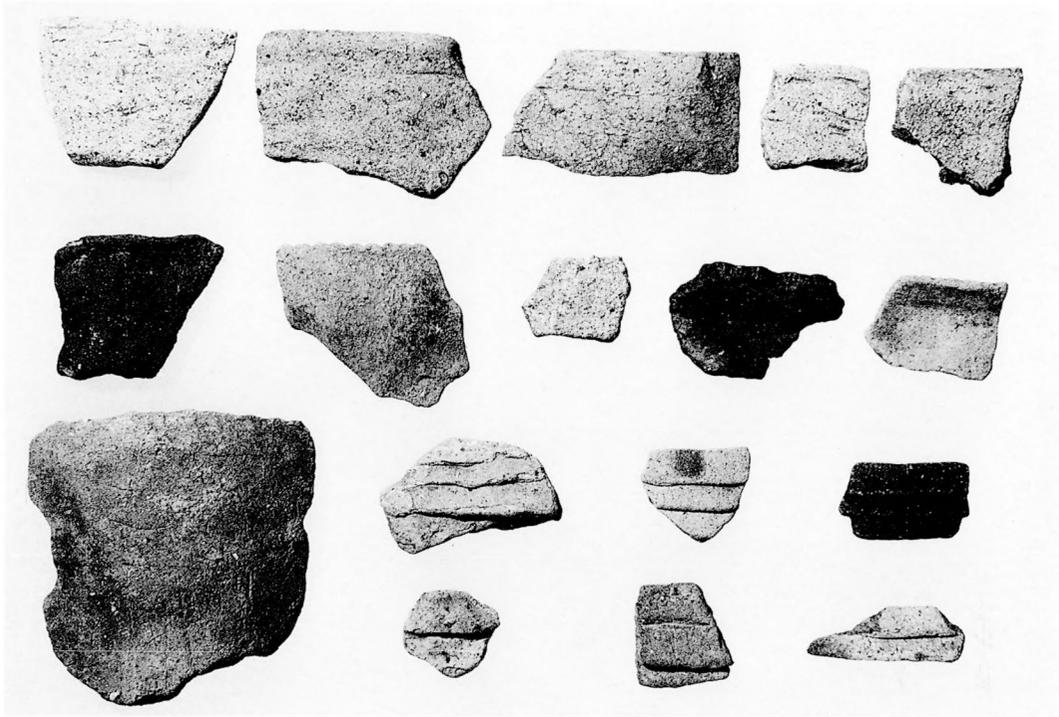
2. 藤塚遺跡出土土器(15)



1. 藤塚遺跡出土土器(16)



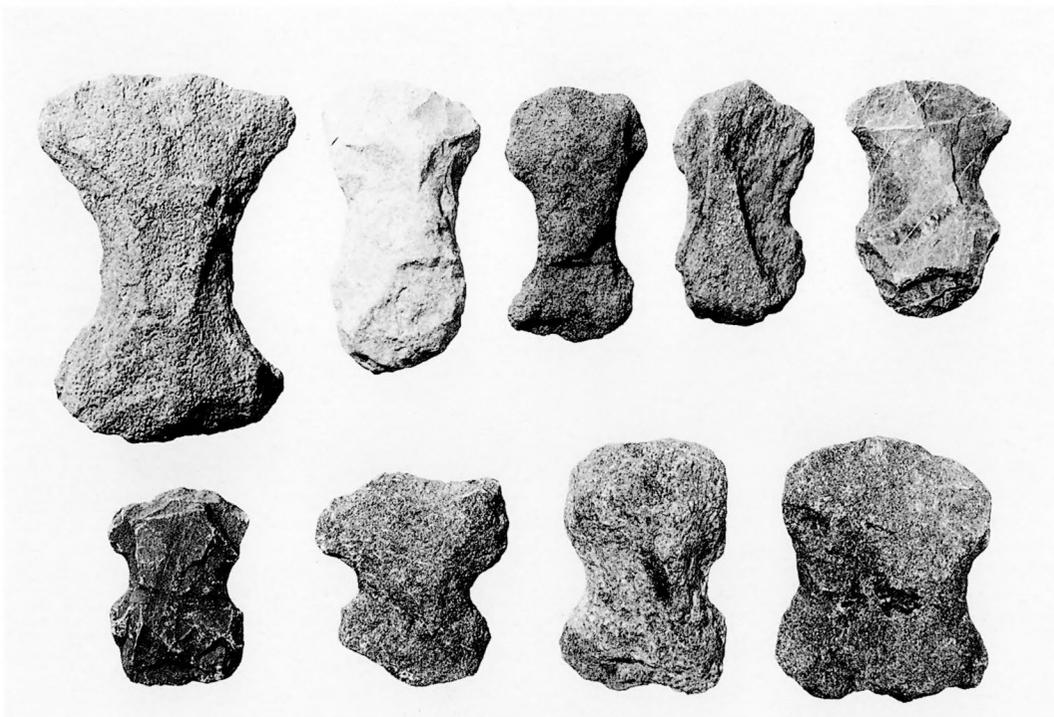
2. 藤塚遺跡出土土器(17)



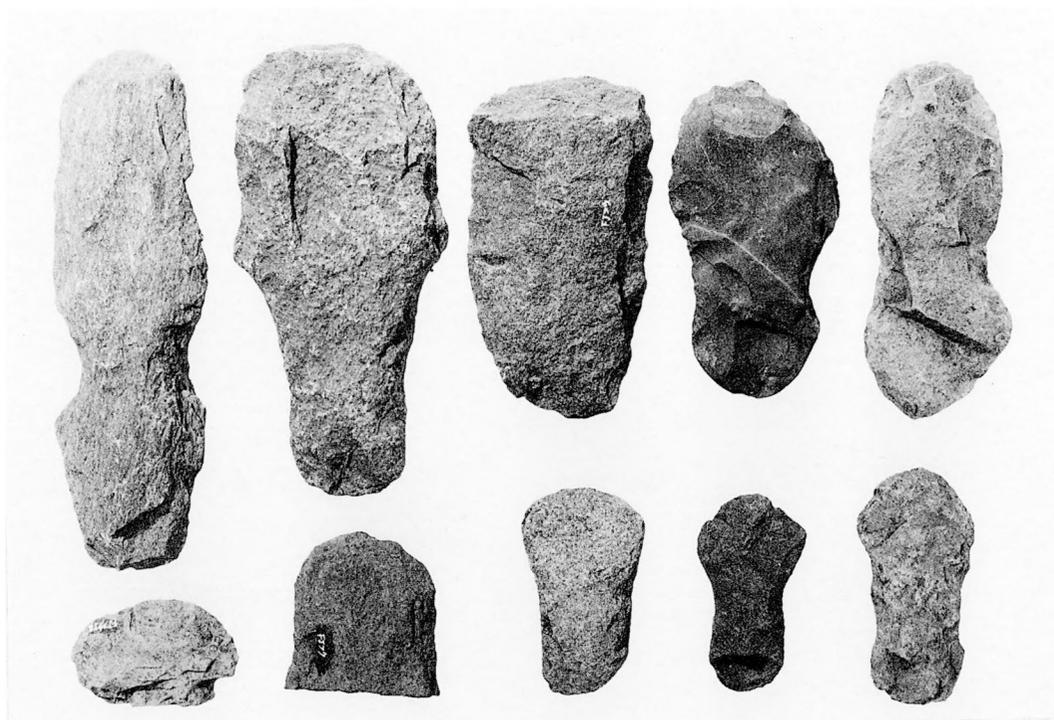
1. 藤塚遺跡出土土器(18)



2. 藤塚遺跡出土土製品(19)



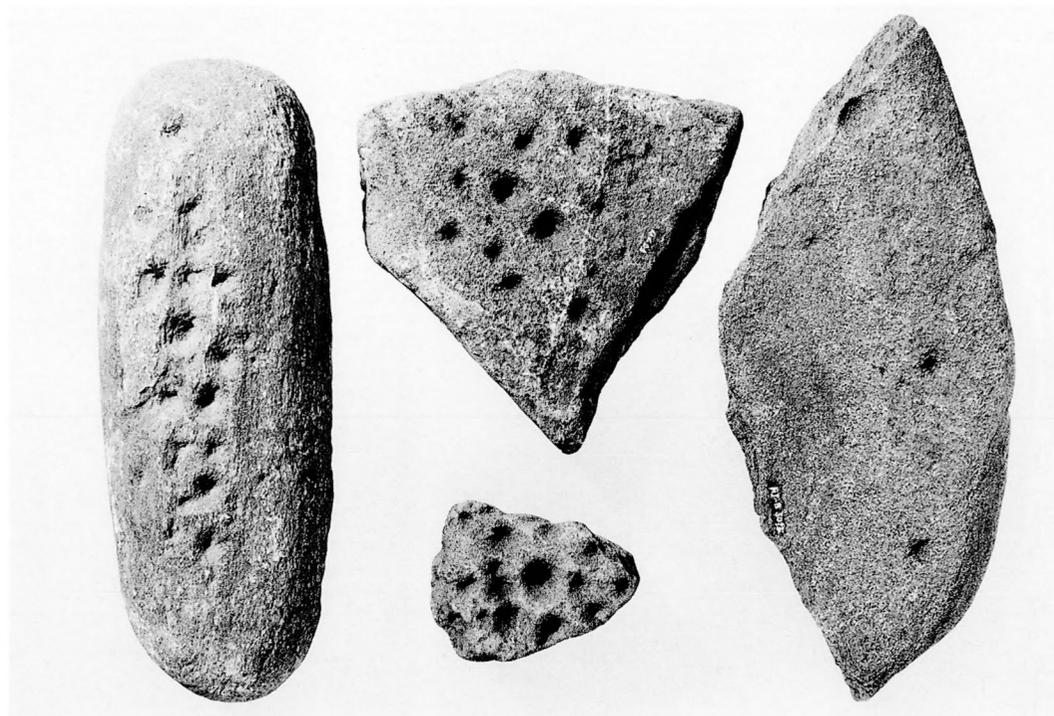
1. 藤塚遺跡出土石器(1)



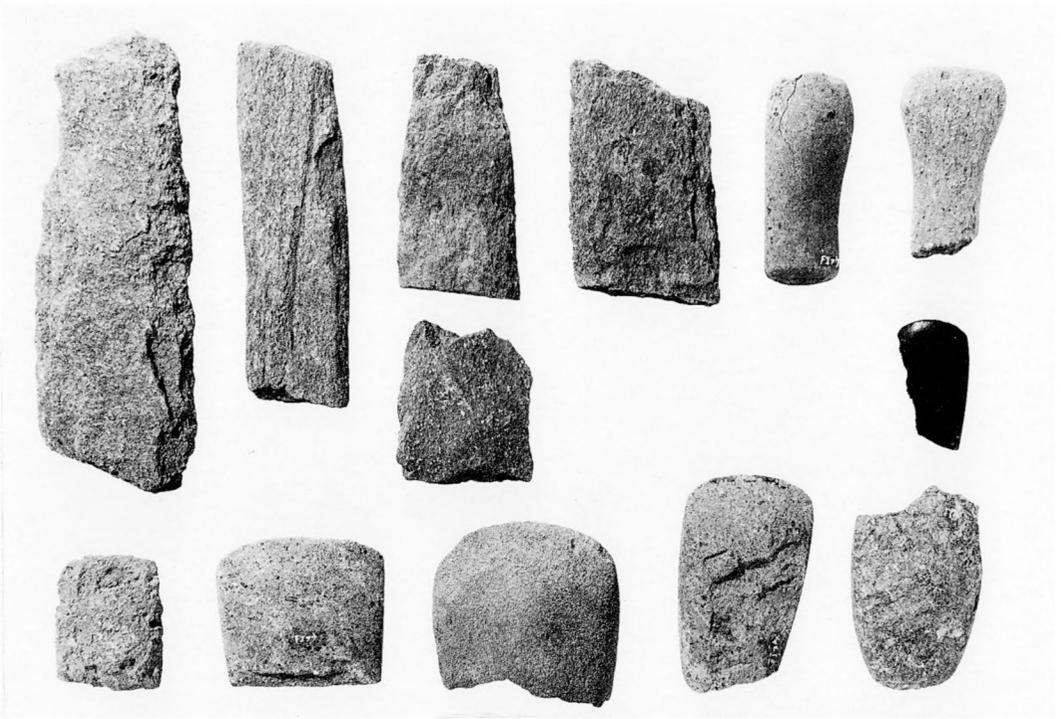
2. 藤塚遺跡出土石器(2)



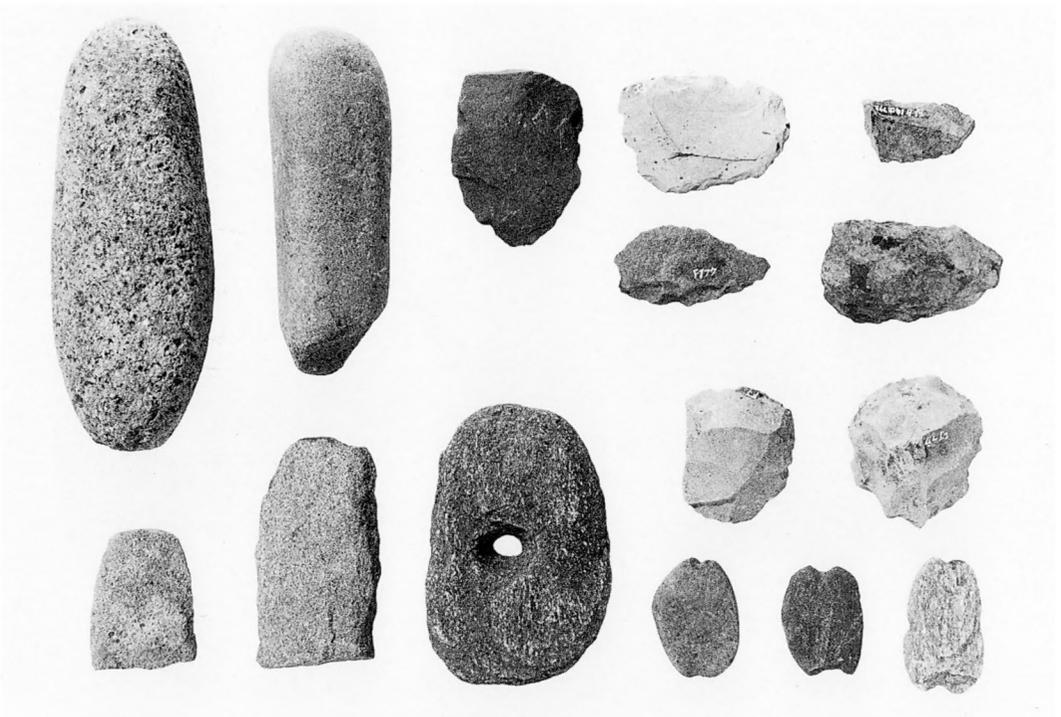
1. 藤塚遺跡出土石器(3)



2. 藤塚遺跡出土石器(4)



1. 藤塚遺跡出土石器(5)



2. 藤塚遺跡出土石器(6)

報告書抄録

フリガナ	ショウゲン ツカヒガシ ・ ヒラツカ ・ フジツカ イ セキ		
書名	将監塚東 ・ 平塚 ・ 藤塚遺跡		
副書名	町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書	巻次	第21集
シリーズ	児玉町文化財調査報告書	巻次	第26集
編著者	鈴木徳雄 ・ 徳山寿樹 ・ 松澤浩一 他		
編集機関	児玉町教育委員会		
所在地	〒367-02 埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368番地 TEL 0495(72)1331		
発行日	1997(平成9)年3月28日		

フリガナ 所収遺跡	フリガナ 所在地	コード		北緯 (°'")	東経 (°'")	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
		市町村	遺跡					
ショウゲンツカヒガシ 将監塚東 イセキ 遺跡	コダマダン コダマナオオアザ 児玉郡児玉町大字 シモマ シモアザキタハラ 下真下字北原ほか	113824	022	36°12'59"	139°8'50"	19920710) 19930131	800	県営 圃場整備
ヒラツカイセキ 平塚遺跡	コダマダン コダマナオオアザ 児玉郡児玉町大字 シモマ シモアザヒラツカ 下真下字平塚ほか	113824	024	36°12'41"	139°12'41"	19870731) 19880303	1,400	県営 圃場整備
フジツカホリムカイ 藤塚堀向 イセキ 遺跡	コダマダン コダマナオオアザ 児玉郡児玉町大字 ヒルカワアザフジツカ 蛭川字藤塚ほか	113824	017 018	36°12'47"	139°9'8"	19890605) 19900131	3,064	県営 圃場整備

所収遺跡	種別	主な年代	主な遺構	主な遺物	特記事項
将監塚東 遺跡	集落	縄紋中期	竪穴住居 1	土器	将監塚遺跡の一部
平塚遺跡	集落	縄紋中期	土壇 3	土器	焼土を伴う土壇
藤塚堀向 遺跡	集落	縄紋 後・晩期	竪穴住居 1	土器・土製品・石器	遺物包含層

児玉町文化財調査報告書第26集

将監塚東・平塚・藤塚遺跡

町内遺跡発掘調査に伴う発掘調査報告書21

平成9年3月19日印刷

平成9年3月28日発行

発行者 児玉町教育委員会
埼玉県児玉郡児玉町大字八幡山368

印刷所 たつみ印刷株式会社
埼玉県深谷市東大沼356

